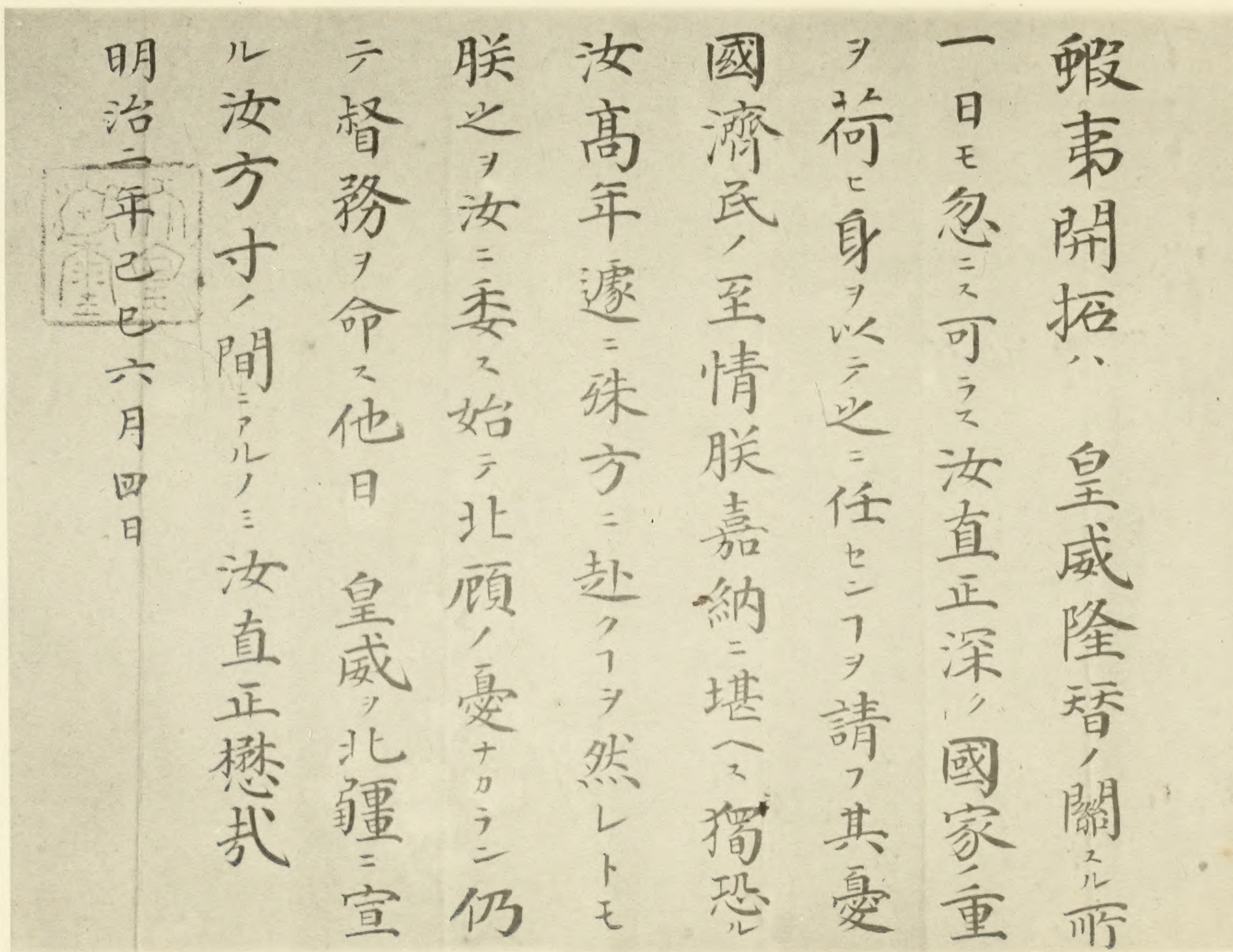
第六巻誤植訂正

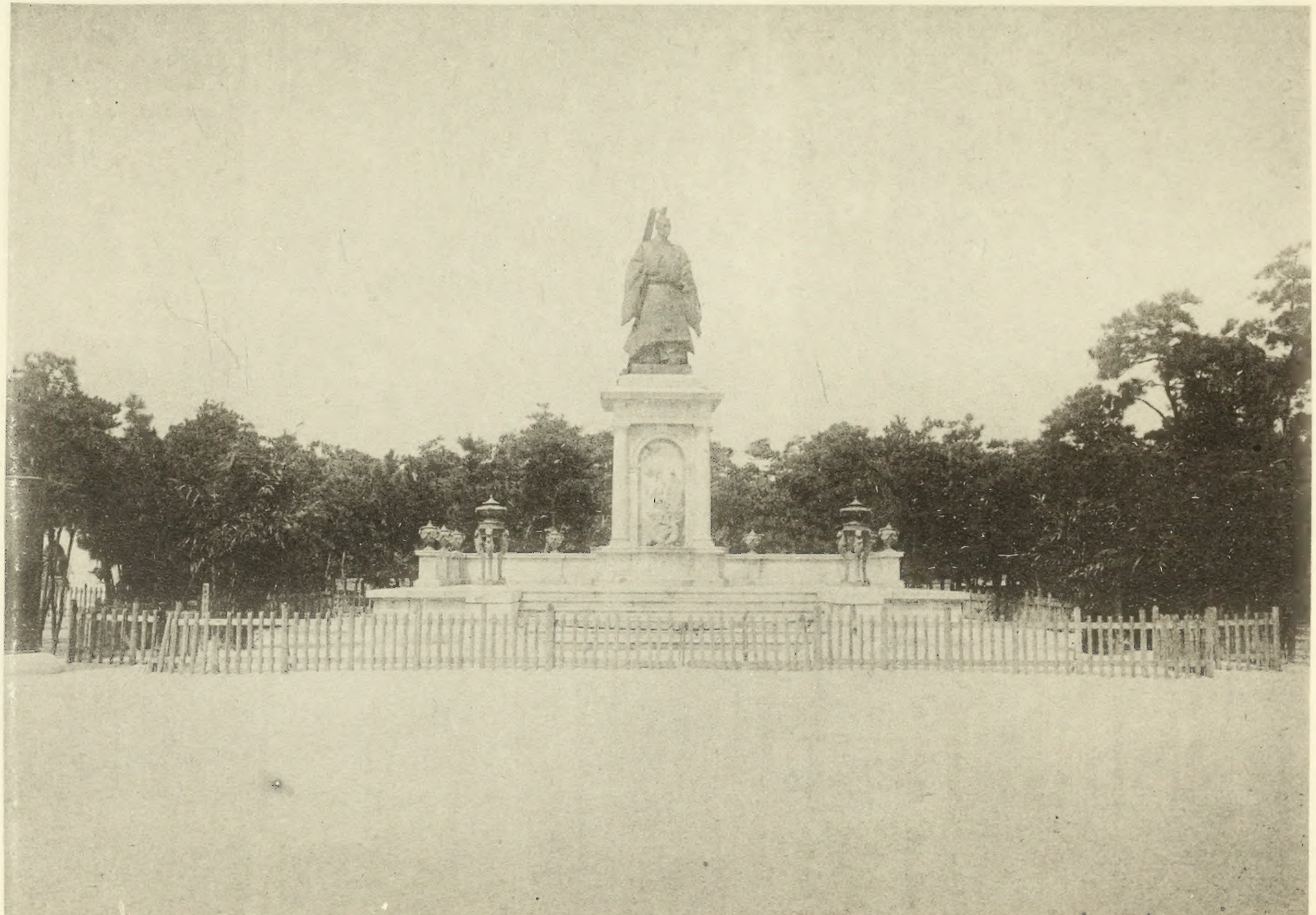
頁	行	誤	正
二一	一〇	ハリイ	ヘンリ
一〇一	一一	ロッセ	ロッセス
一〇八	七	松村	松林
一五七	六	考悌	孝悌
二三六	一三	前島	前山
二八五	五	杉浦郡	松浦郡
二九六	六	茂昌	茂信
三五九	一四	郡政局	郡務局
三七二	四	十郎左衛門	十郎右衛門
四一三	三	藩聽	藩廳
四四八	七	風北	北風
五三一	五	貝之進	貞之進

鍋島直正公傳

第六編


蝦夷開拓ハ　皇威隆替ノ關スル所
一日モ忽ニス可ラス汝直正深ク國家ノ重
ヲ荷ヒ身ヲ以テ之ニ任センヿヲ請フ其憂
國濟民ノ至情朕嘉納ニ堪ヘス獨恐ル
汝高年遽ニ殊方ニ赴クヿヲ然レトモ
朕之ヲ汝ニ委ス始テ北顧ノ憂ナカラン仍
テ督務ヲ命ス他日　皇威ヲ北疆ニ宣
ル汝方寸ノ間ニアルノミ汝直正懋哉
明治二年己巳六月四日

明治天皇ノ勅書



鍋島直正公銅像



東京麻布賢崇寺鍋島直正公ノ墓



春日山鍋島直正公ノ墓



古川松根銅像



大隈八太郎（侯爵重信）



副島次郎(伯爵種臣)



大木民平（伯爵喬任）



江藤新平



佐野榮壽左衞門（伯爵常民）



眞木長義（男爵）



中牟田倉之助（子爵）



栃木縣今市町如來寺境外
舊佐賀藩戊辰役戰死者墳墓



秋田縣南秋田郡全良寺舊佐賀藩戊辰役戰死者墳墓



福島縣若松町融通寺舊佐賀藩戊辰役戰死者墳墓

鍋島直正公傳第六編

目錄

第六編　大政維新

第九十章　江戸開城

第三十一巻　東北征定

第三十三卷　文明知識の開拓　自明治二年十月至同十二月

第九十七章　北海道開拓、京濱鐵道敷設

第九十八章　東京佐賀の文明開誘

第九十九章　皇政一統の業を定めて致仕す

第三十四卷　公の薨去……五六七

鍋島直正公傳第六編目錄終

鍋島直正公傳第六編

侯爵 大隈重信監修
文學博士 久米邦武編述
文學士 中野禮四郎校補

第六編 大政維新

第二十九卷 將軍政權返上

第八十五章 兵庫開港問題

孝明天皇崩御

慶應三年丁卯、公年五十四歲なり。

編者曰く、是年は、時局迫りて幕府大政を奉還し、皇政維新となる社會大

轉運の時機にて、公の公卿、幕府、諸侯と直接に機密の相談をせられし極めて緊要なる年なれども、其事の多くは、公一人の心衷より出で、國政の機密に與かるものと雖も關知するを得ざること多く、文書の上には更に徵すべきことなきを以て、編者が親しく公の左右に侍して見聞せる言語竝に擧動を記し、以て此際に於ける公の心理的作用の如何を知るの一助に備ふべし。

正月公病蓐にありて年を迎へらる。去年十二月天皇は疱瘡に感じて御病勢次第に險惡に赴かせられ、二十五日御年三十六歳にて崩御し給へり。されど喪は暫し之を祕し、歳末に至りて發表せられぬ。佐嘉には、年始三箇日を過ぎし頃より崩御の噂ありしが、軈て其飛脚到來したり。公は前述の如く、至尊に對しては陰にても毫も恭敬の儀を失はず、近年病氣のために、平常は奥に安居ぎ、時には横臥しながら、側頭、近侍長等が政務の書類を申讀するを聽かれたりしが、事の至尊に係るあれば、直に讀み止めしめて起坐し、侍婢を喚んで袴を取り寄せ、かくて之を穿ち、著座したる上、改めて讀めと命じ

公病蓐に崩御の報を拜して食に腥を斷つ

て申達を聽取せられたり。かゝること數回ありければ、後には、文書中、事の至尊に係るあらむか、豫め其由を申し入れ、公は必ず衣袴を正して端坐せらるゝを例としたりき。今度大喪の報を申し來るや、公の病蓐に臥せられしにより、如何にすべきかと躊躇したりしが、遂に其意を洩らすに及んで、公は直に袴を命じ、これを著けて座褥に於て端坐し、崩御の凶報を謹んで聽き、痛く哀傷ありて、以後は喪に服するにより、食饌は精進たるべしと直に命ぜられたり。されど公の宿痾治療には、營養を十分に攝取する一方あるのみなれば、近侍等は爲めに痛く心配し、醫師と相談して、精進の調味も勉めて滋養物を選進し、食餌は病體に取りて藥同然の物なればと深き注意を拂ひたりしが、兩三日を經過して公の衰容更に加はるに至り、左右皆如何にすべきかと心遣ひたり。時にかの古川與一教へて曰く、江戶にて精進料理といふは、外面全く爾か見ゆれども、調味液なる液漿（たし）には、腥羶を感ぜぬ鰹節鷄卵の如きを加へてあり、よりて、却て他の調味よりも滋味あるものとす、雞卵の如きに至りては、菓子の之を用ゐざるは稀なりといふべく、精進に用ゐて怪しま

公衰容を增す

ぬものなれば、暫く之に倣ひて、液漿に含滋養物を加味すべしと。よりて姑く之に從ひしが、日を經て、營養增進のため精進を止められん事を言上したりき。されど猶公の肯んぜらるゝところとならざりしにより、古川責任を負うて魚鳥の肉汁を少し加味し、以て一時を彌縫しゐたれども、衰弱はますます加はるが如く見えたり。後に思ひ合すれば、精進の調味とてさまで營養の不足なるものにもあらず、寧ろ先帝晏駕を切に哀傷せらるゝ結果、神經の刺戟極めて强きを致し、よりて衰容を增されたるものゝ如し。かくて居ること三週日ばかりの後、顏色は猶勝れざりしも病蓐を離れらるゝに至れり。

此間病蓐にての聯作の長律に、

殘燈無レ燄夜蕭然、寒力稜稜釀レ雪天、一世疎狂老風漢、滿襟花月小神仙、細泉冰合晝眠穩、南舍簾疎梅氣穿、擲盡平生軒冕累、白雲堆裏託二殘年一。

雙髩霜侵面骨衰、動レ人氣燄異二前時一、賞二花嵐峽一都如レ昨、衝二雪鞍山一亦一奇、跨レ馬伏波身老矣、耽レ詩彭澤病支離、連句風雪寒威灑、衾裏屏藏縮若レ龜。

是によりて如何に公の意氣の銷沈したるかを察し得べし。壬戌以來、公は

帝の厚き値遇を蒙り、嵐峽鞍山等に遊び、先帝との間に暗に默契する所あり、遂に公武の合體を成就して宸襟を安んじ奉り、武事は武家に委任して政令を一途に歸する方針を立てられしを以て、爾來先帝は一圖に其方針を執りたまひ、後に公卿間に議論の動搖ありたるに拘らず、猶依然幕府に御委任ありて變じ給はず、幕府及び會桑等は其御信用ありたるに因り僅に其職にあるを得たるのみとの世評を聞くに至りし程にて、今度の諸侯會議の開催の如きも、公は上京して先年來の緒を紹ぎ、以て此際に處する所あらんと欲せられしに、圖らずも俄に此大喪に會はれたることゝて、其落膽や推知すべきなり。されば一時非常の衰弱を呈せられたるは當然といふべく、其は當座の現象に止まりたりし觀ありたりとはいへ、公が有爲の氣魄の爰に痛く挫折せられたりしは、亦爭ふべからず。

かくて京都には九日祐宮睦仁親王御踐祚あり、御年十六、關白二條齊敬公攝政となる。是を明治天皇とす。

時に佛國の萬國博覽會參加のため、我藩の佐野常民等去年の暮より彼地

に渡航せしが、幕府にても亦去年の暮に、外國奉行向山隼人正を佛蘭西公使に命じ、將軍の弟德川民部大輔昭武を將軍の名代となし、調役組頭田邊太一を公使の書記官とし、以て萬國博覽會參加を兼ねて佛國に派するに決し、彼等は正月二日、佛國の郵船に乘りて、横濱出發彼地に赴けり。

將軍の內使永井玄蕃頭來る

慶喜將軍は二條城に在りしが、是時の問題は長州處分と兵庫開港とにありて、何れも今度の諸侯會議に於て決定する事となり居たりしなり。然るに折しも先帝の大喪に會し、京師の光景暗澹として人心の疑懼甚しく、將軍亦其頼みとするところを失ひたるが如く、而して薩長及び土佐の策士等が倒幕の議は、いよ〱蔗を噛みて佳境に入りたり。

是月下旬慶喜將軍は、最も信任したる若年寄永井玄蕃頭尙志を佐嘉に特派して公に問はしむる所あり。永井の吳服町本陣に到著するや、公は二十八日病を勉めて例の欄干莊に赴いて面會あり、永井は將軍の直書を呈す、其

慶喜將軍公に上京を促す

文左の如し。

近年國家多事相成、當今之形勢、外に西洋各國、內者毛利家、內外之所置至極切迫、不肖之身大任難ㇾ堪候に付、將軍職之義者前以堅御斷申上置候處、從ㇾ朝廷厚御沙汰之次第も有ㇾ之、此上御辭退難ㇾ申上場合に立至り、難ㇾ擱御請申上候付而者皇國內外之艱難一身に差湊ひ、偏に覆餗之恐獨身擔當難ㇾ相成、賢侯輔相之力を以、內外之事公平至當之處置施行候旨、朝廷にも申上、衆諸侯上京之義　御沙汰にも相成候處、追々遲延相成居候折柄、今般之御國喪絕ㇾ言語、實々皇國之大變日夜憂懼、益以急に高識承度、殊に其許に者先代にも厚御眷顧被ㇾ成候付、旁諸般懇切相談申度候間、早々上京之義、日夜屈指相待候、永井玄蕃頭申含候、不盡。

正月十八日

閑　叟殿

此書面にある如く、長防の處置、西洋條約は表面の大事なれど、裏面の苦痛たる親王將軍說の公卿の間に動けるは、卽ち公卿諸藩の有志者が企圖する陰

謀の發現にして、從つて召集せらるゝ有力諸侯の意思も、其歸著する所は略ぼ推知せらるゝなり。親藩の春嶽侯だに、將軍宣下は朝廷の思召に任すべしと言ひたりし程なる以上、一意幕府に御委任あらせられたる先帝の登遐は、幕府の依據するところを奪ふに等しく、實に此文言にある皇國の大變とは寧ろ幕府の大變にして、日夜憂懼といへる意の焦點は、此にありとも謂うて可なるべし。

幕府の公招致の理由

公は才力縱橫、人に接するや談論風發して當るべからざるに似たりと雖も、實は資性甚だ懇切に、男女を問はず、其何事をも委曲に心配し、嬰兒も猶近づき易きを覺ゆる底の極めて溫和なる性格なりき。是、其大政治家なりしところにして、激論の盆〻沸騰する當時に於て、幕府は外藩中特に公の宏度に深く信賴しゐたり。さて先年幕府の召集したる有力の諸侯は四五名に過ぎず、而も其時とても、幕府は國家の大政の諸侯にて決せらるゝを甚だ好まざりしに、朝廷より政事御委任の命を受けたるより、遽に始めて本意を遂げ、よりて力を量らずして諸侯を壓迫せんと欲したりき。されば其失敗に歸

公の本心

して、今日再び全國の諸侯會議を召集せざるを得ざる時宜に立ち至りたりとはいへ、猶長防關係の諸侯てふ名義を以て、たゞ西國の大藩をのみ召すことに止め、それも實は表面の形式にて、僅に二三の藩と相結び、此度は必ず公を上京せしめ、其名望を假りて諸侯を納得せしめ、因て以て出來得る限り幕府の存留を企畫すべき意にてありたるならん。永井玄蕃頭は、安政の初め目附として勝麟太郎以下の海軍傳習生を監督して長崎に下り、且つ久しく滯崎したることあり、卽ち公に親近したる人とて、是日の談も稍〻熟するところありたるべく、更に一日を隔てゝ公は再び欄干莊に往いて面會し、委しく意見を答へられたりき。尤も此事は口耳相傳へたる大祕密にて、公にも亦他に洩らさるゝ必要なければ、誰も之を知るものなし。されど、問題は前に推測するが如く、幕府の存續に關する事に及びたるべく、而して公の本意の存するところを言はむか、既に前度の御委任を受けて、職責を擧ぐる能はず、自ら長防の處分に失敗して全國の諸侯に威信を失ひたる以上、春嶽侯の論ぜらるゝ如く、強藩の士をして、朝廷の命には服すれども、幕命とあらば抵抗

せんといふに至らしめたる今となりては、全國人心の歸嚮に順從し、國家の爲めに政權返上の擧に出づるを至當とすといふにあるべく、席上斯かる相談にも及ばれたりしならん。蓋し方今外國の形勢に處すべき一途は、幕政を廢して天皇政治の下に國威を宣揚するにありとは、世界の通義として動かすべからざる事なりと雖も、之が實現に當りては、今の公家輩などのよく し得るところにあらず、乃ち其過渡の難局に處して如何なる態度を取るべきかとて、時期の熟成と、當來の政體とに苦心焦慮せられゐたりしが、當時の公の意衷なりしなり。永井玄蕃頭の來藩の、將軍大政奉還の動機なりしことは、後に至りて尙之を徵するを得べし。

日峯神社二百五十年祭

日峯社の祭禮と諸催の許可

今年は日峯公の二百五十年に相當するを以て、其祭典を行ひ、城下の市中十五町に對し、疲弊を來さゞる程度の下に、抽籤を以て、半は棧敷を設けて鳴物の囃子をなし、半は接待の水茶屋を設くるを許可せられたり。市民は之

を聞くや、大に歡喜して其準備をなし、月の四五日より松原社前の新馬場にその建設に著手したり。　公は河を隔てたる侍醫松隈玄南の宅に近侍を到らしめ、其狀況を目擊して報告せしめられしかば、近侍の兩三人は交代に往いて狀況を覽、聞見の次第を奏上したりき。　松隈宅の裏に當る地は、佐嘉に於ける最貧の町とて、半は家屋造作の日雇、を渡世とする者にて充たされたる寺町の接待茶屋敷地に割り當てられたりしが、該町民は之を建つとて、材木屋よりは材木を、荒物店よりは藁繩の束ねたるを借り來り、柱木を地上より縱橫に架設し、それに丸太を縛りて軒となし、桷を竝べ桁を構へ、一本の釘を用ゐるなく、すべて繩を以て緊縛し、木材は之を切り斷る事なく、繩盡くれば他の繩を繫ぐ等、要するに後に解き離すに至りても完全に復舊するやうになし置き、斯くして遂に堅牢なる二階屋を構成し、其幹柱を交架したる上には、葉靑き杉の小枝の竹にて適宜に縛りたるを施し、又之を小繩にて柱桷の外面に縛り附け、以てその外面を掩ひ、內部の天井亦紅白の木綿を借り來りて之を縱橫に編みて張れるなど、一日を終へざる間に淸く涼しげなる接

目附等朝令暮改す

待茶屋を作りたり。祭了れば凡て元の如くに解き離して夫々の店に返附すべく、竹代位の損失にて事濟み、貧乏町にはそれ相應に入費を要せざる工夫にて、其計畫甚だ神妙なるものありしかば、この報告を聞かれたる公の喜びは一方ならず、佐嘉は町ものまで智慧あり働きありと稱嘆せられたり。又、長瀨町の囃子棧敷は、鑄損じの青銅大砲を持ち來りて床下深く埋め、其に丸き堅木の心棒を嵌し、因て棧敷に廻舞臺を作り、周圍には紅白の木綿を張りて極めて美麗に裝飾したりとの報道を聞かれ、長瀨町は銃砲製造に巧者なるもの多ければ、流石は思ひ附いたり、之を用ゐての廻舞臺の意匠は甚だ非凡なりと嘉せられ、其夜は自らも微行して建設の中を巡視し、市民の嘻々工事に働ける狀を見、喜悅ありて歸城せられたり。

其後又近侍の來り報ずるやう、斯くまで歡喜を以て市民は工事に當りたりしに、本日俄に頓挫して工事も停止せられ、新馬場には人影少なくして火の消えたる有樣なり、蓋し過般囃子の許可ありたるを以て、或は廻舞臺まで作りて踊を仕込み、或は他に場所を設けて輕業芝居をなすべく稽古まで爲

しゐたりしに、突如目附等來りて三味線、笛、鼓、太鼓にての囃子の外に、諸藝の開演を一切停止し、犯す者は縛るべしとて、棧敷の設備を嚴に檢查したるにより、此に至れるなりと陳じければ、公の是までの笑顏は俄に失せ、怫然色を作して、政府の者は、河內上總を始め、政治の一張一弛といふを知らざるか、平常之を張るも、時には之を弛め、弛めて而して後に復之を張るべきに、囃子の唄を許して舞踊を許さずとは、張弛の半をなすものにして、その何れにも當らず、却て人民の恨を買ふに至る、一たび弛めたる以上、歌舞の範圍は彼等の自由に任せ、政府は唯其非違を警察せば足る、此見易き意味をも知らぬかと罵倒せられ、終に、此處にて話すも詮なきことなり、誰にてもあれ正面より予に告ぐるものあらばと呟きながら奥に入られたり。　此事誰が洩らしたりけむ、翌朝御側頭本島藤太夫公に謁見するところありたるが、後近侍數人例の如く往いて松原社前を過ぎたるに、設備の景況前に倍するものあり、市民盛に建設をなしゐたり。　斯くて欄干御茶屋の前なる廣場に輕業芝居等の棧敷を掛けたりしかば、之を聞かれたる公は大に喜び、自ら少子の尙丸を作

ひ微行して其間を廻り、斯樣な時には輕業も見るべし、芝居も見るべしと言はれたり。欄干莊前に掛けたる芝居棧敷は、公の棧敷を憚りて程遠く設けたりしが、公は、此土居の處に近く設けさせよ、見勝手あしと命ぜられ、その當日には自ら宏姬、禎姬、尙丸の諸子と共に棧敷に重詰の辨當を開いて見物あり、又步して新馬場の囃子と接待茶屋とを廻りて打ち興ぜられたり。芝居興行は久しく禁ぜられたるところなるが、由來佐嘉にありて歌舞伎の藝を專習する俳優は、鉢叩き念佛の信徒にて、古來念佛踊を爲したるもの丶子孫に外ならず、卽ち特殊部落を成したる賤民にて、竹細工を業とし、平常茶筌を作りて城下に配る特許を受け、其報酬を得て生活費を補ひ、由緖の田地を耕作したり。市民は是を『たゝき』と稱したりしが、その遺傳的に踊り、歌舞伎の藝を習ひ、芝居を演じ來りたりしより、佐嘉にては俳優を河原者とはいはずして、演劇を呼んで『叩き』の藝といへり。かくて元有名なりし立役女形などの廢業しながら猶存在したる者等は、今度の祭禮に出演すべく、一箇月以上の月日を其溫習に費して、其日の至るを待ちたりし事とて、突如殆ど停止と

ならんずる嚴達に會しての失望は言はん方もなかりしに、今俄に許可の命に接したる上、更に舞臺を公の御棧敷近く設けよとの命ありたる事なれば、彼等の喜びは一方ならず、特にかゝる思召のすべて公の意衷に出でたる由の漏傳ありたることゝて、當日は一座盡く必死の力を致して演じたれば、其出來は意外に良好なりけり。

斯くて許可の日限も已に盡きんとする八日の午後、公も例の如く欄干莊に到りて例の棧敷に上られしに、日沒前俄に騷動を起し、長瀬町の者ども東の端に接待茶屋を構へたる紺屋町の處に暴れ込みたりとて、群集忽ち噪ぎ立ちたり。紺屋町は佐嘉の東にありて戶數最も繁く、勞働の貧民多くして、亦最も市中にて人氣の荒き町なり。火災には、丸に一文字を赤き澀塗の紙にて張り、之をその標となして纏を推し立て、消防は日の本一と稱へて、佐嘉第一の働きをなす町柄と評せられしものなり。公曾て微行して其住民の親子喧嘩を見られし事もありたる程なれば、此騷ぎを聞かるゝや、長瀬町は銃砲製造地とて喧嘩に方りても勇氣あるもの多かるべし、あの紺屋町に仕

掛けたりいへば、早く死傷の出來ぬうちに制し止めよと命じ、元來佐嘉人は勇氣に過ぎ、喜ばしむれば喧嘩するによつて世話が燒ける、然し勇氣と智慧とあらば是より亂世となるも賴もしき限なりといふて歸られたり。公は病後更に衰容を加へられたりとはいへども、其氣象の依然として快活なりしは、概ね此の如くなりき。

兵庫開港に關する幕府の諮問

幕府の兵庫開港に關する意見諮問

是より先き二月の末に、幕府には兵庫開港についての議動き、老中より左の書付を渡さる。

先達而條約　勅許之節、兵庫表開港者不相成旨被仰出、其後得と御熟考被爲在候處、右者兼而期限も有之、今更條約御變更者不容易筋に而、皇國之御威信難相立候に付、開港御許容之義可被仰立思召候。　就而者見込之趣も有之候半者、以書中早々申聞候樣可被致候事。

別紙

兼而上京被仰出候處、著京之上者見込御尋可被成思召之處、追々延引相成候故、御急之廉而已御書付を以御尋被成候間、三月二十日頃迄に以書面御答可申上候。尤右に而上京之御用相濟候譯に而者無之候、何れも早々上京候樣御催促被仰出候事。

此達は三月に入りて佐嘉に到達しければ、左の書付を差し出さる。

兵庫表開港之義に付見込之趣候半者申上候樣奉畏候。右者條約勅許之節不相成旨被仰出候御義極而深遠之　叡慮可被爲在奉恐察候。尤條約御變更者不容易筋に而、皇國之御威信にも相拘候御事之由、是又無御餘儀御事歟と奉存候。就而者見込之次第も有之候得者、則可申上義に御座候得共、兼而不束之私、殊に大病後猶更精神衰耗仕、中々如此大事件抔考付候義も無御座候。孰れ篤と御熟慮被遊度奉存候、此段御尋に付奉申上候。

三月七日　　　松平閑叟

此答書を認められたる七日は、我佐嘉にて、日峯公の二百五十年祭行はれし當日なりき。

公は、平生、天下の政事、或は藩政に係る事は、左右に對しても之を口外することなく、常に沈默せられたりしが、長州再征の頃より、其等の內容に亙る事をも史論に託して往々洩らされ、因て聽く者は、稍〻神經衰弱の兆あるにやとの感を抱くに至りたれど、然も猶朝廷幕府の機密に關する事は少しも口外せられず、只藩政についてのみ、時に嗟歎の聲の出づることありき。或日、漢高祖の、未來の宰相を選まんとして、陳平は才餘りあり、周勃は重厚にして文少なし、然れども劉氏を安んずるものは必ず勃ならんと言ひたるを擧げ、今政府の河內殿（宗室に對しては陰にても殿と稱するを習法とす）は其智は餘りありと言ふを得ず、翩々たる佳公子ながら遂に活氣に乏し、上總は木强堅實の武人なれども亦安危を託し難しと言はれしは、偏に變化騷亂の機に臨みて之に堪ふべき人なきを慨せられたるものゝ如し。

此の如く、公は一方松原社の新馬場に市民を懽喜せさせんとせられつゝ、他方幕府に差し出すべき答書を起草せられたりが、元來兵庫開港は非常の難問題なるため、慶喜將軍は三月五日に至り、更に朝廷へ左の建言書を呈し

将軍兵庫開港を奏上力説す

條約の不履行を否とす

たり。

一昨丑年十月中條約勅許之節、兵庫は被止候樣御沙汰之趣、早速外國人へ可申渡之處、左候而は忽及瓦解、折角平穩之御趣意も水泡に可相歸、且一旦取結候條約相變候はゞ唯々只信義を萬國に取失ひ候而已にて、所詮可被行義に無之、其段深く心配仕候得共、一時切迫之情態御諒察之上條約勅許被爲在候義、尙又彼是申上候義も斟酌可仕筋に付、先其儘御請申上置、篤と熟慮可仕奉存候折柄、長州事件差起り、引續故大樹及大故、遂に開港期限差迫り、各國より者段々申立候條件も有之、右に付猶再應熟慮勘辨相盡候處、條約變更之義強て施行仕候得者、必定義理曲直之論に及び、大に不都合相生、詰り百萬之生靈徒に塗炭に苦み、皇國之御浮沈にも相拘候樣可成行者目前に有之、右樣之形勢に立至候上、無據條約履行候而者、實に御國體御威信とも總而不相立、於職掌最不相濟次第、殊に堅艦利器彼所長を採り、皇國之富强を計り候は今日之急務に候間、何れも開港可仕者至當之義に有之、然に今更彼是申斷候半者、是迄苦心仕候富强之術も一時に盡果可申、且條

自然の大勢に従うて兵庫を開港すべし

約之義者各國交際之基本に而、永久不易之規則無之候半者、大は小を凌ぎ、强は弱に被制候樣可相成、西洋諸國大小强弱者御座候得共、全く信義を重じ條約を遵守致候に付、凌奪併呑之患も無之、夫々立國罷在候事に而、條約之守否者國之存亡に相拘候義に御座候得者、旁以一旦取結候條約者、是非遂行不申候而者難相叶奉存候。就而者被爲於朝廷候而も、右之事體篤と御勘考被爲在候樣仕度、自然利害得失如何と被思召候義も御座候半者、叅內之上巨細言上可仕と奉存候。將又宇內形勢變遷之義、追々申上候通に御座候處、古今之情態猶篤と考究仕候得者、萬國森列土地風俗之異同者有之候得共、齊しく天地之化育を受、今日其生を遂げ其死を全く致候に於ては、素より彼此之別無之、既に民生同胞に有之上者、隨而信義を通候者天地之正理に候處、皇國は環海之御國柄を以、坤輿中東西要衝之地に相當り、卽今海外諸邦追々相開、萬國比隣自在交通之砌、獨舊轍を墨守、萬國普通之交接不致候而者、自然之大勢に相戾り、不容易禍害頓に可相生奉存候。因而者形勢の變易方今之機會に候間、四海兄弟一視同仁之古訓に御基き被遊、

天下と共に御更始被ㇾ爲ㇾ在候樣仕度奉ㇾ存候。左候得者是迄之陋習一洗、數年を不ㇾ出富强充實致し、皇國之御武威彌增皇張、奉ㇾ安二朝意一候樣盡力可ㇾ仕奉ㇾ存候、此段奏聞仕候、以上。

三月五日　慶喜

外臣將軍の態度に感歎す

朝廷には容易に先朝の旨趣を變じて勅許あるべくもあらず、因て時日を與へて諸侯會議の結果に待たずんば不可なるものありたれど、外國公使は、兵庫開港、大阪開市の期限の本年なるより、之を督促する頗る急にして、ために之を許さずんば、遂に各國に信を失ふに至るべきを以て、此の如く世界の情理を盡して建白に及びたるに外ならず。　されば又一方には、下旬に至り、慶喜將軍自ら大阪城に於て佛國公使リオン・ロセス及び、英國公使ハリィ・パークスを始め各國公使を延見し、以て國交上の親密を謀りたりき。　當時幕府は、慶喜卿將軍の任に當りてより百事大改革を行ひ、冗員を陶汰し冗事を淨洗する等、浮費虛職を省きしを以て、かの二條城にも大阪城にも、殆ど掃空人なきの觀あるに至りたりきとはいへ、一方には佛國の三兵將校教師を聘し

將軍條約變更不可能を建白して更に朝議を盡さるべしと請ふ

て、兵隊の訓練軍備の充實に勉めたりき。されば是日は奥詰の銃隊と稱する洋式軍隊を整列せしめて捧銃の禮を行はしめたりしが、公使の接待饗應には、將軍自ら勤めて懇篤の意を表せしにより、彼等も謁見を了ふるや感激して退き、ロセス、パークス兩者も皆其態度を賞讃して、是ならば日本の外交も將來有望なりといひたりと。將軍の如き日本の首班の、外國公使に面會するは、此時より始めて行はれたり。

斯くて二十二日に至り、將軍は更に左の建言書を奉呈す。

兵庫開港條約履行之義に付過日見込之趣建言仕候處、右者重大之事件、被為對先朝候而も難被及御沙汰筋に付、尚早々諸藩見込をも被聞召候間、篤と再考可仕旨御沙汰之趣奉畏候。慶喜儀年來闕下罷在、先朝以來御趣意之程親敷相伺居、殊に一昨年之御沙汰も御座候上者、開港等輙く建言可仕筋に無之候處、皇國之御爲利害得失勘考相盡候得共、何れも過日建言仕候通之義に無御座候而者、永久御國體難相立、輕重大小再三斟酌仕中上候次第に而、此上外に勘辨可仕樣無御座候。且一旦取結候條約變更之義者所

朝廷將軍の建白を移牒して公の意見を徴す

詮難相叶時勢に御座候間、各國より申立候義有之節者、過日建言之趣意を以夫々申立置義御座候。尤打續國事多端之折と者乍申、重大之事件に付聊も不打捨、何とも取計不申候而者不相濟義に御座候處、其迄段々遷延仕居、今更彼是申上候段、對朝廷深恐縮之至奉存候。就而者前件之次第、國家御安危之界に付、幾重にも一身に引受御斷可申上奉存候。右之情實篤と御承知被為在、當今一應被盡朝議候樣仕度、此段御尋に付重而奏聞仕候、以上。

三月二十二日　　慶喜

此再度の建白書は、傳奏より公に其寫を差し廻して、左の通り達せらる。

今度開港之義別紙之趣從大樹建言候、然處一昨年十月三港勅許之節、於彼地者被止候御沙汰も有之、不容易重大之義に付、早々上京、見込之趣無腹藏言上有之事。

但所勞にて彼是隙取候半者、見込之趣先以書面來四月中可有言上候事。

時に冷温變化の氣候となりたるを以て、公は上京以前に宿痾を療養せんと

公の奏上

欲し、例の柄崎溫泉に入浴し、此度は途を枉げて秀津に一泊し、鹿島の有德院に詣で、備中守が高津原の館に入りて一泊し、鹽田を見て柄崎に到り、滯留二週日の後四月十三日に歸城ありしが、其時恰も此移牒到著したりしを以て、傳奏衆に左の書付を差し出されたり。

今度兵庫開港之義に付、早々上京、見込之趣無腹藏言上候樣、但所勞に而彼是隙取候半者、先以書取當月中言上候樣御沙汰之旨奉畏候。就而者早速上京別紙之趣言上可仕之處、先般より申上候通之病累于今不得清快、近來者猶又時候に相障、急速之上京何分不任心底候に付、誠に以恐縮之至御座候得共、別紙書取奉申上義御座候、以上。

四月十六日　　肥前前中將

別紙

今度兵庫開港之義別紙之趣從大樹建言候、然處一昨年十月三港勅許之節、於彼地者被止候御沙汰も有之、不容易重大之義に付、見込之趣無腹藏言上候樣御沙汰之旨奉畏候。抑先度三港勅許之節、於兵庫港者被止候御沙汰

兵庫開港と時人の解釋

之旨、極て深遠之　叡慮被ㇾ爲ㇾ在候御義と奉㆓恐察㆒候。就ㇾ右今度別紙建言之趣是又無㆓餘儀㆒事歟と奉ㇾ存候。就而者見込之次第も御座候得者則言上可ㇾ仕義御座候得共、素より陋劣無識、殊に大病後猶更精神衰耗仕、中々如ㇾ此大事件抔更に考付候義も無㆓御座㆒候。乍ㇾ恐孰れも篤と被ㇾ爲ㇾ盡㆓朝議㆒至當之御所置被ㇾ爲ㇾ在度奉ㇾ存候、此段奉㆓申上㆒候、以上。

四月　　肥前前中將

兵庫開港の止め難きは、必ずしも智者を待つて後に知ることならざるに、極めて深遠の叡慮あらせらるゝ事と恐察すれど、建言の趣も餘儀なかるべく、中々大事件とて更に考付も無ければ、篤と朝議の至當を盡されたしといへる公の答申は、餘りに愼重に過ぎたる言分に似たり。されど去々年四箇國公使搭乘の軍艦神戸に入港して條約勅許を迫るや、家茂將軍辭表を呈するに至りたる末、漸く條約は勅許ありて、唯特に兵庫のみを差し止め置かれたる次第なれば、事は將軍職の存廢にまで關係したるものにて、中々の大事件たらずんばあらず。諸國親睦を要とする世界の通義より言へば、兵庫開港

の如きは、當時に於ても既に論なきことなれど、我國情はその然るを許さゞるものあり、曩の條約勅許の如きも、脅迫せられて已を得ずその處置に出でたるものなれば、畿内附近に外國人を近づくるは、初めより容易に許すべからざる事たりしなり。されば今や兵庫の砲臺成り、軍艦亦繫がれて危險の虞なきに至りたるが如しと雖も、之を要するに、鎖開の國是すら未だ定まらざるのみならず、今度諸侯會議を召集して、此根本の主義の尚未だ議定せられざるうちに、更に近畿に於ける開港場設置を餘儀なくせらるゝは、國威に關する大問題にして、局外より之を考ふるも、亦容易ならざるものあり、即ち公の厚く朝議を盡されたしと言はれたるは、亦所以なしとせざるなり。是年七月英國公使書記官なるサトーは薩摩の西郷吉之助に對して、英國は、日本皇帝の政柄を握りて諸侯を統率せられん事を願ひをれども、京都にありては更に其企なきのみならず、同地に異人の入るを汚はしとする說盛んなる由聞き及べり、果して然らば相濟まぬ次第といふべく、萬國に對せられて確乎たる政見を定められずしては、交際に相成らずと語りたりと。此言に

英使書記官の談柄

據りても、當時猶朝廷に於ては、外國を夷狄視して嫌忌せられたる事情ありしを察するに餘りあるべし。斯かる事情なるを以て、是迄の對外的處置は、詩に所謂今日一城を割き、明日一城を割くの類にて、只脅迫に堪へかねて自ら好まざる事を敢てし、更に將來を見るなく徒に舊習に沈溺したりしものといふべく、果して然りとせば、公の答申の如きは、早く此に覺醒して、厚く至當の協議を盡さるべき要あるを言外に含められたるものと見るべし。

將軍政權返上の動機

京都の會議は、四月の末までに相前後して入京したる越前春嶽、薩摩久光、土佐容堂、宇和島宗城の四侯五月四日越前邸に會合して開催せられ、慶喜將軍も臨みて兵庫開港、長州處分を議したりしが、島津久光は長州の罪を認めず、幕府引責して毛利父子の官爵を復すべしといひ、將軍は之を不可とし、家老に嘆願書を差し出させて、後に寛典に處すべく、先づ兵庫問題を決し、次で長州の事に及ぶべしとなし、其議は遂に決せざりき。其後四侯申し合せて

二條城（將軍の在所）に會し、先づ國是を議定せんとて其議に掛りたりしが、意見齟齬して、調和點を得るに至らず、遂に容堂侯は他の議論を過激となし、其後は病と稱して議に臨まざるに至りたるのみならず薩藩に於ても西郷等は四藩の主張を寛に失すと論じ、久光は病と稱して會せず、かくて國是の議は區々にて路傍の室に陷りたり。但兵庫開港の事のみは、當今の時勢上、外國と親睦すべき要あるを以て之を許すに決し、二十三日朝議ありし後、翌日左の勅諚あるを見るに至れり。

兵庫開港に決す

兵庫開港之事元來不容易、殊に先帝被爲止置候得共、大樹無餘儀時勢言上、諸藩建白之趣も有之、當節上京之四藩（土佐、越前、宇和島、島津大隅守）も同樣申上候間、不被爲得止御差許相成候。

一　兵庫被停候事

一　條約結改之事

右取消之事

果然開鎖の國是は論議破裂に了り、三月に將軍の縷述したりし長文も充耳

防長處分問題

に聞き做さるゝに至りたりき。その不被爲得止の五字にて先帝の叡慮を奉葬したりしは、いかで朝議を盡したる至當の所置と道ふを得ん。かくて政權は遂に朝廷に收めらるゝに至りしも、猶國是は定まらず、明年正月外國公使よりその參內許可を迫るに及んで、公は遽に內命を受け、因て倉皇參洛、茲に始めて開國の規模定まるに至りたりき。事は次卷に記すべく、併せ看て考ふべし。

初め乙丑の政變に幕府は長州の處分を失し、只之を威嚇せんと欲して遂に兵を潰し、進退維谷まる窮境に陷りたりしかば、公は今度、將軍の更迭、先帝の大喪の併せ臻りたるを好機となし、此際從來の難問題たる長州五卿の處分を解決して、舊を棄て新を圖る所置に出づべしてふ意見なりき。或は之を永井にも洩らされたるなるべし。されど此事たる、局度ある政治家にして成し得べく、會桑閣老等の能く之を遂行し得べしとは望み難きことなれども、慶喜將軍は此機會に政局の變化を制せんと欲したりしを以て、或は公の忠告を信じたるなるべし。茲に思ひ合すべきことあり、永井派遣の正月

末、天下の大勢によりて征長解兵、五卿歸洛を朝廷より命ぜらるゝや、幕府は五卿の歸洛は之を遂したれど、長防處分には尙未練を殘して解決するに至らず、宰府の五卿亦朝命の眞意を疑ひ、且つ其頃三條卿の病氣なりしより、命を受けたるまでにて、依然滯留歸洛の機會を待ちたりきといふ。以て慶喜將軍自らには決心する所ありながら、會桑以下の執著心にて、兎角に時機を誤りつゝありたりしを推想せらるゝにぞ。

曩に永井玄蕃頭退去の後、平山圖書頭また將軍の直書を持して佐嘉に來り、欄干莊に於て公に對面し、密談時を移して去りたり。是も防長處分と兵庫開港との機密にて、二月(缺日)の事なりき。當時幕府の威信は既に地に墮ち、去年よりは薩長及び土州の志士等密に協同して宰府に聲息を通じ、幕府を倒さんとの陰謀を運らし、二三月の比は西國の諸藩に遊說しつゝありしを以て、我藩の有志士も亦是に氣脈を通じ、公の、天下の重望を負ひながら、猶觀望して起たざるを焦慮し、斯くては遂に朝廷に於ける發言權を失ふべしと慨しゐたりき。されぱかく幕府よりの密使の頻りに來るを見て、今猶佐幕

公大隈をして將軍に大勢を說かしむ

の意あるかと疑ふ者ありしが、中には又、幕府が、孤立無援の窮地に陷りて、腹心を託せんとするは、窮鳥懷に入るものにして、之を殺すは仁にあらず、卽ち幕使との交涉は、此機會を迎へて、天下に向つて權勢を爭ふ把柄となさむとするなるべしといふ者もありたり。偶〻大隈八太郞長崎より歸來し、是まで祕密を語りゐたる政府當局の鍋島河內に就きて、具さに薩長同盟の形跡等を告げ、今や政局變化の機將に熟せんとすと說きたりしを以て、河內は更に之を公に告げしかば、公より河內を以て內旨あり、曩に永井玄蕃頭來藩して、將軍已に幕府の維持すべからざるを覺悟せりと語れりと雖も、是は其關係する所至重至大とて、容易に獨斷にて決するを得ざるべく、亦予よりも慫慂明言すべき事にあらず、寧ろかゝる事は、書生の意見として、大勢の歸趨する所を開陳して事機を構成すべく、因て此際宜しく速に江戶に赴き、原市之進等を紹介として將軍に謁見し、大政返上の決心を促す手段をなすべしと含められたり。乃ち大隈は長崎に赴きて副島次郞と相談し、東上大に畫策する所あらんと欲し、會〻土州藩士後藤象次郞の長崎に來りゐたるを幸として、

その乘船朝日丸を借らんとせしに、後藤より其故を問はれ、實を告るに及びて、彼は再び閑叟公の意見は如何と問へり。よりて、公は勿論その內心あるにより存じ立てるなりといひしに、後藤聞いて、さらば予も直に土佐に歸るべしとて京都に向ひ、副島、大隈は朝日丸に同乘して發航せしに、水夫等は皆外國船に經驗なきもののみとて、出帆に際しては辛うじて運用の方を辿るを得たりしのみ。かくて隅日の地を離れて土佐沖に到るや、暴風に逢うて意の如く進航する能はず、阿波地方の見ゆるあたりまで吹き流され、漸く阿州土佐境の海岸に漂著したりしかば、浦よりは高張提灯などを點じて來り救ひ、幸にして無事上陸するを得、是より山路を間關して大阪に向ひ、畫策を潛めて空しく佐嘉に歸りたり。後、當時を追懷して、是時專ら江戶直航の初念に驅られ、一意祕策に心を碎きて他を考ふる暇なかりしかば、江戶へ江戶へと志して將軍の大阪にあるに全く心付かず、遂に其まゝ彼地より歸來したりしは、機轉の利かざる甚しきものとして、今尙遺憾に堪へざるところなりと大隈は語れり。

公上洛

第八十六章　公病を力めて上京す

公再び肥後路より上京す

五月頃より公は上京の準備をなし、六月の初め、京都に通知して、傳奏衆へ左の通り屆け出でらる。

舊冬被レ爲レ召候に付則上京可レ仕處、追々申上候通之病累精々加二療養一至二近來一少々快相成候に付、押而今日國許發足仕候、此段御屆申上候、以上。

六月十一日　　肥前前中將

此頃の事なりき、公小室に齋居せられ、編者一人を侍せしめて讀書談に清閑を銷されしが、席上、凡て先人に對する批評は、只前人の言を踏襲し、自己に確たる自信なくして漫りに是非を判じ、之を書籍にも上せて遂に衆口一致の公評をなすことの多きに語り及びけるに、編者は其一例として顏淵を擧げ、由來彼を亞聖と稱して誰も異論を唱ふる者なけれど、果して孔子に亞ぐ程

公の顏回子貢論

の偉人なりや否やは未だ其然るべき點を見出さずといひしに、公之を聞いて、『汝はまだ顏淵の亞聖たることを知らざるか、孔子の諸國を周遊して大に時の政治に爲す所あらんとするや、桓魋輩は之を妨げ、或は兵を以て脅かすに至りたれども、此際に方り、談笑これを免れたりし孔子とその胸算を同じうしたるものは、彼一人なり、看よ、孔子の匡にて兵難に遭ひし時、孔子彼の後れて至れるを見て、吾汝を以て死したりとせりと言へるに對し、顏淵の、子の在ますに回何んぞ敢て死せんと答へたるは、換言すれば、先生は生きて御座るに自分のみ死ぬ回ではなしとの意にて、横著なる言なり、是れ即ち彼が孔子とその胸算を同じうするの自信より迸り出でたる言ならずや。　子路の輩は、此の如き際に當りては狼狽す、曾て陳にあり糧を絶ちしとき、子路慍り見えて、君子も亦難に遭へば窮するかと言ひ、よりて孔子より、君子固より窮す、小人窮すれば斯に濫すと喝破せらるゝに至る、彼は勇あるのみにて智なし。　顏淵に次ぐは子貢なり、彼は智者なり、曾て孔子より汝と回と孰れか優ると問はれ、賜や何んぞ敢て回を望まん、回や一を聞いて十を知る、賜は一を

公讀書談に託して自己の態度を說く

聞いて二を知るのみと答へたりしは、その遙に顏淵に及ばぬことを知りたるものにして、流石に子貢なり、此れ彼の他の門人に優りたる所なり、しかのみならず、孔子の衞の內亂に遭ふや、門人等みな孔子の去就に惑ひ、子貢に對ひて、夫子は衞君を助けんかと質すところありしに、子貢乃ち、予之を問はんと言ひて入つて孔子に向ひ、伯夷叔齊は何人ぞと問ひ、古の賢人なりとの答を得て、猶怨みたりやと反問し、孔子の、仁を求めて仁を得たれば、又何んぞ怨みんと答へたるを聞いて、乃ち出でてさきの同門に對ひ、夫子は衞君を助けずと斷言せり。此問答こそ子貢の智の他に超越したりしを語るものにて、その顏淵に及ばざるを說いて、我は唯一を聞いて二を知るといひたりしも、亦其智の優れたる所を見るべく、實は一を聞いて五を知る程の智を有したるべし。」と語されたり。此の孔子衞君を助くるかの問答は、即ち公の將軍擁護如何を暗示せるものにして、自ら外國の大勢に順應して武臣の任を全うし、以て朝幕の間に心を盡すべきことゝ、自ら仁を求めて仁を得たりと信ぜられ、亦權勢爭奪に意なきことゝを仄めかされたるなり。かくて更に談

を進めて曰く、魯の陽貨權を專らにし、孔子を見んとする屢〻なりしに、孔子避けて嘗て逢はざりしかば、陽貨は蒸豚を餽り、以て孔子の其禮に來りたる時に捕へて之を說破せんと計りたり、孔子これを覺り、彼が不在を見計ひて禮に往きしに、はたと路上に出遇ひぬ、彼は、來れ予爾と語らんとて、思ひ設けたる難問をあびせかけ、其寶を懷いて其邦に迷ふを仁と謂ふべきかと問へり、孔子之を不可と答ふるや、又事に從ふを好んで亟〻時を失ふを智と謂ふべきかと問ひ、孔子亦不可と答ふるや、陽貨言を繼いで、日月は逝きさりて歲は我と與ならずとて決心を迫りたりしが、孔子は、諾、吾將仕とすというて別れたりき、此諾吾將仕の答の逍遙たるは、孔子の孔子たる所以にして、彼と是を同じうするものは他に顏淵あるのみ、孔子が顏淵に、之を用ゐれば則ち行ひ、之を舍つれば則ち藏む、惟吾と爾と是あるかなと言ひしは、以て彼が年少ながら門弟中特に優れたるを語るものといふべしとて、話頭を轉ぜられ、此度予は將軍よりの召命によりて上京すべきも、直に歸るべしといはれぬ。讀書談は是まで屢〻ありて時事に及びたる事もまゝありたれど、只古事の批評に

公佐嘉を發す

のみ止まり、此の如く最後に自己の身上に言及せられしことはなかりき。かくて編者は、將に來らんとする時局の大變化は、非常の人にあらずんば迚も之に處するを得まじと答へて止みぬ。　此時より公の胸中には深き決心ありしことゝ想はるゝにぞ。

六月十一日公は佐嘉を發し、今度も柳河路を取りて肥後の熊本に入られしが、時會、公の次女宏姫と肥後侯の嫡子澄之助護久との結婚の約成りて、其入輿の準備中なりしかば、彼地に一泊せられ、翌日水前寺の茶屋に到りて細川侯父子に面會し、晝食の饗を受けて互に歡を洽くし、其より阿蘇を經て豐後路を通行し、今市驛に一宿し、翌朝、竹田の中川修理大夫久昭侯の訪問を受けられて談話を交換せられ、其日は鶴崎に宿し、翌二十日に佐賀關に到り、此處に廻航せしめたる電流丸に乘船あるべき準備として、珍宮の別館に一泊せらる。

閣老書を輸して公の上洛を促す

(三)閣老の書翰佐賀關に到來す

是日幕府より松平越中守、板倉伊賀守兩人の名にて左の書狀到達したり。

向暑之砌愈御安康被成御消光抃喜之至奉存候。然者防長御所置、兵庫開鎖之義者皇國大事件に付、列侯見込をも御尋之爲被爲召、追々上京之向も有之候處、貴君に於テハ御先代以來格別御依賴被遊候に付、兩度迄も御直書御使被差遣候處、貴恙兎角御急快被成兼、御猶豫被仰立中に者御座候得共、兵庫防長兩事件に付此度從 御所被仰立候趣有之候に付て者、猶更以御相談被成度件々有之候間、早々御上京被成候樣可申遣旨被仰付候。御不快中千萬御苦勞に者奉存候得共、皇國之御爲押而御上京被爲候樣仕度、尤御長座御迷惑之趣をも御家臣より承候間、御上京之上者拙子共御旅館に罷出候共不苦候。前書之趣御家臣にも申含候間、委細御聞取可被下候、此段匆々如斯御座候、頓首。

六月八日　　伊賀守

越中守

閑叟殿

再白随時折角御自愛被成候樣奉禱候、出殿中いそぎ別而亂筆御用捨御判讀可被下候、又頓首

公の公卿觀

珍宮は珍彦(うづひこ)が神武天皇に初めて謁したる地とて、式内の早吸日女(はやすひめ)神社に名づけたる名なり。當社は佐賀關の岬角小高き處にありて眺望殊によく、公の座せられたる別館よりは、東南に伊豫豐後の海峽を見晴すべし。是日晴朗の天にて、暑氣稍强けれど、輕風徐に吹き渡り、佐賀關出入の白帆の夕陽に照らされつゝ、伊豫の島々の點々たる間を過ぎ行くは、亦大に公の吟嚢を肥すべきものありたりき。折しも編者獨り其側に侍したりしに、公は率爾として、天皇の御親政となるは寔に公正の美事なれど、公家達の政治は甚だ覺束なし、公卿は古來高貴の身なれども、久しく政事に離れ、士民に親近して事に當りたる實驗なきにより、凡て其思想叢脞にして細故に齷齪たり易く、併せて人を統御するに堪へず、されば皇政となりても、猶依然詩歌管絃を弄し

大藩大名に人なし

鞠を蹴るなどにて優遊品位を養はるゝが適當なるべく、迚も外國人に交涉して多忙なる將來の政務に當らむ事は難し、されど幕府としても亦同然なり、表面は嚴めしくして、老中などといへば如何にも偉らく見え、種々の人物集まりたるが如き觀をなすと雖も、實は盡く形式容態に止まり、當今の政局を斡旋するに足る材力のある者とては更にあるなく、淺薄なる小策を弄するのみにて、到底變化の時局を制すべき望みなしと話しかけられたるにより、編者は、五萬石十萬石の譜代家の相牽制して常規を運ぶは、守成の道にて變化に當り難し、是れ天下の有志者が、大藩大名の起つて、此時局を濟はん事を望む所以なりといひければ、公聞いて、さなれど、其大名とて亦同様なり、薩摩の先修理大夫がもし存生あらば、此際何とか爲す事を得たらんに、今や其人も亡し、今長州侯が評判なれども、予は侯と參府の年を異にするを以て、一度も直接に面會して談話を聞きし事もなければ、何ともいひ難けれど、是まで自國の士を統御せられたる其手際より見れば、迚も今日の時勢の變化を濟すには足らずと思ふと言はれ、然らば今に於て日本を興隆する人は他にな

公人材の出現を門地外に俟つ

きかと問ひしに、公は口を噤まれたりき。蓋し肉食者に人無く、舊來の位地にある者は老朽の廢物のみなるを以て、青年書生の間より起つて此局面を斡旋するものゝ出づべきを希望せられたるものゝ如し。大隈侯の話に、公或人の天下何くに定まらんと問ひしに答へて、天下に人無し、將軍も大名も言ふに足らずとありしかば、某は更に、公は如何と問ひしに、予も亦言ふに足らずと答へられ、次で、然らば天下は當に誰をか頼むべきとの問に對して、人物は意外の處より時代の要求に應じて起るものなり、歷史上偉大なる人物は門地より出でずして他より出づるを常とすと言はれたりとぞ。即ち人物は草莽の間より出づべしとの意にて、編者が正しく直接に聞きたる言と合致するを看るべし。かくて其時の公の顏色を伺ひしに、何か思考せられつゝあるが如き風ありしため、編者は詩興を催されしならんと想ひたりしに、後當日の、此桑名板倉兩閣老連名の書面の到來したる日なる事を思ひ合すに至りて、此書面について國家將來の成行を考へ居られたる折しも、予が側にゐたる故に、突然と此談話に及ばれたるものなるべしと覺りたりき。

かくて二十一日より乘船、其日伊豫海を經て、翌朝は備後三原城の前を通過しつゝありしが、其時公は甲板に上りて四方を眺望し、爽氣を呼吸せられつゝありたりしに、從士の船員等と集まりて、須磨淡路より來る潮も馬關佐伯海峽より來る潮も此邊迄進みて潤潮となればこゝぞ、卽ち瀨戶海中分の處なるといひしを耳に留められ、編者を顧みて、山陽の詩に白石洋頭叉却回とある白石洋なりと指點し、頗る氣色快然たりしが、午後又船室に一人侍しゐたりし編者に向はれ、汝は近年出版したる西洋事情を讀みたるかと下問あり、よりて得て以て讀みたる由を答へしに、西洋諸國は皆議事院を設け、全國の人民より選出したる代人を出席せしめて、其多數の決議によりて諸般の法律を立て、每年政治の綱要を定むと聞く、誠に上下の意思を暢達するに良き政體なりといふべし、されど機密の事は如何にするか、凡て國政運用に方りて最も肝要なるは機密なり、對外の事は無論、內國の機務とても、多數の代議士に之を問うて決するやうにては、機會に後れて迚も大事を成し得るものにあらず、政機は當局者の機密より出でずしては決して成就せず、機を

公機密處置の方法につき潛思す

知るは其れ神かといふ、此要を沒却しては何も皆事に後るゝものとす、西洋諸國とてもまさか政事の樞機までをも國會に問うて決するが如き迂濶の事は爲さゞるべし、されば之を如何にするにかとて、頻りに潛思の樣子なりき。　此時西洋の政體を略記したるものには、瀛環志略、聯邦志略、英政如何、及び萬國公法等數種の譯述ありしが、機密の行政の本能たるは言ふまでもなき事とて、更にかゝる贅記をなせるはなく、よりて編者も之を答ふるを得ずして談は其まゝに止みたり。　蓋し文久以來、政變ごとに有力諸侯を政事に參與せしめて國是を決定せらるゝに至り、殊に當時は諸侯會議の召集ありて、幕府の政權の如きは動搖の餘殆ど其手を離れんとする頃なりしを以て、政權の天皇に復したる後は、西洋の如く諸侯と藩士との常議員を設け、よりて大事を議定せしむべき政體に改むるは、亦時代順應の處置なりと雖も、行政に緊要なる機密の運用を衆論の喧囂に制せられては、國事を圓滿に處置すべからずと考へられ、偶〻是を起問せられたるにてあるべし。　即ち是時既に、公の、皇政維新の成竹を腹案し、立憲政治を以て將來の國是を定めむと畫

かれつゝありたりしは、之を以て窺ひ知るべきにこそ。

二十四日船の播州沖にさしかゝりし時も、編者一人侍したりしが、其時今日は兵庫に著船すべし、汝は楠公の墓を拜したるかと公より問はれしにより、前年の江戸遊學の往路播州を巡歷したりし時も、兵庫に著したるは日沒に近く、而も兵庫の一番船の發せんとするに際したりしことゝて、直に乘り込みしため本意を遂げず、歸路亦大阪より直に乘船し、遂に今日に至るまで湊川を訪ふの機を得ざるなりと答へたりき。斯くて午前兵庫に著せらるるや、例の肥前屋に宿せられしが、午後近侍を總て從へて兵庫を遊歩し、湊川の白沙を越ゆる數丁、川傍の松堤に杖をとゞめられたり。其頃尙湊川一面の沙は兩岸の松並木に圍まれ、附近は沼池を交へし田地のみなりしが、公は近く一叢の森ある村を指しつゝ、近侍に編者の事を語りて、此者は書生なるも未だ湊川楠公の墓を知らずといふ、彼の森こそ其なるぞ、他の之を知らぬ者も往いて拜せよといはれ、三四人の馳せ往く影を見やりつゝ、其儘殘る二三人とゝもに徐歩して旅館に歸られたり。編者等は、是まで曾て公の勤王

公楠公の忠勤を說く

論、楠公談を耳にしたることなかりしに、此日湊川を逍遥あるや、足を停めて近侍の者に參拜せよといはれたるは、蓋し日ならずして政府は京都に移りて皇政に復すべく、世は楠公を說いて勤王に傾くべきを暗示せられたるものと察せられたり。

公京都にて病む

二十五日兵庫を發して大阪邸に著し、駕を留むる二日にて、二十七日京都に著し、洛西の妙顯寺を宿陣とし、翌日傳奏衆其他を囘勤ありしが、歸陣の後、若年寄永井玄蕃頭來り、客間に於ける密談數時間の後辭し去れり。

七月の初め、病軀を力めて暑に中られたるにや、公は一夕暴瀉して少しく發熱あり、輕からぬ容體なりき。されど其頃はまだ看護婦の如きものはなかりしため、近侍の士のみ病牀に侍して看護したるに、近侍の士は後に國家の大事をも託すべきものなればとて、公は平生より腰部以下を取り扱はせぬことに定め居らるゝにより、かゝる際に方りて、その起臥を介抱扶掖する

ものには只醫師と茶道頭とあるのみ、よりて公の不自由は言はん方なく、ために一時は皆驚き惑ひたり。かくてその病の朝廷幕府に聞ゆるや、將軍より直に侍醫戸塚靜海を遣はして數次診察せしめ、我侍醫と相談して懇ろに手當をなさしめたるにより、幸にして瀉下は早く止みたれども、猶其疲勞は甚しくして、ひたと困臥せられたり。よりて佐嘉へも急使を以て通知するなど、一時は頗る慌てたれども、後漸次輕快に赴かれ、六日には慶喜將軍より特使を以て病を問ひ、内々菓子其他を御側衆の奉札にて賜へり。十一日には上洛慰勞として、御所より左の書付を以て御酒肴を賜はりき。

肥前前中將

應レ召登京

叡感不レ斜候、國事多端御時節候間、暫滯在有レ之、盡レ力可レ奉レ安二

宸襟一之旨　御沙汰候事。

酒　三樽

鯉　十尾

將軍との會談の内容

かくて此急病の爲めに二週間許りは病牀に平臥し、一切面會を謝絶せられしが、十三四日頃より褥を離るゝ程度に回復せられたり。

是に於て、十七日に駕を命じて攝政關白二條公、其他國事係の公卿に回勤し、十九日朝は將軍滯在の二條城に登營せらる。その、將軍を始め松平越中守以下と面會して、時局の事を問はれたるべきは、想像に難からずと雖も、事祕して洩れざれば傳ふる所なし。唯長防の處置についてのみ、既に去る四月四藩(越前、薩摩、土佐、宇和島)より寛大の處置あるべしと言上し、朝廷よりも其宣命ありきと聞きしを以て、已に其局を結びたる事と思ひたりしに、入洛するに及びて未だ其運びに就かざるを知りぬ、されど今となりては最寛の處置にあらずんば無事を期すべからずと言はれたりとぞ。兵庫開港につきては、將軍より時勢言上に及びたりし外、四藩の建白もありて既に勅許となりたりしを以て、別に異議のあるべきにあらず。されば幕府の最も公の意を聞かんと欲したるは、以後大政の發動の、是までの行き懸りに從つて進行すべきことにありたるなるべく、已に諸侯會議の例を開きて、凡ての處置を決する

等、先帝の將軍に對する御委任は消滅したりしを以て、政權を天皇に奉還すべき其順序に就いて凝議せむと欲したりしならんも、何分公は病後とて、長時間の談話に及ぶを許さず、妙顯寺に歸られたりき。其後は中院、久世等の親戚を訪はれたるのみにて、時に幕僚の公事についての來訪あるも、多くは側年寄原田小四郎面會して公の意を取り次ぎ、外部の交際は政府の相談役中野數馬專ら周旋したりき。

春嶽侯公を來訪す

此間に春嶽侯は宇和島老侯(宗城)と申し合せ、午後七ッ時前(今の時頃四)より妙顯寺に來り、奥の別座に入りて談話を重ねたり。春嶽侯は夫人の兄、宗城侯は姉婿にて、みな近親の間柄なれば、隔意なき會合なり。されば近侍は次の間に控へ居たりしが、其日は暑かりければ、緣側の風通しよき處に、三人品字形に對坐せられ、打ち解けたる態度なりき。勿論高貴の大名とて、談話中といへども端坐あり、而して時には雙手を膝より下し、額を合せて密話せらるゝなど、春嶽侯主となりて公の意見を聽き、時に宗城侯の容吻ある姿に見えたりしも、其間の語調和らかにて少しも激越の狀なく、時には破顔一笑せられ

たりき。かくて日暮れたれば、用意の酒饌を出しゝが、酒數行にして杯盞を呼ぶに至り、宗城侯は座を離れて、近侍の者を招いて杯をさしたりしも、春嶽侯のみは猶公と對座して、談話を續けつゝありき。宗城侯の近侍と杯を交換したりしは、其父君春山侯(公の姑婿)以來の習慣たり。春山侯は暴飲家にて、後には臥して足を動かしつゝ、近侍の者と痛飲するに至りし由なるも、宗城侯はさほどの甚しきにはあらざりき。かくて酒杯の取換中、春嶽侯より、今承れば尊公は主人の姉婿とな、成程主人よりも御老人なりと言ひたるに、宗城侯は、尊公も、妻の兄なれば亦主人より御老人なりと言ひ返しなどして、頗る興に入り、初更過歡を盡して漸く歸りたり。是は唯親戚の集會に過ぎざれど、會者は正に國事を議する四侯中の二侯とて、酒席以前の長談は時事に關する意見の交換にてありたるべく、而して席上に於ける春嶽侯終始の態度は懇篤に見受けられ、宗城侯の傍よりの添言は、寧ろ簡單なるものなりき。其談話の内容は、次の間に控へたる近侍には少しも聞えざりしが、公の口數と春嶽公のそれとは、凡そ平均に見受けられたりき。

公龍顔に謁す

二十三日公は傳奏よりの召命によつて參内し、始めて今上に拜謁せられ、左の如き仰を蒙られたり。

遠路之處殊扶₂所勞₁上京苦勞被₂思召₁候、別而此頃炎暑難₂凌所勞彌增難澀之趣付、願之通御暇被₂仰下₁候、仍夏御扇賜₂之候事。

當時かの諸侯會議開催中なりしかば、前日越前宇和島兩侯、公の近親なる故を以て要領の意見を聽受し、よりてこゝに病餘の公は滯京の勞を免ぜられ、速に歸國の御暇を頂戴したるなり。かくて歸裝を整へて翌々二十五日京都を發し、翌日大阪に著し、乘船の準備に二日間滯在ありき。春嶽、宗城の二侯は猶滯京したりしが、薩土兩藩の策士は、初めより此諸侯會議によりて幕府を廢し政權を朝廷に收めんと謀り、長州の木戸準一郎亦薩邸に潛みて之を畫策したりき。されど久光、容堂の二侯は、其主張を過激となしたりしかば、遂に事行はれざるに至り、一方會桑以下の幕僚も、朝廷を牽制して之が阻止に力めしかば、會議は無意義に成行きたり。其後將軍の參謀原市之進は攘夷家に暗殺せられ、九月に至りては、四侯は相繼いで暇を乞うて國に歸る

京師漸く騷然

等、風雲漸く急にして、策士等は所詮血を流さずしては大政を朝廷に收むること不可能なりとなし、是月薩摩は兵千餘を京師に上せ、長州も亦兵を上せんと同意するに至り、こゝに京都は漸く騷然となりたり。

公大阪城にて將軍に謁見す

時に慶喜將軍は大阪城に下り居たりしを以て、其内命によりて、二十七日公登城あり、他人を交へず將軍と對面して談話せられしが、將軍は特に料理を賜ひて饗し、退城に際しては、自ら差添の脇差を取りて之を授けたり。公は文久三年國事周旋の際より慶喜公に接せられしが、慶喜公亦將軍と爲りし後は、數度內使を佐嘉に遣はし、公が先輩の老功者たるの故を以て、諸事其指導を請ひ、今後爲し得る限りは助言ありたしと求めたれば、是日の話の如き、其何たるかは知る由なけれど、政權返上の暗流既に此頃より動きゐたれば、公よりは、勸考中なる立憲政治の實施の暗示もありたらんと、忖度せらるるなり。而して是が將軍として、又政友としての慶喜公と公との最終會見

公納涼船を遣る

なりき。斯くて薩長士の策士は倒幕論を進め、九月には薩兵千餘人の入洛あり、長州亦出兵の用意をなす等、物情騷然たるに至りぬ。即ち公の大阪登城は、まさに潮流盈涸のたゝへにてありたりしなり。

其頃は酷暑の砌にて、大阪に於ては有名なる天滿の納涼期なりしが、我邸の所在は鍋島濱とて最も納涼舟の盛んなる處なりしを以て、是日夜に入りてより俄に納涼舟を仕立てたり。よりて御茶道頭伊東春洋は、編者を引立てゝ御船倉に到りたりしが、公は春洋と共に船側に立たれ、軈て屋根船に乘り込まれたり。舟中には火鉢に茶瓶をかけたる外、煙草盆、座蒲團の用意ありたるのみ。かくて三人著座すれば、二人の船手艣をかいて水門を潛り出で、軈て納涼の場所に押し出しつゝ、簇れる遊船を縫ひて上流に溯りたるが、諸船非常の輻湊を極め、甜瓜、西瓜、燗酒などを賣る舟の來りて買へと侑むるあり、時には棹の飛沫躍りて公の衣袂に濺ぎ、時には他船より拋げし西瓜の皮の舷側を打つなど、頗る狼藉雜鬧を極めたれど、公は喜んで之を見物せられ、端坐のまゝ詩話などもあり、陸上ならば紅塵の文字あれど、水に紅波とい

公の薩摩微行

へば流血に用ゐるのみ、されば支那には此の如き盛んなる船納涼は無きならん、納涼は日本の特色と稱すべしなどと語られ、斯くて十分の涼を納れて初夜過ぎに歸邸ありたり。　端正なる公は、平生微行を好まると雖も、此の如く夜陰を利用して邸を忍び出で、納涼の遊船に混りて興を逐はれむとは意外にてありき。　後年編者鹿兒島に到りし時、彼藩の市來四郎より、公の嘗て蒸汽船に書生と混乘して該港に來り、順聖侯に面會せられし事を聞きたりしが、其時は未だ我藩に蒸汽船なく、其之あるは幕府の觀光丸のみなるを以て聊か疑ひを存し、其後知る人にも質し、直大公にも問ひたれど、誰一人知る者なく、隨て之を信ずる者もなかりしを以て、編者も半信半疑なりき。　唯如何にも此納涼の微行の、其と類似する甚しきものあるにより、意を留めて種種に取り調べし結果、遂に勝安房等と共に、幕府の船に乘りて彼地に潛航せられし事を發見したり（第二十一卷第十二章參看）。　よりて思ひ合すれば、公の是時特に予を伴ひ行かれたるは、其薩摩微行の事を暗示しおかれたるものゝ如くに感ぜらるゝにぞ。

二十八日蒸汽船にて大阪を出帆し、兵庫上陸、翌日より多度津、輿居島を經て八月二日馬關の海峽を通過し、同日午後筑前の若松岬を過ぎらんとせられしが、玄海洋の大風に遭うて若松海まで引き返し、翌日も風勢衰へざりしため猶碇泊したり。かくて四日に至り、風は漸く凪ぎたれど、玄海の怒濤烈しく、剩へ航海、期を過したることゝて、船中用意の食料も將に盡きんとし、いとゞ困難を極めたりき。蓋し病後の公にありては、生涯を通じての大難儀にてありたるなるべし。かくて天候全く定まりて後船を出しゝも、浪のうねりなほ强くして、船の動搖甚しく、辛うじて唐津岬を回り、六日朝伊萬里に著船したりき。

此處に數日前より、奧女中等を始め待ち受けて、京都著がけよりの病患に加へて、更に風浪の難に日を累ねられたる公を迎へ、さこそ疲憊（おつかれ）ならんといたはりて、相擁して同地の吉祥寺に入れしかば、爰に始めて公は婦人の手に便安を得られ、隨員亦稍安堵の思をなし、かくて一兩日滯在ありて、九日佐嘉に著城せられたりき。而して電流丸船長中牟田、眞木等には、後に其勞を賞

せられたり。

巴里博覽會開場の報告

巴里博覽會の報告

公は、歸城の後、三ノ丸にありて疲勞の恢復に力められしに、佛國差遣の佐野常民より、巴里の萬國博覽會に關する報告書到達せり。曰く『會場內の日本陳列所にありて出品の準備を爲したりしに、薩摩藩の岩下佐次右衞門より示談ありて、該藩にては薩摩兼琉球藩王の特派使と稱し、場內にても薩摩及琉球國と標榜し、日本の旭旗と該藩の旗章とを交叉し、特に丸に十字の紋を揭げて、この萬國人の集觀を利して、德川氏と同じく日本天皇の下に獨立國たることを歐米列强の公衆に示し、以て國體を明かにすべく、よりて當藩も亦同式に取り計はれよとのことなりしにより、我も之を領掌し、亦肥前國と標榜して、旭日の國旗と藩の隅取旗とを交叉し猶ほ、翹葉の紋をも揭げて、入場の群衆をして怪訝の眼を以て之を凝視せしめたり。然るに今度幕府の德川民部大輔を渡航せしめたる目的は、この博覽會開催に際し、條約各國の

薩藩幕府の面目を塗抹す

使臣を歴訪して、日本國に於ける主權の所在を明かにし、以てその疑ひを解くに在りしため、此標榜によりて其旨趣を破壞せられたりとて、向山、田邊等は是を撤回せしめんと欲したりしも、天皇の下に諸藩の聯合したるが帝國の體面とて、這次の標榜決して不可なく、よりて彼等は異議を挾むを得ずして、甚だ處置に窮したり。されば岩下は仕濟し顏にて他人に向ひ、かくて德川氏の面目を洋人群集の前に塗抹したれば、我事は已に了れり、いざ是より歸國して皇政復古の運動に盡力すべし、諸君も予に賛同せられよとて、巴里を去りて歸國したり。』と。公は、元來、理論を活用して機轉の利きたる權詭の計ひの、此の如きを喜ばれたり。蓋し元治の公武合體以來、衰弱の幕府は背後に佛國の强援を恃むの影ありて、激徒をして、寧ろ外威に屈すとも幕府には敢て抵抗すべしの言を敢てせしむるに至り、ために公は、其反動として、凡人輩が佛兵を假りて內亂を鎭むるの非擧をなさんかと殷憂し、折に觸るる毎に、かゝる不祥事の發生せざるやう、幕府の諸僚に忠告せられたりしを以て、此報告を聞いては、大に溜飮を下げられたることとなるべし。幕政の朝

政に復すべきは、弘化以來依然その徑路を辿りつゝありしが、その進行の程度は、激徒の猛烈なる刺戟によりて促進せらるべく、因て志士の飽忽なる運動も、敢て之を厭はるゝにはあらざれど、公自らは、將來確固たる政體を組織建設するに苦心中にてありたり。故に大體に於ては、公武合體の四侯と共に穩健なる處置を擇み、國家の爲めに忠實に考慮し、決して亂を好まるゝにあらず、又敢て亂を怕れらるゝにもあらず、唯政局の大變化に當りては、多少の爭亂は覺悟せざるべからざれど、條理の指示する所に從うて、勉めて穩健なる步趨を取らば、假令爭亂の起るあるも、其事輕くして止まんとの意を有せられたるなり。

九月二十一日、公は小城に遊行して櫻岡に到り、隱居鍋島左兵衞佐及び其當主欽八郎の迎接を受け、菅井莊一泊の後、寒溫變化の候となりたれば、二十五日より柄崎溫泉に入浴し、二週日にして十月十一日に歸城あり、是日は夫人も公の見舞の爲めに柄崎に赴きて入浴せられたり。十一月に至り、大政奉還其他前月十三日以來の京都に於ける事件の報告續々到りしが、之に對

しては、公は鬩牆の内訌は竟に免れ得ざる事なれど、結局は容堂、春嶽侯等の協議を以て、事理の穩當なる處置を見るに至るべしと信ぜられたるものゝ如し。

將軍政權返上と公招致の沙汰

第八十七章　政權奉還

幕府より政權返上を達す

十一月の初め京都より飛脚到來し、左の書付の交附ありたることを報ず。

別紙之通被仰出候に付而者御用被為在候間、早々閑叟上京可有之候、若所勞上京難相成候半者、肥前守早々上京可有之旨御沙汰候事。

十月

別紙

祖宗以來御委任厚御依賴被為在候得共、方今宇内之形勢を考察し、建白之旨趣尤に被　思召候間被　聞召候。尚天下と共に同心盡力を致し、皇國を維持可奉安　宸襟御沙汰候事。

是に引續いて又左の書付を渡さる。

大事件外夷一條者盡衆議、其外諸大名伺被仰出等者　朝廷於兩役取扱、自

餘之義者召之諸侯上京之上御決定可ㇾ有ㇾ之、夫迄之處、徳川支配地市中取締等者、先是迄之通に而可ㇾ及㆓御沙汰㆒候。

此事は公と侍從公とに係り、且つ至つて重大なるものなれば、當主の肥前守にも心得として達する旨を、口頭にて添へられたり。　翌十六日、又前書に添へて、公侍從公へ左の通り達せらる。

政權返上の御書取

去十三日相渡候御書取之趣御奏聞相成候處、昨十五日別紙之通御所より被㆓仰出㆒候間、此段相達候。

十三日の御書取は左の如し。

我皇國時運之沿革を觀るに、昔王綱紐を解て相家權を執り、保平之亂政權武門に移るより、我祖宗に至り更に寵眷を蒙り、二百餘年子孫相受、我其職を奉ずと雖も、政刑當を失ふ不ㇾ少、今日之形勢に至るも畢竟薄德之所ㇾ致不ㇾ堪㆓慚懼㆒候。　況や當今外國之交際日に盛なるにより、愈朝權一途に不ㇾ出候而者綱紀難ㇾ立候間、從來之舊習を改め、政權を朝廷に歸し、廣く天下之公議を盡し、　聖斷を仰ぎ、同心協力共に　皇國を保護せば、必海外萬國と並立、

我國家に所ㇾ盡不ㇾ過ㇾ之候。乍ㇾ去猶見込之義も有ㇾ之候半者、聊不ㇾ憚ㇾ忌諱ㇾ可ㇾ申聞ㇾ候。

十月

此御書取の原文は、卽ち慶喜將軍が松平越中守を使として朝廷へ奉呈したる大政奉還の奏文にして、文中、臣慶喜謹而てふ句ある外、子孫相受及海外萬國と並立の下にも亦同じく臣慶喜とありしを、我の字に凡て之を改めたるのみならず、奉ㇾ存候を不ㇾ過ㇾ之候に改め、更に末文に尙見込之義も有ㇾ之候半者可ㇾ申聞ㇾ旨諸藩へ相達示候、依而此段謹而奏聞仕候とありしをも改めて、かく達したるものなり。翌十四日に前の書取を諸藩に達し、翌日更に原文を以て朝廷に奏聞したりき。是を德川幕府の最後となりたる大政奉還の文となす。

大政奉還實現せらる

政權返上の事由

大政奉還の動機と原因

抑〻將軍の大政奉還は、去冬將軍宣下の頃より、薩長の兩藩、京都の岩倉卿及

び宰府在留の五卿の間に氣脈を通じたる策士等の陰謀の刺戟の加はりたるに原由すれども、將軍の此決心を爲すに至れる動機は、其後内使を佐嘉に遣はして公に諮問を重ねたりし往復裡に已に動きたること、前に述べたるが如し。されど極めて祕密の事とて、只是が將軍の決心の臍を固めたる初めならんと後に至りて臆測するに過ぎず、表面に現はれたるは、是の突然の奏文にして、天下は寢耳に水の感ありたるなるべし。されど爰に此事の起れる所以を推考すれば、凡て機密と陰謀とに成りたる事にて、其委曲は固より知らるべきに非ざれど、表面に現はれたる所に據るも、其遠因を窺知し得べし。卽ち元治元年公武合體あるや、先帝は詔勅を下して春嶽、久光、容堂、宗城の四侯を有力諸侯と御信任あり、仍て四侯は朝政の參與を命ぜられ、以來、諸侯中の元老として公武の間を輔佐したり。而して當時公は大病にて參集なく、因て其中に加はらるゝには至らざりしかど、先帝の御待遇は四侯と渝らず、爾後の會議にはいつも召されたり。この公武合體の諸侯會議こそ、幕府重權の外藩に移るべき遠因なれ。蓋し幕僚は之を忌嫌すること甚しか

りしが、大政御委任の結著を見るに及び、四侯等は幕威の囘復を圖りて益、失敗を重ぬるに至りしを以て、こゝに他面に是を佐幕を謀るものとなす者を生じ、既に薩摩の內部にも久光侯反對の聲を開くと共に、公武合體を破りて薩長の接近する漸となすに至り、先帝の崩御より形勢は更に一變して、今回の諸侯會議は、國是を協定し大政更始を謀るに至りたり。四侯の中春嶽侯は、幕府の親藩とて、その爲に謀るべき家筋なりといはざるべからず、容堂侯亦自ら人に向ひて、我家は德川氏の爲に大藩となるを得たれば、其恩を受くること深く、毛利、島津とは大に關係を異にするを以て、幕府反對には同意するを得ずと公言し、板垣退助等も亦其意を以て之を輔くる等、公武合體以前より、常に一橋、越前と堅く提携して事を共にせり。一時土佐の勤王家は、當主を擁して薩長の激論黨に與し、京都に攘夷を主張する所ありたるに拘はらず、容堂侯自身は江戶に在りて幕府を輔け、去年以來阪本龍馬等の薩長の同盟に加はりて其間に周旋しゐたるも、容堂侯とは全く沒交渉のものなりき。久光侯の如きも、今度京都に參集して事を議するに當りては、其意見に

後藤象次郎の奔走

は春嶽、容堂侯と多少の相違ありたりとはいへ、猶且つ其態度は倒幕を唱ふるを暴論として斥くる等、藩士の西郷一派とは早くより撰を異にし、よつて藩論の一致せざる形あり、されば他面には久光の野心を疑ふ者も少からざりしが、本人に於ては頗る頑硬の論を持したりしに相違なし。宗城侯に至りては、藩小さく、意見亦別に異なるなく、多く春嶽侯と步調を一にしたるを見れば、七月兩侯が公と妙顯寺にて會晤ありし趣も、忖度せらるゝにぞ。

是年の春より西郷等は土州に赴き、容堂侯の心を動かさんと奔走したりし結果、遂に板垣等をして、三百年來政權を掌握したる幕府を廢するは到底口舌の能くすべきにあらず、一度は必ず兵力を以て相爭はざるべからずとて、西郷等の說に耳を傾けしむるに至れり。而も容堂侯は倒幕論に與するを欲せずして歸國あり、薩長の擧兵を憂へゐしが、後藤象次郎亦長崎より歸りて侯の說を助け、飽くまで平和の間に大權の受授を爲さんと京師に奔走したれども、倒幕の一派の聽かざるに困じて、遂に自ら容堂侯に說き、十月四日其命にて福岡藤次、神田左多衞と三人使として大阪に赴き、建白書を慶喜

將軍に呈するに至りたりき。是を政權返上の起りとなす。

後藤等が建白書を呈せんとするや、先づ將軍の最も信用せる若年寄永井玄蕃頭尙志に往いて之を說きたりしに、尙志これを聞いて、是は容易の事にあらず、將軍の許容あるも群僚は之を拒むやも測るべからず、よつて是を將軍の發案となして政權返上の可否を諸大名に諮問せらるゝ形と爲すべしと答へたり。蓋し閣老板倉伊賀守以下は自ら敢て之を拒むといふまでにはあらざれども、唯一向に不同意のもの多かるべきを恃みゐたる有樣なりき。此の建白書に添へたる大政奉還後の政府建設の目論見書を見るに、議政所を設けて公家、武家、陪臣まで純良の者を上下の議事官に選擧し、海陸軍を京攝間に設けて之を親兵とす等の數箇條目あり、その舊弊の改新は之を小修理に止めず、大根基の建設を主要とすなど記せるは、漠然たる見込にすぎずとはいひながら、亦當時の痼疾を喝破したる切言たり。將軍は是を春嶽侯に回して意見を徵せしに、王政復古は近年普通の議となりたれども、時勢の轉遷は、惟是までの軌道を除いて、茫乎たる王家の舊制に復せんとする

政權奉還の發表

もの、根柢何處に立つべき、容堂の書面は一應二應にては中々徹底し難かるべしといひたりと。この意味を推せば、公が、天皇の政治に復するは極めて正當なる事なれども、その方法に就きては勘考せざるべからずといはれたると趣を同じうす、前月京都にての談話にて、這般の問題に意思相通じゐたるものと思はる。將軍には初めより内意の決する所ありければ、十二日老中以下を召して之を發表し、翌日在京諸藩の重役を召致し、板倉閣老をして之を示さしむるに至りぬ。前に掲げたる十三日の御書取是なり。是日慶喜將軍は大廣間に出でて政權返上の旨を述べ、永井玄蕃頭より、意見あるものは直に申し出でらるべく、又勘考の上ならば後日に申し出でらるべしと附言するところありしが、軈て一同の其座を退散したる後、薩摩の家老小松帶刀、土佐の後藤象次郎の兩人居殘りて、永井に決心の意を固められんことを論ぜしに、これを聽きたる慶喜公は顏色麗はしく、予は篤と勘考して大政を返上するに決心しゐたりと言ひしかば、永井は兩人の忠誠を深く感謝したりといふ。

斯くて翌十四日、將軍は、前に述べし如く御書取文中の我の字を臣慶喜と改めて、上奏體と爲し、閣老松平越中守をして之を朝廷に奉呈せしめたり。これより先き小松、後藤は二條攝政に謁し、將軍より斯く斯くの奏聞あるべき由を告げしに、二條公の驚いて答へに當惑せる體なるにより、小松は、攝政公に於て御承引なくとも、小臣等は決して承知せずと迫りしに、公は恐怖して、返上聞召の都合を聞き置くべしと答へたり。よりて、兩人は同邸を引き取り、更に尹(たゞすの)宮朝彥親王に謁して之を述べければ、宮は之を信じ給はず、二人を愚弄するが如くに、汝等の言ふ所はまことにやと笑はれたりしを以て、後藤は進みて其意を陳し、此上は致方なし、御前に於て屠腹しても赤心を表すべしと迫りしかば、宮にも漸く御承引あり、よりて、奏聞は取り計ふべきも、其後の政治は之を如何に所置するかと問はれたれば、天下の諸侯を召集し、衆議を盡して其方法を求めらるべく、其までは依然德川家に政務を御委任あるべしと申し述べたるに、宮も始めて宜しと仰せありて、是より天下は大亂となるべきも、昔より其例あることなれば止むを得ずとて承引せられたり

とぞ、此事、後に後藤の話にて知れたりといふ。

是に於て、翌十五日、朝廷は慶喜將軍を召して政權奉還の允許を賜ひしが、其時渡されたる御沙汰書が、即ち前掲の初めの別紙祖宗以來御委任云云の御書付にて、之に添へて下されたる大事件外夷一條云云の御書付は、方法の確立するまで依然政務御委任あるべき次第を達せられたるなり。今日の立憲政治ならば、内閣の總辭職をなすに方りては、後繼内閣の決定するまで、依然政務を執るに定まりたれど、是時は三百年來の政府の俄に更迭せる事とて、匆忙何事に就ても其所置に惑へる觀あり、唯政治には一日も主任者なかるべからざる故に、暫く德川氏に下命ありて、政務の安寧秩序を保たしめられたる次第なり。

此御沙汰下ると共に、十萬石以上の諸大名を召集して會議せしめらるゝ事となり、是日傳奏より二通の書付を渡されしが、其中に春嶽、閑叟、容堂、宗城久光の五人は特に上京すべしとの下命あり、よりて別紙之通仰出さる云云の御沙汰書を下されたるなり。蓋し此五人は、即ち元治元年先帝の諸侯中

の有力者として擇み置かれたるものにして、國事に參與し、之を議するに特別の發言權を有せるを以てなり。

將軍職の辭表

將軍の大政奉還は是にて一段落を告げしが、つゞいて將軍の辭職を促すべしとの論あり、二十四日に至り、慶喜公は更に松平越中守を使として將軍職の辭表を奉る。

臣慶喜昨秋相續仕候節、將軍職之義固御辭退、其後厚蒙御沙汰候付、御請本職罷在候處、今般奏聞仕候次第も有之候間、將軍職御辭退申上度、此段奏聞仕候、以上。

十月二十四日

朝廷は此辭表を受けて數日間の議を盡されしが、二十七日に至り、諸侯集會の議決に待つべき旨御沙汰あり、更に傳奏より前の辭表寫に左の御沙汰書を添へて諸藩に達せらる。

諸藩上京之上追而可レ有ニ御沙汰一迄之處、是迄之通相心得候樣御沙汰候事。

斯くて、二十九日勅使を後月輪東山陵に遣はして政權の朝廷に復せしことを奉告せられたり。此將軍の辭表及び御沙汰書の佐嘉に到著したるは、十一月上旬なり。

朝廷の兩黨派

是時に當り、朝廷に兩黨派あり。その一は、公武合體以來幕府と協議して國務を處理したる尹宮、二條攝政以下、凡て國事係の諸員にして、前述の慶喜將軍の大政を奉還したりしことに對しては、殆ど寢耳に水とて、一時は匆忙自失の態なりき。かの容堂侯建言の旨趣は、政權は之を朝廷に歸せしむと雖も、前將軍は諸侯の首位に居て、特に上京を命ぜられたる五侯と共に發言權を有するのものとすべく、是を國事を議する中心の位置に据ゑて厚遇するを穩當の所置なりとすてふ意見なり。他の一派は、薩長二藩と結合して幕府を倒し、非常の英斷を以て天下一新の政を布かんとの過激論を持せる人々にて、岩倉村に蟄居中なる岩倉友山入道を中心人物とし、在朝の中山、嵯峨兩大納言、左大辨中御門經行等之に一味し、宰府にある三條實美以下の五

公京都警衛を命ぜらる

卿と氣脈を通じたり。而して此一派に對して、既に去月十四日（政權返上の翌日）嵯峨大納言の取計により、過激なる文言を連ねたる幕府追討の密書をさへ下されたれば（其書は後堙滅して表面には無き事となりたれど）、其意氣込は當るべからず、卽ち彼等は將軍の辭表提出などの生温き事にて承服すべきに非ざるなり。又京都にありし薩摩の大久保一藏等は、西郷と相結んで猛烈なる改革を行はんとし、長州、宰府に往來して竊に畫策する所ありたりき。

斯くて十一月中溫和派は相議し、太政官其他の細項を決し、慶喜公竝に春嶽、尾州の二侯と紀綱の確立に勉めたりしが、只舊慣によりて之を刷新する所謂小修理に過ぎず、諸藩有志者の滿足を買ふべき斷行を敢てする能はざりき。當時公は京都に重役を駐在せしむる必要あるを察し、長崎大番頭家老鍋島孫六郎賢精に之を命ぜらる。十二月一日傳奏より我藩に左の書付を渡されたり。

松平肥前守

來辰正月より三月迄、京都三ヶ月詰、御警衛、上京被二仰付一。

我藩は兵力を長崎方面の警備に專らにし、僅に非番の間に休養の餘地あるのみにて、國家の非常時に方りては、必ず警虞に努めざるべからざる事情あるは、國事掛の公卿の詳悉せる所なれど、その實際に就いて之を觀むか、長崎警固は唯形式の如く成り行きて、僅に我私設臺場の威力に賴れるのみ、乃ち國設當非の守備は筑前に之を委託しなば、我非番時の兵力は之を京都御警衞に致すとも不可なるなし。當時薩長始め諸藩みな多少の兵を送り、ために京都は權勢爭奪の市場を開かんとするに、我藩のみ一兵をも送るなくして單に西隅の職任を守るは、啻に親戚の關係ある公卿中院、久世家の遺憾としたる所なるのみならず、在邸の藩士亦憤慨の情措く能はざるものありき。二條攝政一派の、既に五侯の會議を召集せる以上、此間に中立して、而も公の威信は幕僚にも諸侯にも外國人にも敬重せらるゝ我藩が、長崎非番を利して兵を率ゐて京都を鎭安せば、諸藩の歸趨も自ら一定して亂を未然に防止するを得べく、我在邸の士もこゝに送兵の口實を得たるを喜びたれど、實は非番を筑前に委ぬることは、容易なるに似て却て言ふべからざる情實を存

し、乃ち此命令はやがて困難の問題を惹起したり。

是月の始め、尹宮を始め二條攝政邸に會議して、朝廷の英斷を行ひ、毛利父子の官位を復して入洛の許さるべきを決し、藝州藩をして其命を傳達せしめしが、引續いて文久壬戌以來勅勘を蒙りたる堂上の赦免あるべしてふ議起り、九日に九條前關白、久我前內大臣、及び千種、岩倉、富小路等の諸卿に赦免の命を下さる。又前の決議により、長州處分の決定は左の如く達せらる。

今度大樹奉還政權、朝政一新之折柄、彌以天下之人心折合不相就候に於ては、追々復古之典も難被行、深被惱 宸襟、且來春御元服竝立皇后、追々御大禮被爲行、且又 先帝御一週に相成候に付、猶更人心一和專要に被 思召候間、先年來防長之事件彼是混雜有之候得共、寛大之御所置被爲在、大膳父子末家等入洛被成御免、官位如元被復候旨被 仰出候事。

是時在京したるは薩、藝、備前、越前(春嶽)の諸侯にて、土佐の容堂侯は、まさに國許を發足して、不日著京すべき旅程の中にありき。然るに岩倉卿を中心としたる一黨は、濺血を賭して穩かならざる詭謀を畫したりしを以て、一日た

りとも事の延遷するは危險となし、急遽九日王政復古の發令を議定すべしと定めたり。後藤象次郞は、容堂の著京を待つべく、之を十日に延べんことを懇請すと雖も、遂に聽容せられざりき。

小御所御前會議による新政府組織の發表

九日卯の一點に宮門を盡く閉して、尾、越、薩、藝、土の兵をして之を固めしめられ、會桑の守護職所司代を免じ、熾仁、晃、嘉彰三親王、中山、嵯峨、中御門、大原、岩倉の諸卿、尾、越、藝、土、薩の五侯、及び其藩士の重なる者を列席せしめて、是日の決議によりて新政府の組織を發表せらる。翌日德川內府へ

將軍職辭退の聽許

辭₂將軍職₁被₂聞召₁候事

と公達あり。攝政二條齊敬公、賀陽宮朝彥親王、近衞公父子、鷹司、九條、一條諸公以下の在朝公卿二十餘人の參朝を停めて謹愼を命ぜられ、公武の當路者は殆ど總て更迭せられたり。

十二月に至り、德川內府より御所へ左の書付を差し出す旨を達示あり。

慶喜公大阪に退く

叡慮之通被仰出候義、申上候族も無之筋に者候得共、萬一異存之輩も有之、及騷動候義も候半者、御幼君にも被爲在候折柄、自然右樣之義有之候半者、御驚動は勿論、 皇位も如何被爲成哉と深被惱 叡慮候御次第に而、鎭撫說得盡力候樣御沙汰趣奉畏候。其後禁闕戎裝を以御固之上非常之御改革被仰出候付而者、鎭撫方深心痛仕候。兼々諸役人始今日迄は精々相諭置候得共、何分多人數之鎭撫方深心配仕候。乍不肖以誠意尊王之道心を盡罷在候も、徒に下輩之粗忽等より水の泡に戻候樣相成候而者此上深奉恐入義に付、右人心落合候迄暫時大阪表迄罷越申候。右者全末々之者鎭撫いたし、禁闕之下御安心之場合仕度迄之義御座候間、微衷之程御諒察被成下度候。同濟之上出立可仕義候得共、彼是手間取候內萬々一輕輩之過誤より國家之御大事を引出し候事却而奉恐入候付、直樣出發仕義御座候、此段申上置候、以上。

十二月十二日

此の達あるに至りし次第を觀るに、初め九日宮中の小御所に主上御出座あ

小御所會議の模樣

りて會議を開かれたりしが、參集者は有栖川熾仁親王、中山、嵯峨、中御門、大原、岩倉の諸卿の外、武家は尾、越、藝、薩の四侯にて（島津隅州は在國なり）、土の容堂侯は纔に間に合ひて座に列し、藩士には土の後藤象次郎、薩の岩下佐次右衛門、大久保一藏（西郷は外にありて兵を指揮す）、藝の辻將曹等列座したるのみ、卽ち政務を引き繼ぐべき前將軍以下舊幕政府の當局者は、一人も其座に列するを得ざる奇觀を呈したり。是日岩倉卿は入道頭（あたま）に烏帽子を著け、短刀を帶したりしが、當日議に上すべき書付を袋に入れて持參し、座に列して氣色甚だ嚴厲なり。斯くて容堂侯より、德川內府をも召して大政に參與せしむべしと提言ありしに、大原三位之を遮りて、內府は政權を返上したりと雖も、其意未だ測るべからず、その誠意に出でたるを確認せざる以上、是に與からしめざるを可とすと言ひしを以て、侯は之を反駁し、內府が政權を奉還したるは其忠誠に出づ、誠に嘉尙すべし、且つ其英名は天下に聞ゆる所なるに、之を召して意見を諮問せられざるは、天下の人才を登庸して公議を採るの本旨に背く、諸卿何の意見ありて斯かる陰險の暴擧を敢てせらるゝか、思ふに幼冲の天子を擁して

權勢を偸み取らんとするものゝ如し、是れ天下の亂階を開くものなりと席を進めしが、岩倉卿の聲を勵まして、主上不世出の英資を以て王政復古の大事を決せらる、今日の事皆一に聖斷に出づ、さるに濫りに幼冲の天子を擁して權勢を偸まんとすとは、失言も亦極まれりと難詰するに及び、容堂侯は直に容を改めて失言を謝したりき。是に於て春嶽侯發言して、王政復古の初めに方り、刑罰を先に德義を後にせらるゝは甚だ不可なり、德川氏の二百五十年の治を致したる功績は、今日の過を贖ひて餘りあるに非ずや、速に容堂の言を容れて內府を召さるべしといひ、尾州侯も亦其說に贊したり。されど薩、藝二藩の主從は是に反對し、殊に大久保は抗辯最も力めて、土、越兩侯の言は德川公心術の正邪を剖判するに足らず、只空言を以て政治を爭はんよりは之を實行に徵するに如かず、卽ち德川公の果して辭官納地の朝意を實行せらるゝならば、其精神始めて明かなるものとして朝議に參與せしむべく、若し又然らずんば、之を猾詐と見做し、其罪を鳴らして討伐すべきのみといひしかば、直に後藤は之を駁擊して、今日の事凡て陰險なり、王政復古の初

めに當りては、事を處する須らく公正に出づるを以て眼目とすべきに、之を無視して陰険を事とするは何事ぞ、宜しく土、越二侯の言を納れて德川公をして朝議に參與せしむべしと論じ、尾、越、土の三藩亦後藤の言に重ねて贊意を示し、此くして兩論相激し、暫くは何時(いつ)終結すべしとも見えざりしが、政務の引繼に關しては一人の言及するなく、やがて、主上は暫く休憩を命ぜられ、諸員は退いて休憩所に入りたりき。然るに此間に於て、後藤は大久保に向ひて、自説に從はん事を勸めたれども、大久保應ぜず、辻は後藤に諷諭し、春嶽、容堂の二侯に再考をなさしむる事となり、かくして漸くに議事を了へたるは夜半なりき。其末に於て、慶喜公より前書を差し出したるものとす。

新政府の組織

是に於て新政府の組織を定め、十四日に至り御所の假建所に左の書付を渡されたり。

德川內府從前御委任大政返上、將軍職辭退之兩條、被二聞召一候。抑癸丑以來未曾有之國難、先帝頻年被レ惱二宸襟一候御次第、衆庶之所レ知候。依レ之被レ決二叡慮、王政復古、國威挽回之御基被レ爲レ立候間、自今攝關幕府等廢絶、卽今

先假に總裁、議定、參與之三職を置かれ、萬機可被爲行、諸事神武創業之始に原き、搢紳武家堂上地下之別なく、至當之公議を竭し、天下と休戚を同く可被遊叡慮に付、各勉勵、舊來之驕惰汚習を洗ひ、皇國之爲忠誠を可盡候事。

一 內覽勅問御人數、國事御用掛、議奏、武家傳奏、守護代、所司代總て被廢候事。

一 太政官始追々被爲興候間、其旨可心得居候事。

一 朝廷禮式追々御改正可被爲在候得共、先攝籙門流之儀被止候事。

一 舊弊御一洗に付、言路被洞開候間、見込有之候向者、貴賤に不拘、無忌憚可致獻言、且人材登庸第一之御急務候故、心當之仁有之候半者、早早可有言上候事。

一 近年物價格別騰貴如何ともすべからざる勢、富者は益富を累ね、貧者は益窘窮に至る趣、畢竟政令不正より所致、民は王者之大寶、百事御一新之折柄、旁被惱宸襟候、智謀遠識救弊之策有之候半者、無誰彼可申出候事。

大號令

總裁　有栖川宮（熾仁親王）

議定　仁和寺宮（彰仁親王）　山階宮（晃親王）　中山前大納言（忠能）　正親町三條大納言（實愛）　中御門中納言（經之）　尾張大納言（慶勝）　越前宰相（慶永）　安藝少將（長勳）　土佐少將（豐信）　薩摩少將（忠義）

參與　大原宰相（重德）　萬里小路右大辨宰相（博房）　長谷三位（信篤）　岩倉前中將（具視）　橋本少將（實麗）

尾張三人　越前三人　薩藩三人　土藩三人　藝藩三人

右之通御確定被仰出候就而は、六十餘州の大小藩は不及申、陪從吏卒之末に至迄、御趣意厚相心得候樣　御沙汰候事。

但人材選擧者急務之義に付早々可申立事。

是れ皇政復古の大改革を行はるべき朝命の第一煥發にして、當時之を大號令と稱し、鎌倉以來の幕府は此に廢せられて、大權は朝廷に歸したり。

九日小御所會議の結果により、長州は奇兵隊を先鋒として漸次に京師に入り、薩摩と連ねて京師の不虞に備へ、表面は薩、土、藝、尾、越の兵を以て宮門を

會桑等舊幕兵排斥せらる

守衞すと稱し、會桑舊幕府の兵を排斥して、こゝに朝廷を固めたりき。會桑等の兵は二條城にありしが、大垣の兵亦來集し、城中喧囂、皆曰く、朝廷初め諸藩を召集して大事を決せんとせられたりしに、其上京に先だちて急遽此暴擧をなし、在京の諸藩をも多くは排斥するのみならず、内府公をさへ議席に列せしめざるは、明かに違勅の所爲にして、これ畢竟薩藩が二三の公卿と陰險なる謀を運らし、幼帝を擁して私に威勢を張らんとするものに外ならず、即ち速に薩藩征討の表を上り、以て君側の姦を清むべしとて、慶喜公に迫りて請ふ所ありたれど、公は堅く制して許さず、城中の動搖日に甚しかりき。然れども、政權返上、將軍辭職に乘じ、長州藩の、朝命を以て宮門の守衞を奪ひたるは、恰もその、文久癸亥に薩摩、會津より排擊せられて宮門の守衞を乘取られ、翌年兵を稱げて入京するに及んで、更に禁闕發砲の罪名を得たると同一なり。即ち今度は幕府長州と全く其位地を代へたるものにして、名義上亦如何ともする能はざる境遇に陷れるなり。後、是の如く、勤王を標榜して、其美名の下に政權の爭奪をなすを大義名分と稱し、反對の位地よりは之

を罵りて城狐社鼠と呼ぶに至りしが、這次の擧措こそ其濫觴ともいふべきものなれ。

三條公等宰府を發す

變革當初の命令の行違

宰府にある三條實美以下の五卿は、十九日より彼地を發し、長州に到りて彼藩の船に乘り、月末に無事歸京したり。ついで二十四日左の書付を渡さる。

四條前侍從早々上京之儀　御沙汰候間爲心得申達候事。

松平肥前守

四條　隆謌

先年以一族可義絶被　仰出候處、今度被止其儀入洛復位被　仰出候事。

前者は、五卿の宰府出發の時には未だ到著せず、因て其護衛を命ぜられたる兩筑兩肥の四藩は、一應朝廷に申請したる上にて決行せらるべしと言ひたれども、これを用ゐずして發途したれば、此布達は事後の手數となりたり。

京都警護と公の態度

後者は、既に去る九日京都にて五卿の家々に達せられたるを、此に至りて始めて前書と共に渡されたるものとす。

佐嘉にては、曩に侍從公に來年正月以降の京師警衞の朝命ありたりと雖ども、長崎非番に係る御沙汰はなかりしを以て、御番方は、將軍辭退の大變動ありたりとて、長崎警備に心を弛むべからずとなし、筑前の體面を損ぜざる範圍に、非番警備の重要なるを言うて、此節限り彼藩への委任の命を朝廷に請ふ事とし、一方には、又先きに上京を命じたる先鋒隊の大組頭鍋島孫六郎に兵を率ゐて發途する用意をなさしむ。是時、古老俗吏は、京都暴動の渦中に兵を投ずるを危險となしゝを以て、有爲の士は、事の此に迫るも猶觀望して、獨り權勢爭奪場の落伍者となるを憤慨せり。公は鍋島河内に諭して、我が西僻の方面に主力を集注するは、職分の然らしむるところ、肥前守が御警衞に上京するを得ざるは、傳奏の存知せらるゝところなれば、這次の下命は何かの間違なるべし、尤も予が去る文久二年參洛の時、長崎には自領に臺場を築きて一手に防禦を引き受けたれば、兩番所の警固は他家に命ぜられて、

公中院中納言に書を贈つて外夷の油斷すべからざるをいふ

當家には京都御警衛を仰せ付けられたしと願ひたることありしが、未だ有無の御沙汰なき所に、英國軍艦集合の報ありて、俄に參內を停止せられて、歸國警備に當るべきを命ぜられぬ、其時先帝よりは、長崎方面は汝の練熟に安心す、內國の事は諸侯の盡力あることなれば、汝は外國の襲來に任ずべしとの御懇ろなる內旨を中山殿より中院卿を以て傳へられたり、當家の長崎御番は、三代將軍以來の事なるのみならず、開鎖の國是を一變すべき今日に及べりとも、先帝の恩命をも受けたりし以上、予は國力を此方面に專らにし、敢て上國に向つて功名を爭はざる覺悟なりと仰せられきと。かくて親翰を認めて中院中納言に贈り、目下の大樹薩長間の訌爭に對する御苦心の程は推察すれど、大政更始とて、一度は內亂を免れざるべく、唯孰れも國家に忠なる餘りに出でたることなれば、兩者の訌爭とて、陛下の赤子が兵を潢池の上に弄するもの、深く憂ふるに足らざる歟、但此隙を窺うて逐げむとする外夷の野心には決して油斷すべからず、長崎方面の警備は嚴重に申し付くるところあれど、朝廷にては、眼前の變動に取り紛れて御怠りなきを保ち難し、今

度肥前守へ上京警備の命ありしについても、聊か疑惑なき能はず云云、臣は、兵力を以て大政更始の變に朝廷を助け奉る餘力なしと雖も、將に來らむする外夷に對して御疑惑あるに於ては、何時にても、御下命次第、單騎にても參洛し、應分の忠節を竭すの覺悟なりと申し越されたり。

是に反し、京都朝廷に於ては、大政更始、新政府組織の大號令を發せられ、當局者の大更迭等ありて、その報道は追々に佐嘉に到達し、益〻穩かならざる形勢に移り行きたり。時に時事探偵の爲めに京都に在留したる長森傳次郎は、曩に幕府の公に依賴する厚きにより、原市之進等と深く交はり、肺腑を吐露して談じたりしが、穩和を好みて權詭に乏しかりしかば、土佐の後藤等が政權奉還の運動をなし居るを知らず、殊に薩長の擧動には全く盲聾なりしため、事の此に至るに及んで唯茫然たりしのみ。しかも佐嘉よりは警衞兵にかゝる伺書到達し、留守方より之を提出せんとせしに、主任者交替して、其手續き明かならず、且つ久世卿亦參內を停められて朝にあらざる等、諸事齟齬して機を失はんとせしが、幸に中院卿猶朝に立ちたりしを以て、公の親翰

を呈して其周旋を頼みたり。是時薩長を始め諸藩の兵は京都に集り、德川内府は衆の憤怒を制して大阪城に在り、幕府の軍艦は攝海に遊弋し、いつ如何なる爭亂起るべきか測るべからざるものありて、物情恂々たるに、我藩にては京阪の地に一兵なく、而も更に軍兵の上京を猶豫せられんことを請ふ伺書を出すは理に於て當に然るべきも、勢に於て不可なるものありき。されば今上の外祖にて議定の首座たる中山大納言は、中院卿より示されたる公の書翰を見、實に眼前の事に取り紛れて、長崎方面にまでは思ひ及ばざりしに、閑叟の先帝の御信頼を守りて、彼方面を鎭め、外國の窺窬を絶つにのみ努めて、諸藩と政權の爭奪を共にせざるは、態度堅忍、眞に匪躬の忠節といふべく、既に外國の難題も生起したれど、主上にはかゝる善き輔佐の武臣を持たせらるれば心强しと嘆稱し、現今の所にては警衞兵にも及ぶまじ、少し事の靜まる後に沙汰あるべしとて、伺書は保留せられき。よりて留守方は京都の現狀を佐嘉に報道し、兎も角も出兵の取計ありて後命を待たるべしと申し越しゝかば、鍋島孫六郎は一日より上途せり。

新政府徳川内府に納地辭官を促す

新政府は、小御所會議の後を承けて、德川内府に辭官納地を促せり。辭官、納地とは、爵一等を降り、政府御入費を差し上ぐる謂なれど、實は降官削封を意味したりしを以て、會桑等を激怒せしめて、討幕の口實を得むとする趣意に外ならずとも解するものありしに、内府は衆を纏めて十二日大阪に移りしより、薩長の策士も氣味惡くなり、容堂侯亦公正の論を主張して、遂に玄同(尾州)、春嶽兩侯の取扱に任せらるゝ事となれり。一方には又、王政復古を外國公使に通告する議起りしが、御名を署し御璽を鈐せる總裁以下副署の詔書を作りて渡すを憚り、よりて前將軍より大政奉還の事を報ぜしむることゝなりしに、十六日德川内府各公使を延見し、外交の事は自ら之が取扱に當るべきを述べたるを以て、事姑く息みたり。かくて大政更始の政府成立し、中山議定、岩倉參與等政務を取り行ふに至りしも、徒に政治の知識なき激論のみ盛んにして、事行はるべきにあらざれば、遂に自然に内外國間に於ける天下の大事に接觸して、始めて穩當の所決を慮るに至り、かくして我伺ひ出でたる警衛兵の事も、夫れに及ばざる旨を達したりき。ついで、德川内府退官

納地に關し、大久保等の激烈なる反對ありしに拘はらず、朝廷辭官の例に倣ひて前內大臣と仰せ出され、御政務用途も領地內より取り調べ、天下の公論を以て定めらるゝ事となりしかば、尾越二侯は大阪に赴いて命を傳へ、前內府より奉答の請書を取りて復命したり。その日は歲除の當日にて、中山大納言之を受けて二侯に其勞を謝したりといふ。

藩士に自由行動を許す

薩長策士の討幕は、徒に激徒の暴論に徇へたるのみにあらず、其背後には英國公使の暗に之を後援する形勢ありて、佛國公使が幕府當局を助けんとするに對抗したる觀ありき。而して是に關聯したる諸藩の策士は、概ね西國人なりしため、長崎は自然其策源地の如くなり、ために彼地にありし副島次郎、大隈八太郎は、初めより其事情を知悉したり。さて九月京都小御所會議の決定により、王政維新の大體は已に定まりたりきと雖も、彼地よりの報道は更に要領を盡さず、よつて只疑惑を重ぬるのみなりしに、二十四日大隈

は佐嘉に歸り、側年寄原田小四郎に面會して詳に其事情の顚末を述べ、此際に當りて速に起たずんば遂に時機を失ふべしと告げければ、原田は驚いて直に之を公に禀白したり。是に於て公は急に仕組所を開いて親臨し、大隈を其席に喚んで親しく其意見を聽かれしかば、大隈は、是まで薩長の京都に氣脈を通じて謀る所あり、其結果として九日の大號令叡斷となるに至りたる由を逐一陳述」したり。大隈當時の狀を語りて、余是まで公に親しく接する機會を得ず、唯其才性の尋常に絶したると、近來體軀の痛く衰弱したるとを聞見するに止まりしが、親しく面接するに及んで、其病衰の態の想像以上に甚しきに驚きたり、時しも嚴寒の候とて、公は火鉢を擁せられたりしが、腰は軀體を支ふるに堪へざるが如く、次第に火鉢に向つて彎曲し、いと覺束なげに見えたれども、予が談進みて皇政の革新に及ぶや、忽ち火鉢より手を離して屹となり、言語に氣勢を生じ、予の語る所に反抗をも試みられ、談鋒の急所に觸るゝや、雙手を腰にして體軀を硬直に支へ、言國家に及べば、容を正しうして謹聽せられたるなど、其風丰は今尚眼前に髣髴たりといへり。

天下の大勢よりして志士の自由行動を許す

此仕組所に於ける大隈の京白により、京都の事情始めて判然したれば、是まで藩内にて國事周旋に意を用ゐ、薩長諸藩の有志者と氣脈を通じて爲す所あらんと欲したりし者に、任意の行動を許し、侍從公に隨行すべき側年寄原田小四郎を先發として明日より上京せしむ。かくて日を踰えて、去る十九日京都にて參與より渡されたる左の書付到達せり。

松平閑叟

今般御改正御一新に付廣く天下之人材御登用被ㇾ爲ㇾ在、其方兼々被ㇾ聞召入ㇾ候義有ㇾ之候間、早々登京可ㇾ致　御沙汰候事。

是れ朝議の外國關係に及ぶものあるにより、中山、岩倉兩卿より推薦したるものと察せらる。

第三十卷　開國勅定、江戸鎭定

第八十八章　德川氏征討

政變による長崎鎭撫

明治元年戊辰、公年五十四歲なり。時に公は正月の嚴寒に枕衾に親しみ、溫養を專らにせらるといへども、京都の變革により、鍋島孫六郎の先鋒隊を繰り出し、次で鍋島平五郎の先鋒隊を繰り出す準備を命じ、又輸送の船を供給する等、日々仕組所に開議すべき緊急事頻りに起りしを以て、公は病を押して出座せられたり。而して去臘九日、七百年來の幕府を廢して、大政を天皇の朝廷に收めむとする大變革の大號令が、新政令としての施行期限もなく、交通不便の時代に發布せられたることゝて、全國の人心を動搖せしめたる光景は、亦名狀すべからざるものありたり。茲に少しく其事情を述べん。

諸侯所謂志士の跳梁に困ず

大政維新の大變革は、政治知識の極めて發達せざる當時とて、幾ど革命の如き形態をなしたれども、實は政府執權者の更迭に過ぎず、諸藩は依然自領の支配權を有し、ために封建の形はそのまゝなるも、外國條約は既に天皇の批准を經る事となり、政令は次第に天皇に歸しつゝありたれば、そを繼承したる新政府は、人を代へて百般の政務を行ふを當然なりとす。然るに薩長連合、會桑等に對して、強ひて北條氏の末期を再演せしめむとしたりし結果、革命の如く見做されたる謬想の瀰漫を見るに至り、全國の大動搖を生じて、政府事務の引繼は行はるべくもあらず、徒に徳川氏削封に腐心し、政令に破綻を暴露しつゝ、舊幕領の大阪、兵庫、長崎の如きに、疾く官吏を派して要務を收むるを知らず、外國人より無政府に陷りたりと嗤笑せられ、政費に押收すべき用金の散佚するを覺らざる底の愚を演じたりき。されば各藩にては、所謂有志の士なるものゝ、此變動に飛躍して、倒幕論の下に人心を煽動するに困じ、之を鎮靜するに種々の苦心を極めたり。就中長崎にありては、鎮臺の威嚴衰墮したるを以て、肥筑兩藩の警備を市内にも用ゐんことを依賴し

たりしかば、兩藩邸の聞役は主となりて相談し、他の關係諸藩にも交涉し、大村藩をして文久癸亥以來の總奉行の任務を行はしめ、之を助力して市中の取締を爲す權宜の取計をなしたり。

然るに京都に於ける大政府の變動は、旬日の間に變轉すること恰も走馬燈の如く、各地方の之に處して當惑したること、一端の盡す所にあらざりき。前述の如く、當時は尙公衆の治安は各藩によりて保たれ、新法令は未だ發布せられざりしを以て、世人は只朝廷の官吏を破格に更迭せられたるに驚きたるまでにて、やがて靜穩に復せりと雖も、交通不便の時なれば、命令の疑義を質す往復に日子を費し、よりて其間に騾變發生して迷惑を感ぜしめたり。卽ち佐嘉京師間の往復には、十日餘の日子を費しゝため、かの長崎警備に拘はらずして、京都警備の命を舊朝廷の傳奏より達せられし際の如きも、之を伺ひ越す間に既に九日の大號令となり、因て鍋島孫六郎に發途を命じ、二十一日彼が途に上りし時には、最前の伺越に對する返報及び尾越兩老侯の大阪斡旋等の諸報追々到來し、ために、更に二十五日其進行を停め、姑く黑崎に

待命せしめしに、二十六日大隈の仕組所にありて陳述する所あるに及び、更に年寄原田を上京せしむると共に、孫六郎をも進發せしめ、かくして其未だ兵庫に達せざるに鳥羽、伏見の暴發となりしが如き、皆往復十日の間に生じたりし行違ひといふべし。然るに薩長の激論黨は、此時決意して、寡少の兵にて幕府を倒さんと企て、而も其敗れん事を危ぶみて、後醍醐天皇笠置行幸の例を以て山陰道に據らんなどと考慮し居たりしかば、意中に外交の思慮を廻らす餘裕なく、徒に公の意衷に揣摩臆測を加へ、前述の往復日間に生ずる齟齬を目して、公の幕府を佐けんとて敢て勅命を怠らむとする結果なりとなし、宜しく先づ征討を加へらるべしと怒號したり。折節江藤新平逸走して上京したりしが、之を聞くに及んで、木戸、後藤等に其誤解なるを說き、長崎警備の重任あれば、我主の參洛を要求せらるゝには、宜しくまづ勅命を以て長崎防備を舍かれて後、上京の旨を達せらるべしといひたりき。這は中山、岩倉兩卿の既に諒知せる事にて、旁々さる倉忽は斷行せらるべきに非ざれども、中流に於ける血氣の志士は、一時かく信じ去りて激昂甚しかりきと

志士我藩を誤解す

なん。

侍従公京都警護のため上洛す

原田小四郎につゞいて鍋島孫六郎の兵庫、大阪に著したるは、正月の初めなりしが、侍從亦つゞいて上京の準備ありし所に、京都よりの報到り、二十四五日頃より尾張、越前兩侯大阪に下りて德川内府と協議ありし結果、正月初めには慶喜公の參朝あるに至るべしとのことなりければ、事必ず和協に歸し、從つて長崎方面も心安くなるべしとて、侍從公は愈、七日より伊萬里を出船し、上京あるに決せり。十二月中に於ける走馬燈の變轉に等しき佐嘉の景況は、略ぼ此にて類推すべし。長崎に於ける對外的處置としては、繼續政府の體面を完うすることを權宜に取り計ひきと雖も、此改革の動搖により て、京都に攘夷論再燃したるを以て、其危險を防ぐ爲めに、致遠館の敎頭副島次郎、小出千之助、大隈八太郎に旨を含め、諸藩の有志書生を諭し、勉めて穩便を計らしむると共に、將來の事は公の意旨にて其處置を爲さしめたり。

侍從公は期日に佐嘉を發せらる、軍事指揮は壯者の任なるを以て、まづ當主侍從公の上洛ある事となりたるなり。時に公にも亦上洛の朝命到達し

たれど、病軀とて寒を犯しての上途に堪へざれば、暫く猶豫を請はるゝこととなり、仍て事變多き當今の對外處置に關する憂慮を解くべく、去る文久壬戌中に中院、久世兩家により中山、嵯峨兩卿に親交を得たる公の昵近侍從長古川與一を特に侍從公に隨行せしめらる。斯くて一行は、八日午後凌風丸にて出發、伊萬里より電流丸に乘り込み、皐月丸を供船として海路上京の途に上らんとしたりしに、京都の風說追々不穩の事を傳へしのみならず、長崎外國汽船より、正月の初め舊幕府薩長間に開戰したりとの報道ありしにより、長崎鎭臺遁走し人心動搖すとの急報ありたるを以て、急遽發航を止め、侍從公は山代鄕楠久に上陸して滯在し、京都長崎の一左右を待たれたり。時恰も、鍋島孫六郎の先鋒隊を觀光丸、甲子丸にて輸送せんとして、船の缺乏を感じ、船方より長崎にて蒸汽砲船を購入せんと交涉中なりければ、幸の折とて十日中牟田倉之助を喚び戾したりき。これ孟春艦買入の起りなり。

鳥羽伏見の暴發、德川慶喜征討令下る

やがて事實の報告到達したり。曰く、客臘末、尾越兩侯の調停によりて、前將軍入京の許可あるや、正月元日慶喜公は大阪を發して入洛したりしに、薩長の所爲を憤り無念を抑へかねたりし會桑以下譜代旗下の徒は、更に、江戸より薩摩邸との破裂の報告を得て、燃火に油を注ぎたる如き勢をなし、人氣沸騰、この機に乘じて二萬の兵を繰り出し、以て慶喜公の前後を擁して上洛せんとするに至れり、京都にては斯くと聞き、薩長藝三藩の兵を出して鳥羽、伏見の兩道に之を迎へしが、三日の暮方に至り、兩軍衝突砲火を交へ、戰鬪四五の兩日に亙り、遂に朝廷よりは仁和寺宮嘉彰親王を征討大將軍と爲し、錦旗を押し立てゝ京軍を督せしめられければ、幕軍は之に抗するを得ず、六日には盡く敗走して退散し、前將軍は會桑二侯と共に疾く蒸汽船に上りて江戸に歸り去り、京軍の畏怖しゐたる舊幕府の海軍も錨を拔いて攝海を去り、大阪の幕兵は總て散じて俄に無事となりたりと。かく續々報告到りしを以て、概ね事後一週間を經たる十二三日の頃には、略ぼ其經過の大要は佐嘉に知られたり。

徳川慶喜征討令下る

京都に於ては、七日朝廷に議定、參與列席し、公卿諸侯に左の徳川慶喜征討令を宣達せらる。

徳川慶喜天下之形勢不レ得レ已を察し、大政返上、將軍職辭退相願候に付、朝議之上斷然被二聞召一候處、惟大政返上と申而已に而、於二朝廷一土地人民御保不レ被レ遊候而者、御聖業難レ被レ爲レ立候に付、尾越二藩を以其實效御訊問被レ遊候節、於二慶喜一者奉二畏入一候得共、麾下竝會桑之者共承服不レ仕、萬一暴擧可レ仕哉も難レ計候に付、只管鎭撫に盡力仕居候旨尾越より及二言上一候間、朝廷に者慶喜眞に恭順を盡候樣被二　思召一、既往之罪不レ被レ爲レ問寬大之御處置可レ被二仰付一候處、豈圖らんや大阪城に引取候者、素より之詐謀に而、去ル三日麾下之者引率し、剩へ前々御暇被レ遣候會桑等を先鋒とし、闕下を奉レ犯候勢、現在彼より兵端を開候上者、慶喜反狀明白、始終奉レ欺二　朝廷一候段大逆無道、最早於二朝廷一御宥恕之道絶果、不レ被レ爲レ得レ已追討被二仰出一候。兵端既に相開候上者、速に賊徒御平治、萬民塗炭之苦を被レ爲レ救度　叡慮候間、今般仁和寺宮征討將軍被レ任候に付而者、是迄偸安怠慢に打過、或者兩端を抱候者ゑ勿論、縦令賊徒に從ひ

慶喜以下の官位褫奪

譜代臣下之者たり共、悔悟奮發、國家之爲盡忠之志有之輩は、寛大之　思召に而御採用被爲在候。依戰功此末德川家之儀に付歎願之儀も候得者、其筋により御許容可有之候。然るに此御時節に至、不辨大義賊徒と謀を通じ、或者潛居爲致候者は、朝敵同樣嚴刑に可被處候間、心得違無之樣可致候事。

但征討大將軍を被置候上者、卽時前件號令可被爲發者勿論候得共、猶麾下粗暴之徒壅蔽此に至候事故と、彼是深重之　思召を以御遲延之處、三日より今七日に至り阪兵日々雖敗走、益出兵、不被爲得已斷然本文之通被仰出候、各藩陪從吏卒に至迄方向を定、爲天下奉公可有之候事。

議定岩倉具視卿は、この宣達の後、列席の人に向ひて、德川氏の舊恩を思ふ者は速に大阪に往き、王事に勤めんと欲する者は滯京して命を待つべく、いづれとも明日までに去就を決せられよと言ひしに、諸侯は皆命を遵奉すべしと答へたり。　翌日德川慶喜及び松平容保(會津)、松平定敬(桑名)、松平賴聰(高松)、板倉勝靜(老中)、松平正質(若年寄)、永井尚志以下の官位を褫奪し、會津以下六藩の邸を召し

上げ、酒井忠氏(小濱)、戸田氏共(大垣)、稻垣長行(鳥羽)、松平宗武(宮津)、内藤政擧(延岡)五侯の入京を禁ぜらる。さて此征討令は、九日參與より我藩邸に渡され、一週間を經たる後佐嘉に到達したりしが、家中は是にて始めて事情を知り、徳川前内府の大阪城引取は詐謀にて、去る三日に麾下の兵を引率し、既に御暇を取りたる會桑等をその先鋒として闕下を犯し奉り、兵端を開きたることの反狀明白なるを詳悉し得たり。されど征討令を熟讀するに從ひ、現在彼より兵端を開候上はなどの文に疑を挿むものを生じ、果して彼我孰れが挑戰者なるかと稱するものもありしが、一方また兵を率ゐて押し上る以上、稱兵犯闕なりと說くものもありて、尙ほ委曲の事情を聞かんと欲するの意を生ぜしめたりき。

當時有志士にして政治の知識あるは甚だ乏しく、されば幕府の政權返上に及ぶも、之に代はりて王政の實を擧ぐべき經綸の策を立てたる者曾てなきのみならず、其所論も、多くは破壞的にして、建設的にあらざりき。即ち去年の號令後一箇月の間は、尙舊政治の型を存して、徐々秩序に就かんとせし

征討と無政府狀態の出現

に、此征討令により、各藩封建制の中に在るもの以外は、殆ど其型を破つて無政府の姿とならしむるに至り、幕府の奉行代官の支配地亦俄に主治者を失うて危險狀態に瀕したりしのみならず、更に外國人をしてその不安の念を昂ぜしめて、甚しき危懼を感ぜしめき。されば是等外人は、兵庫、大阪などに邦人の依然營業をなすを見て、怪訝の目を瞬りたりし程なりき。尤も長崎は、早くより注意するところありたりしを以て、無事なるを得たり。然るに此の如き事情に無頓著なる薩長の兵士等は、唯戰爭にのみ汲々として（是時薩長の兵は其實二千に及ばず、若し幕府に眞に抵抗すべき意ありしならば、危かりきといふ。）直に征討の軍旗を進めんと猛り、討幕論者亦之に鼓和して騷ぎ立てたりき。

各國中立、長崎の權宜處分

是時佛國公使ロッセ、英國公使パークスを始め、伊國公使、普國代理公使等は、みな兵庫に駐在したりしが、德川内府は大阪を去るに臨みて、此後は局外中立を守られたしとの書を通じたりといふ。其後朝廷に對して、佛英の公

東久世通禧各國公使に國書を交附す

使より、和交如何と詰問しければ、十一日朝廷は之に對して、元來執權者の更迭したる迄の事とて、既に批准を經たるものなる以上、外國條約は變ずる事あるべからずとの議を定め、從前の條約に大君の名を以てしたるを、以後は之を天皇の稱呼の下になすとの國書を作り、且つ兵庫開港の期限も是月に迫りたるを以て、十五日外國事務局總督東久世通禧卿は彼地に赴き、兵庫奉行伊藤俊助(博文)と共に、各國公使に會見して國書を交附せり。是即ち大政復古の報告にして、凡ての政務は依然從來の如くに行はるべく、決して他の革命政府と同一にあらざることを表明したり。されど小御所會議に越土二侯の議論を峻拒して政府の引繼を爲さゞりしにより、事實は政令の澀滯齟齬を來し、內國に於ける政務は失體續出し、幕府の役員は職任を放棄して無政府狀態を呈し居たりしかば、外國人は之を繼續政府とは認めず、日本は東西に分裂せるものと見做したり。此の如く、啻に激徒のみ國體關係の事に無頓著なりしのみならず、當路者にも、亦目前の事にのみ焦慮妄動して、其思慮の全國に及ぶもの少なかりしを以て、かの朝廷の御沙汰が肝腎の長崎に

長崎の無政府狀態と副島大隈の奔走

脱落しをり、後に至りて倉皇補綴したりし文久癸亥攘夷令の歷史を繰り返し、是度も亦長崎鎭臺に征討令の下るや、奉行河津伊豆守以下の幕吏は盡く汽船に乘じて遁れ去りて、無政府の狀を呈するに至りたりき。尤も、之に就きては、京都よりは何等の處分も無かりけり。是に於て、副島次郎、大隈八太郎は、相談の上、副島は外國の汽船に搭じて上京し、長崎鎭臺を定めて外交方面を安定せらるべきことを建言し、大隈は留まりて書生の暴動を鎭め、薩長土諸藩に交渉して居留地其他を警戒し、聞役重松善左衞門は急行して佐嘉に歸り、長崎の權宜處置の命を請はしめたり。是に於て、侍從公は伊萬里に滯在して、暫く其處分を聽かれ、かくして長崎方面はその安寧秩序を保ち得たりしが、蓋しこれ全く公の穩和遠慮の威信ある態度に因るものにして、外國人の公に對する敬意は益〻深きを加へたり。

長崎鎭撫府設置、侍從公海路より上京す

主上御元服大赦令

是年天皇の御元服行はるゝにつき、本月三日奉幣使を伊勢の兩神宮に遣

はして奉告すると共に、十三日には神武、天智、光格、仁孝、孝明五天皇の山陵にも奉告あり、併せて禮式の奏賀ありき。十五日式部卿嘉元親王、權大納言德大寺實則卿の理髮にて御元服あり、參與より左の如く達せらる。

今般朝政御一新の御場合、今十五日御元服の御大禮被ㇾ爲ㇾ行、御仁恤之　聖慮を以天下無罪之域に被ㇾ遊度候間、是迄有罪不ㇾ可ㇾ赦者と雖、朝敵を除之外一切大赦被ㇾ仰出ㇾ候、於國々ㇾも不ㇾ漏樣施行可ㇾ有ㇾ之候、尤向後彌以賞罰嚴明に被ㇾ遊候間、厚御趣意を體認致し行屆候樣可ㇾ仕旨　御沙汰候事。

正月十五日

是は舊來の常式に由るものなれど、朝敵を除くの外一切大赦すとあるは、謀反大逆を除くの例文によりて改修したるなり。蓋し、朝敵は今日の國事犯にして、その以外は一切大赦すとの意味に外ならず、此大赦の爲めに舊幕府征討を輕減せざるべき用意に出でたるものとす。されど舊法既に破壞せられて、政治は秩序を失ひ、士民方向に迷ふと共に、生民生を聊んぜざる最中なれば、この兇惡の囚徒を大赦して牢獄より之を放ちたりしは、徒に其害毒

國書交附と參與の達

を增長せしむるのみにて、都會は更に物騷を增したりき。是亦膠柱の最たるものにて、變通なきの謗りを免れず。

是日兵庫に於ては外國公使に國書を渡されたるを以て、併せて參與より左の達あり。

外國之儀者　先帝多年之　宸憂に被レ爲レ在候處、幕府從來之失錯により因循今日に至り候折柄、世態大に一變し、大勢誠に不レ被レ爲レ得レ已、此度朝議之上斷然和親條約被レ爲二取結一候就而者、上下一致疑惑を不レ生、大に兵備を充實し、國威を海外萬國に光耀せしめ、　祖宗　先帝之神靈に對し、益可レ被レ遊二　叡慮一候間、天下列藩士民に至迄、此旨を奉戴、心力を盡し勉勵可レ有レ之事。

但是迄於二幕府一取結候條約之中、弊害有レ之候件々、利害得失公議之上御改革可レ被レ爲レ在候、猶外國交際之儀者、宇内之公法を以取扱可レ有レ之候間、此段相心得可レ申事。

然るに斯かる外國關係などに無關心なる新政府の士は、德川慶喜東歸後は、諸藩の擧動に豫測を許さゞるものありとなし、曩に征討令を承けて明日ま

蜚語紛々

でに去就を決せよと諸侯に宣せる岩倉卿の如く、西國諸藩の去就如何にのみ注意して、彼は惴懼を抱いて方向を定めず、此は觀望して方向に惑ふなどの蜚語を敢てし、よりてかゝる蜚語は一時青年間の流行語となりて、遐邇の人心を唆動したり。されば、我藩主父子の、共に召命を受けながら上京の途に就かざるを以て、右顧左眄、形勢を觀望するものと爲し、果ては、朝廷にも、關東と同じく佐嘉に征討令を下さるべしとの論を主張するものありたり。されど公の、早くより長崎方面に全力を致して、至尊西顧の憂を除きたりしは、先帝の厚く叡感あらせられたるところにして、よりて先帝の、有力諸侯中に最も英明老練なる賴母しきものとの御信用を蒙りし事は、其頃より硬論を持して國事を鞅掌せし中山、嵯峨兩大納言の熟知せるところたり。今や中山大納言は肺腑の親を以て議定となり、三條、岩倉の兩卿も亦、之を推奉して今上を輔翼し奉れる人なれど、中山卿は此論者の言を根柢より誤れるものと言ひたりき。かゝる處に長崎より副島次郎上京し、彼方面に主任者なきを說いて、肥前守に於て大村と相談し、以て便宜の取締を爲して外國人の

長崎鎭撫の設置

保護に當り居れど、朝廷の御所置は甚だ緩怠なりといふべく、速に鎭臺の任命なくば、外國人に對して失體を生ずべきこと目前なりと陳じたるにより、朝廷驚愕、俄に議して澤主水正宣嘉（七卿の一人）を九州鎭撫總督に任じ、長州の徵士井上聞多を參謀となし、以て長崎を鎭撫府となすに定め、副島は其儘徵士と爲して京都に留め、參與職に任じ、制度事務局の出仕を命ぜられ、和漢及び西洋の治體に就いて學ぶ所を披陳せしめられしに、彼は頗る諸人の敬聽を買ひたりき。かくて澤總督は井上參謀と共に外國の郵船に上りて赴任し、我藩よりは野田二藏を添へて西下せしむ。蓋し二十四五日の頃なり（是時土佐の佐々木三四郎高行も同船したりといふ）。二十五日太政官代より侍從公へ左の書付を渡さる。

長崎表御警衛之義從前之通被仰出候事。

但長崎奉行先達引拂候末、澤主水正殿同所鎭臺、大村家同所取締被仰付。

是にて長崎方面の鎭臺警衛は建設せられ、新舊の引繼も稍圓滿に行はれて、外國人は依然安堵するを得たり。

侍從公は、楠久より伊萬里に滯在して、長崎の鎭撫を圖らるゝとゝもに、關東追討令を得られしが、追々の報道は益々戰亂の激發を傳へて、容易ならぬ形勢を語り、曩に兩先鋒隊の出征ありきと雖も、尚東國に出兵して王事に勤むべき要あるを知らしめき。これよりさき、汽船不足なるの故を以て、京都の暴發を聞くに先立ち、長崎英商の手に一隻の軍艦ある由を聞きて之を買ひ入れんと欲し、船方島團右衞門(義勇)大に之を主張し、亦長崎に於ては手明鑓夏秋三兵衞、松村源藏等之が斡旋に力め、夏秋の弟又之助をして、その海軍に熟達せる故を以て、其船質の良好なるを說明せしめしが、未だ政府の議を動すには至らざりき。然るに侍從公の楠久滯在となるに及び、乃ち直に電流丸の船長中牟田倉之助を佐嘉に喚還し、長崎に赴いて其軍艦の鑑定に當るべきを命ぜられたり。よりて中牟田は十五日より彼地に往きて之を檢したりしが、其艦は名をエウヂニーといひ、鐵骨木皮、堅材を以て建造せられ、去卯年(卽ち千八百六十八年)英國倫敦に於て進水せるもの、長さ二十二間半、幅三間半强、我一時に十二里を走るべき速力を有し、百二十馬力、百十七噸にて暗車二を

設け、前裝七十磅のアームストロング砲一門、後裝四十磅同砲一門、二十磅同砲四門を有し、スナイドル銃四十挺及び豐富の彈藥を積載せり。かくて同艦は至極念を入れたる製造にて蒸汽軍艦の良材たること分明したりしが、代價七萬五千ドル即時拂渡しに非ざれば賣り拂はざるのみならず、當今希有の堅艦とて、諸藩の相談も亦殺到せることを知るに至りしかば、十八日より夏秋又之助馳せ歸りてその決定の至急なるべきを報告し、一方、英商へは松林源藏懇談して總價の半金を即時手渡し、餘は六ヶ月延びの事に相談纒りしに、翌日に至り英國郵船兵庫より著し、京都より蒸汽軍艦五隻の買入れあるにより、エウヂニーをも兵庫へ回航すべしてふ報を齎せりとて、在留英商ガラバより我決答を迫れり。中牟田は是に於て決心の臍を定め、この樞要の軍艦を手に入れずば、此騷亂に際するも、只電流丸一隻とて京攝の間に軍事を辨ずる能はず、躊躇は國家の爲めならずとて、專斷にて二十日買入の約定を結びたり。然るに佐嘉には、島の熱烈に政府に迫るありと雖も、當局者は宏費におそれて、購入を肯んぜず、羽室雷助を出崎せさせて、十萬圓以上

の大金は迚も御目論見つかずと其夜示談せしめたりしが、既に結約の後とて及ぶべからず、よりて之を佐嘉に急報せしに、公聞いて、軍國の備へはかゝる折の貯へに外ならず、是れなくんば、騷亂に處して其機を失ふべしとて、却て之を稱揚せられ、かくて遂に價八萬八千五百兩にて買ひ入るゝことゝなり、時恰も正月なりしを以て、孟春丸と命名せられたり。當時政府にては、小形の砲船三四萬ドルのものを望みゐたれども、此の如きは遂に達するを得ざる要求にてありたりき。

江戸瓦解、外國中立、內旨公を召す

朝廷改革の變動は、軈て鳥羽、伏見の戰となり、爾後動搖は日を追うて全國に擴大したれど、西國は封建割據の地とて、藩內に議論の分立を見たるまでにて、秩序はさまで紊亂するに至らず、幕府領の都會地亦略ぼ統治の舊態に安んじたれど、唯東北諸國のみは尙暗黑なりき。時に德川慶喜は、曩に部下の爆發を制し得ずして、薩長人等の望める如く大逆無道の罪名を得たりと

いへ、會桑閣老以下を引き纏めて江戸に歸れる後は、直に上野の寛永寺に入りて、謹愼罪を引きて、會桑閣老等を諭して領地に還らしめ、以て靜肅に命を待ちたり。されど旗下兵隊等は憤激に堪へずして種々の建言をなしたりしが、慶喜は一切之を受理せざるを以て、憤懣の餘勢は迸りて江戸市中に磅礴し、到る處に偶語囂々たりしかば、討幕論者は是に乘じて傲語凌辱を敢てし、人心恟々、是までの花の御江戸は忽ち闇黑の巷と化し、白晝にも掠奪殺戮行はれ、市民は老幼を負うて逃げ迷ひ、四方に散走するもの亦引きもきらざるに至れり。是を稱して江戸の瓦解といふ。然るに又、戰後大阪に隻兵なく、海軍また錨を拔き去りて、その跡の物凄きものありしかば、京都にては何となく畏怖心を生じ、薩長兵の主長等亦猜疑心に驅られ、德川氏再擧の反逆に先だちて進擊を加ふべしと犇き、中には、若しも東西諸侯の多くが舊幕を助けて攻め來るあらば、車駕を山陰道に奉ずべく、或は廣島に據るべしなどの策を建つるあり、大久保一藏亦遷都の建議をなすなど、是等の詮議に沒頭するのみにて、新政府の整理を慮る暇はあらざりけり。この狀態を外面よ

佛公使は幕府を英公使は京都方を援く

り觀たりしものは、京都、江戸の互に東西に分立して、武器を購求して戰備を修めたりしは、宛も前年北米合衆國分裂の南北戰爭に髣髴たりきといひたりき。

是時に當り、佛國公使は幕府を助けて反對派を强壓せんと欲したれど、德川慶喜敢て聽かず、英國公使は支那通にて、その書記官サトーは我國學に通じ、京都方に左袒して盡力するところあらむとせり。かく兩々相制したりしが、曩に皇政復古の國書を受け取りたる後は、各國申し合せ、是を革命政府と認めて局外中立を宣言したりき。而して我政府に於ては、其中立を制する設備は思ひもよらざりしかば、外國人は、戰爭の勃發により諸藩の競うて戰備を爲すを奇貨となし、武器、彈藥、船舶等を隨意に雙方に賣り附け、各自に力を假さんなどとて、その賣口を爭ひたり。然るに討幕論者は慶喜を必死の罪に陷れて、いよ〳〵德川氏に征討令を發せらるゝまでに漕ぎ附けたれば、更に是まで政局に當りて威權を弄びたる幕僚等を懲罰し、併せて佐幕論者を排斥せんとて、順逆の辨に舌を爛らし臂を張りて論じ回りたれば、俄か

勤王者は雨後の筍の如くに生じ、よりて一向に戰談擴まりて、旬日の間に海内はます〳〵騷然となり行きけり。されば皇政更始の美をなす經綸は蹂躙せられ、事務の行違ひより破綻百出して彌縫に堪へず、廟堂に立ちて改革を斷行したる中山大納言を首として、主謀者の三條、岩倉二卿も、政權復古の初頭早々、かくの如く對外關係以下、内政の處分に至るまで、種々の要求の輻湊し來るに當惑し、今は前狼後虎の怖れを抱くに至れり。中山卿は、曩に壬戌年薩長の公武合體の周旋に衝突して攘夷論を激發したりし時より、硬論を把持して激論に揉まれ苦心を經驗したりしが、當時公は、先帝より久世宰相を通じて竊に召命あるや、直に簡易の仕度にて上洛せられ、陰に其間に處する公武調和の御依賴を受けられしに、後、主上は其周旋振に深く御感あり、よりて、諸侯中閑叟の忠誠は、外交方面の長城なるが、老練にして國家を思ふの厚き、大事を託すべき者は彼れ一人なりと仰せを蒙られたりし程にて、今度大政更始にも、諸藩權勢競爭の外に超然として、長崎方面を鎭靜して激動を助長せず、殊に過日は中院中納言へ書翰を送りて、外國に對する注意あり

中山卿公を招す

たる等、盲動を避けて忠勤に勉められしを以て、果然征討令による舊政の破壞の外國問題を喚起し、國書交附、局外中立等の失體の、公卿の外人を夷狄禽獸視せる遺傳的意思に猛烈なる痛憂を與ふるに及び、中山大納言は三條、岩倉二卿と謀り、玆に壬戌の歷史を繰り返して、竊に中院中納言に今上の内旨を含めて、公に朝廷卽今の事情を告げしめ、病を犯しても速に上洛して、皇政復古の大方針決定の議に參すべしと申し送ることゝなりたり。時に側年寄原田小四郎は京邸にありしが、直に中院黃門に到りて、其等の御用もあらんかとて、前年中山、嵯峨兩卿より格別御懇命を受けたる閑叟の近臣古川與一を特に當主に隨行せしめたりと通じ、併せて、その大阪到著の日も近きにある豫定なるを語りしに、閑叟公取計の細心周到なる神妙の至なりと喜び、よりて密使は兵庫に到りてその來著を待ち、やがて古川に面會して書中の密旨を具さに述べたり。侍從公は兵庫を發して二十八日大阪邸に著し、公式に、中院卿より到來せる密書を古川を喚んで渡し、委しく旨意を授け、直に是を齎し歸りて公に具申せしむ。仍て古川は翌二月朔日電流丸に乘り、全

速力にて佐嘉に歸航したり。

侍從公著京、御親征仰出し、征東軍進發

御親征と各藩出兵の仰出

是日侍從公は大阪を發し、翌二日京都に著し、舊郡山藩邸に入りて此を宿陣となす。三日には主上太政官代に行幸あり、參與より諸大名へ左の書付を渡す。

今度慶喜以下賊徒等江戸城に遁れ、益暴逆を恣にし、四海鼎沸萬民塗炭に墮んとするに忍び給はず、叡斷を以て　御親征被レ仰出レ候。就而者御人選を以被レ置二大總督一候間、其旨相心得、畿內七道大小藩各軍旅用意可レ有レ之候。不日軍議御決定可レ被二仰出一候御旨趣可レ有レ之候間、　御沙汰次第奉　レ命可二馳集一候。　宜敷諸事戮力一同勉勵可レ盡二忠誠一旨被二仰出一候事。

二月三日

斯く一方には親征を仰せ出されて諸藩に出兵の準備を爲さしめ、卽ち方向を定めたる實功を擧げしめたれば、是も火急の事にて諸藩は京都駐在の兵

藩艦一艘の御用を命ぜらる

を繰り出すことゝなり、我藩亦京阪に駐屯したる兩先鋒及び義勇兵等を以て部署を定めんと軍事の手配に忙しかりしに、六日に重ねて左の達あり。

肥前　侍從

此度　御親征被仰出候付、其藩持合之軍艦一艘御用被仰付候條、諸事總督之指揮を請勉勵可致　御沙汰候事。

二月六日

當時幕府の海軍を除きて、諸藩の蒸汽船を所有するもの多からず、我藩も船舶不足なりければ、舊幕より預かりて兵庫に繫留したる觀光丸を之に充てたり。同船は爾來其儘官有となりたりき。

七日侍從公參內して天機を奉伺せらる。八日に太政官より左の達あり。

一　松平の稱號被停、以來本氏可稱。

一　諸侯石高を以大中小藩主等に區別被相立、各藩より貢士を太政官へ可差出(當番は中藩に付二人)。

一　各藩徵士被仰付候者は、奉命即日より朝臣に可心得は勿論、舊藩と全

我藩出身徵士の初

征討軍諸員の任命

く關係混合無レ之御趣意に候間、厚相心得可レ申。

時に副島次郎、大木民平は推薦せられて徵士と爲り、又長崎總督よりは大隈八太郎推薦せられて徵士となり、參謀を命ぜらる。是を我藩徵士の初めとなす。

是日總裁有栖川熾仁親王を征討大總督となし、議定嘉彰親王を海軍總督となし、東海、東山、北陸三道の先鋒總督並に鎭撫使を命じ、參謀以下の任命あること左の如し。

征討大總督	熾仁　親王
參謀	正親町中將
參謀	西四辻大夫
參謀	西郷　隆盛
參謀	林　玖十郎
東海道先鋒總督兼鎭撫使	橋本　實梁
同副使	柳原　前光

參　謀　　　　木梨精一郎
參　謀　　　　海江田信義
東山道先鋒總督兼鎮撫使　　　　岩倉具定
同副使　　　　岩倉八千丸
參　謀　　　　板垣退助
參　謀　　　　伊地知正治
北陸道先鋒總督兼鎮撫使　　　　高倉永祜
同副使　　　　四條隆平
參　謀　　　　黑田清隆
參　謀　　　　品川彌二郎
奧羽先鋒總督兼鎮撫使　　　　澤　爲量
同副使　　　　醍醐忠敬
參　謀　　　　大山綱良
參　謀　　　　世良修藏

我藩北陸道の先鋒を命ぜらる

各藩を三道に配りて（奥羽は後にいふ）夫々出兵を命ぜらる、我藩には左の如し。

今般　御親征被㆓仰出㆒候付、北陸道先鋒被㆓仰付㆒候條、國力相當人數差出、諸事總督之指揮を請、令㆓勉勵㆒候樣　御沙汰候事。

各總督に交附ありし軍令書

十一日に軍令書を各總督に分たる、左の如し。

今度以㆓　聖斷㆒　御親征被㆓仰出㆒候付而者、偏に蒼生之塗炭に陷候を被㆓嘆思召㆒候、鴻大之　聖慮を奉戴し、速に皇國平治奉㆑安㆓　宸襟㆒候樣、御軍列に被㆓召加㆒候大小諸藩、大に軍備を嚴にし、同心戮力、盡㆓忠誠㆒可㆑遂㆓成功㆒候事。

一　海陸軍兵進退懸引之義者、其手々々の總督に委任被㆓　仰付㆒候條、其旨可㆓相心得㆒候事。

一　私論を以公事を誤り、各藩區々に不㆓相成㆒樣、深く心を可㆑用事。

一　別紙陸軍諸法度條々堅可㆓相守㆒事。

右之條々於㆓相背㆒者、可㆑被㆑處㆓御軍法㆒者也。

慶應四年二月　　太宰帥熾仁　（花押）

（別紙及陸軍諸法度は略す）

孟春丸出動

我藩は先鋒隊鍋島孫六郎に其組を率ゐて從軍せしめしが、是日より十三日まで三道の軍並に進發し、十五日より順次に各方面に向つて進行したり。時に島團右衞門は、孟春艦の買入れを遂げたれば、學館に到り、無息、厄介(二三男をいふ)の青年を鼓舞して義勇兵を募り、執政鍋島上總其他の當路者を說き回りて、官軍の乏しき海軍の威力を顯はさんと企て、遂に其同意を得たりき。よりて二月十七日孟春丸を關東追討に差し出さるゝことゝなり、中牟田倉之助船長に、山崎平太(則景)副長に、直塚治部之進士官に任ぜられ、而して船方より島團右衞門、砲術役として相良十郎太夫等の乘組を命ぜらる。かくて孟春艦は、火術師範の石田善太夫を臨時乘組として、應募の青年長谷部谷助、杉本軾之助、石橋家九郎、中野清三郎、鳥巣宇治次郎等五十人を乘せ、關東征伐海軍先鋒と稱し、翌十八日三重津を發し、久原より下關を經て、二十二日兵庫に著して命を待てり。

第八十九章　開國の規模を定む

公海路より上京す

土佐藩士佛人を斬る

さて東國に向つて征討の軍兵を進めらるゝに至るまでには、人氣の亢奮に從ひて、一方の外交問題に種々の事故を續發せり。正月兵庫にて國書を渡されし當日の事なりけり、備前の家老某、上洛の途次、三宮驛にて英國海軍士官の己が行列に道を讓らざりしを怒り、遂に其二人を殺傷し、ために主者は自殺するに至りたることありしが、後程なく堺浦を戍衞したる土州の藩兵が、天保山にて佛人十餘名を殺害したることありて、佛國公使ロッセの赫怒を買ひ、遺族扶助料十五萬弗、及び其下手人引渡の要求を受けたり。此頃橫濱タイムス新聞は說いて、コルシカ人の語に、一人殺さるれば則ち一人を殺すてふことあれど、我等は今や宜しく一人殺さるれば則ち千人を殺すの決心を以て、日本に復讎すべし、我等一たび命令を下さば、日本は外國の才智

朝議外國公使の參朝謁見を許すに決す

武力に屈服せざるを得ざるべし、然るに尚覺らずして頑固ならむには、竟に印度人の覆轍を踏むに至るべしなどとの論を揭げて憚らざりし程なれば、佛國公使の氣勢甚だ荒く、よつて容堂侯は、其下手人二十名の捕縛を命じ、堺浦の妙國寺に於て、佛國公使館員及び海軍士官に立ち會はせ、其檢視の下に切腹を命じたりしに、十人までの屠腹を見るに及んで、佛人は忍びずして眼を掩うて俄に立ち、遂に之を止むるに至りたり。しかも我國の例として、死を賜ふに罪の輕きものより先づ殺さるゝものなれば、其殘りたるものは、皆下手人の首なるものにてありたりき。

此時他面には、國際當然の事として、是まで朝紳の嫌忌したる夷人の參內、卽ち各國公使の天皇陛下謁見てふ大問題の解決に迫られたり。蓋し朝廷の高官の公に上京を促せるも、是の事由に外ならず。而も放任して止むべき事ならねば、これを議定及び在京諸侯に下して議せしめしに、二月七日議定島津忠義、細川護久、淺野茂勳、松平慶永(春嶽)、山內容堂、毛利廣封(後の元德)の六侯連名にて、宇內の形勢を察して外交の規模を宏にし、各國公使を參朝謁見せし

めらるべしと建言しければ、十七日に至り、朝議愈〻是に決し、英國公使パークスの斡旋にて期日を定むることゝなりたり。時に江戸瓦解によりて横濱居留地は物騷危險甚しく、各國ともに自兵を以て守衞する手配必要となりたれども、パークスは遂に佛國公使ロッセを同意せしめ、かくて晦日を期日として謁見式を行ふに定まれり。

一方かの古川與一は、電流丸にて二月五日伊萬里に著し、徹宵急馳して翌朝佐嘉に到著し、直に三ノ丸に到りて公に謁し、侍從公の內命に併せて中院卿の密書を呈せり。此頃已に春分に近くして、寒氣薄らぎたりしかば、公の健康も亦次第に恢復し、時には近郊に散策し、時には遊獵を試み、正月以來仕組所を開いて時局の處理に多忙を極めたる諸員に慰勞として其獲物を賜はるなどせられたりしが、此內命の書に接するや、直に旅裝を治めしめて、二十日佐嘉城を發し、伊萬里より海路上京することに定められたり。是より先き隣藩唐津の小笠原佐渡守長邦は、その嫡子壹岐守長行の老中と爲りて幕政に當りしにより、朝敵の嫌疑を得て封土に安んずる能はず、遂に謹愼する

に至りしを以て、公の執成を得て自ら朝廷に陳辯する所あらんと欲し、使を遣はして公に懇請したりければ、公は深く其意を慫諒して快諾を與へ、上京の途次に船を唐津の便港に寄せて同行すべく、船中暫くの間は我供船の室に窮屈を忍ばるべしと約せられたり。斯くて期の如く佐嘉を發し、二十二日伊萬里の楠久津より電流丸に乘り、皐月丸を供船として出航せられしが、間もなく呼子港に著くや、唐津より準備して此に旅館を設けたりしを以て、公は種々の饗應を受けて一宿せられ、かくて佐渡守は家老大八木衞守、用人某及び近侍四五人を從へて皐月丸に乘り込み、一室に主從起臥を共にして、航海中は濕やかに過去將來の述懷若くは規諫などをなしたりしが、戸を隔てたる次室には、我隨員等座を占めて時事の議論に激越の聲を張り、酒氣を鼓して氣燄を吐きつゝありたりき。

公上京小笠原長邦を同伴す

公は、その防寒に數月を經過する間に、京師の屢次變轉してます〳〵騷擾を極むるを聞いて、遙かに伎癢に禁へざる感ありたらんと雖も、長崎方面の重寄を負ひ、此に全力を用ゐて藩屏の任を盡す以上、諸藩と共に中央政府に

逐鹿すべき兵力資力の餘裕はあらざるなり。而して是まで特旨により諸侯會議の班に加へられたるを以て、公は上洛して諮問に應じ知遇に答へられしかば、其言の幕府に採用せられたるは少きも、ために國家の體面には大なる缺陷を見るに至らずして、時運はます〳〵進展し、遂に去年十二月九日の大政變と爲りて、多年武家に委ねられたる政權の朝廷に復歸する結果に到達したりき。即ち、これ公の素より豫期せられたる所にて、更に異議のあるべきにあらず、而して朝廷の當路者に經綸の成竹あらば、爾後先帝の始めおかれたる諸侯會議の例を追ひ、前將軍以下大諸侯を參朝せしめ、其列座の間に堂々大政復舊を宣達して、順序に改革すべきに、此に出でずして强て干戈を挑發して騷亂を起さしめ、之を戡定して皇威を立つべく自ら內國分裂の圖を畫きしは、外國人の耳目に我國體の美を損じたること尠少ならず、順に取り順に守りて皇政の更迭に異變なきこそ大日本の光華なるに、却て逆取の變態を爲して、內治外交ともに其方針を亂れしめ、ために遂に外侮を招致するに至れるは、日本歷史に汚點を遺したるものてふ誹を免れざる所な

公東上の理由

り。是れ即ち、今度外國に關して國是諮問あるべき内旨の仰出を受けて、公の急遽病を冒して上洛の途に就かれし所以にして、かくて公は大政の更始に其基本を立つる豫想を抱いて航路を急ぎ、將赴京都舟中有作との題にて左の七絶を口占せられたり。

休言時事挽難回、天下豈無王佐才、京城兒女應驚愕、知否毒龍飜海來。

京都より到來したる密書は、公の手に止まりて其儘に逸したりしかば、其内容を知るべからざれど、此起句を玩味するに、攘夷論以來の關東と强藩との軋轢は、朝政回復となるに及んで、忽ち大亂を挑發して關東征伐の送兵を見るに至り、東國の形勢ます〳〵不穩にならむとすると共に、朝紳は外國公使より迫られて國體をも侮辱せられんとする苦境に陷る等、時事の日に非なるものありしを以て、その前途を恐怖せられし意味の句なりしかと想像せらる。公が病を押して登京せらるゝ原由を考ふれば、亦當らずとも遠からざるべし。承句は、公自ら抱負ありといへ、他にも有爲の士あるべく、縱し公卿諸侯に人物なくとも、廣き藩士中には必ず王佐の才存在するならんとの

東京遷都に關する公の理想
外國公使參朝謁見す

意を兼ねたるものと見るべし。轉句は京童が異國人の入京を恐怖するをいひたるものにて、自ら公卿をも含む。結句の毒龍は、公自を譬へたるにあらず、毒龍の毒は明かに海外人の吹く毒氣をいへるにて、今日の如き外勢の壓迫に對して、日本當局の、軟弱にして自ら擧國一致の威力を失ひ、依然外國人を恐怖するあらば、益〻彼の侮蔑を招きて遂に自滅の禍を取るべしとの意味を詠ぜられたるものならん。

二十七日兵庫に著し、翌日大阪の藩邸に入らる。翌二十九日の朝、編者公に侍したりしに、公は、京都には大阪行幸の議起り、薩摩の大久保一藏は遷都の建議を爲したりと聞けど、大阪は帝都の地に適當せず、遠からぬ内に江戸城を收め、彼地に遷都あるを適當とすといひて少し沈思せられ、やゝありて、尙東北に皇都となすべき良地を選み、以て滿洲韃靼を控制する規模を開くべきなりと言はれたり。蓋し此時業に已に東京遷都の理想を胸中に畫かれつゝありたりしなり。翌三十日は外國公使の參朝謁見の期日なりしが、公は、此事が六大諸侯の建議を經し後に斷行の運に至れりと聞いて、寧ろ其

遲きを憾むと言はれたり。然るに當時京攝の間には、鎖港攘夷に膠著したる頑冥の徒少からざりしが、遂に當日英國公使パークスの馬車の三條畷を過ぐるや、之を要して護衛の士に斬り掛け、護衛の士之を防いで公使は幸に事無きを得、兇徒は即時に捕縛して其主謀者を梟首したり。其爲めに他の各國公使等は謁見を畢へたれど、英國公使のみは參内を延引したりき。外國使臣の參内して天皇に謁見するは是を始めとす。

公朝に立つ、國威宣揚の勅

公議定職を命ぜらる

三月一日公は大阪を發して京都に著し、舊郡山藩邸の宿陣に入らるゝや、太政官代より唯今早く參上すべしとの召狀到達したるを以て、直に駕を命じて二條城の官代に出頭ありしに、議定職被仰出候事との命ありければ、公は餘り恐入るにつき、篤と勘辨の上に明日申上くべしと演述して退き、翌二日左の書付を差し出さる。

議定職被仰出難有奉畏候、乍然不束之上衰老多病罷成候に付而者、何分

御用可相立哉、恐縮之至奉存候得共、只々難有御儀に付御請奉申上候。其末朝廷よりは、軍防事務局輔被仰出候事との書付を渡されたり。是より直に參內して天機を伺ひ、職務任命の御禮を言上して退出し、歸途に中山大納言忠能卿の邸に到りて御禮を述べられしに、中院中納言も座にありて、去年以來の久闊を謝し、皇政復古の困難なる事情など種々の談を交へ、別段の仰出を申し送りたるに、早速病を押して上京ありたるは喜ばしき至りなりとて、公の談を聽き頗る安心せる態なりき。是日公は病後とて諸方への回禮に堪へざりしかば、三條、岩倉兩卿へは、使者を遣はして御禮を述べられたり。

英國公使の參內

明る三日は英國公使參內謁見の當日なるを以て、公にも參列の命あり、衣冠帶劍にて巳の刻に參朝せらる。パークスは過日遭難の際に於ける護衞士の働きを謝して滿足の意を表したる後、語を改め、日本には攘夷論再發したり、兩國和好の議如何、決答を求めたしと、切りに迫りて陳述し、激論に憤怒を交へ、身を跳らし案を打ちて傲慢不遜の態度を極めしが、三條實美卿は初

めて外國人の辯論に應答せし事とて、憤懣に堪へざる樣子なれど、忍んで溫言を以て應答し、其座は事なくして濟みたり。蓋し幕府にありて、外國人に閣老以上の大名の直接談判をなすに至れるは、安政四年の堀田閣老が米國領事と會見せるを始めとし、又安政の初めより大諸侯の外國人に直接應答したるは惟公あるのみ。三條卿は攘夷論者の巨魁と聞えたれど、人格溫厚の公達なりしに、今や皇政を輔相して世界の大勢に對せんとする劈頭に立ち、而して公亦其席に參列して外交に於ける實際の經驗敎訓を得られたるなり。されば心中大に喜ばれたるものゝ如く、其前後に三條、岩倉兩卿と相會して談話を交換し、日本ほどの國を有すれば、其智勇を發揮して外國に雄飛するの規模を開き得べく、旁々內部の訌爭に區々たるべからずとて、時勢に對する意見を懇ろに啓誘せられたりき。翌日は太政官代に出仕し、退出の後は、岩倉、東久世の兩卿及び親戚の宇和島、肥後兩侯を歷訪して、子夜に歸らる。

公の時局對應策

爾後は日々太政官代に出勤して、三條、岩倉兩議定を始め參與の徵士と、政務の相談より時局變化を制すべき處置に當られしが、其頃第一に公の

定められたりし要領は、幕府の政權を收めて皇政の基礎を定むるに當り、世界の形勢に對する政綱の確立、國家統一力の鞏固充實、國威を海外に宣揚する規模方策等のことに於て、未だ何等の公表なきは不可なり、既に去る二月七日の議定六條の建白により、外交の規模を宏にして、各國公使の參朝を濟ましたれば、是に本づいて、將來は天皇陛下にも時機を見て海外に雄飛を遂げさせらるゝ御決心あるを國中に示し、士民の方向を定めらるべく、皇政の復古の啻に國民の希望なるのみならず、萬國交際の正理たる以上、自然に此に至れりとて、誰か敢て之を拒むを得ん、先年來攘夷論高調せられて、當路者は爲に惱ましめらるゝところあるが如きも、畢竟は敵愾心の盛んなるに因るものなれば、此の如き强勇なる御國の士民を順道に誘かずして、區々たる恐怕によりて國內に干戈を動かさしむるは、決して策の得たるものにあらず、抑も是は更始の初めに於ける枝葉に屬す、早く鎭撫の法を定めて、世界の大勢に對する國是を定めらるべしといふにありき。　時に中山、三條、岩倉の三卿は、內亂に人氣の益、猖獗するを憂苦し、參與の大久保、木戸等亦內外の事

在京十八諸侯を召集して勅書を賜ふ

端滋く起るに當惑したりければ、いづれも公の建白する所に耳を傾けて異議あるものなく、よりて翌六日在京の十八諸侯に參內の命あり、公も同じく參內せられしに、特に議定職中は宮中に轎をつくるを免ぜらるゝ御達を受け、次で主上親臨、三職以下の列座あるに及び、三條實美卿左の勅書を宣達す。

朕夙に天位を紹ぎ、今日天下一新の運に膺り、文武一途、親裁を以て萬機を斷決す、國威の立不立、蒼生の安不安は朕が天職の盡不盡に在り、日夜寢食を安んぜず其心志を勞す。　朕不肖と雖　列聖の餘業と　先帝の遺志とを繼述し、內は列藩萬姓を撫安し、外は國威を海外に輝さんことを欲す。然るに德川慶喜不軌を謀り、天下遂に騷擾に及び、萬民塗炭に陷らんとす、故に朕不レ得レ已斷然親征の議を決す。　尙既に布告せし通、外國交際も有レ之上は、將來の所置最重大に付、天下の爲に於ては、形勢に依り萬里の波濤を凌ぎ、身を以艱苦に當り、國威を海外に及し、　祖宗　先帝の靈に對んと欲す。　爾列藩朕が不逮を佐けて同心協力各其分を盡し、爲二國家一努力せよ。

右畢りて參列の公卿、諸侯等に酒饌を賜はり、公は夜亥刻に退朝あり。　勅文

の『列藩萬姓を撫安し、外は國威を海外に輝さんと欲す。』は、先帝の防備充實、國威宣揚の叡慮を遵奉ありたる公の本領なり。次で『不レ得レ已斷然親征の議を決す。』とあるは、目下の東征を指せるは勿論なれど、前に列藩を撫安すとあるに對照し、而して正月九日の追討令なる『慶喜宥免の道絶果て、賊徒平治、萬民ノ塗炭を救ふ。』の文に之を比すれば、勅書の體面を得て、而も語氣の自ら緩和したるを覺ゆ。又『外國交際も有レ之上は將來の所置重大』以下の文より一歩を進めて『國威を海外に及す』の句を重ねたるは、主腦の此に在るを警醒したるものにして、これより以後、既に國威を海外に宣揚するの主義を取る上は、自然國內騷亂の鎭撫を早うするに勉めざるべからずとて、一時は激徒の討幕論に脅かされて戰端を挑發したりとはいへ、やがて外國交際の條理に從うて所置を進め、內外に重望ある公も朝に立たるゝこととなりて、茲に在廷公卿間に蟠まれる攘夷思想は一掃せられ、遂に開國の規模定まりて公表せらるゝに至りたり。世人の多くは、薩長人は不可能の攘夷論を以て德川幕府を窘迫し、政權返上の窮地に陷れて之を乘り取り、而して忽ち面を

改めて舊幕の途轍を踏襲し、開國論に豹變し、以て自己の功をなしたるものなりとて、往々今に彼等の狡黠を憎嫉する憤念を藏すれど、蓋しその誤解たること、是を事實問題に徵して考ふれば自ら明かなるべし。見よ、彼一派が小御所會議にて土越二侯を壓迫し、以て德川內府を加へずに大改革を斷行したるは、政治知識を沒したる非擧たるは勿論なれど、其時彼等に開國の思慮ありたりとは承認せられず、蓋しやがて新政の蹇難となり、尾越二侯に大阪交涉を委託するに至りしが、更に一箇月を經過するに及んで生ぜる正月の爆發の如きも、亦啻に德川內府のみならず、雙方の首領が共に血氣の壯士等を撿束し得ざるに出でたるものといふべく、而して之に大逆無道の名を與へて征討令を發し、山陰行幸などと周章したりしに、あらぬ外國の方より問題を生じ、ために茲に天朝を革命政府(レヴォリユーショナルガヴァンメント)と認めしむる失體を釀したりしが如き、彼等も大に前月の非擧たりしを自覺したるなるべし。斯くて又一箇月を經て、六侯の建白となり、外國公使の參內となり、更に數箇月にて始めて開國の國是は宣せられたりしが、此三箇

公に對する岩倉卿の觀察

月の經過に徵するも、薩長の主謀者は、多少の政治知識を有したりとするも、血氣者の怒潮に押されたりしものといふべく、德川內府が逆境に在りて暴動を制したりしよりも、順境に驕りし者とて之を制するに一層の困難を感じたるべく、旁々穩當なる思慮を用ゐる能はざりきといふが事實なるべし、卽ち狡黠と謂ふは亦過酷の評なき能はず。

公の日々出仕ありて三條、岩倉兩卿及び參與等と政治を議せられし事に關しては、又何等その內容に亙る記述に接せざれども、編者曾て明治四年岩倉公の全權大使となりて歐米へ差遣せられたるに隨ひ、桑港の旅館にて一夕の對晤を得たることありしに、その時岩倉公の談に、閑叟の正月に他界あるや、次で土佐の容堂も薨ぜられ、ために今上陛下は、大政維新の初めに方りて連りに柱石の臣を失ひ給ふを歎息ありて、閑叟の英邁非常にして學問すぐれ、政治に練達せられたるを稱揚ありきとありしかば、予は是に答へて、藩內にては、自己の君主なるを以て、自然他の有力諸侯よりも格別に勝れたる如く思ひ居れども、畢竟は大名育ちにて人情世態に疎ければ、單獨政府に出

仕して國家の繁務を議するに當りては、迂濶なる事どもありて覺束なかるべく、總じて高貴の人は萬機の政務に當りては下情に疎きに失するものにて、閑叟も亦その例に漏れられざるべしと言ひたるに、岩倉公は言下に之を打ち消して、否とよ、我初め諸藩主の英明の評ある人々に面會して談じたりしが、存外事に疎くして、語るところにも不得要領なる事のみ多く、聞きしよりは大に見劣りたりと感ぜらるゝものゝみにして、中には存外の愚物もありたれば、閑叟とて、その英名は音高けれども、是とても亦其類に洩れざるべしと內心思ひゐたりしに、會談するに及びて、閑叟ばかりは聞いたるよりも偉（えら）き人なりき、其證據には、容堂、春嶽などの所謂英主にても、其會談には十分に意味を了解する能はざる節あり、後に其謀臣を喚んで質すに及び、始めて其眞意を解したること少からざりしに、閑叟のみは然らず、其謀臣といへば原田小四郎、中野數馬等なるが、是等とは初めに接見して其說語を聞きゐたるにより、閑叟の言ふ所も其れに出でざるべしと豫想したりしに、本人に親しく會見して其直話を聞くに及び、是は實に意外にて、懇到明白、親切にして

敬服すべきこと多く、謀臣を召喚して聽取するところの如き、本人ほどに明確なる能はず、彼等は、主人より確かに數等劣れり、閑叟の非凡なるは是にて知らるゝなり、就中殊に敬服したりしは、談緒の主上の御上に及ぶ時にして、予は何氣なく言ひもし聞きもし居るに、閑叟は何時の間にか端坐し、手を下げて敬意を表し居られ、其談の更に他に移るに及び、病體の事にて姿勢は何時しか崩るゝに心附き、よりて我等公家の、常に御上の事を大切には思ひながら、自然に狃れ奉りて敬禮を失ひ居ることを自覺せり、是を中山、三條などにも話して、斯く國家の大政を知ろし食す上は、以來は我等にても是までとは渝りて御上の事を餘り馴々しくせぬ樣に戒むべしと申し合せたる程なりき、是は固より臣下として至當のことながら、閑叟の特に此の如きには何等か仔細のあるにやと問ひたりしを以て、予は答へて、平生とても主上の御事については云々の習法にて、陰にても恭敬の形を修められたりと話したるに、岩倉公は非常に感服嘆稱し、更に語を繼ぎて、主上には御幼年にて先帝に後れさせたまひしが、維新當初の御學問期に際し、折よく閑叟が朝廷に立

つことゝ爲りたるにより、その端正なる儀容と聰明博學とよりして、主上を御教導し奉らるべきやう彼公に申し入れ、主上にも亦、閑叟は武臣にて、是までの公家とは違ひ、特に行儀も嚴格なるを以て、能く其御心にて御學びあれかしと申し上げしが、實は當時予の内心には、彼公の餘りに嚴格なるにより て、主上の御親しみ遊ばさぬ樣のことはなきかとの懸念ありしに、閑叟とい ふ人は、端嚴英發なれども他の大名とは異り、平常は如何にも寛容溫和にて誰人も親しみ易く、婦人までも能く馴れ近づきて、而も敬意を失はざりしを不思議に感せり、學問修養は斯くまでの玉成をなすものか歟と歎稱の聲を禁じ得ざりき、主上にも初めより閑叟には極めて御親昵あり、自然とその言行を模範となし、心を留めて直に御學びあるに至れり、惟惜むらくは病身なることにて、當初押して登洛せられたる時の如きは、其病衰の意外なるに驚きたりしも、其氣象はそれに拘はらずして凜然と強く、議論の激する時などには、愈、氣力の加はる樣に思はれたり、但し凡て大名は、閑叟のみに限らず、皆國に在りては常に君主として家老以下の出仕に政治を一任したりしを以て、

維新後官に備はるも、官廳に日々出仕するを非常に大儀となし、殊更閑叟は病體にもありて、その出仕を難澀せられしにより、主上にも深く御心配ありて、遂に隨意出勤を命ぜられ、かくて彼公は自家に在りて怠りなく攝養せらるゝことゝなりたり、而して容堂、春嶽に於ても、出仕に堪へざるの點に於ては彼公と同一なりき、されど平常自宅に寢居せらるとも、在京なれば主上にも御力に賴み思食して御安心遊ばされしが、思へば、今數年を在世せしめて大政輔翼に當らしめたかりしに、相次いで逝きしは實に主上の御不幸なりと述べたりき。其後も尙折節公の話は出でたりしが、當時我公の職任は議定にして、局務の分課もありたれども、要するに朝廷に於ては、今上御學問の御師範に併せて三條、岩倉兩公等の政務指導者として、その名義は無くとも、重きをなされ、大事に當りての方針決定、或は大諸侯の意思一致等には、公の名望と感化力との與りて力ありしは非常のものにて、陛下亦朝廷の柱石として禮遇せられたる如くに拜察し奉りたり。

長崎警備と關東征定の經畫

八日公は上長者町の藩邸に入らせらる。我藩邸はもと烏丸四條に在りしに、元治の兵火に類燒したるを以て、上長者町に邸地を買ひ入れて建築したれど、規模狹小にして兩公の宿陣に堪へざるを以て、郡山藩邸を借居せられたるなり。かくて是日此に立ち寄りて、北野に赴き天滿宮に賽して歸られたり。

去る六日宣勅の後、公は滯座して東西邊土鎭撫の事を議し、長崎は速に鎭撫使を置くに決したれど、蝦夷地の開拓鎭撫に關しては猶勘考を要すとて、左の書面を渡され、之を持して初夜に退朝せられたり。

蝦夷島周囘二千里中、德川家小吏之一鎭所而已、無事之時茂掛念御座候處、今般賊徒御征討被仰出候ニ付而者、東山道往來相絶シ、德川莊内等之者共彼地ニ安居仕事ハ難相成、島内民夷ニ制度無之、人心如何、當惑仕候儀に有之べく哉、不軌之輩に御座候者、竊に賊徒之聲援をなし可申も難計。魯戎

元來蠶食之念盛ニ候得者、此虚に乘じ、島中に横行し、兼テ垂涎いたし候北地久春古丹等に割據し、如何樣之擧動可有之も難計候得者、一日も早く以御人選鎭撫使等御差下しに而、御多務中も閑暇被爲在候勢ヲ示し、御外聞にも相成候樣仕度。且漁魚之利も夥敷場所に而、御軍費之一助にも可相成候間、乍不肖臣等に於ても拋身命勉勵仕度候得者、皇政復古之折柄、右等之邊も必定被仰出候儀とは奉存候得共、寒暖之違も有之、内地に而二三月之延引は、彼地に而五六月、又は一年之手後レと相成、今年内に策略難相立候間、何分早々御採用相成候樣仕度奉存候。此段去月以來議論仕居候儀に有之、海氷流澌之氣節に相望候得者、魯人軍艦每年久春内江罷出候間、當月中にも御差下シ相成候樣被遊度積り、警衞人數は有志之者共兼而相約候分、箱館諸所散在之者を除而、現在二百人計、軍艦共有之、金穀之類は、紀州江州等に於て彼地引合御座候町人共、盡力仕度内願に及候者多く御座候而、内内支度は粗調居候間、何卒公論を以即日御評決被仰付、今般　行幸被爲在候以前に　勅許に相成候樣仕度奉存候。猶巨細之儀有志之者共

別紙差出候間、宜御參考之程奉₂懇願₁候、誠恐誠惶謹言。（別紙は添はず）

二月廿七日　高野少將保建

清水谷侍從公考

是に『昨日被₂議候蝦夷地開拓の儀、鎭撫使被₂差立₁候遲速之儀、來十二日中建言可₂有₁之候事。』との別紙を附せられたり。長崎には翌七日侍從公に、

長崎幷九州等今度鎭撫使へ御委任に相成候間爲₂心得₁申達候事

三月

と辨事より達せらる。

鍋島備中守長崎巡檢を命ぜらる

本年は長崎當番の年なるに、正月以來父子兩公相繼いで上洛して王事を勤め、兵馬亦まさに起りたりしを以て、歸國の期は尙遠けれど、外交の正門たる長崎方面の緩怠を慮り、是より先き、侍從公より左の通り伺ひ出でられたり。

私儀先般議定職外國事務權輔被₂仰付₁誠以難₂有奉₁存候。然處此度同姓前中將も議定職軍防事務局輔被₂仰出₁、重疊難₂有仕合奉₁存候。惣而者長崎表

當番之義に付御番請取、差付御番所其外爲巡檢罷越候從前之規定に而、殊に此度王政御一新に付而者彼是申付置度次第も御座候處、私儀當御役其上行幸供奉をも被仰付置候に付、御暇之義差付奉願も奉恐入候處、幸今度前中將儀末家鍋島備中守召連登京仕候に付、萬事右之者へ相含め、先以不差置私爲名代長崎表巡檢其外申付度奉存候、此段奉伺候。

肥前侍從

かくて太政官代より願の通り聽許ありしよしの辭令を得て、是日備中守は京都を發して歸國せり。

我藩兵力の餘裕

當時全國諸藩は關東征伐に藩屛の力を盡したりしが、肥前、筑前兩藩は長崎方面に職任を盡すに定まり、而して當時は猶更外國に對する警備を緩怠するを得ざりき。加之我藩は兩關警固の主任に當る上に、海門の私設臺場に百門以上の大砲を備へたる事とて、千數百の兵を彼地に常備したりしに、今次の大政復古による内亂の征討にも、東國三道出軍の命を受け、京阪亦守衞の兵を置くことになりたり。普通の藩ならば、かゝる際無論負擔に堪ふ

べきにあらざれど、我藩と長州藩とは、士卒の數石高の割よりすれば他に倍蓰したると、且つ公が初めより防備充實に厚く注意して諸般の便宜を計られたりしとを以て、是等の兵を擧ぐるも猶餘力を存し、軍資に乏しからざりけり。然れども公の本意をいはむか、大政復古の主眼は、外國に對する處置にありしを以て、今起りつゝある騷擾の如きは努めて之に局限し、內亂に至らしめずして國力を養はざるべからずといふにありしや勿論にて、立朝以來陰々彼の激徒等が騷亂を煽起するを防遏し、江戶の慘禍を平穩に解決せらるゝに力を致されたり。

公の病を冒して上洛せられたるは、內密の召命によるものにて、幕府の大政奉還より端なく鳥羽伏見の開戰となりて關東征討を激成し、益〻戰亂を挑發する人氣となる一方、外國よりの壓迫亦加はりて、事はいよ〳〵困難に陷り、ために廟堂の上には前狼後虎の恐怖を抱かせらるゝに至りし結果、公召致の下命を蒙らるゝに至りたるものなれば、大政復古の方向について、その輔導を賴ませらるゝが當時の叡慮なりきと雖も、的面には今武將の一人と

公の軍務局出仕

公の德川氏を營救せざる理由

して最も緊要なる立場をも關東征定に有したるべきを以て、軍防事務局に出仕の命ありき。此命の外面に現はれたるところは、天保以來水薩の兩侯と英名を同じうして天下の重望を負うたる公をして、征討の軍務に當らしむるは、全國の向背を定めしむるに大效ありとの意味を含み、素より議定諸卿の祕議に出でたることにして、亦其效驗なきものにしもあらざれど、實は公に於ては迷惑なりき。其は當時薩長を憎んで關東を寃とする陰火は猶熾に、殊に舊幕府の親藩譜代家に於ては、諸侯中に德川氏の心事を諒とするものは鍋島老侯一人なり、公もし出でられんか、必ず德川氏の爲めに計るべしとして、深く怙恃したる者も少からざりければ、公の朝に立ちて忽ち薩長と行動を共にし何等營救せらるゝ所なかりしを見て、甚しきは公を薩長よりも怨みたりしとなん。然れども公の態度として、的面に關東を回護するが如き膚淺事を爲し、內亂を激成する烈火に油を注ぐが如き擧に出でらるべくもあらず、蓋し事の此に至れるは、單に薩長をのみ咎むべからず、畢竟幕府も亦自ら此結果を招きたる誹を免れず。兵は火の如し、戢めずんば自ら

焚くといへり、古へより變革は兵の驕るによりて敗る、一旦征討令を下し、諸道の兵を進めたれば、向後の處分については驕兵を撿束して、自焚せざるに勉むべく、一方徳川氏宥恕の道は決して絶えたるにあらず、唯出來得る限り緩和、内亂の鎭定に努めて皇政の美を成すべしと、公は穩當に啓沃せられたり。是時表面には何等の變調あらざりきといへども、廟堂の奥には、江戸の瓦解、横濱の危險等に加へて、關東征伐に手を燒かれたる氣味ありしが、當時既に世界の形勢によりて皇政の大規模を立てられたる公は、征討は全く鬩牆に外侮を招くものにて、甚だ無意味のものといふべく、先帝以來の叡慮の順序を追うて、内を充實し、外に國威を伸ぶる方向を確立すべく、かくして紛擾の氣勢は自然に消滅すべしとの自信を有せられたり。

斯くて公は軍務局に出仕せられしが、去月中旬より進發したる諸道の征討軍は次第に進行したり。即ち東海道の軍は伊勢に入り、桑名城を收めて進み、沿道さしたる戰もなくて江戸の池上に到著し、東山道軍は二手に分れ、その一手は信濃より甲州に入り、新選組を破りて内藤新宿に著し、他の一手

徳川慶喜謝罪を嘆願す

は上州に戰うて板橋に著し、北陸道の軍も亦遠路無事千住に到著せり。然るに舊幕に於ては、初めより宿謀を抱いて割據の準備を爲したるにあらず、只一時人氣の激動によりて兵を動かしたりしまでの事なれば、かくの如く力瘤を入れて征討軍を諸道に派する程の事を要せず、彼等も敢て何等支ふるところもなかりしなり。故に大袈裟なる這次征討軍の進發は、たゞ示威の進軍たりしも、その結果は、却て康安なる諸藩の士民を驚かし、少壯血氣の徒を激發して亂を思はしむるに至らしめたり。斯くて大總督府を駿府に定められ、愈〻三月十五日を以て江戸城總攻擊に決せしが、是れ公の軍防事務に當りて已に征討熱度の自ら冷下しつゝある際のことなりき。やがて德川慶喜は上野大慈院に入りて謹愼し、勝安房に謝罪の事を委任したりければ、勝は山岡鐵太郎に書を齎して大總督府に赴かしめしを以て、山岡は五日參謀西鄕吉之助の軍門に到り、面會を求めて陳情し、大總督の命令書を得て歸れり。勝は其命令書によりて、文を修正して嘆願書と爲し、十三日高輪の薩摩邸に在る西鄕に面會して其書を差し出しければ、西鄕は之を齎して駿

府に赴き、十六日大總督に呈せしに、大總督宮は直に西郷を京都に遣はして朝裁を請はしめられたり(此時の嘆願書は後に記す)。

奥羽鎮撫總督の任命

初め會津、桑名の兩侯は、德川慶喜と共に江戶に歸りて謹愼せしが、二月十六日慶喜より旨を下したりしを以て、會津、莊內の兩侯は共に國に就き、桑名侯は越後の領地柏崎に往けり。かくて三月の初め公立朝の日、左大臣九條道孝公を奥羽の鎮撫總督と爲し、澤三位爲量を副總督と爲し、參謀は特に人選して醍醐忠敬、大山格之助(薩人)、世良修藏(長人)の三人に任命ありたり。是時征東軍諸道より進發したる後とて兵數足らず、よつて奥羽の兵を使用する計畫の下に、薩長の兵僅に一小隊を率ゐて京都を出發したりしに、是と引き違ひに、米澤上杉齊憲侯の使節到り、既に慶喜、容保等は謹愼し居れば、兵を動かして征討すべき必要はなかるべく、動員は却て外侮を招く不祥事なりとの旨を上書し、繼いで仙臺の世子亦上京して、同一の意味を陳疏したりき。されど、其事既に九條總督に御委任ありたる故を以て省せられず、宜しく歸りて九條總督に就いて謀るべき旨を諭されたりしが、是みな公の軍防事務

に當られたる後の事なり。

天皇神祇を祭つて五條の御誓文をなし給ふ

公の國內統一策

公立朝の初めに、海外に國威を宣揚する規模定まりしが、次で內國一致の問題に關し、公は、是も亦事新しくいふまでもなく、既に先帝の爲しおき給へる事に遵由して、順次に之を遂行せらるべしと陳ぜられぬ。卽ち今度の大政變に方り、よく國內の瓦解せざるを得たりしは、全く封建の效力に因るものにして、この點よりするも、內治の統一の、諸侯會議によるべきものなることは自明の理なり、先帝の、有力五諸侯を參與となして公武合體の國是を定めたまふや、幕吏等は外藩の政事に發言權を有するを嫌ひ、政事御委任の命ありたるを憑みて、是より幕府專斷の威嚴を執行せんと計りしが、遂に征長の軍を起すに及んで自ら失敗し、而も再び諸侯會議を利用して又もや征長の事を遂げんとして、事の益〻失敗に歸するに及んでは、竟に政權を返上する

諸侯會議は第一の急務

の已むなきに至りたり、故に當時諸侯會議を召集せられ、其議に聽いて朝廷に政權を收むる處分を爲さるゝは、名正しく言順に、自ら順流の舟に比すべきものありしに、十二月九日の大號令を發せらるゝに及んで、前執政者を加へず、諸侯會議を待たず、政治の常軌を逸したる果斷を行はれて、革命の形を示されたるにより、忽ち爾後政務の進行に壞亂を惹起し、全國をして薩長の私憤を遂ぐる專斷と稱ふるの不服を生ぜしめ、自ら内國一致を失ふ端を招きたりき、然るに今や公家に於ても、亦諸侯の會議を好まず、我國體に於て天皇の政を執らせらるゝには乾綱獨斷たるべしといふ人多しと、是は政治の理に暗き甚しき誤謬の見解たり、臣が一藩を裁成するや、事小なりと雖も、政務は常に家老、重臣等に議せしめ、成るべくは其欲するに從ふことゝなし、唯裁決の權は之を自ら把持して、時には會議の所決を突き返し、又時には排斥して專斷することもあり、蓋し乾綱獨斷とは、かくの如きをいふと自信す、凡て政を爲すには、勉めて衆議に聽き民心に從ふを順當の道と爲す、今度の大政更始も、宜しく先帝の聖意を遵奉して、公卿諸侯の會議を設け、以て、政治の

朝堂公の言説に傾聽す

大綱を議定して上裁を仰がしむべく、これ最も平正の法にして、先帝の遺訓に遵ふものなりといはれたりき。時に中山、三條、岩倉諸卿は、政權を收めし以來、內治外交の實現の相關連して益〻紛糾するに鑑みて、深く其言を是とし、參與中の長州の徵士木戶準一郎孝允も亦、最も之を敬聽したり。かく公の純正柔和なる言動の、要處には屹然凛乎となりて惻々人を感動せしめしは、何人も悅服せるところにして、岩倉卿の剛毅なるも自ら無學に慊焉たりしに、始めて治體に經驗の說明を聽いて公に推服し、是より意氣投合、諸謀して新政の大綱を定むることゝ爲れり。

時に東國よりの報告は、案の如く關東に於ては何等皇師に抗議する準備もなく、諸道の軍はその進行にさしたる抗抵を受けずして、拍子拔けの形となり、旁々事は速に落著すべき勢なるを知らしめしかば、重望の公の軍防局に立たれたるも左程の必要なく、却て政綱を定むる制度事務に重きをなさるゝことゝなりたり。是より先き、制度事務局に於て、副島種臣、福岡孝悌等政綱の取調を爲しゐたりしに、公の朝に立たるゝに及んで、該局の立案にて、

大化改新の例に從ひ、天皇自ら神祇を祭らせられ、詔勅を煥發して御誓文を宣せられ、而して後に皇政の大綱を立てらるべしと建議したりければ、此に至り之を決し、十三日公は軍防事務局の任を免ぜられ、制度事務局權輔に命ぜらる。かくて翌十四日參內あるや、天皇紫宸殿に御せられ、公卿諸侯群臣束帶して參列し、天神地祇の祭典を行ひ、其座に於て左の御宸翰を下したまへり。

天皇神祇を祭りて宸翰を賜ふ

朕幼弱を以て猝に大統を紹ぎ、爾來何を以て萬國に對立し、聖祖に事へ奉らんや。と朝夕恐懼に堪へざるなり。竊に考ふるに、中葉朝政衰へてより、武家權を專にし、表には朝廷を推尊して實は敬して是を遠け、億兆の父母として絕て赤子の情を知ること能はざるやう計りなし、遂に億兆の君たるも唯名のみに成果て、其が爲に今日朝廷の尊重は古に倍せしが如くにて、朝威は倍衰へ、上下相離るゝこと霄壤の如し、かゝる形勢にて何を以て天下に君臨せんや。今般朝政一新の時に膺り、天下億兆一人も其所を得ざる時は、皆朕の罪なれば、今日の事、朕自ら身骨を勞し、心志を苦しめ、

艱難の先に立ち、　古列祖の盡させ給ひし蹤を履み、治蹟を勤めてこそ、始て天職を奉じて億兆の君たる所に背かざるべし。　往昔　列祖萬機を親らし、不臣の者あれば、自ら將として之を征し給ひ、朝廷の政總て簡易にして、此の如く尊重ならざる故、君臣相親みて上下相愛し、德澤天下に洽く、國威海外に輝きしなり。　然るに近來宇內大に開け、各國四方に相雄飛するの時に當り、獨り我國のみ世界の形勢に疎く、舊習を固守し、一新の效を謀らず、朕徒に九重の中に安居し、一日の安を偸み、百年の憂を忘るゝ時は、遂に各國の凌侮を受け、上は　列祖を辱め奉り、下は億兆を苦しめんことを恐る。　故に朕こゝに百官諸侯と廣く相誓ひ、　列祖の御偉業を繼述し、一身の艱難辛苦を問はず、親ら四方を經營し、汝億兆を安撫し、遂には萬里の波濤を拓開し、國威を四方に宣布し、天下を富嶽の安きに置んことを欲す。汝億兆舊來の陋習に慣れ、尊重のみを朝廷の事となし、神州の危急を知らず、朕一度足を擧れば非常に驚き、種々の疑惑を生じ、萬口紛紜として朕が志をなさゞらしむるときは、是朕をして君たる道を失はしむるのみなら

ず、從て　列祖の天下を失はしむるなり。汝億兆能々朕が志を體認し、相率ゐて私見を去り、公議を採り、朕が業を助けて神州を保全し、　列聖の神靈を慰し奉らしめば生前の幸甚ならん。

五ケ條の御誓文

御誓文

一　廣く會議を興し、萬機公論に決すべし。

一　上下心を一にして盛に經綸を行ふべし。

一　官武一途庶民に至る迄各其志を遂げ、人心をして倦まざらしめんことを要す。

一　舊來の陋習を破り、天地の公道に基くべし。

一　知識を世界に求め、大に皇基を振起すべし。

我國未曾有の變革を爲んとす、朕躬を以衆に先んじ、天地神明に誓ひて大に斯國是を定め、萬民保全の道を立んとす、衆も此旨趣に基き協心努力せよ。

慶應戊辰三月十四日

參列の公卿諸侯群臣等皆之を謹承し、祭式畢りて後に左の副書を添へて其寫を公達あり。

右　御宸翰之通廣く天下億兆の蒼生を思食させ給ふ深き御仁惠の御趣意に付、末々の者に至る迄敬承し奉り、心得違無之、國家の爲に精々可盡其分事。

三月　　　　　　　　　　　　　　　總　裁

　　　　　　　　　　　　　　　　　輔　弼

又御誓文に就いては左の如し。

勅意宏遠誠に以感銘に不堪、今日の急務永世の基礎、此他に出べからず、臣等謹んで　叡旨を奉戴し、死を誓ひ、黽勉從事、冀くは以　宸襟を安んじ奉らん。

慶應四年戊辰三月　　　　　　　　　總　裁

　　　　　　　　　　　　　　　　　公　卿　各印

　　　　　　　　　　　　　　　　　諸　侯

此御宸翰は、去る六日に宣せられし勅書の旨を更に盡されたるものにして、列祖萬機を親らし、不臣の者あれば自ら將として之を征してふ二句は、時まさに親征として大阪行幸あらんとする際なるにより、制度局の學識ある人の添加したるものなり。而して、直にこれを承けて、各國雄飛の時に方り、我國のみ鎖國の陋習を固守すべきに非ず、乃ち百官公卿と誓ひ、舊套除去に力むとゝもに、萬里の波濤を拓開して國威を宣揚すべく期せざるべからずとて、大業の規模を述べられたるは、自然内地不臣の者を征する云々の句と稍撞著せるが如き感なくんばあらず。蓋し、前年小御所會議の頃までは、此不臣征討の意見猶潛在して、兎角内亂の激發を導き、種々の疑惑を生ぜしめ、以て萬口紛紜の事態を釀したりしに、去月七日六侯の外交規模を大にする建白より、開國の規模漸く開き初め、かくて公の英國公使參内に列座せられたる後、日ならずして海外雄飛の宣勅あり、遂に公を制度局に轉任せしめて此大祭を行ひ、宸翰を發して政務を宣べたまふ順序となりしものにて、是れ實に積年區々内訌を事としたりし鎖國の闇中に、大政更始の光明を認めたる

開國の規模漸く開く

御誓文の立案者

ものといふべく、前月發せられたる征討令の文と之とを比較して見ば、叡慮も殆ど人を異にしたるの觀あるべし。而も此の宏遠なる規模が公平生の持論と符合するは、公が陛下の信任を受けて、三條、岩倉兩公を指導善助せられたるに出づといふを憚らざるなり。

此御誓文は、初め越前の徴士滿岡八郎(後の子爵由利公正)、土佐の徴士福岡藤次(後の子爵孝悌)二人の立案に係り、之を修正して其四條を存し、第四條を新に加へたるものとなす。明治五年編者は米國に於て、木戸孝允が新政府政令の常に朝改暮變して定體なきに憤慨せるを聞き、是改革の初めには免るべからざる事たり、詔勅の屢次變改せらるゝは已を得ざれども、天皇陛下が神明に誓はせられたる事まではよも變はるまじ、但し若し其れも反故とならむには國家は危險に陷るべしと言ひたりしに、木戸聞いて非常に驚き、神明の聖誓とは何の謂ぞと問ひ、此五箇條御誓文と答へしに、成程さる事ありたりと心附けりき。即ち此御誓文御宸翰を發せられし翌年、再び天皇神祇を祭り、政綱を改めて發表あらせられしことありしを以て、此御誓文は自然に皆人の忘る

舊習墨守新政體行はれず

る所となりたるなり。其時木戸は、編者が所持せる書類の中より御誓文を抽き出して持ち歸りしが、其夜之を熟讀して翌日に至り、此御誓文は制度寮に於て齋藤利行、福岡藤次の起稿せるところかと記憶す、或は副島種臣の修正にはあらざるか、兎も角も是は將來少しも障礙なき御文面と量定すれば、予は此御誓文を極力維持するに決心したりと言ひぬ。よつて編者は、此五箇條中副島の文調に似たるは、第四條の、舊來の陋習を破り、天地の公道に基くべしとの一條のみ、他は彼の筆に似ずと言ひしが、後之を其原稿と對較して、他の諸條のいづれも修正削減を施され、而して此一條の新に加へられたりしを見るに及び、新加の一條は必ず副島が公の意旨を承けて作成したるものなるべしと推定したり。

此く天皇の、至重の祭典を紫宸殿に擧げて誓はせられたる御誓文なれど、當時の士民は猶舊來の陋習に囚はれて更に世界形勢の如何を知らず、惟内國の怠惰に沒頭して空拳を張りたれば、此御宸翰御誓文の産出したる政體も能く行はれず、萬口紛紜として舊習を墨守したり。かくて明年の政綱改

正となり、再び神祇を祭りて大寶令を改修したる官制の施行を見るに至りしが、其後數年を渉るに及んで、御誓文も忘れられ、年月の進むに從うて事は漸くに弛廢したりしを以て、明治八年木戸公の首唱により、再び御誓文を表に掲げ、其旨趣に本づきて立憲政治を定むるに至りたり。當時天皇の大權を收め給へるを目して、進歩主義を主張するものは維新といひ、保守主義を主張するものは復古と稱へ、自然に思潮は二流に分れたりしが、而も全國の過半數は、復古思想を抱けるものゝみにて、天下の公道の何者たるを知れるは幾人もなかりき。

公立朝の態度

薩長人及び一部土佐人の主張によりて大政古に復するや、是まで尊王攘夷を唱へたる在野の志士は、徵士となりて朝官に列し、權要に當りて意見を行ふを得たりしが、政權の獲得と共に內亂外交の要務の續出するに會し、自ら違亂錯誤を生じたり。然るに彼等は口に委せて、改革匆々といひ、兵馬倥

大綱樹立と紛論の終熄

偬と號して、自己の無策無能の辯護に力め、眞に登庸せられたる人士中に於て、大政更始を組織的建設的に經綸すべき策あるもの幾ど無く、よりて廟堂の上に樞機を斡旋する公卿は、次第に其處置に惑ひしに、公の病を力めて朝に立たるゝに及んで、從來の名望熟練學識によりて中山、三條、岩倉諸公を啓沃ありしかば、やがて五箇條の御誓文を宣布せらるゝに至り、大綱始めてここに成立したりき。蓋し當時なべての論士の、改革に乘じて權勢に奔競するもの、日に月に多きを加へしが、彼等はます〳〵紛囂の議論をなして幕府破壞の趨勢を助長するのみならず、事端を挑發して人心を激動する事を務めたれば、新に朝廷の要路に事を執る領袖は、いづれもその鎭撫に苦しみしに、公此大綱を提げて紛論を高壓せられたれば、彼等も其條理に打破せられて、稍囂々の聲を潛めたり。

公は專ら高き位地に立ちて貴顯の人々に敬意を拂はれしことゝて、雜輩に應接せらるゝことは無かりきと雖も、有志の領袖等は、職務上初めて公に見えて、事を論ずることありき。當時公は病餘の衰態頽然として形容枯瘦の

樣なりきと雖も、論一たび政治に觸れむか、平生修養工夫せる精神は燃え立ちて火の如く、而も内外の學識を湛へられたりし上に、風發の談論に慣れられたれば、意氣凜然彼等と議論を上下して倦むを知らず、政治の大綱を提げ世界を睥睨して紛囂の論に當られしを以て、その襟度の純粹なるに打たれて、彼等は遂に公に屈服したりといふ。御誓文は、當時公の論者に對する言論と揆を一にし、全く彼等の思想に無かりし大規模の綱要を揭げられたるものなれど、時人は初めより何等の知識素養なきことゝて、滔々として舊來の陋習を守株し、内國に騷亂を挑發するを憚らず、乃ち輕佻淺薄の俗論は全國に瀰漫したり。大隈侯が、公の大政維新を輔佐せらるゝ當時の事を話せる中に、左の一節あり。

公は第一に理想に驅られて之を實驗せられ、是によりて國家の大變動に處すべしとなされしが、而も其際に於て、是まで多年の間推戴したる皇權の基礎の確立を要し、而してその成就は之を王佐の偉才に俟たざるべからざるを以て、果して是に應ずるに堪ふる偉才の實在するや否やといふ

が、その最初の著眼點なりしが如し。名譽を江湖に馳せたる人物は少からずと雖も、一たび是に接觸すれば、失望の料たらざるは無し。先づ諸侯藩主に刮目すべき者なく、天下有志士と謂はれて潛龍の如く期待せられたりし者と雖も、亦親しく接すれば、實質の聲價に伴ふものあらず、是に於て、公は茫然として失望せられたり。今度の事に主となりし長州には、毛利慶親、元德の父子あり、薩摩は藩主尙幼なりといへ、實權は父久光の掌中に在りしが、毛利父子の如きも、その人物を察するに、先帝の宸翰に所謂純粹にして正直溫和の人なるに相違なけれども、能く自ら大事に處するの材なりや否やは、屢次の藩の內亂にその態度の動搖變易するあるにて、其一端を窺ひ知るべし。薩摩も亦然り、初めは長州と軋轢したるに、忽ちにして其態度の反覆豹變せるを見れば、久光の威力も亦怪しまざるを得ず、蓋し久光は容堂、春嶽もしくは備前侯と多少思慮の異なる點あれど、過激の考なく、卽ち幕府をして大政を奉還せしむとも、猶慶喜を主任として改革に當らしむるの意ありしものにて、西鄕等と意見衝突しては、又自ら之

公維新の成就を藩力に期待す

を調和統一し得ざりしものゝ如し。其外慶喜、容堂、春嶽の諸侯以下、備前、安藝、筑前、肥後等の當時英名ありし諸藩主を概見するに、此の驚くべき曠古の大變革に當り得べきは一人もなく、因て公は、誰か能く七百年來の幕政を廢して皇政を興さんとするに堪ふる者ぞとて、適材を發見するの苦しきを嗟嘆せられたり。太政官組織、外國交際の事起り、急に上京の内命あるや、公は六七年來宿痾に惱まされて體力未だ復せず、形容枯痩して甚だ危きものあるに拘はらず、坐して國步の艱蹇を視るに禁へずとて、病軀を驅つて參洛せられしに、當時著名の諸侯は太政官に出仕すべき定めなりしに拘はらず、島津久光、毛利慶親兩侯は、惟其子を上洛せしめて自らは來京せざりき。此の如く公の朝に立つや、親しく諸大藩主及び著名の人物に接して其眞價を知り、所謂人才登用の名實の相諧はざるを見て、坐ろに嘆息せられたり。然らば公は維新大業の成就を何の力に期待せられしかといふに、當時の封建の藩力に依られしならん、而も其中心人物と認められたるは、堂上には三條公以下の世に聞えたる者なりしが、就中三條

公岩倉木戸兩公を器識す

公は最も英傑なりと稱せられしに拘はらず、近づいて之に接すれば、決して其名に伴はざる品好き公卿なるのみにて、到底撥亂反正の大局に當るべき政治家としての器量ありとは信ぜられず、然るに是まで俗才姦物と擯斥せられたりし岩倉公に實際會見するに及び、意外にも世評とは反對にて、難局に處して發揮する才力勇氣の如きは拔群にして、他の追隨を許さゞるものあり、もと人格高く學識あるにあらざれど、辯論縱横、意思剛健、能く紛糾を解決し、諍論の對抗を調停する才ありしかば、是意外なる濟世の大器なりとて、深く信頼するの意を示されたり。其他諸藩若くは草莽より起れる人物中には、高才逸足無きにはあらざれども、多くは其名の實に過ぎたるものゝみにして、眞に國家を經綸し、宇内の大勢よりして將來の日本を負うて立つべき深謀遠慮あるものはあらざりしに、惟徵士の中に長州より出でたる一の木戸孝允のみは、經國の材なりとて、親しく接して、國家の大事を謀られたり。蓋し彼は資性極めて忠純なる上に、公の意見を聰敏に理解し、又自己の企畫所信を述ぶるや、常に正鵠を得たりしを

公直正と改名す

以て、公は以て與に倶に謀るに足るものと爲し、相會ふこと數回にして、益、其眞價を觀取して之を信ぜられたるなり。其他公は薩摩の大久保利通にも親接せられたれど、彼は寡默の人とて、公は初めは餘り信ぜられず、惟岩倉、木戸の偉才を得たるを大に喜ばれ、皇政維新はこゝに出來るぞとて、親しく予にも語られしことありたり。

さて天皇の神祇を祭り誓文宸翰を宣せられたる當日、公朝廷より罷り歸らるゝや、父子共に改名あり、公は齊正を直正に、侍從公は茂實を直大に改めらる。斯くして皇政の大綱既に定まりたれば、萬機の政務は各局の職任を定めて處理することゝなり、乃ち公の職任は、只要を聽くに止まりたりしを以て、こゝに自ら閑日月を得られ、因て攝養の爲め騎馬にて數、洛外の乘り廻りありしが、時まさに清明の花候となるに及び、嵐峽に遊びて左の二首を口占せらる。

洛西風色一清新、唯恨紅塵撩亂春、渡月橋頭皆醉漢、看花人是負花人。

遊人幾隊簇紅塵、笑語歌聲垂柳中、釣艇溶溶背花去、漁郎渾不識春風。

僧雪爪公を詰る

是日參與木戶、徵士廣澤以下の數名、亦臨川の茶屋に坐をしめて款談し、其中には僧鴻雪爪も交り居しが、偶、老齡なる一貴人の、數人の小銃を負ひたる騎士を隨へつゝ馬轡を控へて來るに及び、木戶等は座を起ち、敬禮して之を迎へたり。因て雪爪は、他に是は誰ぞと問ひたりしに、肥前の鍋島侯なりとの答を聞き、其座に進みて公に向つて、公は天下の名侯なれども、猶未だ故態を脫せずして銃隊を率ゐて花を見る(近從の提銃を誤る)、乃ち天下の事亦知るべきのみ、且つ公は國步艱難の時に當りても、鷸蚌の爭を見る漁夫の顰に倣ひ、恬然として兵を輦下に出さず、果して他に見るところありて然る乎、何ぞ早くその計を改めざると詰りしかば、公聞いて好しといはれ、他との談笑數刻、暫し流憩ありし後、馬に跨りて渡月橋に向ひ去られたり。後木戶は雪爪に向ひ、よくぞ彼の老侯に好砭針を下したるとて稱揚したりといふ。當時朝野の論者にありては、啻に靑年血氣の者のみならず、老成の人にても維新の皇基を定むべき政體を建設するの知識あるもの稀にして、只關東に武を用ゐる舊式演劇の脚色をのみ批評し、よりて彼等はみな公の態度を緩怠と爲したり

しを以て、僧雪爪も亦、猶形勢を觀望する因循者なりてふ世謗を赤裸々に吐露したるなり。されど當時の皇政の規模は、海外に國威を宣揚する事にありて、內國に武を用ゐる時にあらず、隨て公の意中は征討軍事に冷靜にして、世人の希望するところと反對なりき。蓋し當時の公は、立朝の日淺しと雖も、既に開國の規模を定め、江戶鎭定後は、橫濱の外交を整理する等、大政府の權威を立つる苦衷を勞せられつゝありしにて、當時の、一時煽られたる戰熖の將に消長せんとせる際なりしこと、木戶、廣澤の諸人もやがて知りたりしならん。公口占の第二首を前の事實に聯想すれば、自ら之を諷刺せられしものゝ如く解せられて、更に興味あるを覺ゆるにぞ。

十八日には太政官代の出仕より罷るや、午後丸山邊に遊び、左阿彌の宅に立ち寄り、其より薩摩、肥後、安藝、長州、阿州の諸侯以下と集會し、藝妓、舞妓をも招きて盛んなる燕宴を開かれたりしが、席上の作に、

滿樓春色湧笙歌、燭影燈光映翠娥、不識誰能當大事、東山近日謝安多。

脈脈軟風飜舞裙、暖雲圍座落花紛、春衣不惜金爐力、自向粉香堆裏薰。

酒樓に國事を議する風興る

と。是まで江戸に於ては、諸藩の家老、留守居等の新吉原に參會を爲すことは久しき習例となりたりしが、猶大名の酒樓に集會燕宴を爲すは未だ無かりしに、近年京都にては、諸藩有志の間に洛東の酒樓に集會して事を議するの風を長じ、殊に維新以來は、舊來の格式の打破と共に、政府に登用せられたる書生が一躍過分の月俸を受くるに至りしを以て、其風いよ〳〵甚しく、かくして兵馬倥偬の際とて燕宴は盛んに行はれたりき。されば公にも是までに無く病軀を押して此會に臨まれ、痛飲狂歌の傍に議論を鬪はす者に交はり、以て英氣を鼓舞して病憂を忘れられたり。兩詩この光景を傳へて餘蘊なきに近しといふべし。

第九十章　江戸開城

大阪行幸、征討總督德川慶喜の歎願を奏す

薩長土三藩士の政權を掌握して倒幕の本意を達するや、彼等は、德川氏に大逆無道の罪名を負はせて、宥免の道絶えたりと號し、よつて追討令を奉じて諸道の軍を進め、以てます〳〵人氣を鼓舞したりしかば、東北には戰亂を思ふ者いよ〳〵增加する氣勢となりたりき。されど冷靜に之を言へば、宥免の餘地猶廣くして、追討の如き、決して已むを得ざるものにもあらず、寧ろ內亂の挑發を避けて、外國の禦侮に力を專らにすべきものなるは、少しく知識ある者の自ら覺醒したる所なるべく、必ずしも病軀の公の起つを待つて、而る後に知るべき事にあらざるなり。されば、公は、惟行懸りの軍事より生ずる將來の處分について、已むを得る程度の宥免には助言せられたり。か

くて正月征討軍を發したるに繼いで大阪親征の布告あり、綸言なる以上、其返すべからざるは勿論なれど、其後關東の恭順を表するに及びては、旗鼓を納めて鳴を鎭むべきに、京都は却て兵を增す事にのみ務めて、兵器、彈藥、船舶、兵糧等に莫大の費用を消し、よつて一時激昂せしめたる關東人の怒潮を更に狂騰せしむる等、徒に內亂擴大の擧にのみ出でたりしかば、此頃に至り其處置漸次困難に陷るに至り、關東征討軍の氣勢の沮喪を見るに至りたりき。されど、大阪親征は中止すべからざるを以て、公の軍防局に在るや、まさに其消長の際とて、亦大に苦心慘澹たるものありしが、士氣は之を鼓舞して國威宣揚に利導すべく、皇政の始め鬩墻に血を流すは不可なりとの旨を、機密の間に慫慂せられき。然るに一方侍從公に大阪行幸供奉の命あり、此供奉は大藩主の以て榮譽とするところにして、親ら精兵を率ゐて護衞に當り、其訓練を觀すべきものなるを以て、侍從公は京都に一大隊を部署して準備せらるゝところありたり。蓋し我藩は、長崎の私設臺場に百門以上の砲を備へ、千人以上の士卒を配りたりし上に、更に北陸道の征討軍に兵を進發せしめ、

侍從公大阪行幸供奉の命を受く

京阪間に警衛の兵を出し、軍艦をも徵發に應じたりしは、他の諸大藩の迚も應じ難き大負擔たりと雖も、大國主の中にも他に勝れて養へる士卒多く、兵力ありしを以て、猶是に充てゝ餘りありたりき。而して其軍需費用の如きも、到底祿高よりしては、能く辨じ得る所にあらずと雖も、將來は此の如き事に逢著すべしとの豫期の下に、公積年非常の軍用金を貯蓄せられし結果、亦之を支辨するも猶藩力の餘りあるを見たりき。因て、さきに公大阪に在留せられし時、已に之が承諾ありたれば、斯くは侍從公に下命ありたるなり。

其後江戶よりの報道は、總攻擊に及ばずして無事結了を見るに至りたる由を傳へ、ついで總督よりも、西鄕隆盛德川慶喜の嘆願書を齎して上京すべきことを報じ來りたり。かゝる大事件を控へたる時なれど、侍從公には豫定の如く供奉あるべきを以て、側年寄原田小四郎を遣はして兵隊を部署せしめ、車駕亦二十一日京都を發御あるべきに定まれり。

二十日西鄕隆盛は太政官代に出で、副總裁三條、岩倉兩卿を始め三職と軍議を開きしが、德川慶喜の嘆願書につき各意見を附して奏聞するに及び、御

嘆願に對する朝廷の命令

裁可ありて、左の命令書を西郷に附せらる。

嘆願書

第一條　隱居之上水戸表へ愼罷在候樣仕度事。

之に對する命令

謝罪實功相立候上者、深厚之　思召を以、死一等を被宥候間、書面之通、水戸表に於て謹愼之義可被差許候事。

第二條　城明渡後之義は手續取計候上、卽日田安へ御預相成候樣仕度事。

命令

總督宮思食次第可被仰付候。

第三條、第四條　軍艦軍器之義は不殘取收置、追て寬典之御所置被仰付候節、相當之員數相殘し、其餘は御引渡申上候樣仕度事。

命令

軍艦者勿論銃砲に於ては不殘取收、武庫引渡可申、御所置之上は追而相當可相渡候事。

第五條　城內住居之家臣共は城外へ引移し、愼罷在候樣仕度事。

命令

書面之通可㆑被㆑許候。

第六條　慶喜妄擧を助候者共之儀は、格別之御憐愍を以御寛典に被㆓成下㆒、一命に拘候樣之義無㆑之樣仕度事。

但萬石以上之儀は本文御寛典之廉にて、朝裁を以被㆓仰付㆒候樣仕度事。

命令

罪魁慶喜死一等被㆑宥候上は、格別之寛典を以、其他の者も死一等は可㆑被㆑宥候間、相當之所置可㆓申上㆒候事。

但萬石以上之儀、書面之通可㆑被㆓仰付㆒、會桑の如きは問罪の軍兵被㆓差向㆒、降伏に於ては相當之御所置可㆑有㆑之、拒戰に於ては速に屠滅可㆑有㆑之事。

第七條　士民鎭定之義は精々行屆候樣可㆑仕、萬一暴擧致候者有㆑之、手に餘り候はゞ、其節改て相願可㆑申候間、官軍を以御鎭壓被㆑下候樣仕度事。

命令

書面之通可被仰付候事。

公も此會議に列せられたる以上、多少の意見は齊しく附せられたることなるべしと雖も、擧國一致を以て外國に對抗すべき時勢に當り、内亂を挑起して北條足利の歴史を繰り返すが如き事あるべからずとは、その初めよりの持論なれば、この落著の如きも、亦公に於ては豫定の事にして、早くより廟堂の意見を此に誘導せんとせられたる努力の、はじめて形式を取りて實際に効果を奏したりしものといふべく、旁々改めて異なる意見を附せらるべき要はなかりしならん。翌日西郷は此命を領して復び東に赴き、二十一日には天皇親ら軍神を南殿に祭られし後、豫定の如く車駕宮門を出で、大阪に向はせられしを以て、公は參朝して奉送し、御留中守は議定衆輪番にて參內せらるゝ事となりぬ。かくて二十三日車駕は大阪に著御、西本願寺の行在所に入御ありたり。

大阪行幸

侍從公副總督として横濱に赴任す、長崎の耶蘇教問題

居留外人の不安

德川氏の處分が寛宥に落著すべしとは、識者は早くより豫知せしことなれど、江戶瓦解による將軍麾下の兵士の憤慨と、薩長其他倒幕論者の激昂とは、互に相衝突して江戶の市中を物騷ならしめ、かくてその影響は直に横濱に及び、居留地外人の不安甚しくして、大總督府よりせる相當の處置の如きも、外交に疎き軍人輩の方策とて、彼等を安堵せしむるに足らず、各國自ら兵を以て衞るてふ不體面なる結果を醞釀せり。德川慶喜謝罪當時の事なりしが、西鄉參謀は人を英國公使パークスに遣はして請求する所ありしに、パークスは言を正しうして、聞く德川公は恭順すと、然るに之に向ひて戰ふとは何事ぞ、足下は朝廷の命を云爲すれど、今日本は無政府情態にあれば、何の朝廷あらんや、外國人居留地の保護をも忘れて漫に戰をなさんとす、亡狀も亦甚しとて、席を蹶つて去りしかば、西鄉聞いて意沮み、遂に進戰を停めて勝安

侍從公橫濱裁判所副總督に任ぜらる

房の嘆願を受けたりといふ噂あり。時に各國公使は、京都の政府に迫りて、威望ある高貴の人にして、居留外人の以て安心すべきを大官に選み、而してこれに橫濱鎭撫を命ぜられたしと要求したりしが、公卿、大名には其適材なきを以て、多數外人は、一時全國無政府狀態に陷りし當時に於て、獨り長崎のその影響より免れ、居留外人のみな安堵して貿易に從事し得たるは、全く公の威望に賴るものとなし、よりて橫濱鎭撫は肥前侯に任命ありたしと望むもの多かりしかば、二十日俄に侍從公の大阪行幸供奉を免じて、橫濱裁判所副總督に任じ、總督東久世通禧と共に東下すべき下命あるに至りたり。時に朝廷には三月廿二日橫濱外人に對し、大原前侍從勅使として來港すべきを告げしむ。卽ち翌廿三日重德卿は紀州の蒸汽船に菊の御紋の旗を飜して入港し、廿四日辨天町の公使館にて佛國ミニストルに面會し、次で英國公使館を訪ひ、箱根より江戶に到る間、悉く官兵を以て嚴重に取り締れるを以て、今や何等疑懼すべき所なし、宜しく各國警備の兵を撤して、關門其他を引き渡すべしと告ぐ。然れども外人の望む所は、實際の秩序回復にあるを以

て、如何に勅使と稱するも、鎭撫取締を力說するも、港務市政に何等の見るべきものなき以上、易く之に應ずべくもあらず、加之大原卿の、前將軍の命じ置ける神奈川奉行をその儘再勤せしむべしてふ外人の希望を顧みずして、悉く之を罷免し、しかも之に代るべき事務の役人を任命せずして、運上所幷に諸役所を悉く江戶役人の取扱となしたりしは、外人の最も不便とせし所なりき。兵馬倥偬の當時、人心鎭靜せずして、當路者に一人の落ち附きて執務する者なかりし爲、外商の非常に不便不利を感じたるは、三月廿六日橫濱出版のタイムス新聞によるも明にして、パークスが西鄕に激論せるも誠に無理ならぬ所なり。之に反し、我藩長崎警備の如何ばかり外人間に評判善かりしかは、慶應四年橫濱九十三番館ウエンリードの發行せる『もしほぐさ』第十四號に長崎の風評を載せて『長崎港は商法誠によく整ひ、士商客商ともに喜びあり、參謀大熊(隈)氏は鍋島の人なり、博識英才にて時勢を察し、急務をあげ邪正を糺し仁慈を施せり。』と激賞し、次に兵庫の事を論じて『兵庫は未だ港らしくもあらず、外國人は皆日本人の家をかりて住せり。』と貶せるにて

知るべし。同年二月二十四日出版の中外新聞第一號にも、西洋二月廿八日即ち日本二月六日長崎より出でたる一英人の書を抄譯して、此頃の長崎は在留の軍艦より人を派して市中を巡邏せしめしが、肥前以下の諸大名の此地の奉行所を預りし以來、其事やみて平靜に歸したりとて、之を稱揚せり。彼是思ひ合すれば、侍從公に横濱裁判所副總督の命ありしことの偶然にあらざるを知るべし。

二十三日京都の宿陣に於て、兩公の議定職任命及び長崎御番從前の通りの仰付ありしに就て祝宴あり。二十四日、侍從公横濱赴任のため、大阪行在所に赴いて天氣を奉伺せらる。太政官代にては、過日蝦夷地の開拓鎭撫にかゝる意見を取纏め、二十五日三職及び徵士を集め、上議事所に於て會議を開き、山階宮、鷹司前右大臣以下列座にて、岩倉副總裁より(一)箱館裁判所を建て(二)其總督、副總督、參謀の人選(三)蝦夷の名稱を改め南北二道を置かれては如何との策問あり。鷹司前右府は、建白の兩朝臣を選任ありて然るべしといひ、越前春嶽侯は仙臺を總督に命ぜらるべきかと建議す。公は、開拓は第

二義となし、先づ裁判所を建て、總督、參謀を選任して基礎を立てられ、任用其人を得れば開拓の方法も立つべしとの意見を陳ぜられしかば、木戸準一郎之を贊成し、大基本確立して、任選の人を得たる上に、拓地育民の方法も立つべし、大藩に命ぜらるゝ儀は如何にか、藩力のみにて開拓は難かるべし、但人才を網羅して其地に配布し、眼前の利を計らず、卽今其地の歲入を費用に給して精力を盡して然るべしといへり。井上石見は、奧蝦夷は別に參謀を遣はさるべしと言を添へ、岡本文平が經歷あるを薦む、大久保一藏は松浦多氣四郎を擧げ、毛受鹿之助は內山七郎右衞門を擧ぐ。越前大野藩士井能登守利恒は、年來蝦夷開拓に心を盡し、內山は其家老にて之を佐け、同族隆佐を年寄となし、專ら其事に擔任して經驗あり、名聲頗る有志の間に高し、木戸之を問ひしに既に死せりといふ、因て春嶽侯は能登守を選任ありて然るべしといひ、議は此に止み、岩倉副總裁衆議に從ひ、先づ人選を決定して而して後に裁判所を取建て、順次に開拓に著手すべしとて、議事を終へ退散せり。

時に行在所に於ては此行幸を機とし、大阪にて海軍を天覽に供すること

觀艦式と旗艦孟春丸

となり、よりて、是日軍防局より、海軍天覽之節、其藩軍艦可ㇾ致祝砲旨　御沙汰候事との命令ありしかば、我藩にては電流丸に之を命ぜり。然るに是時官有の軍艦は幾許もなかりしを以て、諸藩の船艦を集めて艦隊を作り、二十六日の親閲に供へたりしが、電流丸はこの天覽に祝砲を放つ光榮を得たり。

同日卯の半刻主上には板輿に召され、三條大納言中山前中將以下を從へて發輦あり、薩、長、肥後、備前其他の藩兵之を護衞し奉る。かくて安治川橋通富島二丁目の濱より御乘船、警衞兵の兩岸警戒の中を午の刻天保山に著御あらせられしが、是より先、我肥前の軍艦電流丸には、海軍總督聖護院宮、同輔翼若王子、同參謀庭田大納言以下の搭乘あり、乃ち之を旗艦として、各藩の軍艦及び當時碇泊中の佛國軍艦は、天保山を距る一里の箇處に錨を投じて行幸を待ち奉りき。かくて叡覽所より青旗を振りて著御の合圖あるや、我電流丸は先づ皇禮砲を發し、佛國軍艦の同じく禮砲を放つに及んでは、更に該艦に對してまた答禮の祝砲を發し、砲聲轟々、海洋山嶽に反響して豪壯極りなき中に、電流丸先づ錨を上げ、諸艦を誘導して兵庫の方に航行すること三十

分、やがて轉回して天保山に歸著せり。式終るや、陛下には八ッ過ぎ御乘船、行幸の際と同じく諸藩兵警護の中を無事還幸あらせられたりしが、是實に陛下が海軍御親閲の始めにして、此時我電流丸の旗艦として諸艦を指揮せしは、我藩海軍の、幕府以外の他藩に傑出せるを公認せられたるによるものにして、公も之を聞いて頗る滿足せられたり。爾後車駕は暫く大阪に駐蹕ありしが、晦日侍從公は大阪行在所を辭し、兵隊を率ゐて陸路東海道を經て赴任の途に上られ、四月朔日大津に著せられしを以て、京都に在りし公は是日同地に赴き、肥前屋に入りて侍從公に對面し、種々心得べき事などを訓示せられたり。是より先き公の長女慈貞院は、川越(前橋の後)邸に寡居せられしに、江戸瓦解の物騷となるに及んで、公は甚だ心許なく思ひ、我藩邸の鄰接したるを幸として、厚く警護を命じ置かれたりしが、今江戸開城に決したるのみならず、侍從公亦横濱在任となりたるを以て、昵近の古川與一を隨行せしめて東に下し、以て慈貞院を佐嘉の柄崎溫泉に入浴せしむることゝして伴ひ歸るべきを命ぜられたり。よつて古川は藤澤驛より侍從公と離れ、急行し

侍從公江戸開市取扱を命ぜらる

て江戸に赴きたりき。十八日侍從公に左の命あり。
當分江戸開市取扱之義も副總督之心得を以可ニ相勤ー被ニ仰出ー候事。
江戸開市場は築地にあり、而して副總督は即ち横濱裁判所副總督同樣に心得べき職任なり。四月廿日神奈川奉行水野若狹守、同奉行並依田伊勢守は、朝命と君命とを奉じて横濱に來り、東久世中將及び侍從公に横濱港の事務引繼を爲せり。蓋し横濱は表面朝廷の管理に歸せしも、幕府の役員は罷免の形となり、處理の官吏の新に任命せらるゝ者なくして事務頗る澀滯したりしかば、此度改めて事務の引繼ぎを受けたるなり。かくて水野、依田の兩人は翌日江戸に歸りしが、之と同時に組頭、調役等亦辭任して江戸に歸り去りしを以て、實際の事務に熟せる官吏少く大に困難を極め、因て定役以下の小吏を、引き續き朝廷の官吏として任命することゝして、一時の急を凌ぎ、かくして兎に角政變以來殆ど形ありて實なかりし横濱港の市政も、侍從公の手によりて漸く其緒に就くことを得たり。公の長崎方面に心力を傾倒して責任を盡さるゝや、内は先帝西顧の宸憂を除き、外は外國人間に威信を伸

べ、以て天下大變動の時に際して、よく彼方面に國家の權威信望を保持せられしかば、其結果は、此の如く横濱方面にもその威信を及ぼし、江戸開城の後には更に此方面にまでも重きをなすに至られたりき。 其功績亦偉なりと謂ふべし。

公の侍從公を送るの後は、京都にありて越前春嶽侯、秋月右京亮、參與木戸、廣澤等と集會をなし、僧雪爪、畫家譪山を呼んで文墨の雅遊をなし、或は近郊の嵐山、金閣寺等を乘り回りて自養して日を送られしが、十二日舟にて大阪に下り、天機を奉伺し、三條、岩倉、中山三卿を訪問し、主上より御使番を以て杉重の食饌を賜はる。 暫く天滿の藩邸に滯在して行在所に出仕し、岩倉卿と往來事を謀り、十七日は主上本願寺行幸あり、召に依て參趨し、相撲興行を陪覽せられ、廿日より淀船にて京都に還り、微恙ありて出仕を停めゐられたり。

此頃長崎に困難なる事件起りたり。 由來我鎖國の原因たる切支丹宗の禁制は、國の嚴法として津々浦々に至るまで高札を掲示して之が厲行につとめ、同宗歸依は、一揆徒黨の叛亂よりも尚重大なる罪科と爲したりしを以

切支丹宗徒の蔓衍

て、外國條約を結びてより、開港場、開市場の居留地には切支丹宗の會堂の設立を許し、踏繪を行ふを用捨したりとはいへ、內國人に對する該宗信仰の許可などは、未だ思ひも寄らぬことなりき。是まで長崎には檢察行き屆きたるにより、天誅攘夷などの蠻行は曾て起りたることはなかりけれど、爰に端なくも宗敎問題を惹起したり。これよりさき第二十卷(第六十章)に述べたる如く、安政年間より長崎の浦上村附近には、敎禁の嚴重なるに拘はらず、遺傳的に切支丹宗を奉ずるものの蔓衍し、その風は大村領佐嘉領に波及して、ために之を檢擧せむか、連累者數千人に及ぶべき結果なりしを以て、長崎奉行は之を蔽うて惟譴責して放還するに止めたりしが、慶應の初めに至るに及び、是等の敎徒は長崎居留地なる佛國の天主敎會堂に詣りて禮拜したるにより、長崎奉行は驚愕之が糺彈をなさんとしたれど、その多數なるに困窮し、しかも佛國の宣敎師はます〳〵布敎を弘めんと努力しつゝありたりき。然るに今度の變革にて、九州總督府を以て長崎鎭臺に代へ、萬端を其所管と爲したりしを以て、參謀井上聞多(長州の徵士)は我藩の大隈八太郎を參謀に薦めて國

法を厲行するに至り、こゝに端なく浦上なる切支丹宗徒の捕縛を見るに至りたり。素より無智の農民共なれば、鋭意之を說諭して、改宗に種々手を盡したりしも、彼等は頑として聽き入れず、就中十六七歲の少女の、私共は何の惡事をも爲さず、又御年貢を納むるをも怠らず、されば眞の神を拜することをだに御許しあらば、他は何事にも服從すべしとて、臆せず憚らず敢然として陳述するところありたるには、井上も大に辟易したりき。是に於て井上は、斯く强情なる以上、その二三人を斬つて懾服せしむべしと放言したりしかば、外國人は聞きて驚愕動搖し、遂に其事京都の太政官代に聞えて、木戶、大久保等を狼狽せしむるに至り、彼等は急に人を派して之を制止するとゝもに、參謀の一人に上京を命じたり、因て大隈は長崎を發して上京したりき。

斯くて外國公使と交涉せし末、木戶は大隈と共に大阪に赴き、本願寺の行在所にて各國公使と會見、其談判を開きたりしが、當時英國公使パークスは、公卿諸侯中の一人の、全權を帶びて談判に來るべきを豫想せしかば、其全權者の大隈八太郎なるを聞くや、勃然として怒り、一書生と論談する必要なしと

大隈英公使と折衝す

撥ね附けたり。こゝに於て大隈は、苟も天皇の全權を帶びて來れる大隈なるに、尚談判するを欲せずとならば、此抗議は撤回したりやとて昂然たる意氣を示したりしかば、暫し返す語なかりしパークスは、やがて口を開いて、信教自由の理を說き、文明各國の宗教に信仰を有する人民を罪科に處するは、曾て歷史に無き野蠻の所爲にして、日本國にあるまじき暴擧なりと血相を變へ案を叩きて忿怒したり。大隈は是に答へて、西洋諸國にありては、信教の自由なる事、素より承知せり、されど日本國民の神道を信ずることは敬重せざるべからず、信教を異にせる國の、他教を禁じて、爲めに慘血を流すに至りたる先例は、西洋諸國にも多きところにして、英國にも存する歷史ならずや、されば我國に於ても亦同然なり、以前西洋の切支丹教徒の、布教に託して國家を害せんとの隱謀をなしたるより、爾來鎖國の苦痛を忍んで此教を嚴禁し、之を信ずる者には謀叛人に准じて嚴重の刑を加ふべきを布令し、今尚之を高札に揭げて示し置けるものにて、この點より論ぜむか、之を知りつゝ其の禁を犯したるものゝ國法に處せらるべきは、寧ろ相當のことならずや

と喝破したれば、パークスは漸く語を和らげて、懇談するに至りたり。蓋し此事は國法上宥恕すべきにあらず、況や久しき間、犯禁を敢へてしたる怙終の罪なるに於てをや。然るに新に政府に登庸せられたる多くの徵士は、是亦攘夷論者のやゝ緩和せられたるに過ぎざる底の人物とて、耶蘇敎を邪敎魔道と爲して、國家を精神的に亡ぼすものと憎嫉したりしもの多かりければ、政府に於ても大にその處分に困じ、二十三日太政官代より出仕を促し來れど、猶ほ持病によりて不參なりしかば、總裁山階宮より、溝口孤雲を使として我邸に來らしめ、寢所に就いて、面謁を請ひ祕密を告げ、左の書付を差出せり。

長崎近傍浦上村の住民、先年來竊に耶蘇敎を奉じ候者有ㇾ之哉に候處、方今追々繁茂致し、一村擧而右之敎を奉戴し、殆ど三千人にも及候樣相成、不ㇾ容易大事之義に付、長崎裁判所より精々申諭候由之候處、更に悔悟伏罪無ㇾ之趣に候、方今大政更始之折柄、右樣追々蔓延致し候而者、實に國家の大害に相成、暫も難ㇾ捨置事件に候得者、右巨魁之者相集、尙懇々說諭を加候上、速に

致二悔悟一候は者、右宗旨之畫像等一切取毀ち、改て神前に於て誓約を爲さしめ、若し萬一悔悟不レ致節は、不レ得レ已斷然巨魁之者數人斬罪梟首致し、其餘之者は盡く他國へ移し、夫々夫役に相用ひ、一時に根柢を勦絶し、數年を經て悔悟之實相顯候上、移住相免候外有レ之間敷歟、實に不二容易一事件に付、聊無二腹藏一右見込之程言上可レ有レ之樣被二仰出一候。

主魁斬罪の議

此書の大意は、卽ち切支丹宗の蔓延は國家の大害なるを以て、能ふ限りの防遏をなすとゝもに、信徒の改宗を促し、しかも尙悔いざるに於ては、其巨魁を斬梟し、其餘を流處せんといふにありて、朝議にもかゝる論者多かりしを想見し得。　公は是に對して左の答書を差し出さる。

公の當問題に對する意見

長崎浦上村之住民耶蘇敎を奉じ候一條に付而、御垂問之趣奉二承知一候。　勿論邪宗御禁制之義は改て申上候迄も無二御座一、乍レ然萬一外國へ關係致し、引繼等有レ之候而者不二相濟一義に付、尙又御談判之上、被二御取計一候方に可レ有二御座一奉レ存候。

肥前前中將

是より大隈は外務局に轉じ、其主任と爲りて談判に當りたれども、元より各國公使等の承諾すべき事にあらざれば、此處分は延遷して年を渉り、遂に該敎信徒を諸國に移して根本の地を淸むるに止められたりしが、當時外國人は竊に慘殺を行ふならんと邪推して、暫くは其忿怒は止まざりき。朝廷の大改革より、外國の滯在人は無政府の狀態なりとて恟々として安んぜず、長崎の比較的靜謐なるは鍋島侯の威信によるとなし、橫濱の恟擾も、鍋島侯が副總督となるを聞いて、やゝ恐怖心を薄うしたるが如くなりしも、基敎徒の捕縛に至りては皆之を憤り、殊に舊敎國民に於て甚しかりきと云ふ。

江戶開城

前月二十五日、西鄕隆盛は駿府に著して、勅裁の旨を大總督宮に啓するとともに、台命を含みて二十九日江戶に到り、橋本少將實梁、柳原中納言前光の兩先鋒總督に之を傳達し、四月四日橋本、柳原兩勅使と共に江戶城に臨みたりしかば、田安、一橋兩卿は旗下等を戒めて靜肅に敬禮を盡さしめき。かく

徳川氏に寛典の勅令下る

て參政、大小目附等は列座して左の勅令を拜受したり。

第一條　慶喜去十二月以來奉レ欺二天朝一剩へ兵力を以犯二皇都一連日錦旗に發砲し、重罪たるに依り、追討として官軍被二差向一候處、段々眞實恭順謹愼の意を表し、謝罪申出候に付ては、祖宗以來二百餘年治國之功業不レ少、殊に水戸贈大納言勤王之志業不レ淺、旁以格別之　思食被レ爲レ在、左之條件實行相立候上者、被レ處二寛典一、徳川家名被二立下一、慶喜死罪一等被レ宥レ之候間、水戸表へ退き、謹愼可二罷在一候事。

第二條　城明渡し、尾張藩へ可二相渡一候事。

第三條　軍艦銃砲引渡可レ申、追て相當可レ被二差返一事。

第四條　城內住居之家臣共城外へ退き、謹愼可二罷在一事。

第五條　慶喜謀叛相助候者重罪たるに依り、可レ被レ爲レ處二嚴刑一之處、格別之寛典を以、死一等可レ被レ宥之間、相當之處置致し、可二言上一事。

但萬石以上は、以二　朝裁一御處置可レ被レ爲レ在之事。

兩勅使は之を授けたる後に、今後一七日間の內、卽ち來る十一日までに處置

すべしと命じたりしを以て、田安慶賴卿之を受けて慶喜に傳達すべき旨を答へ、七日に左の旨を屆け出でたり。

此度慶喜儀寛大之御處置被仰渡候　勅諚之趣、慶喜へ相達し候處、實以恐入、謹んで　天恩之忝きを奉拜承、感泣之外無他事、來十日水戸表へ退去、謹愼罷在候樣可仕候、慶喜家臣共へも　勅旨相達し、逐件實行相立候處置可仕候、不取敢此段御請奉申上候以上。

四月七日　田安中納言慶賴（花押）

是に於て江戸城明渡に決したりしが、德川氏の相續者を定むるにつき、軍防局諸員間に議論の囂々を生じ、尾張に渡すを好まず、相續の領地に懸念深きもの多かりければ、慶喜は左の書を作り、勝安房、大久保一翁をして、池上の本營に呈せしめたり。

一　城之儀は德川氏相續之者相定候上、一時德川龜之助（後の家達）へ御預被仰付候樣奉願候。甚見越候義を申上奉恐入候得共、尾張家へ相續被仰付候義は御免奉願候事。

一　軍艦銃砲者、德川家名御立被〻成下、高並領地相極候上まで相當殘置、其餘は悉差上候樣仕度候事。

是に對して參謀は、德川氏相續の者に關しては朝旨なきを保し、小銃を除き、城と門樓倉庫の雜具とを納附すべしとなせり。斯くて慶喜は上野を出でて水戶に赴きしを以て、十一日兩總督、及び大總督、參謀西鄕以下入城して夫夫兵器を收めたりしが、軍艦は副總裁榎本釜次郞等風濤の荒きに託して之が納附を辭し、やがて夜中竊にその七艘は錨を拔いて遁走したりき。かく慶喜の謝罪によりて德川氏の處分は爰に一段落を告げ、江戶は大總督宮の手に收めらるゝに至りぬ。是を稱して江戶開城といふ。

德川家を立て、江戶に鎭將府を設く

德川氏相續者の未決と偶語

江戶には去る十一日大總督宮の入城ありたれども、德川氏の相續者は未だ定まるに至らず、爲に旗本以下の諸士は疑惑を生じ、薩長人に賣られたりと、黨を結んで偶語騷擾する者次第に多きを加へければ、西鄕は之を憂恐し

本月の末に又海路より大阪に來り、小松、木戸等に面會して、其事情を說きて閏四月七日に京都に上れり。是より先き太政官代には、此處分の延遲は人心に疑惑を生ぜしめて禍源を釀すべしとて、前月二十五日親王、三職、公卿、諸侯に左の如く意見を諮問せり。

德川慶喜段々悔悟恭順之趣、愈謝罪之實效相立候はゞ、慶喜之處分、且家名被立下候に付、相續人竝秩祿高之儀、衆議公論を採り御裁決被遊度　思召にて、議事有之候間、明後二十七日巳刻迄に右見込之義封書に致し、重臣を以、太政官代へ可差出樣被　仰出候事。

公も此書を領して熟考の後、閏四月四日の出仕に左の封書を認めて持參提出せられたり。

德川慶喜家名被立下候に付、相續人竝秩祿高之儀見込申上候樣奉畏候。相續人之義當節柄不折合之義等有之候而者不相濟義に付、血筋之內可然者に被仰付方に者有之間敷哉。將又秩祿高之儀者何程に而も可然哉、更に見込も無御座、何れ衆議を被盡、公論を以、御決定相成候方と奉存候。

しかも是等は惟形式の諮問にすぎず、以前より三條、岩倉兩卿との間には祕密に處分法の議定行はれたりしなり。かくて車駕還幸の期日も已に定まり居ることゝて、本日勅使を派遣して慶喜伏罪のため京都に還幸あるべき事を山陵に奉告すると共に、關東の大總督府へ左の通り達せられたり。

慶喜服罪之上者德川家名相續之義、祖宗以來之功勞を被㆑思召、格別之叡慮を以、田安龜之助へ被㆓仰出㆒候事。

德川氏秩祿高に關する會議

八日公參內ありて車駕の還幸を奉迎せらる。是に於て三條、岩倉以下の三職みな會したれば、十日德川氏相續の祿高決定を會議に上せらる。其議案左の如し。

一　秩祿之義者百萬石限可㆑被㆑賜之事。

一　地所之義は駿河國一圓可㆑被㆑下之事。

　但石數不足之分は、追而御取調之上、御治定可㆑有㆑之事。

一　家名相續人之義者田安龜之助可㆑被㆓仰付㆒之事。

右一等

一　地所之義は江戸城其儘被ㇾ下、武藏國總石高之義、追て御取調可ㇾ被ㇾ成下之事。

一　右御達之上は、大久保、勝等早々可ㇾ被ㇾ召之事。

一　秩祿石數、相續之仁體は前條同斷之事。

右二等

右之內斷然御決定御沙汰被ㇾ爲ㇾ在度事。

是に就いて三職各〻意見を述べ、大體に於てはさして異論もあらざりしが、城を共儘下附する項については異議多かりき。かくて竟に岩倉卿の上奏により、三條右府を大觀察使と爲し、處分の全權を委任して下向せしむることとなりしかば、我藩の徵士江藤新平は、土佐の徵士土方大三郞(元久)と共に、參謀として隨行したりき。因て一行は二十四日江戶城に到りて事務を見、二十九日田安龜之助を總督府に召されしが、一橋茂榮代人として登營したりしを以て、左の辭令を渡されたり。

田安龜之助德川氏を相續す

慶喜服罪之上は德川家名相續之義、祖宗以來之功勞を被ㇾ思召、格別之

叡慮を以、田安龜之助へ被㆓仰出㆒候事。
　但城地祿高等之義は、追て被㆓仰出㆒候事。

德川家處置の諸條件

是を先づ三條公より德川家へ渡されしが、其後に至りて三條右府より岩倉へ交附せる德川家處分案は大要左の如し。

（上略）德川御處置之義、先家名相續龜之助へ被㆓仰付㆒、城地祿高之義は追て可㆑被㆓仰付㆒之旨、明後日頃龜之助召出し相達し候心得に有㆑之候、此段言上候。其仔細は何分只今急に祿高城地等被㆓仰出㆒候ては、却て鎭定にも難㆑至と存候。不日兵備夫々手配致し、威武嚴然相立候上、萬一暴發等之賊徒有㆑之候共、鎭壓手當粗備はり候上、祿高城地之義申渡候策に有㆑之候。

一　高家竝に歸順之麾下は朝臣に被㆓仰付㆒候事。
一　城地駿府之事。
　五箇月之期限を以可㆓相移㆒事。
一　祿高七十萬石。
一　德川に而扶助難㆓行屆㆒麾下之士は、朝臣に召出扶助被㆑下候事。

一　當地に而謹愼相成候閣老始幕吏之者は、如何御處置に相成候哉、德川御處置相濟候半者、是等も同時に御處置可レ然存候、朝議之處相伺度存候。

德川氏の領地祿高決す

祿高についての一般の意見は、百萬石を與ふべしと言ふにありたれど、又諸侯の首位と爲すべしといふものも多く、しかも是に從はむか、百二萬石の加賀藩以上を與へずんば第二位に落つべきを以て、此說も亦容れられず、かくして、遂に七十萬石となりて、薩摩藩の次、卽ち第三位に定められたり。（薩摩は初め收入を多く見積りても、實は五十五萬石に上らざるが故に、仙臺に次ぎて第三位に在らざるべからざるを以て、七十七萬餘石なる公稱高を書き出したるなりといふ、祿高は、家の資格に大關係あるものなれば、百萬石が七十萬石に減じたるは、あながち公論にもあらず、此に因果の存するを知るべし。）されば五月上野勦滅の後、二十四日に至り、領地祿高等を定めて愈〻左の辭令を下さる。

德川龜之助

駿河國府中の城主に被レ　仰付、領地高七十萬石下賜候旨被レ　仰出候事。

但、駿河國一圓、其餘は遠江、陸奧兩地に於て下賜候事。

是にて、鎌倉府以來七百年間、武家に委任せられし兵馬の權は、朝廷に復し、責任を負ひて全國を制馭したりし德川氏大權の發動は、幕府の廢止と共に局

を結びぬ。かくて三條公は江戸に鎭將府を立て、市政を行うて鎭撫に著手せり。

長崎警衞のための歸國願

公の病軀は日々の出仕に堪へざれども、大變革の初頭とて、開國の國是政綱の樹立、關東征定、德川氏の處分、外國交際、政綱官制の決定等、種々の大問題を控へたれば、勉めて制度寮に出仕せられたりしに、大阪行幸の御留守になるに及び、しばし藩邸に在りて優游自養するを得、時まさに暮春とて、陽和を追ひて、郊外に漫遊を試みられぬ。其時左の詠あり。

風軟滿郊鶯語頻、退朝結伴共探ㇾ春、衰翁殊懶ㇾ著冠冕、制度寮中度外人。

末句は、主上の、優游して隨意に出仕するを許され、禮法を以て束縛し給はざるより、著想せられたるものなり。又前月嵐山にて鴻雪爪の直言に接せらるゝや、彼が緇徒の身にて有力の士と交り、權貴を避けず敢言する活機を奇とし、その平生陸象山王陽明の心理學に精神を修養して痾病に資せられし

よりして、禮法に拘束せられぬ彼僧の態度を却て悅ばれ、是より雪爪と禪談するに興味を生じて、更に彼が交はる志士をも誘導せらるゝに至りたりき。

公雪爪の活機を愛す

されば、十七日には、彼が三本木の寓居を訪はれ、閑談頃刻、訪雪爪和尚の題にて左の詠ありたり。三本木は鴨川に臨みて東山に對し、風景の明媚なる、頼山陽が此に住して三十六峯外史と號したる所たり。

自公退食晚來還、縱轡偶尋三樹灣、打破禪牀老僧夢、銜盃笑見鴨東山。

雪爪の性行

時に雪爪は公の饒舌に禪機を妨げられたる詩を作つて示したりしかば、公はこれを見て、饒舌とはひどしと言はれたりとなん。雪爪は國學に心を寄せて尊王の義を主張し、有志士の間に矯激の論をなして勢力者を憚らず、一時名を得たり。蓋し方外の人は權勢に不卽不離なるを以て敬重せらるれど、往々失脚して俗界に墮落するものも古來少からず、雪爪も、後には法衣を脫して、國學を以て官途に就き、其結果聲名頓に熄みて、碌々身を終ふるに至りたり。かくの如く、當時神官僧徒にして、時勢に奔競し輕佻の論を上下して、遂に官海に溺れたるもの少からざりき。

かくて公は車駕の還幸を迎へられしが、一方徳川相續の事定まり、制度局亦前月神祇親祭の後を承けて、政綱（卽ち官制）取調略ぼ成るを告げたりと雖も、尙皇政に復したる大變革の始めなるを以て、長崎警備の當番なるに拘はらず、父子共に登洛して王事に鞅掌せられたりき。然るに既に兵庫開港、江戸大阪開市となり、各國の局外中立も事實に於て放棄したるに等しく、既に江戸開城となりて、當主の侍從公は横濱及び江戸開市場に赴任せらるゝ事となりしかば、長崎へは當分末家備中守を遣はして常規の事を處理せしめたりとはいへ、開國の最初として特に重んずべき外交方面に、父子共に在國せずしては曠職の恐れありとなし、其結果、兵制に關しては、去る十四日佐嘉へ左の如く命じ越されたり。

總鐵砲之義先年被仰出候得共、此度御陣法皆以英式に御變革被仰出候間、右之御趣意を以て、大組頭中へ可被相達候、惣而編伍其外等於其筋得と取調相成候樣被仰出候。

時に春夏の交となりしを以て、是まで數年入浴せられし武雄溫泉に赴きて

長崎警衛のため公歸國を請ふ

暫く病軀を療養したしとて、其情を通じて、十九日左の願書を差し出さる。

私儀昨年御用被レ爲レ在候に付上京仕候樣被二仰出一候處、不快罷在、何分其義不レ任二所存一に付、爲二名代一肥前侍從上京仕候處、當春猶又被二仰出一候次第も有レ之、不快中に候得共押而上京仕候處、議定職被二仰付一誠に難レ有仕合に奉レ存候。然處此度　王政御一新之義被二仰出一殊に長崎御警衛之義も、從前之通被二仰出一御一新後當年初め而之當番に付、侍從儀御暇をも相願、歸國可レ仕候處、橫濱裁判所副總督被二仰付一候に付、私儀暫時御暇被二差免一度奉レ願候、於レ然者長崎表御警衛筋より國政向迄猶又御一新御趣意行屆候樣仕度御座候。惣而重き御役をも被二仰付一右樣奉レ願義も奉二恐入一候得共、長崎表御警衛之義者、萬國に對し不レ私筋合、諸家不二相並一殊に當年御手始之義、且彼表之義、色々相聞候次第も御座候間、何卒願之通御暇被二差免一度、偏に奉レ願義に御座候。

閏四月　　　　肥前前中將

公歸國の一理由

こゝに色々相聞候次第とあるは、唯耶蘇教徒の一件のみを指すにあらず、左の事件をも意味せるなるべし。卽ち是まで開港場にありて、攘夷論者の外

人に危難を與へんとせるは、毛擧に遑なき程の續出を見たりしが、唯長崎のみは、未だ曾て居留地にありて殺傷の事なかりき。然るに偶、丸山遊廓にて英人を殺したるものありて、事は海援隊に關聯し、而して土佐の佐々木三四郎(高行)にも嫌疑かゝり、英人は軍艦を土佐に遣はして詰問せんといふに至りしかば、參謀大隈をして之を取り調べしめ、その筑前人の所爲なること判明するや、其一人に切腹を命じて事は落著したり。當時倒幕の叫びは復び攘夷の聲を喚起し、ために諸藩士の人氣は破壞的となりて、刃傷殺害に馴れて之を快とする風を煽りければ、こゝに公は長崎警備を一層覺束なく懸念せらるゝに至りたるなり。されば朝廷に於ても、亦已を得ざるものとして、其願を許さるゝに至り、乃ち左の通り達せられたり。

願之通難レ被レ及二御沙汰一候得共、實以無二餘義一情實被二聞召一、暫時御暇被レ下候條、國政向等改正之目途相立候半者、速に可レ致二上京一旨御沙汰候事。

御別紙

今度歸國御暇願之趣無二餘義一相聞候間、願之通被二聞召一候得共、別段御用有

ㇾ之候間、暫滯京可ㇾ有ㇾ之被ㇾ仰付候事。

而して發程を引き止められたる別段御用とは、重大なる政治上の意味あるものにあらず、次に述ぶるところにて知るべし。

政綱發表、權中納言に昇任す

公の立朝あるや、皇政の大綱を確立し、其基礎に立ちて內治外交の萬機に應ずることゝせられしを以て、主上以下公卿達も、始めて安心して深く公を信賴せられ、その未だ制度局に轉任せられざる時に方りて、是までの官位履歷を徵せられたり。是より先き、二月初め、三條實美卿は從一位權大納言に敍任し、中院通富卿も權大納言に昇り、岩倉具視卿は右兵衞督に任じて、從三位に復する等、夫々維新を助けたりし功勞を賞せられたれば、公にも王事盡瘁の功による陞任の御沙汰あるべかりしに、大阪行幸ありて、しばし延遷したりき。然るに今や還幸となりしかば、軈てあるべき政綱發表を機として、陞任の御沙汰あるべきに豫定あり、因て歸國を引き止められたるなりき。

二十日に公參内ありて末廣、塗杯、酒肴を賜はる。是日政體を發表せらる。是れ制度局にて取り調べたる官制にて、其大略は、太政官を議政、行政、司法の三に分ち、議政官は、公卿諸侯よりその議官を任じて、之を上局と爲し、藩士及び處士よりは下局議員たるべきを人選して專ら立法に當らしむべく、行政官は、輔相を置きて、神祇、會計、軍務、外國の四局に之を分ち、有栖川宮の總裁を罷め、議定三條、岩倉の二卿を其輔相となして之を總べしめ、司法官は刑法を司るべしとなす。又地方を府縣に分ちて知事を置き、藩は尙舊に仍り、議政官の下局は追て定むる事となしたり。これ先に神祇を祭りて宣し給へる御誓文の旨を承けたるものにて、實に皇政の大綱と爲す。而して其政體書に『諸官四年にて交代し、公選入札の法を用ゐ、府縣藩各適宜に政令を施し、一方の制法を以て他を概するを得ず。私に通寶を鑄るを得ず、私に外人を雇ふを得ず。隣藩若くは外國と盟約を立つるを得ず、是れ小權を以て大權を犯し、政體を紊るべからざればなり。立法官は行政官を兼ぬるを得ず、行政官は立法官を兼ぬるを得ず、但し臨時都府巡察使と外國應接との如きは、仍

は立法官之を管するを得云々。』とあり。

抑も議政、行政、司法の分立は、元治以來諸侯會議を召集して國家の大事を協定せしめられたる先帝の遺旨を繼承し、之を西洋の國會に參酌し、將來の政體を確定すべきは、方今の時局に於て、動かすべからざる事なるを確信せられたりし公の、苦心の餘に出でたるものにして、副島、福岡等の如きは、實に其旨を受けて取り調べに當りたるものに外ならず。爾來公は、上局議官の間に斡旋して諸藩主を纏むる等、其效力は實に偉大なりき。唯下局に對しては、全國の人物を登用して、各自有爲の才力を發揮せしむべき理想なりきと雖も、竟に其人を得ずして、徒に權勢の爭奪を競ひて功利に趨附する輩の就任を見るに至りたりしを以て、政綱の何物なるかは更に解せられず、更始の美は各藩士の猜嫉に蹂躙せられ、行政權のみ膨張し、而も守舊の精神横溢したりき。

大隈侯の批評

大隈侯之を批評して『明治初年の官制には突飛なるものも有れど、當時は封建より一轉したりし時とて、第十八世紀佛國革命前後に起れるかのモンテスキュー等の行政、立法、司法三權鼎立の理想を其儘に現はした

るなり。　これ、安政以來、西洋政治知識の啓發に資する聯邦史略、瀛環史略、及び西洋事情などの飜譯書が多く米國人の原書より著はされ、これより三權鼎立の知識を攝取したるによる。　封建の際に當りて、よく諸藩を統一し、以て、公議輿論に決すべきを主張したりしは、元此精神より出でたるものにて、當時是を官制と稱せずして政體と名づけたるは、畢竟ファンダーメンタルローに外ならず、蓋し一部の憲法となしたるものなり。』といへり。　そはさることながら、當時に於ける西洋政治の知識は膚淺を極めたるものにて、有力の學者と稱せられし者にても、此に擧げたる二三の譯書外には知るところ少く、況やモンテスキューなどは思ひもよらざるところなりき。　即ち只一部の西洋事情が、斯頃政治家の世界的思想を啓きたるに過ぎざるなり。

米國共和政治の風を吸收す

後に岩倉、木戸諸公の西洋巡聘に赴くや、佛國巴里府に到るに及んで、左の如き問答の次第を聞き、當時の邦人の、米國共和政治の風を無意義に吸收しつつあるを、始めて知りて、大いに驚きたりき。　その問答とは、同府の政治學者モリス・ブロック氏の、訪問し來る日本書生の皆政治の三權といふを怪しみ、某

に、日本は舊き帝國なるに、斯かる事を主張するは何の意ぞと問ひたりしに、某は却て是れ西洋の通說ならずやと反問し、ブロック氏より、政治には行政、議政の兩權あるのみ、獨り民主國は强ひて司法權を別ち、裁判官を公選入札にて擧ぐれど、事實は允當せずとの答を聞き、扨は我等は米國聯邦人に聞きかぶれたりといひければ、ブロックも亦首肯したりてふことにして、かくて實に我立憲政治は、此よりその步を始めたるなり。

公議定職を命ぜらる

政體の發表により、翌二十一日改めて公に左の辭令を渡さる。

肥前前中將

議定職被　仰出候事。

公は上局議員を帶びられしが、公卿諸侯中越前老侯、阿州侯等も亦同じく議員にて議定職を命ぜられ、而して公は上局の議長に任ぜられたるが如し。蓋し其人選も議政官の會議公選によりたるなど、後より見れば頗る奇異の事共多かりき。　此政綱は、專ら幕府の政權を收むると共に、二條城の太政官代に於て、內治外交の事務を處理すべき實際の職任を定めたるものにして、

古來朝廷に行はれたる官位職員令は依然として存在し、天皇の群臣に榮譽を授けらるゝ大權の發動として行はれたるものなること故の如し。二十二日公に參內の命ありて左の宣下あり。

叙從二位、

任權中納言、

右　宣下候事、

閏四月二十二日

公に叙任の恩命下る

公は、元治元年先帝よりその御內旨もありて宰相推任の榮を受けられたるを以て、當時之を固辭せられたりといへ、朝廷には尙認めて今度更に權中納言に進められたるなり。かくの如く公は、前度公武合體の初めにも、宰相の榮任を敢て當らずとして辭せられしほどなるを以て、今度特命によりて上洛せられたりきと雖も、尙固辭ありて受けられず、曰く聊か王事に勤むる所はありといへ、纔に皇政維新の緖につきたるに過ぎざるに、此の如き榮典を辱うするは恐懼の至に堪へず、蓋し初めより局面に當りて盡力せられたる

公榮官を辭す

三條公は清華の出、中院卿は大臣家の門葉たり、されば孰れも家格に於て大納言に任ずるはさして異數にあらず、然るに岩倉公に至つては資格卑しく、ために今度其右兵衞督に昇任したるを甚だ光榮なりとせらると聞く、我は武臣にて、既に少將となるすら家の光榮なるに、予に至りては中將に昇り、更に宰相の推任をも辱うするに至りしを以て、敢て其榮に當らずとして辭したるほどなり、されば今や更に超えて權中納言の宣下を拜すべきは、微臣の敢て荷ふべきところにあらず、御請の事は暫く御猶豫を願ひ奉ると陳じて退出せられたり。是日議定三條、岩倉兩卿は、從一位に叙して左右大將を兼ね、中山卿も從一位に叙し、越前春嶽、阿波兩侯も公と同じく從二位權中納言に叙任し、參與木戸準一郎、廣澤兵助、後藤象次郎、副島次郎、横井兵四郎、小松帶刀、大久保市藏、滿岡八郎、福岡藤次、竝に從四位下に叙し、以下叙位差あり。二十五日遂に公及び春嶽侯は辭退せられたり。公の、國家に忠誠にして、敢て官爵を競望せず、高潔清廉の衷情は、先帝の深く叡感あらせられたるところにして、中山卿亦厚く公を信じ、政治に於ける今上の御師範を以て待ちたり

したため、特に此の如く推擧ありたりしなり。而して公の猶豫を願はれたるは、敢て朝廷の栄銜として之を輕侮せられたるによるにあらず、武家の國主として、是を身に餘る榮典となすは、當時に於て諸侯一般の思想なりしを以て、公とても此恩命を感戴せられたるは固より其所なれど、大政の初めに加へて、己れ既に隱居の身なるに、餘りに不相當なる榮譽は恐懼に堪へず、もし今度父子參洛して王事に盡したるを賞せらるゝならば、當主の侍從に今一段の榮典を蒙らせたしとの眞意に出でたるものにて、侍從の昇任こそ自己の拜受よりも滿悅の至りなれとの意を洩されたりとなん。されど是時侍從公横濱在任中なりし故に、其事は暫く遲延したり。

諸臣出仕の形式改まる

政體發表以來、二條城の太政官代に天皇親臨ありて、萬機を親裁し給ふ事となりしを以て、同城に玉座を設くる間は、當分官代を內裏の中に移されたり。此時より舊來の官位に定めたる束帶衣冠の服制は、之を禁中に於ける大典大禮式の際に用ゐることゝなり、平常執務の服裝には割羽織高袴を著け、公卿諸侯等は車寄より昇降すべく、尙昇殿の資格を廢すると共に三職に

九門内の乘馬を許し、行列供立の人數を省きて、簡易にして出仕すべく布達せらる。是に於て供連を左の如く定められたり。

兵隊
別段侍 五人
小者三人

兵隊 同
供頭 簾番 小姓
手矛
定供

徒 六人 別段侍 六人
駕籠
側頭
使番
雨具其外

供頭 簾番 小姓
長柄
草履取

兵隊とは銃を提ぐるをいふ、是まで此に鑓、挾箱を持たせ、駕籠の前に長刀を持たせたるを省けり。簾番は駕籠の戶を開閉するもの、長柄は雨傘なり。

別段侍には武術に錬達したる壯士を選みて從へられたり。

侍從公橫濱赴任の後、古川與一は江戶に到り、前橋邸に赴いて慈貞院に柄崎入湯を勸め、是月二月、其江戶發輿あるに及んで、彼亦隨行途に上りしが、慈貞院は神奈川驛にて侍從公と面會ありし後、東海道を經て二十二日京都丸山に著し、左阿彌の宅に休憩せられたり。よりて公は太政官代退出の歸途

中納言の恩命あるに至りし理由

立寄り、久潤の對面に種々の娛樂を催して慰藉せられ、深更に及んで長者町の邸に歸館ありしが、翌日も往いて終日の興歡を盡して對話ありき。かくして二十六日慈貞院は京都を發して宇治遊覽あるべきに決したりしかば、公亦往き會して製茶師上林三入の宅に入り、時恰も新綠稍濃かなる採茶の期なりしを以て、共に茶園に徜徉して之を觀覽し、それより船を同じうして宇治川を下り、伏見より分れて、公は歸京せられたり。一方、慈貞院は淀川の曳船にて大阪に下り、汽船皐月丸に乘りて五月初め伊萬里港に著し、松浦の溪山、柄崎の溫泉などに遊びつゝ、無事著城、三ノ丸の鳳樋樓に住せられたり。

岩倉公は薩藩の士と謀り、幕府を倒して皇政に復する策を立て、武斷を以て之を遂行し、藤原氏以來の舊弊を打破して大政更始を始めたりと雖も、世界に對する國家の經綸に具體的の量度なく、ために內治外交の困難頻發して當惑したりしが、折柄公の登洛ありて、その是まで長崎方面の實驗に得たる知識により、世界の變化に應ずる學識鍊達の賛助を得るに及び、始めて治體の何物たるかを知りて、皇基を確立する緒に就くを得たりき。されば公

岩倉公屢深夜に公を訪ふ

は、岩倉公にとりて意氣相投ずる良友なりと言はんよりは、寧ろ政治の師範なりといふべく、爾來は、稍重大なる事件に接する毎に、岩倉公は、公に謀りて後に處分を確定するを常としたり。其他中山、三條諸卿も、公に逢遭して迷路に指南を得たる心地ありしは、岩倉公と齊しく、公を敬遇する甚だ重かりしを以て、其結果、此く中納言の宣下あるに至りたるなり。然れども公は病體にて常に出仕するを得ず、家に在りて靜養せらるゝ日多かりしを以て、協議を要する重事あれば、岩倉公自ら公の邸に就いて之を謀り、或は密書を以て意見を問ひ、時には夜半にも來りて謀らるゝこともありたり。斯頃公の詩に、

連日南窻曾不開、滂沱積雨入黃梅、燈前驚破磻溪夢、深夜敲門輔相來。

と。輔相は即ち岩倉公を指す、黃梅の氣節は五月の末にて、恰も是時の事たり、深夜とあれば頗る至急を要する議なるべし、其何事なりしかは固より知るを得ず。

第三十一卷　東北征定

第九十一章　新政の經濟

江戸恟擾、朝廷の經濟困窮

公に對する誹毀

公の立朝より、外は開國の規模定まりて皇政の大綱樹立し、內は德川氏の處分決して紛擾の鎭定を見たりしを以て、擧國一致國威宣揚の主義は玆に始めて貫徹せられたり。されど、關東は未だ兵を戢むるに至らず、東北諸藩にも亦不服を抱くもの多かりしを以て、薩長を始め東下の將士は爭亂鎭定を主とし、識者往々朝廷の處置も偏頗あるを免れずとて非難するもありき。この間に於て公は、輔弼、議定と機密を議せられたりしを以て、その態度に就いて誹毀の聲を放つものを生じ、或者は多數の劇論に默從し、擧國一致の破壞を傍觀せりと嘆じ、或は、是まで佐幕に傾けるものは、竊に公の處置の公正

を望みたりしに、薩長に過ぎて狡猾なりと憎みたりと。これ等淺薄の批評は、言以て耳を藉すに足らざれど、公の本領は之を知るに難からず。見よ、公は夙に世界の形勢を洞見し、安政の初め、既に、皇政に復せざるべからず、問題は只時期の遲速に在りと爲し、ひたすら擧國一致、武備充實を主張せられしに、幕府諸藩の多くは之を怠慢に附し、ために攘夷論を全國に沸騰せしめたり。而も其攘夷論たる、多くは鎖國の陋習より出でたる蟬噪に過ぎざるに拘はらず、公は尙徹頭徹尾之を以て立脚地と爲し、其精神を一般の士民に鼓舞して、泰平の華奢を破ると共に武備の充實を促し、以て國威を海外に宣揚するに努力せられたり。蓋し當時の攘夷と稱するものは、愛國の至誠より出でたる議論なるを以て、公は之を善導して國家の覺醒を促さんと欲せられたるなり。されば、攘夷論の激昂するに當りても、敢て之が非難をなすを好まず、唯無謀の攘夷を爲すべからずてふ叡慮を遵奉せられたりき。尤もこの叡慮は、寧ろ公の啓沃に出でたるものなりと言ふも不可ならざるなり。公武合體は擧國一致を意味す。されば當時參與の五侯の之が協定をなす

攘夷論討幕論に豹變す

に當りても、或は其以前にも又は以後にも、公は早く長州及び五卿を糾問して寛典に處せられん事を幾度も建言せられたれども、用ゐられず。幕府は薩摩と共に長州の嘆願を拒み、而してその征長の師の失敗に了るや、是より全國の攘夷論は變性して倒幕論と爲り、遂に將軍の政權返上の已むきに至りたるにて、是れ大勢自然の命令にして時運の熟成したる所に外ならず。されば朝廷に於ては順に取つて順に守らるべく、而して之を佐くるものにも、亦國家經綸の策あらば、天皇に大政を復するに聲色を厲すの要なかるべきを以て、公は寧靜に慮りて病を養はれたりしなり。然るに豈圖らんや、返上の政務を收むるに際して、是まで責任を負うたる慶喜將軍を排斥して議に與からしめず、事務の引繼を爲さずして新號令を發せられんとは。是れ武斷と言はんよりは寧ろ政治の常識なき盲動といふ可く、忽ち內治外交に故障百出して、當局者自ら苦痛を受くるに至りたり。久しく鎖國の底に醱酵したる倒幕論は、たゞ內亂を激發したるまでにして、前年の無謀の攘夷論と殆ど選ぶ所なく、明かに擧國一致を害するものなり。然れどもこれ亦攘

夷論と同じく愛國心の發動による波瀾なるを以て、爲政者としては其潮勢に逆ふは決して策の得たものにあらず、よりて唯其勢を殺ぐの道を講ずべしといふが、是時に於ける公の心理狀態なりしが如く、這の解釋は必ず中らずと雖も遠からざるものなるべし。是時に當り、曩に公武合體を協定したる參與五侯の一人たる島津久光は、國に在りて參洛せず、其代表者たる西鄕吉之助は、今日の事口舌の能く爭ふ所にあらず、唯是あるのみと短刀を首に擬して勢を制したりしが、長州も亦毛利慶親侯は國に在りて參洛せず、其代表者たる木戸準一郎は、泰平は血を以て買ふべしと主張したりとぞ。是皆從來の攘夷的激論の行き懸りによりて、騎虎の勢に驅られたるもの、乃ち俄に上下するを得ざる事情の存在するを恕せざるべからず、從て公立朝の初めに於ける態度の如きも、亦自ら忖度し得らるべし。前年長州五卿の處分に對する公再應の建白を採用せざりし幕府の、今や其反動として、會桑等の嘆願の拒否に逢うて自ら死地に陷れるは、爾より出づるものは爾に反へる底の因果の輪回に外ならざれど、大權の天皇に復したる初めには、如天の仁

を以て内を協一し、以て外侮を禦ぐより其歩武を始むべく、此の如き復讐的行爲は斷じて然るべからず、是れ公の、當然廟堂の諸公に開說せられし大綱なるべし。かく大政治家の態度は淺薄の思想の及ぶ所にあらずとはいへ、尚公の、激昂して常規を逸したる人氣に强ひて逆ふを好まれざりし所以は、誰人も首肯するを得るところなるべし。

斯くて江戸は四月に開城と爲りて鎭將府を立られたれども、上野宮を始め旗下譜代及び兵隊の方向は未だ定まらず、一部は下總、野州に奔りて擾亂を生ぜり。江戸には、慶喜の恭順謝罪によりて、大勢は動搖することなかりきと雖も、公稱高八百萬石の半を給せられたりし旗下數萬戸の士は、こゝに總て家祿を失うたる姿となり、爾後德川氏相續處分の延引するに從うて、恭順の者亦漸く西郷に欺かれたりと稱ふるに至り、沙上の偶語頻りなりしが、官軍は處々に駐營して濶步横行し、ために人氣甚だ荒く、惡徒等はこれに乘じて兇行をなし、白晝市中を往來するにも危險甚しくして、商買杜絶し、帶刀の士は猶更に畏懼を抱きて暗地を辿る思をなす等、到る處に悲慘の光景を

呈して言語に絶するものあり、大政の初めに當り、先づ王土の大都會に赤子の營救を圖る苦痛とはなりたりき。兵馬と軍費とは相待つて動かすべきものなり。さはれ由來貴族武士の經濟に於ける知識は膚淺にして、去年十二月大號令を斷行するに當りても、其主腦たる人々は、政費は德川氏が領地を割つて政權と共に返上すべきものと信じ、之を恃みて、事務の引繼を放棄せしかば、斷行の後慶喜より全國の高割たるべしとの主張を聞いて其目途がらりと外れ、大權の授受に當局者を排斥したる妄斷は、忽ち政費上の大困難を惹起したりき。江戶瓦解に當り、勝安房の建白に『我德川氏の領地を以て、王政一新の用途に充てんとするは、規模狹小なり、殘らず召し上げらるとも、僅に三百六十萬俵前後なるべし、官俸にも足らず。』といへりと、此頃まで將士等は猶領地召上に執著し、無益の空想を抱きてありたりき。

太政官札發行

京都に於ては、越前の士滿岡八郎（由利公正）が財計に經驗あるを以て徵士に擧げ、春嶽侯を會計事務局議定と爲し、八郎をして財政の任に當らしめ、かくて政府一時の急を凌がしめたる結果は、十三年通用の紙幣を發行するに決し、

公理財に長ず

閏四月頃より使用するを得たり、太政官札是なり。一方高利を以て金三百餘萬兩を京阪の富豪より借り入れ、以て政費軍費に充てたれども、從軍の將士は、軍費の如きには何等顧慮するところなく、往く處に戰燄を煽り、以て勤王の大義に勇なるものとなしたり。此際に當り、公は朝に立ちて綱を擧げられたりしが、亦大藩の大名とて、此の如き理財を淩ぐの知識は空疎なるを免れざるべしと思ひ、曾て之を編者自ら岩倉公に質しゝに、『否とよ閑叟は財政の困難に自ら經驗ある、所謂苦勞人にて、其言は後に至りて鑿々肯綮に中り、想起する毎に感心すべき事のみ多かりき。予は初め幕府の朝廷に政權を納むるに方りては、幕領地の幾分を割きて、政權と同時に奉還すべしと信ぜしに、其事なかりしを以て、最初より政治運動の基本立たず、忽ち經費の困難となりたり。よつて之を閑叟に話しゝに、閑叟は自己の經驗を語りて、凡て所領地の租税高は三百年間に於て總ての政費俸祿の膨張に割り充てたりしを以て、萬事固定して、人口の蕃殖するにつれて支給をなすに足らず、爲に漸々行き詰りて、少しの餘裕を存せざるに至れり。されば予が封を襲ひ

たる時は、金は借り盡し、租は取り盡し、米は賣盡したる、窮竭を極めたる時にて、剩へ非常の大暴風に領地をさへ吹き荒されたりしを以て、如何ともせんすべなき困難に陥り、唯自己の衣食住に非常の儉約を實行し、家中の者と共に貧苦を忍びて餘裕を搾り出すより外に術なかりき。よりて之を決行して能ふ丈けの節約をなしたりしが、既に絞り盡されたる眞の糟粕とて、更に少しの餘裕を生ずるなく、ために如何ともする能はざる窘窮に數年を送りたりしに、財源は意外の處に伏在するものにて、山海、川澤、林野等のさして利穫なき小物成地と、其住民との間に存するのみならず、又人民の聚合して勞働する處にも、營業の盛んなるより自ら財利の湧出するものにて、かくて節儉を以て良民の生産奬勵をなしたる結果は、自然に處々より産物利益を生じて財用に餘裕を生じ、年一年と困竭を緩和する緒に就きたり。思ふに幕府領は八百萬石と稱すれど、其實際は必ず我藩の例に漏れず、諸般に盡く割り充て盡して僅の餘裕もなかるべし、されどその管領する大なる山川、林野は、まさに一大利源なるのみならず、江戸、大阪、長崎等の人口繁盛の都會、若く

幕領の新財源

は殖産商業の場所には、必ず其庶富を致すと共に、多大の收入の幕府の財源となるべきものを存す、從て是等より新に生ずる利益はあるべきなり。京都、大阪の富豪は言ふまでもなし、現に長崎會所の如きも、貿易の隆盛なると共に其收入のます〳〵豐富なること、予の常に耳にする所なり。されば大政の運動費に田地の租稅をのみ恃むべからず、蓋し人民の心に不安を抱かしむれば、自然に財利は閉ぢらるゝに至るべく、安堵して產業に從へしめむか、必ず自ら財利を開くものにて、その感應は頗る銳敏にして、著しく財政に影響するものなるが故に、政治を爲すには勉めて人心を安堵せしめ、其中より財源を湧出せしむべしとて、具さに自己の經驗を引いて說明し、合戰も金次第なり、現今の合戰は軍艦大小銃の器械ぜめなれば、猶更金次第なり、貧乏にて合戰はできずといはれたり。當時予は之を聞いて、さまで了解するところなかりしが、後に至りて果して其言に違はず、卽ち全國租稅の高は士民に割り附けられて餘裕なく、只以て基本となしたりしのみにて、政府運動の財源は、海關稅の、歲入の大綱を占めたりしと共に、其他政治の進行につれて

人民の營業上より歲入の增加を見るに至りし等、果して田地以外の別途より生じたり。』と言ひき。

さりながら初め三條、岩倉兩公は、征討軍の出兵を諸藩に課すと丶もに、其費用をも各藩の自辨として意に介せざりしが、莫大の濫費となるに及んでは傍觀するを許さず、よりて將士の戰亂を煽動するに對して、廟堂にては陰に力を極めて其氣勢を殺ぎ、鎭撫兵を戢むる正路に反りて、寬容の處分を講ぜらる丶に至りぬ。蓋し二三月を其消長の交となし、而して軍費の給せざるも亦、其原因中の重き一項なりき。又此頃、舊幕府の老中、若年寄、三奉行等の役米、及び其他の例を參酌して、一等官千兩、二等官八百兩の差等を設けて官吏の月俸を定め、而してそは二分金若くは一分銀にて交附せられしを以て、一人にては提げ得ぬ程の重量なりきと。されば政費財用の窮乏は非常なりしのみならず、太陰曆によれる時とて閏月までありしかば、俸給支辨の如き、冗費を要したりき。閏月の末、會計局は官吏の月俸を渡すことを得ずして月を越えたることありしかば、其時公は戲に左の狂詩を作りて滿岡八

官吏月俸の決定

郎に示されたり。

官奉來日日窮、制度寮狹苦薰風、寄語會計諸君子、八百給金一文紅。

公は議定にて、當時定まりたる官祿は二等給なりし故に、かくは八百給金と言はれたり。一文紅は『一もんもくれなゐなり』と讀む、日日窮すの窮を意味す。曾て佐嘉人の狂詩に歲暮午蒡一本紅の句ありしを記憶ありて、模倣せられたるものなり。滿岡見て、苦笑して謝したりといふ。以て當時財政の窮迫が、如何に其極度に達せるかを、概見すべし。是時廟堂には、西洋各國の例に倣ひ、在來行はれたる各種雜多の通貨の重量を一定せんとし、西洋より機械を購入して精良なる通貨を改鑄する事となりしかば、會計官內に造幣司を置いて、之を調査せしむるに決したり。是れ新貨幣鑄造の起りなり。

巴里博覽會員歸國、高島炭礦と有田磁器

公は夙に勤儉貯蓄して戰艦銃砲を備へ、既に總鐵砲（銃庫主用）の令を決行し、益、精良の火器を選むに及んでは、西洋の器械進步に接觸し、今世界の器械戰爭

の時代に入りたるを實驗上に識り、是に於て、我勇敢の士の短兵接戰に決勝を必せし曩日と異り、今は接仗距離延長して、兵火の猛烈なる、容易に向ひ遁づき難きもののあるを覺られ、軍需の先づ屈すべきものなるより、益、生財の道を講じて軍用金の增殖に勉むると共に、外國を控へながら鬩牆に壯兵を失ひ資金を散ずるは無用なりとて、之を否認せられたりき。されど諸藩は未だ此に及ばず、血氣の士が、生死の間を冒し、鉢卷襷にて戰ふを壯快とし、內亂を暴發せさせて、之が戡定をなすを勤王唯一の功と誇れり。さて兵馬のかく多きを加ふれば、軍需、兵糧も亦、多きを加ふるは必然の事にして、而して當時の當局者の、是を辨ぜし方法如何とは、此際に起らざるべからざる問題たり。蓋し征討の軍起りてより、政府の軍費の莫大なるが如く、出兵の諸藩も同じくその供給を增して、俄に外國より各種の兵器を買ひ入るゝの已むなきに迫られしかば、外國人は中立を標榜しながらも、競うて東西の兩軍に兵器、船舶、彈藥等の軍需を供給し、以て利益を收むるに勉めたりしなり。是に於て供給需用の俄に增進したるは、蒸氣の燃料たる石炭なり。是まで石炭

石炭の需要興る

の採掘地は肥前の松浦郡第一にして、伊萬里及び唐津領には炭層の地上に露出したる山數多あり、而も其炭層の傾斜が採掘口に向ひたるを以て、掘り進むに從うて水は自然に流出するにより、簡易の方法を以て採掘し來りたりき。尤も今は其層も掘り盡されんとするに至れり(第十二卷第十七章參考)。而して初めは之を長崎に輸出し、粉炭のみは中國筋の鹽燒用に賣却し來りしに、本年の爭亂、及び大阪、兵庫開港以來、盛んに此方面の需用あるに至りしを以て、公は大阪倉屋敷に在る藏方附役加賀權作に命じて、屬僚の副田虎六、江副次兵衞等を指揮し、米を糶糴するの外に石炭販賣の利を圖らしめられしかば、是に於て佐嘉の商賈にて才能ある者は、石炭販賣によりて利益を收め、政府の官吏が經濟を試みて盲進するを利用し、直接間接に機に投じて、各智力敏腕の發揮を競へり。

巴里博覽會に於ける日本出品好評

去年佛國巴里の萬國博覽會に赴きたる佐野常民の一行は、閉場後も殘品の處分について滯在しゐたりしが、博覽會開催中、日本品は歐洲人の好奇心を集め、彼等は始めより場內の賣店に群集して、該出品の購求をなすもの引

きもきらず、深川長右衛門（野中元右衛門は病死す）は賣店に坐して顧客に應對したりしが、店頭種々の喜劇は演ぜられたりき。其一二を言へば、雪踏の滑かなる革を見たる婦人等は、冶裝したる己が頬をこれにて輕く打ち試みて、その何に用ゐらるゝかを問ふあり、或は履物の二箇一組になり居るを引き離し、その一箇を取りて去らんとし、引き止められて他の一箇をも與へられては、顏を赤めて謝絶し、かくて左右を合せて一足なりとの說明を聽きて、否、日本履物の形を知るためには只一箇にて足れりとて肯んぜざるあり、又有田燒の酒德利の頻りに賣れるによりて、その使用の目的に不審を抱きたりしに、數日の後、購求者の一人の持參して示したるを見れば、之に金具を施して洋燈の臺と爲したりしてふことあり、或は楮紙の堅靭なるを見て衣服を製せんと工夫を凝らすあり、或は昆布を見て海草の葉なりとの說明を聞き、其幅の廣き珍しさに、食用品なるを知らずして、只最も廣きものを選みて買ひ去るもある等、滿場の耳目は我邦の賣店に集中するの盛況にて、廣大の會場裡にありて非常の愛嬌と爲り、よりて望外の利益を收め得て一行は歸路に上れり。

公貿易の物産を開くべく石丸に旨を含む

高島炭坑の始

かくて一行は長崎に著し、佐野と馬渡とは、共に京都に赴き、具さに公に報告する所あり、其儘留まりて彼地に斡旋をなし、石丸と深川とは共に長崎に留まりて荷物を處理し、以て佐嘉政府に報告をなしたり。是時長崎の英國グラバ商會は、軍需品を賣附けて盛んに利益を競求したりければ、公は透さず此機を利用して貿易を開き、併せて軍器買取り等に關する機密の商談を爲さしめんと欲し、石丸を彼地に滯在せしめ、京都佐嘉に往復せしむることに命じおかれたり。時に開國の政綱定まりしを以て、石炭の需用ますます盛大となるべきを察し、長崎海門の島々には、海底に良好なる厚さ一丈餘尺の炭層あるを以て、高島に坑口を鑿開し、英國の採掘法に則りて竪孔を掘り、喞筒を仕掛けて水を汲み上げ、以て之を採掘して供給に資せんと企てられしかば、長崎詰の松林源藏をして其事に當らしめ、英商グラバに其周旋を囑託し、よりて松林は石丸と協謀し、遂に印度に在留せる鑛山師モーリスを雇ひ入れ、かくて愈々竪孔の採炭事業を開始することゝなれり、是を高島炭坑の始めとす。

有田の陶磁器は我藩貿易品の最にして、從來其製造業を保護するの用意周到に、其法を設くる亦頗る嚴密なりき。即ち工商を分ち、製造者を窯燒と稱し、これを起業主とす、是に放資して販賣する者を商人と稱し、窯業を始むる毎に兩者相協商し、資金を出し、製成の後には商人之を引き受けて伊萬里、長崎等に輸送販賣する習法なり（第十卷第二十八章二項參考）。又窯燒に本窯、赤繪の二部を分つ、本窯は青藍彩に釉を施し、赤繪は、篩琳彩を燒き附く、兩業は截然分れて相兼ぬるを得ざる嚴法なり（第十九卷第五十七章七項參考）。而して近年外國貿易漸く盛大となりたりと雖も、外國人の要求は、風致趣味ある本窯物よりも、通俗的の赤繪物に集まりしを以て、淸楚にして韻致に富める青藍の磁器は、價高けれども販賣額は多からざりき。是より先き、有田の豪商久富某は、陶磁器を長崎に輸送して巨利を博し、我政府よりも長崎輸出の鑑札一札を渡されたりしに、天保末、加地子延期法の打撃を受けて、その家產頓に傾きし以來は、その長崎賣店に外國人の要求を滿足せしむるに足るべき資力を投ずるを得ざるに至り、よりて安政以來貿易業の盛大なるに及んで、田代紋左衛門なる

年木庵の工夫

もの條件を附して其鑑札を買ひ受け、こゝに有田陶磁器貿易の利權は、田代に占有せらるゝに至りたり。然るに窯燒と商人との間に價値利益の爭ひを生じ、一枚鑑札は有田の利益を權（一手販賣）するものにして、有田一般に取りてその利益を蹂躙せらるゝものなりとの沸議を生ぜり。一方には窯燒深海（ふかのみ）氏の製造技倆大に進歩し、靑藍釉の一部に束縛せらるゝを欲せず、他の彩釉用法を發明し、赤繪町の工業が拙劣なる施彩をなして、爲めに我製品の美を傷け、その價値を失はしむるを憾み、赤繪の分業を廢止して自由製造の許可あるべきを望む切なりき。かくして潛勢力を養ひつゝ、空しく十餘年を經過し來りしに、今度大改革と爲るに及び、有田の故老窯燒深海平左衛門（年木庵）、商人深川榮左衛門（後に香蘭社主）、百田（もゝた）常右衛門等三人の有力者は、共同して長崎輸出の鑑札を十枚に增し、本窯、赤繪の分業を製造者の適宜に任ぜられたしと請願したり。皿山代官石橋三右衛門は事體重大なりとて、舊法を固守して之を許さず、却て協議者をば徒黨の所爲となして拘禁糾治せんとの權幕を示したりしかば、三月頃三人は佐嘉に來り、有力なる醫師西岡春益に依りて

貿易品としての有田陶磁器

政府の重役に事情の紆餘曲折を説明したり。是時藩内には漸く抗論を生じ、是まで守舊派と意見の扞格に爭ひ來りし進步派は、今や優勢と爲りて、一般に、軍事の外に外國貿易を振興して經濟の途を宏恢せんとの意見を立つるもの多かりき。而してかの春岱は、客を好みて座中客に滿つる風ありしが、有田人の主張を以て極めて理ありと爲し、是に左袒して周旋したりしを以て、政府も亦爲めに大に動き、遂に石橋を免職して百武作右衞門を皿山代官と爲し、權宜の手段として製造の便利を開く變法を取らしむる事となれり。されど我陶磁器の歐洲に於ける需用如何、製造上の改良すべき點如何てふ問題は、未だ之を審かにせざりしに、恰も好し石丸は深川と共に歐洲より佐嘉に歸りゐたりければ、有田の首唱者三人に紹介して、具さに其說明を聽かしめたり。かくて石丸は、久富氏の長崎商店に寓居して我陶磁器の將來有望の貿易品なるを熟知し、一方には炭坑開掘の斡旋を爲し、是より石炭と陶磁器とを基礎と爲して、松浦郡に一大利孔を開かんと志し、今起りつゝある京都の改革の如きは、草創時の小波瀾にすぎざるものとなし、日本の開

國の、漸く大海にその一棹を投じたるのみの今日、鎖國に囚はれたる所謂志士の意見は狹隘なりとて、さまで彼等の動靜には注意を拂はず、長崎を以て樂天地と爲し、ひたすら將來の光明を期待しゐたり。

第九十二章　東北の動亂

奥羽反覆、我兵九條總督を奉じて南部に入る

さて奥羽に向ふべき征討軍の一手は、さる三月の初め九條總督を護衞し、大阪より蒸汽船に搭じて航行し、松島に上陸して月末に仙臺城に入り、朝命の如く會津征討の部署を爲し、扨て將に進發せんとしたるに、米澤の藩使到りて、會津の松平容保は前非を悔悟し、謹愼して罪を待てるを以て、兵を要せずして鎭靜するを得べく、旁々出兵は差し控へられたしと請ひしが、參謀世良修藏は、會津を曲庇するものと爲して、之を峻拒したり。斯くと聞きたる會津は、翌四月より兵を配りて封疆を固めたれども、尚米澤に依りて降服謝罪を請ひしが、大山、世良の兩參謀は之を肯んぜず、必ず會津庄内を征討して懲戒せざるべからずと決したりしを以て、是迄の周旋を徒勞に歸せしめら

れし米澤、仙臺の兩藩は、深く會津に同情したりしが、九條總督の家來戸田主水も亦、必ずしも兵を動かすを用ゐず、先づ問責使を發せらるべしと主張し、議合はざるを知るに至つて脫走したり。　是に於て、閏四月の初め、奥羽十四藩（仙臺、米澤、南部、二本松、守山、棚倉、中村、三春、山形、福島、上之山、龜田、一關、矢島）の重臣會合し、仙臺、米澤二侯之に莅みし結果、會津の爲に嘆訴するに至りたれども、是も亦却下せられたりき。　朝廷に於て特に人選せられたりといふ長州人の參謀世良の態度は、かく是等の諸藩を侮蔑して倨傲不遜を極めしを以て、彼が大山に送りし密書に、仙米の賊が朝廷を輕んずる心底は片時もさしおき難き奴云々とあるを搜し得たる諸藩士等は、益々其激昂を長じ、遂に其結果、世良は福島の旅館にて刺客に斬殺せられたり。　かくて彼等諸藩士は、薩長の所爲を憎むこと甚しく、ますます會津に與同し、十九日白河城を乘り取りて、遂に兵を野州に出し、日光より宇都宮に侵入し、而してその板垣退助の軍に遭うて敗績するに及んでは、遂に奥羽二十餘藩同盟して薩長に抗する勢とはなりたりけり。　時は、まさに江戸開城して、旗下兵隊の動搖する比なりき。

我藩奥羽出兵の依頼を受く

是より先き、侍從公は横濱赴任に兵隊を從へて下られしが、江戸には又、北陸道從軍の兵隊の、六鄕に屯營したりしを以て、併せて之を溜池邸に收容し、家老鍋島平五郎、鍋島孫六郎の二人に統率せしめたり。然るに奥羽にありては、仙臺、米澤兩藩の意思明白ならず、參謀世良は斬殺せられ、大山は新庄藩を動かし、其兵を以て庄内を撃てりと雖も、敗北して出羽の能代港に遁れ、九條總督は仙臺藩より拘留を受けたる姿となりたりなどの報道追々京都に到著したりければ、我藩亦出兵の依頼を受くるに至り、よりて侍從公に隨行せる兵、及び江戸邸に屯集せる兵等の部署を改め、五百餘人を選擇して一大隊を編成し、田村乾太左衞門（昌宗）を隊長と爲し、其他小荷駄、醫師、運輸卒等凡て八百人を遣ることゝ爲し、出陣方の相談役本島藤太夫、附役石井又左衞門以下を差し添へ、武器は後裝スペンセル銃を執らしめ、特に選兵には其七連發銃を支給し、彈藥は精良なるを豐富に分配したりき。かくて朝命にて我藩の前島清一郎（長定）に九條總督の參謀を命ぜられ、他に小倉の兵二百人を加へ、都合一千人を出發せしむることゝなりたり。時に大隈重信は、寺島宗則と

仙臺藩兵九條總督の護衞に當る

共に外國事務にて横濱にありしが、爲めに蒸汽船を買ひ入れて渡航の便宜に供したりしを以て、閏四月中旬一隊はその船に乘じて横濱を出航し、十七日奥州松島灣に到著したり。時に仙臺には、參謀の醍醐、大山は出羽に赴きてあらず、世良は殺され、九條總督の率ゐる少數の兵士は皆出拂ひたりしを以て、仙臺の藩兵總督の護衞に當りたりき。これぞ仙臺侯を責めて、暴威を以て總督を拘留すてふ罪名を下すに至りし所以なる。然るに當時又仙臺には、會津、庄内の爲めに陳情して、官軍に抗議せんとする奥羽諸藩の論者集合したりければ、松島上陸の時より必ず斯輩の障礙を受くべきを豫料し、まづ仙臺の養賢堂といふ學校にて、前山參謀は大隊長田村昌宗及び福島禮助等と謀り、直に仙臺を引き上ぐ可しと祕密に議定したり。かくて仙臺著後、その參謀なるを以て、前山は直に總督に對面すべきなれども、仙臺兵の護衞せる際なればとて、まづ人を遣はして總督の家來に其由を告ぐるの禮を取り、よりて公然と仙臺の重臣と共に九條公に對面すべき旨を申し入れしが、その時密に總督の家臣に呟きて、總督に面謁を得たる上は、直に當地を引き

上げて南部に赴くべく、されば人知れぬ樣に出發の御準備あるべしと謀し合せたり。斯くて、翌日前山參謀は、福島禮助武留、牟田口德太郎元學の二人を僕として從へ、國老但木土佐に面會して到著の事を述べ、是までの事情をも逐一に問ひたりき。是時、禮助の名は下僕には似合はしからずとて、特に改めて榮助と呼びたりとぞ。時に仙臺の世子は、前月朝命を承はりて總督と共に歸藩したりと雖も、會津を討つべく委託を受けたりしに拘はらず、世良參謀の傲岸なる態度に憤慨して、其意を飜して會津、庄内に同情したりければ、前山參謀に對しての挨拶にも、朝廷及び總督に對しては飽くまで恭順を表して隔意なきを陳ずると共に、唯、前參謀の致方に就ての憤懣を洩し、彼に不服なる奧羽凡ての人心は、薩長兩藩が朝命を楯に私憤を遂ぐるものなりてふ憤激にて滿されたりと陳說したり。前山は之を聞いて、朝廷に飽くまで恭順なりとは必ず然るべき事なりと承認し、次で、朝廷第一の大臣たる左大臣九條公に對しては更に不敬の意なき以上、參謀等に對する憤懣乃至會津に對する同情の懷抱は、宜しく其道を以て正しく表明せらるべし、まづ

前山参謀九條總督に謁して仙臺出發を促す

當仙臺に於ても朝廷の御旨趣に不順の意思なき以上は、飽くまで是まで奉承せられたる朝命を遵奉せらるゝことゝ存じ、大意に於て安心したり、さらば一同九條總督に謁すべしとて、但木と共に公の前に出で、到著の次第を述べたり。かくて前山は、只今但木より承はる所に據れば、仙臺は朝廷に對し奉りて少しも隔意なきこと明白なれば、此儘當地に御滯留あるに及ぶまじ、我々到著したれば速に御引き上げあつて、南部、秋田、津輕等に向うて、鎭撫の手を展べらるべしと申したりしに、九條公にも、是まで三參謀各地に兵を派遣したる爲めに鎭撫の兵なく、仙臺亦藩の事情にて出兵に差支へしを以て、已むなく不本意ながら斯く久しく滯在しゐたるのみ、即ち今新に兵隊を差し越されたる以上は、早速當地を引き上げて南部に向ひたしとありしを以て、前山は、然らば昨夜養賢堂に到著し、只今御面謁を遂げたるまでにて、兵隊は盡く旅裝の儘に罷り在れば、御出發は今日に御決行あること最も宜しかるべしと述べ、よりて九條公は殊の外に滿足ありて、早く左樣に取り計ひ呉れよと沙汰ありたり。是を聞ける但木は事の意外なるに驚ける容子にて、

九條總督仙臺を發す

南部の事情も稍穩かならざる聞えあれば、これより其都合を取り計ふべく、何にせよ今日の御立は餘りに迫急なりと言ひたれども、前山は泰然として、南部に不穩の事情あるも、よもや朝廷、總督に對して不恭順の擧には出でまじく、縱し異心ありとも、まさか彼藩が謀叛の暴擧を敢てする事はなかるべし、而も尙かゝる不祥事に接せむか、其時は其時の處置をなすべく、よりて總督には御懸念なく今日御立あるべしと上申し、但木をして、只呆氣に取られて、茫然たらしめき。かくて前山は、直に福島、牟田口等に命じて、出立の準備に決したるを諸士に通ぜしむるとゝもに、一方には人を遣はして總督の荷物其他の所用を辨せしめ、後、午後直に總督を奉じて仙臺を發し、南部を指して進行したり。仙臺にては、慌てゝ妨害を試みんとすれども、疾雷耳を掩ふに違あらず、拘留の姿にて奉じたりし總督を奪ひ去られては、是まで諸藩と協謀したる事も、爲めに沮敗するの已むなき狀態となりたり。前山は經學者にて、曾て昌平黌に遊學し、佐嘉學校の敎諭となりたるもの、容貌樸茂にして風采は頗る揚らざれども、經義を說くや諄々、理義を辨ずるや巧妙にして

明晰なる理解を與へたりしかば、書生間に好評あり、而も底に奇智を藏し、事の迫切するに當りて機敏なる人なり。又福島の外面愚鈍に見えて內面に奇智ありしこと、牟田口が順良に見えて議論に長じたりしことゝ好一對にて、かゝる二人を從僕に選定したりし前山は、是まで世良、大山等が傲岸なりしに引き換へ、質樸魯鈍なる態度を利用して、機敏なる斷行を爲すべく初めよりして謀りゐたるなり。殊に仙臺にては、世良の擧動に憤慨して、薩長人をのみ憎みゐたりければ、佐嘉の兵に對しては、その應答も自ら力弱く、一意に朝廷に對して恭順の意を表し、以て之を口實とすべかりし初めよりの計畫も、そを眞面目に承認せらるゝに及んでは却て拍子拔けの姿となり、却て計畫齟齬し、自己が憤激の私情に驅られて處置の不穩に渉りしことを自覺したるの狀あるに至り、九條總督の出發後は、熱度を高めたる奥羽諸藩と同盟すべかりし是までの氣勢も頗る衰へ、爲めに糾合の所決も延遷したりといふ。

江戸の上野剿滅、我兵の總野鎭撫

江戸開城の時、前將軍慶喜の、黑木綿の紋附羽織に白縞の小倉袴を穿ち、鬚髯蓬々として水戸に赴くや、流涕嗚咽の裡に之を見送りたりし昵近恩顧の士は、何れも憤慨遣る方なく、散兵傳習隊長大鳥圭介等は默止し難しとなして桑名の士と相會し、衆二千餘人を率ゐて野州日光山に籠り、糧食盡くるに至んで已むなく會津、越後に走り、新選組の近藤勇亦事を擧げんとせしが狙擊せられて殉じ、其衆は四散し、海軍の榎本釜次郎等は四艘の軍艦をのみ官に渡し、殘りの四艘を率ゐて出奔し、官軍之を如何ともする能はざるなどの事件續生したり。加之爾後江戸には彰義隊尙殘りて上野に屯集したりしため、市中の人心荒凉悲慘となりて亂を思ひ、上野に集るもの次第に多きを加へしかば、總督の參謀西鄕は市街戰を避けんと欲し、種々手段を盡して之を解散せしめんと努めたりしに、輪王寺宮の執行覺王院等は、今日の事名を朝廷に假るも實は薩長人の仕業なり、德川家が錦旗一旒を日光に奉ずるは、

彰義隊

大村益次郎彰義隊剿滅のため江戶に下る

此の如き秋に當り、宮を奉じて萬民を安んぜんが爲めなりとて、敢て解兵を肯はず、而して一面には德川氏相續の事の延遷に及びたるを以て騙瞞せられたりと爲して、上野に集合する旗本の士愈〻多く、今は三千人の多きに及べり。京都にては、此狀勢を聞き、木戶、大久保等、假令內亂に及ぶとも決して征討の意を挫くべからずとて、强硬論を主張したりしかば、閏月の末に至り議決し、乃ち參謀大村益次郎（永敏、長州人）は江戶に下りて速に彰義隊を勦滅する手配に取り掛れり。是れ五月の初めにて、奥羽には、九條總督の南部に赴きたりし後に、仙臺、米澤が主と爲りて奥羽同盟を締結したる時なりけり。

時に公は京師に在り、前月既に歸國御暇の聽許ありしも、別段御用にて暫く出發を猶豫せられたりしものにて、しかも東國の形勢のます〳〵不穩なる報告に接して、氣體も亦兎角に勝れられざりき。されば出仕を止めて靜養せられたりしに、岩倉輔相夜半駕を命じて急遽我邸に來り、機密に關する議談に時を移して歸りたりき。其時の公口占の詩に積雨入黃梅とあり、蓋し入梅は閏四月二十三日に値りをり。上野討滅の議は既に決せられて、三條

大觀察使東下の後の事なれば、此來訪の目的の何なりしかは大凡推測することを得べし。後五月三日、侍從公へ總野鎭撫の命下りし事實より推すも、是日會談の要件の必ず其事に關したる祕密なるべきを、推知すべし。

江藤江戸の民政に當る

これよりさき、閏月の末三條實美卿は關東の大觀察使として下向、江戸に入城し、鎭將府を設け、土方、江藤等をして事務を執らしめしを以て、江藤は主として民政に當り、町奉行の職務を收めて諸局の布置を定め、舊幕吏の事務に經歷ある者を擧用して各局に充てんとせしに、主任者は其人選を難んじければ、江藤は、小吏の爲す所は高の知れたる事なり、猿ならずば誰にても先づ任用せよ、若し其人事に堪へざれば取り代ふるまでなり、各局の職務を空席にしておくは不體裁なりとて、急に局員を配置し、之に命じて、請願の金額千兩以上の件は奏任の上官に稟すべく、千兩以下の件は判任にて處決するに任ずと定めたり。かくて其後數日を經れども、奏任官の取り扱ふ文書は更になかりしを以て、怪しみて探知すれば、千兩以上の請願は願者をして分割して數通と爲さしめ、九百餘兩の幾通もになして、判任の隨意に裁決しゐ

たるを發見せり。 江藤は之を聞き、必ず彼等の間に姦猾なる主謀者の伏在すべきを覺りて物色せしに、果して舊幕時に持て餘したる一人の深姦の、七八萬兩を得ば越後に高飛せんとて、瘦公家、貧書生より既に其數に近き金員を騙取して陰に豪奢をなし居るを發覺し、よりて直に捕へて獄に下し、拷問して死に至らしめたりしかば、諸局員は盡く震慄し、數日間は殆ど生色なく、爲めに事務は大に澀滯を見たり。 江藤は後に此經驗を人に語りて、如何に癇癪を起すとも、官務上の懲罰は死に至らざる程度にせずば、此の如き意外の失敗を招くといひたりき。 江戸の市政は是より秩序に復する緒に就きたり。

是より先き、我藩は長崎警衛の命を受け、從來の榮職を依然繼續するを得たるを以て、藩中の故老皆欣喜し、上國の情勢如何を問はず、專ら此方面に傾注し居たりしが、公の烱眼は、早く外交の正門の横濱に移れるを知り、數年前已に伊王島の砲臺を撤して長崎邸に備へ、以て內港の防禦となさるゝと共に、神ノ島にて海門を防止するに決し、砲數を減ぜられたりき。 然るに程なく

我藩兵備の充實

兵庫を開港せられ、皇政京都より出づる世となりしかば、外交の正門は更に兵庫に移らんとする時勢となれり。前月侍從公に横濱赴任の命ありて、外交地の警衞を委託せらるゝや、此も亦防禦の用意なかるべからざるとゝもに、江戸にも兵を用ゐるの必要も起るべしとて、長崎の深堀に貯藏したる各種の兵器の中、銃砲をのみ江戸邸へ密送すべく命ぜられたり。アームストロング後裝施條砲一門も此中にありたりといふ。かくて是春關東征討の兵起りて以來、北陸に、京都大阪に、横濱江戸に、頻りに我藩の兵を繰り出し得たるは、長崎方面の大砲戍兵を豫め減じ置かれし事亦其一因にして、更に奧羽東北に兵を用ゐる外、總野にも亦大兵を供給することゝなりても、總鐵砲を令したる後とて、總てに後裝銃を配布し、彈藥、兵糧、軍費を十分に用意し得たりしは、皆これ平生貯蓄の結果、尙綽々として餘力あるに至らしめたる、周到なる公平生の用意に職由したるものにして、他の、不統一なる鉢卷襷にて猪突したるに比し、殊別して論ぜざるべからざる所なり。

會津、庄內及び越後の諸藩は、閏月の末より、みな官軍に抵抗して兵端を開

侍従公に總野鎭撫の令下る

きしが、野州の官軍の、會津の兵を破りて白河、磐城に向進するに及び、五月三日侍従公に總野鎭撫の命到達し、藩兵を繰り出し代つて野州を鎭撫すべく命ぜられたり。よりて九日に侍従公は横濱を發し、十一日江戸溜池邸に入られたりしが、時に邸内には尙一大隊の兵ありき。然るに上野に據れる彰義隊を十五日征伐すべく決定あり、而して此時諸藩より征討軍に從うて江戸に集まりたる軍兵は町々に滿ちて、その思ひ〳〵の武裝は、諸藩武備の共進會を開けるが如き狀を呈したりき。蓋し是まで口を燥かして充實につとめたりし諸藩の武備なるものも、その多くは時代後れなること甚しく、恰も戰國時代當時の範圍を脱せずして、大刀打、槍鋒の功名を夢想したるもの多かりき。賊軍中の彰義隊のみは、相應の小銃を執りて訓練を經たりしも、他は皆烏合の衆なりき。官軍とても烏合たるを免れず、いづれも定まりたる武裝無く、筒袖段袋（たんぶくろ）あり、陣羽織野袴あり、襷を掛け袴を揭げたるあり、其獲物の如きも、或は槍を提げ、或は刀を拔き、火器は火繩筒と燧式銃とを交へ、中には後裝銃をも混ずる等、烏合の衆に雜多の兵器を執らしめて、十五日の未

我藩のアームストロング砲

明より上野に向はしめたり。かくて參謀西郷吉之助は、薩摩、肥後の兵を以て南の黑門口に向ひ、長州、備前、尾州、津の兵は、本郷の背後より進みしが、上野に屯集したる彰義隊は、さきに多く打ち亡されて、千餘人に過ぎざりきといふ。當今は器械の精鋭を競ふ時勢にて、西洋にて使用する火器は彈藥までも精巧を極め、器械戰爭の時代となりたりとは、多年の經驗より得られたる公の持論にて、よりて彼が新發明の銃砲、彈藥を十分に貯蓄せられしかば、這次の出兵にも、兵士にはスペンセル後裝銃を執らせ、卒にも其前裝銃を配附し、市街戰なるを以て、散兵狙擊を主用せしめられたり。これよりさき、藩邸にはアームストロングの後裝式施條鋼砲二門廻漕してありたれど、威力猛烈なるを以て、攻城、海戰の用に充つべきものとして、藩邸倉庫に收藏せり。蓋し内亂を鎭定する陸戰には、只施條後裝銃を用ゐるのみにて勝を制するに足るべく、多く同胞を鏖殺するを欲せられざる公の意思に出でたるなり。然るに上野に兵を出すに當り、江藤新平公に勸めて、江戶全市の平和保護のため、既に彰義隊勦滅に決したれど、舊幕府は西洋諸國に最も接近しゐたれ

ば、如何なる利器を隱し置きたるか計り難し、されば時宜を見計ひて、當藩に於ても其砲の威力を使用すべく、當藩の持場たる本郷の岡に適當の地を見計ひ、何れの處にか豫め之を据ゑ附け、上野本郷の開戰あるや、模樣次第にて之を打ち出し、よりて早く戡定の勝を決すべしと說き、遂に是に決し、鍋島監物は命を受けて、密に藩邸より其砲を本郷の加州邸に運び、以て据附に掛りたり。

上野戰爭の光景

侍從公は近侍の古川源太郎、野田二藏二人に命じ、馬を馳せて戰場を視察せしめられしに、上野の正門に向へる官軍は、廣小路口に集り、店舖より疊を剝取り來つて壘壁に充て、其間より小銃を發射しつゝ、匍匐して寸進し、上野の兵は黑門口の木蔭より發射して應戰し、彈丸空を飛んで接火は何時果つべくも覺えず、又不忍池を隔てたる本郷口との對陣は、敵味方共に池を超ゆる距離に彈丸を達せしむべき火器を有する者なかりき。かくて池の端は危險圈に入りたれども、湯島切通は通行せらるゝを以て、此を經て本郷臺に到れば、我兵はアームストロングの砲床を築いて之を据ゑ附けつゝありし時にして、何等の障害を受くるなく甚だ安全なりしため、此より上野山

彰義隊敗走

中を瞭望して馬を返したり。然るに午前十時頃に至り、上野の兵不忍池の辨天島に進み來りて發砲し、ために湯島切通に備へたる我兵隊中の宮崎方次郎は、先づ彈に中りて斃れぬ。是を本年征討の役に於ける我戰死者の始めとす。然るに本郷より進みたる長州、備前の兵は、谷中にて苦戰に陷りしを以て、我銃隊百餘人團子坂より來り、奮戰して敵を退けしも、勝敗は午後に至るも決すべくも見えざりしかば、總督の傳令加賀屋敷に到り、砲兵をして應戰せしむることを命じたりしを以て、こゝに我アームストロング鋼砲は、口を開いて上野の森に發射し、その破裂彈は敵陣の中央に落ちて猛烈に爆破したりければ、山中の敵勢は何かは以てたまるべき、忽ち死屍は算を亂して縱橫に斃れ、續いて少し方面を轉じつゝ發射せる二三彈も、亦盡く震雷の響をなして落ちたりしかば、諸寺院は遂に火を發して凄じく燄上したり。三百の軍是に乘じて進擊し、有名なる中堂亦焚けて、德川氏累代の重器も無殘や盡く皆灰燼と化し、殘兵は居たまらず、蜘蛛の子を散らすが如く、道を掠めて遁げ失せたり。執行覺王院等亦早く輪王寺宮を奉じて上野を出で、市

篤志看護婦の始め

奥羽二十餘藩の同盟宣言

川より船に乘りて軍艦に搭乘し、何處ともなく逃れ去り、上野は燒土となりて忽ち鎭定したりき。されど殘徒は尙も音羽の護國寺に集合して再擧の企をなせりとの事なりければ、翌朝侍從公は又古川、野田をして之を偵察せしめられしに、更に賊兵らしきものゝ隻影を認めず、卽ち江戶は此一擧によりて全く平定したるなりき。よりて大總督宮よりは侍從公へ褒詞あり、殊功の者へも金子若干を賜はりたり。因に云ふ、上野鎭定後、官軍に奉公して忠誠の意を表すべく、幕府方武家の妻女の、看護婦として活動せんことを請願するありしを以て、當時橫濱裁判所副總督なりし侍從公は、これを許可せられたり。これ我邦に於ける篤志看護婦の始めなるべし。

是月の初め、奥羽には仙臺、米澤主謀と爲り、薩長を伐ちて君側の姦を除くと稱し、二十餘藩の同盟を宣言したりしかば、戰燄は忽ち越後に擴がりて官軍は各地に會戰するの已むなきに至りき。而して野州は、初め結城藩の動搖ありきと雖も、鎭定後は官軍進行の道となりたりしに、江戶脫走兵亦此道を取りて會津と策應するに及び、野總諸藩の間には奥羽、越後に就かんと欲

するものを生じて、自ら動搖を免れざるの形勢を致せり。かくて伊地知正治（薩州人）、板垣退助（土州人）兩參謀の、官軍を率ゐて會津の兵を日光宇都宮間に邀擊し、更に進んで奧州に討ち入るに及び、我藩兵彼等と交代したりしが、公は戰談を煽りたりし從來の態度を改め、勉めて關東を鎭撫する旨趣に出でんと欲せられ、岩倉公と謀議あり、其結果侍從公は其旨趣を含み、鍋島監物を隊長となし、深堀又太郎等之を佐け、兵を率ゐて小山、日光を指して進發したり。かくの如く元來諸藩の動搖を鎭むるための兵なれば、目的とするところは敵にあらず、唯物騷なる地方に向けて兵を配らむとするにありたりしを以て、散漫なる野總の地だけに、往々にして不意の襲擊起り、深堀又太郎等が今市附近にて戰死を遂げたるを首となし、其他處々に多く死傷を出したりき。されば官軍の監使にして主戰論を唱ふる者は、視察して緩怠に失せるなきやを疑ひ、壯兵亦無事を好まざる等にて、軍隊の中にも寬猛の兩論を生じ、よりて頗る統一に苦しめり。又一方には舊幕領の民政を執る爲めに、八並（やつなみ）次郎助を代官と爲し、野田二藏、丹羽藏之進等を副と爲して、柄

侍從公鎭撫の態度

木宿に事務所を設けしに、關東政治の習法は佐嘉と大に異なる所ありて、軍事に必要なる物件、人夫を徵發するにも、その習用語は相違しゐたりしため、執務上頗る困難せり。例へば助郷といふ語すら彼等は解釋する事難く、小作、名主等の常語だに聞き慣れざりき。よりて野田、丹羽は歷史を硏究するが如くに勞しつゝ、困難を忍びて事務を執りたりしが、しかもよく侍從公の意を含みて、勉めて住民を安堵せしめ、是までの征討軍の、その過ぐる處に擾亂を激發したる如き行動を避けたるを以て、農民は各業に安んずるを得たり。されど兵隊は之を緩漫となし、動もすれば戰を起して功を立てんと欲するもの多かりしため、鎭撫の旨趣の貫徹には人知れぬ困難あるを感じ、心ある者は、諸道の征討軍及び奧羽の鎭撫が、爭亂を煽起せしむるに至れる倨傲の態度を採れるの、已むを得ざるものあるを實驗したり。野州方面に於ては、七月解任に至るまで、兵事民政に於て事務多端なりきといへども、さして錄すべき關係ある戰狀とてはあらざりき。

公、京都にて病に臥す

奥羽諸藩に交戰の用意なし

公は京都に在りて病を養ひつゝ、朝政及び藩政に心を勞せられしが、江戶の不安は端なく東北の動搖を引き起しぬ。彼等諸藩は初めより叛謀あるにあらず、慶喜謝罪の後、會、桑、庄內等の處分に對して、天皇如天の仁を以て宏量寬大の沙汰あらむには、誰か敢て弓を朝廷に向つて彎くべき。唯海內の綏撫を謀るべき官軍の參謀將士等の、血氣に逸る人氣に徇へて、武威を張る擧動に偏したりしため、彼等は到る處に擾亂を激發したるのみ。されば奧羽諸藩の團結の如き、亦用意なき交戰同盟に過ぎざれば、官軍に軍需、兵粮の乏しきと同じく、彼等も亦供給に富まざるべく、旁々此際往復談判するところあらむか、穩當に解決するの道は自らありしなるべきに、有志の武士なる者は、數年來の國論に附和して斬姦天誅などと稱し、殺傷に慣れたる、宛も血の味を知れる猛獸の反噬する如くなりしため、互に無謀の忿兵を起したるなり。然りと雖も、今は火器の機巧を競ふ時代なるを以て、古風の小競合に

疲るゝの期の、遠からず來るべきは、心あるものゝ洞察したりしところにて、公は廟堂に於て、ひたすら弭兵の策を誤まらず、皇政最初の美を濟し、外國の侮を禦ぐべしとの議を維持せられ、岩倉輔相を啓誘して、泰然たる態度を取られたりき。かく國家治亂の大事に參與ありし事とて、其爲め公には多少の神經を刺戟せられしが、加之京都の風土の身心に適せず、氣候亦雨濕の季となりたるを以て、數年來入浴し慣れたる溫泉に保養せんとて切りに歸國を欲せられ、曩に昵近の古川與一の慈貞院を送りて佐嘉へ歸るに臨み、予も聽て歸國すべきを以て、汝は其儘在留して待つべしと申し付けおかれぬ。

斯くて奧羽送兵、總野鎭撫の手配りも定まりしを以て、是月五日朝廷より罷るや、上賀茂に謁でて競馬を覽られ、翌日重ねて歸國療養の爲めに、改めて百五十日間の御暇を請願せられたりしが、既に上野勦討を決せる上、會津、庄内の戰爭も始まりたる際とて、主上の御依賴厚き公の京都を離れらるゝを許さず、因て已むなく罷勉出仕、事を覽つゝ命を待ち、佐嘉に向けては、遠からず歸るべしと申し送りて、古川に當分佐嘉に留まるべしと命ぜられたり。

公下痢症を發す

かくて程なく、上野の勸滅を遂げたる報道江戸より到著したりしに、十九日に至り公は俄に下痢症を發し、復去年の如く蓐に困臥せられしを以て、主上は之を聞し召して驚かせ給ひ、五辻安仲卿を勅使として病狀を問はしめ、御菓子を賜はりき。かくして、下痢は一時にて止み、漸次輕快に就きたれど、尚臥蓐を離れらるゝを得ざりしため、二十八日更に左の願書を差し出さる。

公の歸國請暇

先般歸國御暇奉ㇾ願候處、其通被㆓聞召屆㆒、尤別段御用之儀候間暫滯京仕候樣被㆓仰付置㆒候處、去十九日夕刻より下痢之病相煩、爰限盡㆓療養㆒少々病勢相緩候樣相覺候得共、兎角今以通利惡敷、食料不㆓相進㆒殊之外疲勞衰弱仕候。右者專水土氣候の故に而、縱令以ㇾ漸癒候而も、復候再感之患難ㇾ計、既に去夏も暴瀉之症等相煩候付、當分之處一先御當地相轉候樣、愡而者國許溫泉之儀病體保攝之爲兼而效驗有ㇾ之候付、早々及㆓歸國㆒候樣仕度、旁醫師共申聞候。依ㇾ之每々申上候義甚奉㆓恐入㆒候得共、暫時御暇被㆓差免㆒候樣有㆓御座㆒度奉ㇾ願候。於ㇾ然者乍㆓病中㆒押而致㆓發足㆒、藥用湯治精々可ㇾ加㆓療養㆒、勿論得㆓全快㆒候半者、成丈早々上京可ㇾ仕奉ㇾ存候條、何卒格別之御急評を以、右願之通被㆓仰付㆒候樣一向

奉二嘆願一義御座候、以上。

五月　　肥前前中將

已むを得ざる事とて、朝廷に於ても此上更に引き止めらるゝを得ず、左の指令あり。

願面無二餘儀一趣に付、歸國之義被レ爲二聞召屆一、精々療養相加、快方に赴候半者、早早上京可レ致旨被二　仰出一。

されど病蓐を離るゝ能はざる程の容體とて、未だ旅裝を治むるに至らず。

六月六日重ねて千種卿を勅使として左の御沙汰あり。

國事多端之折柄格別精勤、深く御依賴被レ遊候處、頃日病痾に被レ犯起居難澀之趣、氣之毒に被二思召一候、猶精々可レ加二保養一　御沙汰候、就ては臥蓐中の慰めとして此品下賜候事。

拜物は花瓶、紙入、疊紙に入れたる煙草入、煙管差、銀杯の四品なり。

京都の郡山邸は療養に適せざるを以て、上長者町の新邸に移らる。當時大阪在留の米國醫士某の醫術に名あるを聞き、之を京都に招いて診察せし

め、一方近侍の光村寛六を佐嘉に急行せしめて、急に老女瀧村(侍從公の生母)を始め侍女を看護として上京せしむべき旨を、古川與一に命じて取り計はしむ。光村は十日佐嘉に到著し、古川に之を傳へたり。古川はかゝる命令もらあんかとて、內々用意中なりし瀧村始め數名の侍女を促し、取り敢へず旅裝を治めしめ、翌十一日これを伴うて共に出發し、晝夜兼行伊萬里に到り、翌朝電流丸に乘りて全速力を以て駛航し、十五日大阪に著し、更に淀船にて十六日京都に到著したり。公は蓐上に在りても朝廷の大事を與かり聽かれしが、此頃有感の題にて左の二首の詩あり。

俊傑滿廷言路開、豈圖下問及菲才、立朝一百四十日、極力纔爭二字來。

一自冕冠纏此軀、舊溪鷗鷺笑迂愚、漫揮湖海擘鼇手、欲畫豳風七月圖。

前首には左の自註を附す。

賜布利顚書、書中用階下、某侯主張其議、廷議皆同之、余獨特不可、論之益固、衆終從其議、故云。

布利顚は英國、階下は陛下に代用せんと擬したる字面なり。蓋し曩に外國

公廷上に國事を聽く

公使の參内するや、其後天皇より直接英國女皇に國書の贈答を爲すの必要を生じたりしが、由來我邦は支那國際の風に倣ひ、外國の君主と對等せる稱謂の下に文書の交換をなすを失體となしたりしを以て、爲めに公卿諸侯の間に議論の沸騰を生じ、因て在廷の公へ數〻下問ありし結果、公は斷然大布利顚國皇帝陛下と書載あるべしと答へて固く之を執られしを以て、衆議遂に屈して公の意見に從ひたりしかば、かくは記されしなり。某侯とあれば公卿にはあらず、當時有力の諸侯は、土佐、越前等の老侯なれど、其誰なるかは知り難し。又一百四十日は四箇月二十日なれば、六月中旬の事に當るべし。後首は、開國の規模定まりて既に四箇月を經過すれども、滿廷の所謂俊傑の多くは、封建鎖國の舊習に囚はれて權勢功利を競ふの陋を去らず、擧國一致して海外に國威を發展する經綸を策するもののなきを以て、不適快の風土に空しく病を養はむよりは、歸田以て自適すべしとの述懷なり。

公は知識拔群にして非凡の見解多く、常に英發の議論を喜ばれたりとはいへ、政務に當りては、其人の爲し能ふべき範圍に於て方針を示し、理解し得

べき程度に方略を授けられしを以て、事は談笑の間に決せられて、水源に介を流すの概あり、而して事實に臨んで强ひて自己の意見立てをなすが如きことなかりき。故に立朝以來國事の多端なるに當りても、嘗て謀議に激論せられし事なし、前詩これを證して餘ありといふべきなり。大隈侯嘗て公が維新の初め朝に立たれし時の風丰を語りて、公は病衰の餘とて體軀骨立冠に堪へざりしかば、常に之を傍の机上に置き、人に接するに當りて取りて頭に載せ、さも痛ましき衰容を示されたれど、一度議論の起るあらむか、忽ち意見を挾まれ、その舌鋒の鋭き、病の身にあるを知らざるが如く、更に衰弱の人とも思はれず、是まで病と稱して在國勝ちなりしを、世には以て欺瞞となしたるものも多かりしに、廟堂にて實際公に接するに及んでは、何人もかくまで病衰せられしかと驚愕し、よりて是までの疑團は皆氷解せられたりしが、しかもかゝる憔悴の體軀ながら、國事に當りて凜然たる勢を示されたりしには、更に驚かざるものはなく、今まで公を狡猾と指彈したりし者も、其偉大なる英志の發露に撃たれて沈默するに至れり、從來公卿大名は品位を養

公の維新當時の風丰

公衆議を容る

うて書生と談論するを厭ひたれども、公の雅量はかゝる陋習に拘泥せず、好んで人に接し、宴會の折の如きも、以前の如くに豪飲はせられざれど、杯を手にして舌鋒を鬪はし、議論の中心と爲りて自ら快を取り居られたれば、在朝の人才多くは公に歸依して各抱懷を吐露し、よりて公は徐ろに觀て以てその中より人才を物色せられたり、されど多數者ながら眞に英才有識の者を發見すること難かりしを以て、竊に封建鎖國の頽勢の甚しきものあるを知り、乃ち皇政の初めとて、如何にせば先づ是等の人々の爲し得る程度より事を執り始むべきかと苦心せられたるものゝ如く、時には覺えず是を口吻に洩らされたることもありたりといへり。今此詩を見れば、立朝以來自己の意見を確執して謇諤の論爭なかりし事を知ると共に、中山、三條、岩倉の諸卿へ循々として大政の綱要を啓沃せられ、以て天皇を輔導し奉られし純正なる大臣の態度を想望せらるゝにぞ。然りといへども、唯朝に於てのみ然りしにあらず、藩政の改革に方りても亦此態度に出でられ、何事も國老、重臣に之を議せしめて、尚議の盡さゞる所あれば、指摘以て推返し、如何に面倒なる

も之を厭はれず、勉めて各人の智能を啓發して功を爲し遂げしむるを喜ばれたり。されば時ありて議論の風發するあるも、白雨一過して瀋滴の中に夕日の輝くが如く、よく箇中に感化力添ひて人心を悦服せしめたりき。かく朝に立ちて皇政の基礎を立つるに方りても、三條、岩倉兩卿を始め朝堂の輔弼者をして、爲し能ふ限りは過誤失錯を少からしめんとの仁心發動したるを以て、總て重大の議は、機密の間に動き隱微の中に運ばれ、よりて外面よりと之を見むか、何等公に負ふ所あらずして、その丰采は無爲の如き觀ありしかば、眼光暮後に徹せざるの徒は、公を目して或は狡獪と爲し、或は熱誠に乏しといひて誹毀の聲を放ちたりき。

會津征伐、我兵九條總督を秋田城に入る

會津征伐大總督の任命

關東には、五月上野を鎭定したる後、十九日に大總督有栖川宮に會津征伐大總督の命あり、岩倉具定を奧羽征討白河口總督と爲し（後に正親町公董に代る）、高倉永祜を北陸道鎭撫越後口總督と爲し（後に仁和寺宮嘉彰親王に代る）、兩路より進撃するに決

したり。然るに上野より脫走せられたる輪王寺宮公現法親王は、之を奉ぜる執行覺王院等と、軍艦にて奥州仙臺に到著せられければ、奥羽同盟軍は之を總督宮と爲し、令旨を諸藩に傳へ、薩長討伐の檄文を配布して、一時奥羽諸藩の氣勢を盛んならしめたりしかば、爲めに我鎭撫する總野の方面まで亦動搖を生じ、官軍なる伊地知、板垣兩參謀は白川、磐城の兩口より軍を進め、我藩の兵は小山、日光の邊を警備し、更に一方の出羽に援兵を送る等にて、兵數に不足を感ずる狀態に瀕したりしを以て、佐嘉には二大隊を動員し、六月二十五六兩日を以て關東の野州大原其他に出勢せしむることを命じたり。

時に大鳥圭介は、幕臣を集めて先鋒、中軍、後軍の三大隊を編制し、大砲二門を携へ、小山より栃木に進みて宇都宮に入り、會津より派遣せる砲兵一中隊を併せて壬生城を攻めんと進發したりしが、安塚に戰うて敗れ、宇都宮亦官軍の有に歸し、大鳥等日光に逃がる。かくて官軍大に力を得、土佐の兵は既に今市に進みて將に日光に迫らんとす、大鳥因て千三百人を四大隊に編成し、第二、第三の兩大隊及び田中城取の二隊合計五百六十餘人の兵を以て攻

勢を取り、今市を攻めて大敗せり。是より先き閏四月二十六日、白河白坂の戰に官軍利を失ふと共に、奥羽の同盟新に成りて仙臺、棚倉等も同盟に加はり、會津兵亦白河城に入りて宇都宮に向ひたりしかば、日光に向ひし土佐兵は白河方面に出動し、よりて我藩兵は之に代りて今市に進みたり。我藩は、敵の、會津と應呼して白河街道に出沒し、以て官軍の後方連絡を脅さんとするを察知したりしかば、之を擊攘せんとて、六月二十五日鍋島鷹之助の兵を主力とし、一隊は今市より小佐越に進み、一隊は大澤より進發し、かくて絹川を渡りて宇都宮の兵と共に高德に進みしに、大鳥の兵右方の山上より頻りに我軍を狙擊せしを以て、先づ之を擊ちつゝ進みしに、大原の前方約半里の處に、敵は胸壁を造りて我軍を迎へ、右方の山上に散兵を配し、左方は絹川に據り、三方より我軍を包圍攻擊したりしを以て、我軍は苦戰して之に對せり。時に小佐越に向ひし一隊不意に敵の側面に現はれて之を横擊し、間道より進みし一分隊亦宇都宮の兵と共に賊の背後に現はれしを以て、我軍は却て敵を包圍する形勢となり、爲めに敵は支ふる能はずして敗走す。我軍追擊

大原の民家を燒きて藤原に進まんとしたりしに、不幸此時暴風雨起り、且日亦沒して軍を進むるを得ず。よりて已むを得ず敵の胸壁を破壞するのみにて、小佐越、大澤の兩村に休養せり。かくて翌二十六日小佐越より進みし一隊は、上瀧の手前より川を隔てゝ藤原の敵壘を砲擊したるが、別に分遣せられし三小隊の兵は、宇都宮の兵と共に絹川を渡りて大原より藤原街道の賊を破り、進んで上瀧の本隊と共に敵を挾擊す。此時敵將大鳥圭介は、始め五十里驛に在りたりしが、我軍の進擊を聞き、駕籠を飛ばして高德に到りしに、味方の散々に打ち負けて遁走するに會し、敗戰の狀に切齒しつゝ軍士を督勵し、藤原に到りて防禦の策を講ずると共に、瀧ノ湯の近傍に我軍偵察隊の潛匿するを探知し、手臼砲を以て之を砲擊せり。かくて小原村に胸壁を築きて撤宵工事を急ぎしに、未だ築造終らざるに夜既に明け、而して我軍は早くも之に迫りしを以て、大鳥は山林の間に兵を伏せて我軍の行進を待てり。されば我軍は川を隔てゝアームストロングの大砲を以て之を砲擊しつゝ進まんとせしに、樹蔭の胸壁より一齊射擊を受け、意の如く進むを得ず、藤原

街道に進みし分隊亦正午に至るまで激しく戰を交ふるも勝敗を決する能はざりしかば、大鳥は我本隊の進行の鈍りしを察し、淺田鱗之助に半小隊を授けて本街道の軍を助けしめしを以て、敵は大に勢を得、第二大隊草風隊の兵は拔刀附劍となりて、胸壁を躍り出で、溪谷を渡りて我軍を擊つ。されど我本隊は前夜の暴風雨による絹川の漲水に兵を渡すを得ず、乃ち敵は其間に我分隊に斬り込み、我軍苦戰退却の已むを得ざるに至りて、多くの死傷者を出せり。此兩日の死傷左の如し。

二十五日大原の戰に於て

士分		
戰死		中野次郎助
同		吉浦廉之助
淺手		田中覺兵衛
同		家永淑次郎
同		夫卒一人

二十六日大原より藤原或は小佐越より上瀧邊に於て

小隊長

戰死　嬉野彌平次

士分

戰死　多伊良文治右衛門

同　杉町悅藏

同　諸隈忠九

足輕

戰死　早田運平

同　古賀儀七

鍋島鷹之助家來

戰死　角田嘉一郎

同　古賀七之允

士分

深手　勝屋元三郎
同　古賀孫之進
同　深堀伊三太
同　林　虎之助
淺手　島　神七
深手　山崎豐太郎

足輕

深手　池田宗平
同　野中一郎
同　諸田吉右衞門
淺手　合田儀八
同　飯盛忠三郎

鍋島鷹之助家來

深手　園田軍八

淺手　綾部六次
同　志波六右衞門
足輕
淺手　石丸次右衞門
深手　夫卒一人

孟春艦奥羽征定の應援を命ぜらる

さきに奥羽に向へる我兵隊は、九條總督を護衞して盛岡に駐營したりしが、後、奥羽益〻穩かならずして、江戸の脱艦亦奥海に赴きたる跡ありしかば、海軍の應援をなす必要あるに至れり。時に我孟春艦は、侍從公の横濱赴任に先だち、兵庫より回航して横濱に繋泊したりければ、同艦に搭乘したる島團右衞門(義勇)等は、壯兵を率ゐて上陸し、江戸邸に赴きて東北出張の兵と合し、ついで島は野總鎭撫の軍監を命ぜられ、同時に船長中牟田倉之助(武臣)、士官山崎平太(景則)、直塚治部之進等の乘り組める同艦に對し應援に遣はさるべき命ありて、御旗を授けられければ、船員を部署するとゝもに、陸戰には中牟田指揮役、山崎、直塚各半隊指揮役となり、水兵四十人にスナイドル銃を執らせ、吉岡

秋田藩勤王に傾く

伴三を御旗奉行となし、總て六十人乘り組みて、五月末横濱を發し、陸奧の海岸を砲擊轉戰しつゝ、六月中旬南部領八戸の鮫ヶ浦に著せり。かくて盛岡の總督府より福島禮助等來りて方略を相談したりしに、其日の夕刻東北の海際遙に山の横はるを望見し得たりしが、浦人之を望みて、擇捉島の見ゆるは、津浪の兆なりとて騷ぎたりしに、果して暴風起り津浪打ち寄せて浦を蘯し、孟春艦は淺洲に打ち上げられたり。次で中牟田以下の兵員は函館に赴き、秋田藩の船に乘り移りて南部海岸を轉戰しつゝ、十月に至りしが、盛岡に於ても、參謀前山を始め、田村、福島等は彼藩士を說いて勤王に心を蘯さしめんと勉めたりと雖も、奧羽同盟の反對論者續々入り來りて之を煽動したるにより、盛岡の藩論は動搖して定まらず、一時聞かれたる同盟脫退の風評も、藩情再び怪しくなり來れるとゝもに有耶無耶に終るべきを察し、前山參謀は、急に此地を去らんと決意し、さきには佐幕に傾いて、新庄より敗れ遁れ來れる大山參謀を拒んで入れざりし秋田藩の、其後勤王黨勢力を得て議論沸騰しつゝあるを聞き、田村昌宗を彼地に急行せしめ、利害を說破して勤王

黨の意志を固くし、以て九條總督の向はるべき地と定めたり。よりて玆に勤王論者は其志を展ぶるを得て、遂に藩論を飜さしめ、佐幕黨の首領として奧羽同盟を勸誘する者の首を刎ね、佐幕論を壓服したりければ、田村は大に要領を得、歸りて之を報告したり。是に於て前山參謀は是の由を九條總督に白し、二十三日盛岡を發して旆を西に向け、七月一日佐竹義堯侯の久保田城に入り、此を總督府となしたり。大山參謀は秋田より拒まれて後能代港に潛在したりしが、是を聞いて來會し、醍醐參謀も亦來る等、此に根據地を定むるを得たりき。

此時に當り會津、越後兩口の戰爭方に始まりければ、庄内藩は後顧の憂なきを以て攻勢を取り、秋田に兵を進めんとす。彼藩は久しく江戶の警固に力を盡し、兵事にも慣れ、武器も亦整ひ、而も富强の聞えありて、其勢力盛んなるも、孤立の位置にあり。南部は同盟に加はりて兵を派し、津輕は招けども依違して決せず、よりて秋田は懸軍孤立の姿なりければ、其報告頻りに至り、大總督より我江戶邸に向つて急に援兵を增遣せん事を請求し來れり。是

我藩出兵頻々

より先き、侍從公は江戸に在りて、秋田の懸軍にて勁敵に當るの危急を聞き、野州の兵一大隊(七百人)を鍋島孫六郎に引率せしめ、越後の新潟港より汽船を雇うて、海路より羽州に赴援せしめ、追て佐嘉より增援兵の來るを待たれたり。時に朝廷は、東北の動亂を鎭定せんが爲め、奧羽越の三國に軍隊を分遣せしも、兵數の足らざるに苦しみ、我藩に續々兵隊の出張を命ぜられしを以て、其數既に莫大になれる今日、公は此上に增發するを難んぜられ、よりて、執政武雄の邑主鍋島上總が木强にして武を好み、夙に西洋の火術に注意して軍備の頗る充實するに誇れるを幸ひ、朝廷特に彼を召して、其訓練したる兵を以て東北方面の戡定に當るべきことを命ぜられなば、感戴必ず家の面目として力を致すべしと氣附を奏上ありしかば、前月中旬上總に參朝の命を下されたり。七月三日に、侍從公は、國事に勤勞有之旨てふ仰を以て、思召により左近衞少將に任じ、正四位下に叙する宣下を蒙られたれど、同公は敢て當らずとして辭退せられたり。

公東京御巡狩を説く

公東京巡狩を建言して歸國す

奥羽越後諸藩の、薩長の朝命を假りて私意を遂ぐるを擧兵の口實と爲せるは、癸亥八月の政變に、朝廷は十八日以來の詔勅を眞なりと布告し、激徒等は其以前の詔勅を眞なりといひて、人心を動搖せしめたると同一なるを以て（第五編二十六卷七十六章一項に出づ）、朝廷に於て疾く人心の疑惑を解くの必要あり、乃ち天皇の江戸御親征を令して衆心を覺醒せしめんとの議起りたり。公は前月の末より病勢も次第に輕減し、今は旅行の途に就くを得る氣體となられたりしを以て、いよ／＼七月五日より歸國せんと豫定せられしに、前日岩倉輔相より封印の書を以て祕密に江戸御親征に關する意見を諮問し來りしかば、公は蓐上にて自ら其書を披讀し、よりて、

御尋之趣乍病中熟考仕候處、關東之儀德川慶喜謝罪、既に秩祿跡目迄被仰出候上は、只今御親征と申御義は乍恐如何可有御座哉と奉存候。尤他日東京へ御巡狩被爲在候義は千載之御盛典、奥羽は勿論、韃靼迄も御仁風を

可奉仰義と奉存候。

と封書を以て答へられたり。是日越前春嶽侯告別のため來邸したりしかば、公は蓐上に在りて暫く人拂ひをなして閑談あり、當時春嶽侯も議定職なれば、蓋し其談は此議に及びたるべく、江戸親征を否とすると共に、東京としての巡狩あるは、江戸併せて德川一門の榮なるべしてふ公の意に對して、亦同侯は大に滿足したるなるべし。靺鞨は吉林滿洲地方を指したる古來の總稱にて、此語を加へて、江戸親征を變じて海外に國威の宣揚あるべき開國規模に化したるは、公の機敏靈活の致す所なり。東京へ御巡狩とあるは、此頃既に江戸を東京と稱しゐたるものなり。聞く閏月德川氏の相續を定むるに當り、江戸城を返し與ふべきや否やの議論ありし際、大久保利通は、必ず江戸を東京と爲す時期あるべきを力說して、德川氏を駿府に移すべく建言したりと。是は其說を假りて德川氏を移さんとするに過ぎざりけれど、その後假は眞と爲り、江戸を鎭撫安集するには、此を改めて東京となすべしてふ說、廟堂の上にて頻りに稱道せられたり。是より先、閏四月一日大木民平、

江藤新平と連名にて建白書を太政官に捧呈し、關東の處分を論じ、且つ『江戸城は急速東京と被定、乍恐天子東方御經營の御基礎の場と被成度、江戸城を以て東京と被相定、行々の處は東西京の間鐵路をも御開被遊候程の事無之ては、皇國從來兩分の患なきにあらずと被考候。』と東京說を主張せり。當時大木等は未だ朝臣に列せず、よりて佐嘉藩の志士として建白せるものに過ぎざれど、實は公が大木等の機智才略を認識して、かくは建白を爲さしめられたるなり。されば岩倉家の記錄に、『初め大木喬任江戸を以て東京となし、車駕親臨の說あり、鍋島直正之を善とし、以て佐嘉藩論となし、公(岩倉公)に告ぐ。』とあるは、其證にして、公の東京說は此に至りて始めて實現せらるゝに至り、ために是月十七日に及び『江戸を改めて東京となす。』との大詔發せられぬ。是れ今日の東京の定めらるゝ起始となす。

江戸を改めて東京となす

翌七月五日、公は豫定の如く京都を發して歸國の途に就き、伏見より淀川の船に上りて大阪に到り、數日滯留して氣體を養ひ、電流丸にその準備を爲さしめらる。是と引き違ひに鍋島上總は朝命を得て參洛し、太政官代より

越後表へ兵を率ゐて出張すべく仰せ付けられしを以て、大に面目を施して罷り、六日大阪に到りて公に伺候して朝命の次第を告げければ、公は御召の野羽織を賜はりて努力すべき旨を諭さる。斯くて十日電流丸に上りて兵庫に著し、彼港に於て上總の家士に謁を賜はりて御意を下され、酒を賜はりて戰功を勸勵せられたる後、再び上船して十三日久原に著し、伊萬里、柄崎を經て十六日三ノ丸に著城せらる。

我兵秋田に於て庄内の兵と開戰す

出羽には庄内の兵戸澤氏の新庄を破り、南部の兵と策應して秋田に攻め寄せ來りければ、總督府は秋田侯佐竹義堯を先鋒と爲し、藩兵を率ゐて之に當らしめぬ。時に薩長の兵一小隊は、戰敗の餘とて、僅か五十餘人を殘せるのみにて、疲弊の極に達したれば、秋田勢を主力として、庄内勢を邀へたれども利あらず。是に於て我兵は田村昌宗を隊長と爲し、福島武韶、原田種德、竹野敏行、納富利邦等倔强の士を以て主力と爲しゝが、組兵にも亦石丸勇平、長

我藩火器の精鋭

谷川良之、武藤勝一等勇敢の者多く、而も火器は凡てスペンセル式の後裝施條銃を執り、精鋭の士には其七連發銃を執らしめて庄内兵に向ひたりしかば、遠距離より發射したる猛烈の砲力に當りかねて、敵軍は進むを得ざりき。されど、我兵は未踏の地とて勝手わからず、敵兵は地理に慣れたりしに乘じ、遂に近距離に進み來り、よりて我も亦倔强の地勢を選みて塞と爲す等、互に銃火を交換したるに、遂に彼は疲れて退却したり。スペンセル後裝銃に用ゐる彈丸は、現今のものと同じく、椎實形の彈丸を銅管に仕込みたる精良のものにて、一發とても高價のものなりしかば、是日初戰の試驗に鑑み、首領の士等申合せ、是より後は距離を計りて發射し、勉めて命中を期して一彈も濫發せざるべく、彈藥は戰爭の生命なれば、命にかけても善用すべしと定めたり、これ其補充の困難なるに因るなり。かくて是より後は地勢を選み、岡陵を楯となして、接戰を續け居たりしが、軍中に於ては、石丸等勇戰の士數名を稱して七連發組と名けたり。此頃野州口の官軍は、既に白河、棚倉、磐城平、二本松を陷れたりしが、三春、中村亦同盟を脱して降り、其他の諸藩も漸次に進

疑を生じて出兵を控へしを以て、官軍は進んで會津に迫らんとするに至り、野總の人心稍〻安かなるを得たりき。されば、七月二十五日侍從公は野總鎭撫を免ぜられ、更に奥州の白河口に兵隊を出張せしむべしと命ぜられたり。

野總靜穩に歸す

八月三日伊達慶邦、上杉齊憲の官位を褫奪するとゝもに、奥羽の士民に諭して、國體を辨じ、大義を明かにし、以て速かに方向を定むべく、假令黨類なりとも、悔悟して歸服するものは隔視せず、必ず至當の典を以て處すべしと命ぜられしが、前月の末、越後長岡の陷るに及び、已に諸藩互に疑懼を生じて軍氣漸くに振はず、且つ官軍の兵數次第に增加したりければ、こゝに三路より會津を攻めんと謀るに至りたり。

天皇御卽位、加陽宮の嫌疑

かくて侍從公の横濱副總督を改めて、七月外國官副知事に任じ、神奈川在勤の命ありしが、近く京都に於て天皇卽位の禮を行はせらるゝにより、八月一日同公は江戶邸を發して參洛せらる。しかも當時横濱には西洋汽船の

便ありたれども、各國は尙中立を解かざりしかば、體面を重んじて、東海道を陸行して西上の途に就かれたり。京都にては、十七日、來る二十七日を以て大禮擧行せらるとの布告あり、奉幣使を伊勢神宮と神武、天智、孝明の三陵とに遣はして奉告せらる。翌十八日侍從公京都の郡山邸に著せらる。

公從二位中納言に進む

二十二日、曩に從二位中納言の宣下を受けて御猶豫を願はれし公に對し、重ねて左の命あり。

先般官位　宣下之處、暫御猶豫願出罷在候得共、今度更に　思召有レ之、拜受可レ致旨被二仰出一候。

八月二十二日

直に之を佐嘉に申し越す。侍從公の少將宣下にも亦同樣の命あり。

卽位の大禮

二十七日天皇は紫宸殿に出御して卽位の大禮を擧行あり、聖算まさに十七歲にならせられぬ。侍從公は正四位下少將の班にて參列あり。儀了るの後、群臣に酒饌を賜はり、滿都歡喜す。中納言公よりは名代を以て御太刀を獻納せらる。前大納言中山忠能は、外祖の親を以て、去る四日に准大臣(儀同

薩摩の反覆

三司とも、亦准三后ともいふ）に昇任し、即位の前日更に從一位に叙せられたり。

かくて主上即位の大禮畢るや、東京行幸あるに決し、前月十七日其布告ありたりしに、茲にはしなくも賀陽宮（朝彦親王、即ち中川宮、又尹宮）に異圖あること發覺したり。宮は先帝より深く機密の御依託を受け、薩摩の島津隅州に聲息を通じ、癸亥八月薩摩、會津に旨を含めて長州の兵を逐はしめ、變革を斷行して宸襟を安んじ奉り、長州をして五卿を擁して歸國するの已むなきに至らしめたる主動者にして、翌年一橋、越前、薩摩、土佐、宇和島等五侯の議定せる公武合體によりて、朝廷より政務を幕府に御委任あるや、二條關白と共に、その樞機を總理せられたり。其後長州の與黨の、會姦薩賊と罵りて、公武合體を誹るとともに、幕府亦自己の權威を回復せんとて征長の師を興し、竟に薩摩を控かんと計りしに、先帝登遐となるに及んで、薩摩は反覆して長州と共謀し、將軍の大政奉還に乘じて、遽に起つて權勢の地位を占めたるより、昨日の淵は今日の瀨と變りて、宮は二條關白、近衛公父子、其他さきに公武合體を謀りたる公卿と共に參朝を停められ、今は謹愼中の境遇となり給へり。蓋し前の五

幕府の窮地は自ら求めたるなり

侯中、越前、土佐、宇和島の三老侯は發言權に乏しきのみならず、島津隅州亦在國して出でず、しかも一方德川慶喜征伐となりたりし以上、宮の悶々は想像するに難からず、而して奥羽の諸藩は、關東征討を以て全く薩長が朝權を假りて私憤を遂ぐるものと爲したりしに、果して今や同盟して兵を擧ぐるに及びたれば、曩の癸亥政變の主動者たる宮に猜疑の眼を向けて、ますく誘謗の聲を放てり。公は、前年公武合體の時は、大病にて參洛なかりきといへども、初めより其事には翼贊ありて、藩論を定めて重臣を上洛せしめ、以て公武合體を建言ありしとゝもに、其成立の際には、先帝より宰相陞任の榮を蒙られたる程なれば、其五侯と同功一體なることは自ら隱れなし。しかも公は、公武合體と共に、五卿長州に對しても、之に寛典の處分をなし、以て更始の美を濟さんと再三建白あり、よりて遂に朝廷にも御採用ありし程なるに、幕府、會、薩の意氣込み强くして敢て肯かず、因て其反動を激成し、幕府は自ら仇敵視せられて必滅に陷れるなり。されば事の今日こゝに至りたるは、公武合體、國事御委任に驕心を生じたりし幕府の、自ら料らず薩長を挫かんと計

賀陽宮の謹愼

れる因果律の然らしむる所のみ、明哲の公は超然として與からず。又常に幕府の所爲に慊焉たりし中山、嵯峨兩大納言は、岩倉公が起つて薩長と結びて、大改革を斷行せるにも、初めより同意なりしのみならず、先帝の信任を受け、硬論を把持したる人なれば、公は參洛ごとに接近して國事を謀られたれど、公家は王佐に堪へず、寧ろ詩歌に優游して品位を保持せらるべきかと曾て沈吟せられたるが如く、將軍の還政を賀陽宮は未だ信じ給はざるに（第八十七章二項參看）、兩大納言と中御門中納言（經之）との連署にて、倒幕の勅及び錦旗を薩長兩藩に授けたりとかいふことありて、其事遂に祕密に葬られたりといへ、自ら關東征討令の前提となりき。これ公家の皇命取扱の輕率なることを示すものにして、翌十二月九日賀陽宮、二條關白等の停朝謹愼となりたるは、前幕府と關聯して暗に聲息を通ずてふ嫌疑を受くべき危殆を生むとゝもに、一方薩長黨が朝廷の裏面に陰險なる空氣を漲らしゐたるを推知せらるゝなり。これよりさき、今度の大改革行はるゝや、前に賀陽宮と氣脈を通じ、公武合體を構成して、優渥の賞を受けたる島津久光は、國に在りて參洛せず、薩

宮に罪案を宣告す

人は室に入つて戈を執りたりし程なるに、公は命を聽くや直に參朝し、中山、三條、岩倉の輔相に意見を吐露し、更に相疑ふことなく、平生好んで誦せらる王陽明が意見元不滯胸中、譬如浮雲行大空の態度を以て機密を與り聽き、在京中は、雲上の空氣にさして陰惡の兆候もなかりき。さて公歸國後、未だ一箇月を經ざるに、かく賀陽宮にかゝる嫌疑の蜚語は起りたるなり。時の刑法官知事は大原重德卿にして、中島錫胤等判事たりしが、宮が皇政維新に不滿にして德川氏と內通し、東西相應じて薩長を逐はんとの陰謀を運らされたる形跡ありとて、是月十六日大原卿は中島判事と宮に臨みて其罪案を宣告し、等を下して安藝藩御預けの旨を通じたり。其事甚だ曖昧なりしを以て、宮には不承服なりしも、遂に命を奉ぜらるゝの已むなきに至れりといふ。此處置は專ら岩倉輔相の取計なりといひ、或は長州人が議を構へたるものなりなどといへり。素より德川慶喜の謀叛人となり、會津侯の征討を受くる際なれば、癸亥政變の主動者たる賀陽宮に讒訴の起るも必然の事ながら、何の痕跡を捉へてこの擧に出でたりしか、其事は長へに疑問の闇に葬

られき。唯一時はために大に惴愪を引き起し、岩倉輔相之が取鎭めに當りたりとなん。かくて京都には事變起るとゝもに、品川の軍艦脱走の報道亦關東より到りければ、車駕東幸の事は爲めに延遷したり。

東幸の延遷

第九十三章　東北平定す

公歸國し出羽に補充兵軍需を輸送す

これよりさき、公の病蓐より起ちて歸國の途に就かれたるは、殘暑の初めなりしが、その窮屈なる京都を出でて、蒸汽船上清爽の海風に吹かれ、瀬戸内海に於ける島嶼送迎の勝景を眺めつゝ、杉浦郡の明媚なる海港を通過せられたるは、甚だ病軀の攝養に適し、よりて氣體も殊の外に回復せられき。かくて途次武雄の溫泉に浴して、住み馴れたる佐嘉の隱棲に歸らるゝに及んでは、身神頗る快然たるものありたり。

佐嘉に於ては、正月以來引き續いて東國に兵を出しゝため、壯年者の過半は既に出拂ひとなりたれども、藩内には絕えて銃砲交戰のすさまじき響きを聞かず、從軍者を出したる其家族も、平素武事を以て敎訓せられ、且長崎の兵戌にも慣れたりしことゝて、只旅行の道途を送りたる底の心遣ひに止ま

公の歸國と佐嘉の歡喜

り、さして悲慘の狀態はなかりき。されど只何とはなく物淋しくはなりゐて、殊に城内の如きは、兩公の留守に、國老等の從軍を加へて人影を減じゐたりしかば、俄に公の駕を迎へては、大に歡喜の聲を擧げたりき。三ノ丸には、田安夫人と末子尙丸と住まはれたりしに、五月より長女の慈貞院を公の書齋たる鳳棲樓に迎へ、後公の歸城により他の室に移らるゝ等、猶更賑ひたり。又本丸には梅溪夫人住み、二ノ丸には次女の宏姬、季女の禰姬住み、城内の路を互に相傳ひて往來し、家族の洽懽を盡されしを以て、公は此處に便安に就いて新凉の秋風を迎へ、大政維新、兵馬倥偬の間の勤勞による健康の消耗を回復するに努められしが、その藥石以上に效驗の著しかりしは言を俟たず。かくて折々は郊外を馬上にて乘り廻られたれば、都鄙の男女皆共に溫容を拜して欣々然として喜色ありしとゝもに、健康回復の速かならむを祈りたりき。

さて我野總に向ひたる兵に對し、七月の末奧州白河口に向ふべき命ありしかば、我兵は八月より進んで會津に向ひ攻城に加はりしが、奧羽に向ひた

るは秋田に在りて懸軍孤立し、而も比較的に强き庄內兵の進擊に遭ひ、一時は寡力にして防戰に苦しめる報道ありき。因て越後の海路より鍋島孫六郎の一手を遣はしゝが、是月中旬同隊は秋田に到著したり。時に奥羽同盟は、一時その勢强くして鞏固なりきと雖も、元來感情の衝突によりて俄に起りたる同盟に過ぎざれば、官軍の次第に增加して諸方面より進擊し來るに從ひ、人氣漸く弛緩して脫盟するもの多く、八月以來は氣勢大に挫折したりき。唯庄內のみは、後顧の憂なきため、力を專らにして秋田に攻め來り、勇敢なる我兵が、精利なる武器の威力により、猛烈に之を攻擊するも、容易に退かず、一塞陷れば更に一塞を築きて之に抗し、堅忍して執著强く漸進し來る等、容易に擊退を許すべくもあらず、よりて我兵も頗るあぐみ居たりしに、孫六郎の兵來り加はり、ために大に氣勢を生じたれど、唯彈藥缺乏の恐れありしを以て、出陣方相談役本島藤太夫は孫六郎が乘り來れる汽船に搭じて佐嘉に歸り、公に謁して羽州の戰況を報じたり。卽ち、七月朔日秋田城を奥羽總督府の根據と定むるに方り、兵力は、僅に薩長の兵一小隊(八十餘人)の、處々の敗戰

に討ち漏らされたるもの五十餘人と、小倉の兵二百餘人とに過ぎず、而も其執る所の銃は、皆燧式なりしかば、我兵の一大隊を中堅と爲し、秋田兵を先鋒と爲して戰を開きしに、庄內よりは多數の兵にて押し寄せ來りしを以て、初めは甚だ苦戰を重ね、我兵は盡く後裝式施條銃を執り、壯兵亦七連發銃にて遠距離より應戰して敵の多數を斃すに至りたりとはいへ、山路の險隘は一齊射擊に適せずして、散兵の競合ひをなす外他に方法なかりしに、彼は地理明かなるを以て、往々近距離に出沒して射擊したりしかば、我は力戰忍耐して之を防ぎ、爲めに戰死者を出すこと頗る多かりき。されど最後の勝は我に歸して、敵は敗走したりしかば、益〻旺盛の士氣を生じ、從つて秋田の兵も亦戰に慣れ、八月に入りてよりは、庄內勢も稍疲憊の狀を現はしたり。かくて土州、島原、平戶等の援兵來り、一方程なく孫六郎の一大隊の越後より到著するとゝもに、又薩摩の兵も半大隊ほど來り加はりたるを以て、今は大に勢力を得、よりて是より庄內兵を驅逐せんとて、參謀大山、前山等と謀議中なり。さて舊式燧銃の彈藥を作ることの容易なるに引きかへ、圓錐彈は威力の猛

烈なる程に彈藥管に精巧を要するを以て、迚も軍營にて兵士の手製し得べきものにあらざれば、一統みな申し合せて濫發を戒むと雖も、既に一箇月餘に亙ることゝて、殘す所甚だ少なければ、孫六郞の新に齎したるものにて本月中を支ふるは得べけむも、長く保持することを得ざれば、早く補給を仰ぎたく、其他の缺乏品も併せて給與ありたしと委しく述べたり。公は素より斯くあるべしと察せられ、長崎の英商グラバ其他の手より買ひ入れて、豫備として佐嘉に貯蓄しおかれたる彈藥を盡く出して、羽州に輸送せしめられたり。公は又本島に砲戰の狀を問はれしを以て、彼地の道路の險惡なるにや、庄內兵には大砲の用意は乏しきやうにて、山砲を發射すること少なく、極めて微力なる小砲を射出すのみなりしが、我は山砲を以て應戰し、爲めに指揮方村山又兵衞は戰死したりと對へしに、尙用意のために勁銳なる山砲二三門を運送すべしと命ぜらる。公は、此戰を政權變動の人氣の不折合より起りたる偶發的のものと解せられたるを以て、亦免るゝを得ざる事なりきとはいへ、是が爲めに國家の干城を多く犧牲と爲すを好まれず、よりて庄內

兵が遠路を經て攻勢を取り來らむか、成るべくは小銃の威力を以て其勢を挫くに力め、以て大砲にて之を殲滅するが如き慘毒を避くべしとの旨をも含められたりとなり。

二十五日に鍋島孫六郎以下に、

鍋島孫六郎
其外

奥羽出張以來別而勤勞、殊更於羽州者數度奮戰得勝利候趣被聞召、御悅被思召、御酒頂戴被仰付旨。

と達せられ、御酒料金五十兩を賜はり、本島へ御召の胴服を賜へり。斯くて本島は更に出陣方附役相良宗左衞門等の補充兵と共に彈藥其他の軍需品を備へて、月末より再び海路を取り秋田に向つて出發せり。晦日には野州羽州にて戰死したる士卒のために、菩提所高傳寺に於て大法會を營み、遺族等を參列せしめて、其冥福を追善せらる。

公羽州戰死者のために大法會を營む

侍從公參與を命ぜらる

公の中納言拜受、長崎警備の任を解く

九月朔日、京都より宣下の官位を拜すべきの命到達す。よつて公は五日に新官位の束帶を著け、其儀式を整へて龍造寺八幡宮、松原神社に參拜ありしに、城下の人民は道に伏して威儀を拜觀し、家中は登城して之を慶賀したり。かくて宗室、國老以下内外の藩務に當るものに祝宴を賜はり、藩内に布告して、以來は公を中納言樣、侍從公を少將樣と稱へしめらる。時に少將公は京都に在りて、三日外國官副知事を免ぜられて參與を命ぜらる。是より先き、去年次女宏姬と肥後の世子護久との婚約定まりし以來、既に使者の采物を交換し、結納を畢へて入輿の準備を爲したりしに、京都の政變にて公は參洛あり、よりて婚儀は延遷したりしが、今度歸國あるに及んで、愈、決行せんとて其準備を急がれたりき。然るにその入輿に先ちて、公の常にその城下の如くに愛護せらるゝ長崎港を宏姬に一覽せしめんとて、旨を古川與一に含められしかば、當時恰も蒸汽船の買入の交渉ありしを幸ひ、古川はその用

延年丸

務を帶びて長崎に急行し、以て遊覽の斡旋を爲しき。斯くて前月の末宏姫は三重津より皐月丸に乘り、島原半島の口ノ津、及び天草群島の富岡を經て是月五日長崎に著し、社寺市中等の勝地を巡覽すること數日にして、九日より新に購入せる蒸汽船に搭じ、肥後の長洲(ながす)と多良嶽とに對する海上に船を停めて、兩肥の島角參差たる快濶の勝景を眺望し、翌日三重津より歸城ありき。此時の新汽船は、六月奥州南部の海岸に於て暴風海嘯の爲めに坐洲したる孟春艦の代りとして購入したるものにて、延年丸と名づけ、香港製造の木船にて、二百五十噸、百馬力の汽船なり。

二十日長崎府より行政官の少將公へ左の命を傳達あり。

積年長崎府警衞被仰付置候處、今度諸開港場之儀者一般被仰付候條、右警衞被免候事。

但非常之節者長崎府知事應達、急速人數差出候樣、兼而可相心得旨被仰出候事。

去る一月、少將公は長崎警衞の朝命を蒙られしが、四月より又橫濱及び江戶

開市場の副總督となり、かくて東西の外交方面の警衞に任ぜられしに、遂に開港場一統の制を定めらるゝに至りしを以て、茲に重寄を解かれたるなり。かくて寛永以來の長崎御番は、二百二十餘年にて、こゝにその終りを告げたり。

長崎御番の廢止

一方又、東京御巡幸にて、岩倉公は橫濱に往いて談判し、外國公使亦局外中立を解きしかば、擧國一致、以て開國の時運に入りにき。

車駕東京巡幸、會津庄内平定

九月八日明治と改元ありて、向後は御一代一號に定めらるゝ旨を仰せ出さる。さて曩に賀陽宮の嫌疑、及び品川の舊幕府軍艦脫走の報道によりて、一時延期と爲りたる車駕東幸も、いよ〳〵決行せらるゝこととなり、この月二十日天皇は京都御發輦、准后中山忠能、輔相岩倉具視、議定木戸準一郎、大木民平等、その他備前侯、宇和島老侯、津侯等の諸侯隨從し、陸路より御進行ありたり。

明治と改元せらる

東國の戰況は、官軍諸口より進むとゝもに、奥羽越の同盟軍は次第に振は

榎本武揚幕艦を率ゐて品川を脱走す

ざりしに、八月十九日榎本釜次郎等に率ゐられて江戸品川灣を脱走せる開陽、回天、蟠龍、千代田、神速の五艦と運送船三隻とは、二十一日下總、常陸の海上にて大颶風に遭ひ、五艦は運送船と離れて、辛うじて仙臺に著したりき。然るに時期既に後れて同盟の諸藩は瓦解し、仙臺の僅に力守せるのみにて、米澤に會津に恭順を勸めんとする形勢なりければ、脱艦も望を失ひ、蝦夷地開拓を口實として箱館に向つて走れり。會津に向へる伊地知、板垣の兩參謀は、薩、長、土、大垣、大村等諸藩の兵を以て若松城を攻め、三面より外廓を奪うて本城を圍みしを以て、城兵は守禦の術を盡して之を支へ、仙臺の兵は相馬口の駒澤を力守し、米澤も亦兵を出したれど、官軍は嶮岨に據りて之を阻止し、ために彼軍は進むを得ず。然れども官軍亦、地形嶮岨にして山砲すら運ぶこと困難なりしを以て、小銃刀槍を以て若松城を攻め、かくて互に勝敗ありて惡戰苦鬪を續けしに、天候寒を催す九月に入るに及び、迚も勝算なきを知

米澤仙臺官軍に降る

りし米澤藩は、四日謝罪書を越後口の官軍に出し、同藩主の世子茂憲は、新發田口の軍門に到りて罪を謝し、自ら先鋒たらんことを請へり。十五日には

仙臺藩も亦平潟口總督に謝罪書を出し、藩主伊達慶邦、宗敦父子も相馬の中村城なる四條總督の軍門に歸順し、其命を受けて、歸藩家中の激徒を鎭撫することゝなりたり。同盟の首領既に此の如くなりたれば、會津は全く孤城落日の光景となりしかど、必死の覺悟を決して猶防戰を續けたりき。是より先き我藩の國老多久長門茂族は、野州より兵を率ゐ會津に會戰したりしが、上野の攻擊に用ゐたるアームストロング鋼砲を濳に嶮岨の山路より運搬し、會津東山の要害地を相して之を据ゑ附けたりしに、若松の外廓の占領奪還を繰り返して、更に勝敗の決せざるを見、今は是迄なりとて此巨砲を射出したれば、其猛烈なる威力は、震雷よりもすさまじくして、著々城中に落ちて爆裂し、數多の兵卒を殲滅すると共に、猛火は忽ち城內に擴がりて、兵營家屋に燃え上り、煙燄は天を焦して狹隘なる城中には居たまるべくも見えざりしが、更に一彈城櫓に的中爆發して盛んに燃え上るに及び、城後の飯盛山に屯して是まで奮戰したる少年團の白虎隊は、之を見て事已に去りたるを知り、十六人焰に包まれたる城を拜して自刃したり。かくて一方には、米澤、

仙臺等の反覆したる報道頻りに到ると共に、續いて兩藩よりも交々使を遣りて降を請はしめたるにより、城主松平容保は米澤藩に依りて降を軍門に乞ひ、二十二日に城を開いて縛に就けり。公現法親王も亦兩使僧を四條總督に遣りて謝罪書を上られければ、總督は津藩に命じて其居館を守衞せしめ、容保父子を城外の妙國寺に拘禁し、官軍は入りて城を收めたり。

會津開城

秋田口には官軍の勢ます〳〵加はり、我國老鍋島上總茂昌は武雄の兵を以て到著し、軍事方本島も亦補充兵軍需を以て到る等、大に勢力を增したりしを以て、田村昌宗は連戰して十二塞を拔き、秋田其他の兵も其利勢に乘じて進擊したりしが、此間津輕藩に向ひては頻りに出兵を勸誘すと雖も、彼藩は決意に乏しくして依然因循して日を送れり。然るに我兵は更に南部の北邊を招撫して、其海岸より海路の運漕をなし、氣脈相應ずる所ありしかば、前月二十日の大海嘯にて孟春丸は坐洲したりと雖も、士氣は益〻旺盛になれり。南部藩は初め奧羽同盟に加はりたれども、猶意思は形勢の觀望に存して擧動甚だ曖昧なりしに、是月に至りて益〻利勢を失ひたる庄內の軍は、竊に

秋田口亦平定

南部に依りて降伏狀を秋田の總督府に致したりしを以て、總督府はこれを進擊の諸軍に通知したりき。されど田村昌宗は、是まで南部の庄内と氣脈を通じて變詐多かりし故を以て、之を聞かざる爲して攻擊の手を緩めず、塞を奪うて進擊を續けたりければ、南部は敢て動くを得ず、庄内亦ます〳〵窘蹙したり。乃ち我兵は勢に乘じて劇しく進擊したりければ、二十三日至り、藩主酒井忠篤は米澤藩によりて謝罪書を越後口の總督に差し出し、更に二十七日城を出でて其軍門に降參したりしを以て、之を善龍寺に拘禁して城を收む。

聖駕東京に著す

天皇は御旅中の行在所にて續々奥羽の勝報を聞し召されつゝ、十月十三日東京に著輦ありて江戸城に入御あり、此を皇居と定めて政廳を設けらる。時に大小の邸宅は荒廢して草生ひ茂り、市民は生業を失うて轉々流離し、郊外亦盜賊横行して慘狀を極めたりしかば、茲に江戸市民の鎮撫召集の策を講ぜられたり。

岩倉公子の佐嘉遊學

公は、東北の反抗も薩長の所爲を憤りての戰爭なる以上、元來準備なき輕擧とて、到底久しきに堪ふる能はざるを知り、ひたすら鎭撫の意を以て悔悛の途を開き、恩威竝び行はれんには、やがて平定すべしと高を括り居られたれば、賜暇の間は勉めて靜養を專らにし、神經の亢奮を避けて恬淡に日を送り、九月二十五日には三重津に赴いて海軍所を巡覽し、凌風丸に乘りて海上に出で、潮風を呼吸して歸られたり。是船は大川口を往來して汽船に上る端艇の用に製造したるものにて、風浪やゝ荒き時には川口の航行にも堪へず、初め中牟田倉之助之を運用したりしに、暗夜川水の海潮と相激するに遭ひ、船は泥潟に擱坐し、乘組の水夫は溺死し、中牟田は纔に身を以て免かれし事ありき。諫早往來に用ゐたる後廢船となりたり。十月二日より公は柄崎に赴き、例の如く溫泉に入浴する二週にて、十七日に歸城あり。

是より先き我藩士副島種臣、大隈重信の二人は、長崎の外交により、公參洛

の前後に、大木喬任、江藤新平等と共に徵士となりて朝に出で、以て機務に參して意見を論じたりしが、いづれも和漢古今に通じ、世界の大勢を識れるものとて、政治各方面の經綸は組織的、建設的に、よく定案を具有して、大綱主義にも局部科目にも、之を辨理するの自信あり、而も各〻見解を異にせるに於ては苟合せずして往々互に論爭し、而して何れも傾聽すべき理想ありて、他の志士の、普通の題目を執へて方策なきに鼓和雷同し、事に當るの後には自ら屈撓するが如き、所謂書生論とは大に其選を異にしたりしを以て、廟堂諸公の間に、學問教育は佐嘉を第一とすとの定評ありたり。自ら學術に乏しきを遺憾となしたる岩倉公は、殊に之に感心すること深く、佐嘉の學校は、流石に閑叟が心を籠められたるにより、その智德を開進する設備は非常に進歩せりと歎賞したりしが、曾て公に向ひ、我に四人の子あり、何れも學齡に相當すれば、早晚軍事平定の後は、日本第一の稱ある貴藩の學校にて教育を受けしめたしと懇望せり。然るに公は甚だ當惑し、否、我佐嘉とて學校教育の法は他と異なるなく、舊幕府普通の課程の下に、小學、四書、五經を、等級に應じて

意見の衝突は佐嘉人の長所なり

毎月六回乃至九回、教職より授くるに過ぎず、其餘の時間は學齢者を强制に寄宿修學せしめ、先進者と寢食を共にして晝夜相誘掖し、素行を切磋琢磨せしむ、而して博く歴史諸子を讀み、之を經義に比較して異同を評論するは、各自の自由に放任し、唯傍ら槍劍の武藝を練習し、心膽體軀を鍛錬せしむるのみ、言はゞ亂暴なる行爲をなすに放任したるものにして、決して他の整備統一して子弟を懇切に敎ふる學校に比すべきにあらず、かゝる田舍侍の同宿する菴野なる荒破屋に、京洛の貴紳の從學せらるなどとは甚だ恐縮すとて、謝絶歸國せられたり。大隈侯の談に、明治の初め我等徵士と爲りて朝に立つや、江藤は副島と意見衝突し、又大木とも衝突し、勿論予とも亦互に衝突したり、よつて世人は是を佐嘉人の習癖といひたれど必ずしも然らず、是は意見の異同によるものにて、やがて佐嘉人の長所なり、凡そ集合すれば力强く、分離すれば力弱きが、すべての定則なりといへ、佐嘉人は、相會すれば絶えず喧嘩議論して各意見を主持し、更に苟合するところなし、これ黨派心の無きを證明するものにして、公は此に處する甚だ寛大に、藩士に向つて其歩調を

岩倉公諸公子の佐嘉遊學

同一ならしめんとするが如きは、曾てあらざりき、予は公に會して度々問ひもし、問はれもしたりしが、公には少しもさる傾向なく、從つて人を批評するに人身攻擊を爲すなどの事は絕無なりき、唯其言容の發顯に據りて察するに、江藤は働き者にて副島は學者なりと信ぜられしものゝ如しと。

斯くて岩倉公の長子具定は、北陸征討の越後口總督を罷めて歸るや、弟の八千丸(具經)と共に、長崎遊學の志願の下に從士二人と京都を出發すべき旨、前月通知し來れり。 然るに我學館の現狀は亂暴を極め、實に言語道斷にて、寄宿寮會食堂の猥藉なる、ためにやゝ整はりたる家庭に育ちたる子弟は入舍を厭嫌し、青年の修行としてのみ僅に忍耐して起居しゐたるのみ。 加之我藩鎖封の積習は、旅客の接待に嫺はざりしを以て、京都貴紳の中にも朝廷の輔相たる岩倉卿の御子息を入舍就學せしむは、恥ぢ入るといふよりも寧ろ恐懼すと稱し、何とかして之を斷らんと當局の故老は痛心したりしが、遂に公に請うて御側頭張玄一を東上せしめたり。 時に既に東京御巡幸の後にて、張は彼地に大木民平、江藤新平と會して之を相談せしに、二人は不可と

なし、十月二十日附にて二人連名の書翰を參政中野數馬に送り『張玄一にて岩倉殿へ被二仰進一候、侍從殿八千丸殿其外附諸藩の人々程能御斷の儀は、只今の事情何分思はしく有レ之まじ、却て御優待の御取扱宜しき樣御都合相運の儀不レ克二申上一と奉レ存云云』と申し越しきといふ。然るに具定、具經の二公子は、既に佐嘉に著して高木町の願正寺に投宿せしを以て、偶、佐嘉に歸來せる石丸虎五郎は、教師フルベッキに教導の事を囑したり。是に少しく後れて翌月養子具綱、南岩倉具儀の二人も亦、藤賴三を從へて佐嘉に著しゝを以て、久米は其斡旋誘導を命ぜらるゝとゝもに、學校の西側なる元石火矢方の舍宅を修繕して宿所に充て、朝夕の賄は學校より人を遣はして調辨せしむる事となり、かくて諸公子は此に笈を下して留學するに至れり。

學館改革

弘道館は、少壯者の過半出征するに從ひ、漸次に生徒の減少するを免れざりしが、學齡盛りの者には動員に漏れたる多かりしを以て、比較的に寂寥な

書生德育に倦みて智育に奔る

るに至らざりしのみならず、父兄親戚が方に砲火の中に馳驅せることゝて、その意氣昂奮し、前途は益〻有爲なるべきを要するを以て、爲學に志慨を生じて競勵し、内生の景況は却て旺盛なる觀をなしたり。されど朝廷大改革の初めとて、彼等學生は、從來の繁細なる規則に順從するを欲せず、藩の威令衰ふると共に、是まで正課となしたる經學を陳腐なりとして、政治、兵略、經濟等の知識を進むるに風尚を傾け、蘭學寮、海軍校、及び致遠館と學を競ひぬ。換言すれば、德育に倦みて智育に奔趨する人氣盛んになり來れるなり。是より先き藩の學風は、時勢の變革を促すに從うて破壞的になり、修身の本を忘れて勢熱に奔競する傾ありしかば、奬學者は徒に智學に躁進するを抑へて道德の基礎に重きを置かしめんと欲し、近く範を、公の初政に井内南涯、永山二水諸先輩の、宋明の儒學を實行的に練修せしめて、歷史の言行を以て其活動の知識を廣めさせたるに取りたりしを以て、其結果に得たる人物は、方に强仕初老の年輩にて要地に立ちつゝ、己が學べる所を以て新進を誘掖せんとしたりき。蓋しこれ自然の歸趨なれども、爾來四十年の氣運が然く保守

佐嘉經學の概況

的に滯るを許さぬは言ふ迄もなく、其根本の敎となせる朱子學も亦發達して、大に精密に進めるを以て、更新のやがて到るべきは勿論なり。

當時佐嘉經學の概況は、草場佩川の、精里の直門人なる故を以て、故老より尊敬を受けたるありと雖も、一方國典を基礎となして經史に汎濫したる枝吉神陽一派の朱學は、中年學生の傾倒するところとなり、又夏秋富雅の、長尾氏の學より出で、因明學にて朱子新註を說いて精里派に對したる衣鉢は、石井松堂(龍右衞門)これを紹ぎて、强記辯才の下に後進を誘導し、以て枝吉派と鼓和して舊學の及ばざるを摘發せり。時に武富圯南は敎諭となり、其宏覽博識は天下獨步と稱せられしが、公嘗て吾をして文之助(圯南の通稱)が學問の十が一あらしめば、まさに起つて天下に橫行すべしといはれたりしが如く、博學なれども活動に乏しき短ありき。遮莫弘道館には之を泰斗となして、木原義四郞(隆忠)、大木民平等久しく生徒を鼓舞しつゝあり。木原は精神氣力あれど活機に乏しく、大木は子史に汎濫して權略あり、而して修身學は穩當なるを取るとの意見を持せり。楠田英世、坂井辰之允(興宣)、長尾新九郞(毅)等亦其間に

在つて各主張する所あり、慷慨淋漓の時勢論をなしゐたりしが、副島謙助、高木秀臣、藤井禮藏等も、經を經とし史を緯とし、時に應じて權變すべしと各謂論したりき。是みな强仕に近き先輩にして、校外に在つて監視し、學風には統一なく任意に講究したりと雖も、之を要するに智學の異趨にして、修身の本は朱子學の範圍を出づるなし、是を正課となし武富圯南の敎鞭の下に立ちたり。

抑も朱子學は、明の永樂より弘まりて四書大全に統一せられしものにて、我日本の朱學も其中より發達し、やがて王新建の脈を傳へて爰に朱王異同の論などをなすに至り、文政天保に至るまでの才學者は、宋明名儒の語錄文集を併せて精研したりしに、清朝の學問進步は、一方漢唐學の考證家の駁朱論を生むとゝもに、他方四書大全に汪武曹の校訂辨正を加へたるもの刊布せられ、純朱子學も精微を加ふるに至り、嘉永には其汪氏大全の飜刻ありしのみならず、その他に精密なる新著多く出でたりしを以て、江戶遊學の我學生の歸りて其說を主張するに及んでは、敎職も殆ど閉口し、朱子新註の四書

書生朱學を侮蔑す

も容易に解釋し難くなりたりき。然るに偶〻會津の安倍井褧、江戸の名家に就いて抄記したるものに淸人の新說を加へ、四書輯疏と名けて安政の末に出版したるを以て、敎職はその簡潔にして要を得たるを悅び、これを課程本となすよりも寧ろ授業本となしたり。是時書生間には博識を競ふ風ありて、經書をすら歷史となして看るほどなりしかば、之を見るに及んで、四書は試驗に臨みて一部の輯疏を說明すれば足るとて、正課を侮蔑するに至れり、是を弘道館の末路とす。之に加ふるに泰西日新の說とゝもに、發明の機械盛んに輸入せられたれば、こゝに東洋の舊思想を時代後れとなすに至り、乃ち今度の改革に乘じて學館の舊式を打破し、迂腐なる修身學を廢して世界の新知識を接納すべしと囂々論ぜしに、東北の征定とゝもに、兵隊の凱旋近づきて軍制改革の要求迫りたれば、政府も亦學制大改革の必要を承認するの已むを得ざるに至りたり。さりながら東洋の德義は、政治の髓腦にして動かすべからず、之に西洋の機巧を加ふるを採長補短の本意とすべく、然らずば基督敎の邪道に陷りて先づ精神的の滅亡となるべしとて、鍋島河內、中

久米丈一郎
教諭となる

野數馬等は公の意を承け、草場佩川の去年十月物故し、原田葭涯の是夏職を罷めたるを以て、武富圯南を助教となし、八並行(次郎助)の、久しく公の近侍として、朱王の學を研闡し、意思堅强にして、癸亥には親兵の隊長として堺御門の變に處し、本年の野州鎭撫にも民政主任として栃木に騷擾を鎭めたりしを以て、是を教諭となして經學の正課を授けしむる事となし、猶書生の要求を滿足せしむる青年教員を物色したり。時に安政末の卒業生にて、曾て公の唐鑑會に列したる者の中に、久米丈一郎、原田敬太郎の兩人あり。ともに首席に居りて、いづれも經史詩文を兼ね、横文は讀まざれども、譯述の書は略ぼ涉獵せる等、該博なる點に於ては、その右に出づるものなかりき。性格よりいへば、久米は史論に長じ、自己の持見を主張するよりも、能く他人の思想に投じて之を誘引するに長ず、今は公の近侍たり、原田は文才絶倫にて、詞華の絢爛なる、人を眩せしめ、精根の强きこと數宵を徹するも疲れず、唯自己の主張を執つて敢て屈せざりしため、人を容るゝに短なりき。されば當時書生の衆望は久米に集まりたるを以て、公は之を出して教諭となし、專ら内生の

生徒に提耳せしめ、舊學制を改めて當今に適する課程の草定をなすべく命ぜられ、池田彌一郎に學館頭人を命じ、かくて三人相談して其業を督すべく定められたり。

久米の分科教育

是に於て、久米は、校外にある書生の領袖德久九郎次(範恆)、石井竹之助、山中一郎等を諭して、學問の正課は儒教の道德にあること斷じて改むべからず、但主とする所は實踐躬行にあり、事實に遠き文字の解釋に是非を爭うて、有用の時間を濫費するを要せず、今書生の要求すべきは新知識にあり、學校に寄宿して相互に勉强するは此にあるべし、因て今より和漢洋を通じて、人々の知らんと欲する必要科目を分類し、各自己の志す所について隨意に其科を選定し、相共に會讀して贊談理解を遂げしむべしとて、其科目を地理、地誌、物理、歷史、詩文、和文、政治、法律、經濟、兵制、數術等の十餘科に分ち、各科用書として當時飜譯せられたりし書類を指定し、尙爾後便宜に良書を增減することゝなしぬ。卽ち地理には地理全誌、地誌には西洋事情、聯邦志略、物理には氣海觀瀾、格物入門等を指定し、生徒をしてその年輩を問はず、各人申し合せ、之を

會讀せしめて、其解釋し能はざるは質問せしめ、而して教職自ら會頭となり、時には問題を發するとゝもに、成るべく速に一部を畢へて他に移らしめ、以て知識の開通を迅疾ならしめたり。かくして生徒相集まりての議論は、勉めて會讀の席に於ける書に就いてのみこれをなさしめ、以て根據なき空論を廢せしめたりき。よりて書生は、是まで見慣れぬ書籍に就いて、聞き慣れぬ理論を耳にするに至りしを以て、大に興味を生じ、一時みな傾喜して、ために内生寮は大に振ひたりしが、就中數術は、塚本明毅の筆算訓蒙を課程本となして、加減乘除より教へしを以て、數に鈍きものは嫌うて之を避けたりきとはいへ、その才あるものは、大に實益を得たるを喜びたり。經濟は神田孝平の經濟小學を課程本とし、是も新知識を吸入したる益あり、唯法律に至つては、漢譯の萬國公法及び英政如何などあるのみにて、暫くは廢科となれり。此他歴史には、從來の左國史漢より擇みて會讀を申し合する篤志者も少からざりしを以て、其等には、他の漢學に有力なる人に就いて自宅にて教を受けしむる等の便法を設け、以て是年を經過したり。

是にて學館の教則は改革せられ、學科は生徒の隨意科と專科とを分ち、等級を廢せられたる觀ありたれど、實は科外の讀書講究は、早くより內生寮にて、先輩の下に此の如くして行はれたるところ、只是を教科として揭示せざるまでなりしなり。されど正面に教職の授くる經書の輪講は、教員の少なきを理由として式日を減少し、行はるゝは行はれたれど、往々に缺會あり、講堂に於ける式日講釋も亦、未だ出征軍人の歸陣せぬ時とて、聽講者少く、如何にも大改革後の如き觀ありき。かくて生徒の激昂は鎭靜したりしが、猶朝政の大改革の初めとて、校外の書生は、長崎及び隣藩に往來し、朝廷在官の人と氣脈を通じ、面々種々の目的について藩論を衝動し、老輩の因循苟且を打擊し、藩政改革の步を進めて、將來に爲す所あらんと競ひ立ちたりしを以て、其波動は先づ學館を撼動したりしも、新知識に飢ゑたりし生徒の大半は、將來の光明を望んで其得られざるを憾みたりしことゝて、さる危險の企てに投ずるを好まず、よりて存外に學館內は穩かなりき。但佐嘉に珍しき岩倉卿公子の留學により、其寓居に參候して議論を試みる者あるやも計りがた

く、萬一然らむには、其勉學の妨害となるべきを以て、說諭して藩の體面を瀆さぬ樣に愼重の態度を取らしめ、若し無禮の擧動ある者には懲戒を假借せずと諭しゝに、公子の宿所に往訪するものなきにあらざれど、しかも彼等生徒は存外に律儀にして穩和なりしよし、公子隨員は語りたりき。

公家事を濟して上京す

かくて公は、歸國あるや、留守中の家事を取り纏めんと、先づ二女宏姫の細川右京大夫との結婚の調度も整はりたるを以て、肥後に入輿せしめんと交渉せしめられたり。此結婚の議は元治甲子歲より動き、兩肥合體と世に噂せられたるものにして、其頃肥後は有志の士より佐幕藩と認められゐたるを以て、佐嘉の有志者も甚だ之を好まずして、彼是の批評をなしたりき。蓋し肥後藩にありても、その勤王黨は、多くは頑固、時勢に通ぜぬ劇烈論者にて、早く失敗し、實學を標榜する橫井派は、稍時勢に通ずるが如きも勢力乏しく、ただ才俊館派なるもの多數なる觀あり、兎角に黨派軋轢したりしが、其中よ

宏姫成婚の理由

り、兩肥合體についての想像より醸されたる非難も起りゐたり。然れども勿論こは政婚を意味するにあらず、蓋し我藩は筑前と共に長崎警固に當り、常に一體となりて外交國防にその責任を盡せりとはいへ、目今世界の大勢は、常に警備の忽にすべからざるを感せしめ、しかも一方薩長二藩は、京都の國事周旋より互に軋轢して諸藩を動搖せしむるを以て、公はその內國一致の主義よりして、此際幸に肥後と結婚を遂げて相親和せば、三藩相協同して九州の樞軸となり、自然に內部の動搖を鎭むるを得べしと深慮せられ、よりてこの婚約を定められたることとなるべし。かくて公は廟堂に在つて諸大藩主を協一する位地に立たれたりしことゝて、肥後侯よりも、宏姫の入輿につきて國老溝口孤雲を遣はし、以て其入輿期を約せしむるとゝもに、別に內密の旨を傳へしめしかば、彼は十月中浣に佐嘉に來りたり。

公には柄崎入湯より歸城ありし後、二十一日神野別莊に赴きて長崎に留學せる岩倉具定、具經の二公子を招き、園中を逍遙し、酒食を饗應して緩話し、勸學の事どもを教誘せられたり。二十四日には肥後の國老溝口孤雲を召

さる、是まで彼藩にては、結婚についての我が使者を、花畠の住居に招請せるを以て、此方にては彼藩の使者を神野別莊に招じたり。よつて公これに赴いて孤雲に面談し、併せて內密の旨をも聽取られ（其委細は傳ふる所なし）、是に於て、來る十一月九日を以て宏姬は佐嘉發輿あるべきに定まりたり。

十一月朔日公の中納言昇任の祝賀を行ふ。諸組の侍總て登城謁見し、其席に於て酒を賜はること前例の如し。九日に宏姬は佐嘉を發輿あり、古川與一隨行し、行程四日にて、十二日熊本に著し、十五日細川家の花畠の住居に入輿あり、世子右京大夫護久と合卺の禮を擧げらる。十九日には三子尙丸蓮池に移らる。翌二十日は、公神野別莊に赴き、長崎の致遠館に敎鞭を執りたる米國の牧師フルベッキの、友伴數人と佐嘉に來りたるを招き、面談して之を饗せらる。フルベッキは慶應二年にも領事と共に來遊したることありて、今は第二囘の來遊なり。

かくて家庭の事も略〻畢り、江戶よりは車駕還京の報傳はりければ、十一月晦日公は佐嘉を發して上京の途に就き、其日は柄崎に入浴し、十二月二日伊

我藩兵の凱旋

萬里に宿して汽船を艤し、四日より楠久を發して東し、航程七日にて十一日大阪に著し、かくて十四日著京、上長者町の新邸に入らる。翌日參內あり。

時に東京には車駕西還の議ありしが、遂に先帝登遐より三週年の忌月に當る十二月に皇后冊立の儀をも行はるべく決したりしを以て、十二月八日車駕江戸の皇居を發せられ、東海道に輦路を取らせらる。然るに東北は既に平定したりしを以て、我兵にして前山參謀が羽州に率ゐたる一隊は、九條總督を護衛して東京に凱旋したりしが、其他も開兵になり、野州を引き揚げたる鍋島孫六郎の率ゐる一隊、佐嘉より補充として出張したる一隊等も、亦順次に西歸し來り、孟春艦乘組の海軍亦秋田の軍艦を引き渡して十月十六日青森を發し、東京を經て是月十三日京都に著し、以て御旗を返上せり。其時御所よりは左の御沙汰を下さる。

征討に付、軍艦にて海路遠涉、日夜攻擊、到る處功を奏し、凱旋之段、其勤勞不少候、此節東京御駐輦之儀に付、不取敢爲慰勞、酒肴被下候事。

但春來兵事に付、大宮御所にも御內々御憂襟被爲在、征討士之艱苦を恤

立后禮行はる

布被ㇾ爲ㇾ思食、日夜平定而已御祈念之折柄、今般凱旋之趣御內聽被ㇾ爲ㇾ在、御喜悅不ㇾ斜候、猶又御留守中に付、歸陣之者厚慰勞候樣、御內諭被ㇾ爲ㇾ在候事。

大宮御所よりいづれへも酒肴を賜はりたり。かくて翌日公も著京になりければ、十六日少將公と共に總てに謁見を賜はり、慰勞の御意ありて皆に酒を賜はる。ついで諸隊は漸次に京都を發して佐嘉に還軍せり。

二十日より公は太政官代に出仕ありしが、二十二日に車駕還京ありしため、參內して奉迎せられ、二十三日は孝明天皇の月輪東山陵に參拜せらる。御所には、二十五日は天皇登遐の日なるを以て、三週忌の法會を修行あるとともに、前晚より翌二十六日朝まで又神事を行はれ、正日には主上紫宸殿に出御して親祭を行はせられ、畢つて月輪陵に謁し給ふ。二十八日前左大臣一條忠香公の女從三位藤原美子入內して女御となり、卽日立后の禮を行はる。人臣にして入內の當日に立后の儀ありし例は、是までなきところなりと云ふ。

去冬の大改革に、幕府と共に攝關を廢せられたるは、人心積弊を厭ひて刷

時論の三傾向

新を渇仰したりし時とて、誰一人之を怪しむものなかりしも、匹夫微賤者が俄に徵士に擧げられて朝の高官に立ちたるは、階級制を根本的に破壞して秩序を失はしめ、乃ち幕領は無政府狀態に陷り、諸藩も亦辛うじて維持し得たれど、其根本搖動して其權威は既に失墮したり。急劇の變化とて急遽に折り合ひのつくべきにあらず。一方に勤王を標榜して得意氣に他を强壓せんとするものあれば、一方には叛臣と言ひなされて悲憤するものあり。加之德川氏追討令出でて天下の大勢定まると雖も、諸藩に於ける知識階級の者は、爲めにする所ありて故らに嚴達せられたる大命にあらざるかを疑ふもの少からず、但其意見の枝葉に亙るに及んで同じからざるのみ。さればかゝる徒の偶言私語若くは腹誹冷罵は、到る處に起りたり。而して當時の雜多なる諸議論を大別すれば、凡そ三派に歸すべきが如し。甲は勤王主義者の所論にて、爾後の朝政を緩漫なりとし、更に急劇の變革をなして攘夷をも斷行せんといふもの、しかも其多くは頑固にして經綸の策あるもの殆どなし。乙は漸進主義者の唱ふるものにて、大變革は是認するも、其急劇な

るを非とする知識階級の所論なり。而して是春以來の朝政は、漸々這般の論者を滿足せしめ、よりて一方よりは因循の策なりと標目せらるゝに至りたれど、將來朝官に任じて事務を整ふる良吏は、多く此に出でたりき。尤も倔彊桀驁の者は、徵辟に就きたる此派の者を目して、功名を衒ひ權勢爭奪を競ひて、國を誤るの徒なりと憎嫉し、新政府は遠からず破壞す、否破壞せざるべからずとなしたりしが、遂に彼等は身を誤りて誅戮せらるゝに至れり。丙派は非改革論なり。絕對に改革を拒むにあらざれど、改革は已むを得ざるになすもの、されば成るべく目立たぬ樣に折り合ふ度を量りて之を進め、他に及ぼすべき係累の限界を狹うし、以て法紀の破壞に陷るを避くべしといふにありて、政治に鍊達して深慮ある人は此派に屬したり。然れども聰敏にして先見ある者のみ、早く順序を運び、衆の改革を唱ふるに方りては既に其さきにありて容易に功をなし、その凡庸普通の徒は、多く果決の機を失ひ、驥尾に附して徒に雷同し、以て舊慣に固滯する口實をなしたりき。本年一月の暴發以來、兵馬騷擾して、諸藩に囂々の論の沸きたるは、畢竟此三派の

我藩の論者は乙派に屬す

なす所のものと概括するを得べく、而して爲めに自ら禍を招いたる者も少からざりき。　我藩は長崎防禦の重任に當り、ために京江間に藩屏の義務を盡す餘力なきを以て、旁々甲派に屬するもの少なく、稀にあるも亦外國の事情を知れるを以て頑固急激の思想を抱かず、卽ち概して乙派に屬すともいふべく、而も公の熟練は、俺忽なる改革を主張せらるゝ事なくして、初政より外國へ國威を宣揚する準備に怠りなかりしのみならず、幕府諸藩の因循不斷を腑甲斐なしとせられたれば、藩內更に黨派の軋轢はなかりき。　尤も持見の三派に分たるゝ事情は、他と同一なりしが如し。　當時の封建制には、政會政社集合して運動に當る機能はなかりしを以て、皆藩論を動かして自己の主義に一致せさせ、以て改革を行はんと競ひ、よりて大改革令の發せらるるに及んでは、諸藩は競ひ立ちて喧傳に力めたりしかば、長崎防備のため京都に力を用ゐる能はざる我藩は、その準備は天下に先だつて整ひながらも、投機に後れたる觀ありき。　されば公の、朝に立ちて新政の泰斗と仰がれながらも、薩長二藩が急劇漸進の兩主義を巧に調和して政權を壟斷せんとす

るが如き形勢なるに、傍觀して之を制することをせられざる觀ありしを以て、乃ち藩士中に書生の急劇論を喚起せり。加之總鐵砲令による軍制改革の議も、藩の組織に大關係あることゝて遽に斷行し得ざりしため、東北征討の兵を出張せしむるに及んで、軍隊編制を適宜に行ひしに、實戰にかゝりて種々の障礙多く、爲めに兵士の改革論をも沸起せしめたり。乃ち、その凱旋兵の佐嘉に繰り込むに及んで、書生と兵士とは互に不滿を藩に訴へたりしを以て、大改革を斷行せざるべからざる時期に切迫したりき。

公の、少將公とゝもに羽州より凱旋せる軍隊に謁を賜はりたる後、少將公は佐嘉に歸りて藩政の改革を斷行せらるべきに決し、太政官へ歸國の御暇を願ひ出でられしを以て、太政官より左の御書付を渡されたり、

春來橫濱表出張、野州鎭撫より差續滯京職務鞅掌苦勞之至、大儀被思召候。今般國政改正之儀に付、無餘儀願之趣被聞召屆、日數五十日御暇下賜候條、歸國之上藩政一新治致いたし、日限之通早々上京奉職勉勵可有之之旨御沙汰候事。

一御年寄之儀被二相廢一候、(二)
一土地人民者不レ及レ申、御金庫併御取納筋之儀、一切於二政府一取計候樣、尤御側御入用者別段引分差上候、(三)
一御備立方被二相廢一、軍事に懸候筋者於二軍事局一取計候樣、且里御山方之儀御山方同樣雜務方へ、小路方者郡方に而取計候樣、(四)
一年行司宗門方之儀政府相屬候樣、

左之通役名被二相改一、

一請役所　　一當役　　一相談役
右は政府　　右は執政　　右は參政

一諸伺之儀、政府御出座之節者參政より御直奉レ伺、御出座不レ被レ爲レ在節者參政御居間罷通奉レ伺候樣、尤輕御用筋者御側頭致二御取次一候樣、
一御年寄役被二相省一候に付而者、右役筋に而取扱來候御政務に相掛候筋者參政、御側に相掛候筋者御側取計候樣、
附御進物之儀政府被二相屬一候、

一御家中月次御祝儀、是迄は五節句朔望被爲請候得共、以來節朔計被爲請旨御沙汰候事。

よつて參政中野數馬御側を掛け持つとゝもに、張玄一參政格となりて、軍事方並に亦御側を兼帶し、以下新に任命あり。粗ぼ從來の如し。御側頭より此事を京都の公に報ずる左の如し。

少將樣此度御國政向御改革之御願に而被遊御下國候處、近來御國許之容子、何分大御改革被遊候半而不相濟時勢付、河內殿江篤吟味被仰付、別紙之通被御取計候、右者重大之御事柄ニ付御相談被仰上等候得共、御在國御日間少く、無御據被御取計候間、右之趣委曲申上候樣被仰付候、惣而不遠御再京被遊候間、其節御直に被仰上思召に御座候。

此書二十四日京都に到達して公の覽に入りしを以て、公の御年寄岩村右近(高定)を此制によりて參政に任じ、御側掛を命ぜらる。

中納言樣仰出とあれど、少將公の決斷なるは『御相談被仰上等云云』の文にて知るべく『御國許の容子、何分大御改革被遊候半で不相濟時勢』といへるは、

改革の原因

前巻末に所謂書生と兵隊との間に藩政改革論の盛んなりしを指せるなり。

本莊院に於ける改革の凝議

これよりさき舊臘末、河州は本莊村の本莊院に學館出身の相良宗左衛門、木原儀四郎、副島謙助、長森傳次郎、吉村謙助、久米丈一郎、原田敬太郎等を會集し、意見を吐露して討論せしめしが、幕府の廢止、天皇御親政の如き大變革の既に斷行せられたる以上、藩政の體面は全然改革せられざるべからず、是までとて東代官(あづまだいくわん)が諸大名に臣下の接遇をなしたるの僭越なるは、論を待たざる所にして、幕府時代とても、殿樣も侍も皆王臣なれば、殿樣と家中との間は主從にして君臣にあらず、随つて又普天王土率土王臣なる義により、王土を私有するはよろしからず、即ち領地は預り物にして、之を治むるは國守の任務を盡す大義に外ならざれば、此名分大義よりして、是まで戰勝の勢力を憑みて天下を專制したる幕府の態度を否とするとゝもに、戰勝にて領有したる士民を支配すといへる我藩政治の體面をも改めざるべからず、然らずんば百事に障礙を生ずべしてふ論理に對しては、既に義祭同盟の席にて贊談し盡されたることゝて、誰も否をいふものなく、かくて天皇すら官廳に出御し

て御親政ある以上、少將公も亦政府に出仕して政務を視られざるべからざるべしてふ論より進みて、諸葛亮が出師表に宮中府中爲一體とあるに言及し、漢土の天子も宮中と府中とを判別し、王朝も中務と宮内とは別なり、而して我請役と御年寄とは、かの太政官と中務との比か、又は宮内卿なるかなどと論じたりしが、終に、改革は誠意の如何にありて、制度の得失は抑も末なり、或は、否、形式より制して心意に及ぶべしなどの議論錯出したりき。然れどももとより具體的の說はなかりしを以て、後には、根本より改革せらるべく、是までの如く、破れ家の建修理は節穴ばかりとなりて自ら倒るべしとの結論を生じたり。改革に新築と建修理との譬への流行したるは、此本莊院の集會より起れるなり。

集會の人々は、河州、中野を大改革をなし得る人とは認めざりしかば、たゞ是等の共談をなして、人氣の緩和に勉め、以て益〻深きに陷るなりと誹りたりしが、純粹なる性格の河州の、此に痛く苦慮して決心の臍を堅めしにや、この職制改革を集會の論に對照するに及んで、重大なる要件の決せられてある

爾後の藩制改革の基礎はこゝに樹つ

此改革の影響する所

を見るなり。而してその版籍奉還以前のことにして、天下に於ける硬軟兩派の改革論者の、藩力を以て將來皇政の成敗を爭はんと、執著したりし際の處置なるを思へば、殊に敬服せざるを得ざるものあり、爾後の藩政改革の基礎は實に此に立ちたるなり。是に由つて之を觀れば、首に中納言樣被㆓仰出㆒といへるが如く、此要點たる家政藩政と文事軍事との分離、及び鎖封の撤廢等の綱領は、公の旨を受けたるにて、かくて藩は容易ならぬ影響を受くるに至りぬ。卽ち從來私有の版籍に君主として、家中を養ふとゝもに、權威尊嚴を有したりし者の、俄に政府に出勤して事を議し、其充給を受けて家事を辨ずるに至りしことゝて、その體面は一の豪農のそれに成り畢り、旁々其關係の諸般に及ぶこと明言し難きものあり。この達の文面の意味曖昧にして不得要領なる點多きは、一にこれに職由す、掩耳盜鈴の感をなさしむるものある所以なり。(一)項は天皇の官廳に出御御親政あるべきに餘儀なくせられたるなり、卽ち政府を諸員出仕の朝廷の官衙と同義に解釋したるにて、是より家事職には御藩に於て御評定などの文字を用ゐることになりたり。

(二)項の御年寄を廢し、(三)項の土地人民租入を盡く政府支配となしたるは、既に版籍奉還を意味したる英斷なり。　但御金庫の字を加へたるは冗文といふべく、貯金は會計に屬し、土地人民租入と竝ぶべきものならず、法の既往に溯らざる理よりして、舊貯蓄は家政に引き繼いで不可なきのみならず、若し公の皇政に忠なる盛意に出づるならば、別に之を表して獻納すべし、是恐らくは經濟に暗き議者の、藩は永續するものと信じたる意思の表白にてあるべし。　(四)項家政の軍事を藩政に渡したるは、王朝の制に國司の軍事を知らざる體面を明かにしたる所なれど、亦軍事獨立の端を示せり。　(五)項は兩局獨立を廢したるまでなれど、是局は戶籍を管せるを以て、玆に佐嘉の鎖封は終りとなりたるなり。　詮じ來れば、是等五項は藩の根本に於ける重大なる改革にして、當事者はために頭腦を苦しめたる所多く、猶躊躇したるところありたりしなるべし。　かの參政が必ず御側掛持を命ぜられたるよりするも、實際艱難の多大なりしを知らるゝなり。

藩政改革論の沸起と執政の更迭

書生の激昂

かくの如く、是は藩制に於ける重大なる改革なりと雖も、職制にて一般に布達せられたるにあらざりしかば、之を聞き傳ふる者は、例の役局省減と看做したりしが、一方去冬より聲を大にし來れる書生兵隊の改革要求は、或は當局を干し、或は寺院に集會し、偶語頻りに起り、議論の中心は學館にあることゝて人身攻撃行はれしを以て、遂に正月の初め、武富圯南は助教を罷められたり。時に往年の唐鑑會の一人にて、是春奥羽州出勢に前山參謀を佐けて功勞衆に最たりし福島禮助の、其隊の繰込に先だちて報告のために歸藩せるありしを以て、更に學館教諭を兼任すべく命ぜられたり。かくて、職制改革の傳稱せらるゝや、其如何を究むべき政治思想を有せざりし青年輩は痛く激昂し、斯く二三局ほどの廢合をなして改革とは何事ぞ、しかも是までとても諸藩に後れをのみ取りたる河州、中野、張などの重任は、將來ます〳〵諸藩に後れを取る所以なりとて、囂々と罵りしが、中にも校外にありて長崎、

京都に氣脈を通じ以て學館生徒を煽揚して當局に刺戟衝動を與へたる石井、徳久、山中等は、其人存則其政擧の一語に據りて盛に之を主張し、遂に改革をなすには藩に最も名望ある人を破格に擧用して委任せらるべく、鍋島備中守(直彬)を執政となし、徴士副島次郎(種臣)を顧問に招請し、小城の富岡九郎左衛門(敬明)を聘し、財務には高柳忠吉郎を用ゐるべしとの書面を久米教諭に差し出したり。久米は見て、余は此四人を盡く是とはせざれど、概略には同意すとて、これを受けて福島に示しゝに、彼も亦同意したりしかば、因て二人政府に到り、河內と執政上總との前にて、參政中野數馬へ其書面を提出したりしに、皆色を動かして、猶申し合すべしとて之を受取り、乃ち政府の大動搖となりて、執政上總は歸邸直に辭職を申し入れたり。上總は武朴の人にて、局に當りても、信任厚き河內と中野との手に機務の委せられたるを見て平ならざるものありしが、更に去年朝命にて出羽に出陣するや、彼家は西洋火術の首唱者とて、人に讓らずと自負せる軍事上の所長を示さんと欲して、最初より實地に苦戰したる經驗者と意見を扞格せしめ、爾來豫期相違して怏々た

備中侯起たず

るものありしなり。されば學館より提出せる書面にて排斥せらるゝや、匆匆在所の武雄に歸れり(或はいふ再び佐嘉に出でずとて文書類を燒き捨てたりと)。河州は中野と鳩首相議し、兎も角も備中侯を執政に勸誘するとゝもに、京都の中納言に事情を上申し、副島若くは他の徵士を招請すべきに決し、福島禮助に旨を含め、急行して京都に赴かしめたり。

やがて備中侯は佐嘉邸に來れり。鹿島家は元河州(白石)家の次なりしに、白石家の江戸勤めを辭して在國宗室の首席となるとゝもに、鹿島家亦其まま諸侯に列したるより、家中互に相下らざる情實を生じ、而も今や三支藩は各獨立となりたりしことゝて、河州の推讓する執政を肯んずべくもあらず、書生等は往訪して種々に迫りたれど、事行はれずして遂にその執政推擧は無效となり(實は初めより豫測せられしことゝ也)、因て次位の宗室神代刑部(直寶)破格にて執政となれり。一方には參政中野より久米に藩政改革の具體的なる見込を問ひしに、彼は對へて、幕府の朽屋倒壞して、既に朝政に復したる以上、それに適當する建設をなさゞるべからず、朽屋の建修理は幾度なすとも無用なり、粗造

久米藩政改革案の起草を命ぜらる

なりとも、朝政に適當する正式の結構ある建築をなし、以て漸次に整備せさすべしと斷言したりしかば、よりて祕密に改革案の起草を命ぜられたり。多年京都に祕密探偵をなしたりし長森傳次郎は、佐幕黨の名を得て去年佐嘉に歸されしが、爾後の朝議の、次第に幕府の建てたる開國の意見の如くに變じ行くを見て、激徒の無定見は、朝廷の威信を失墮せしむと慨し、常に中野に入說して信用せられたれど、志餘りありて才力乏しく、多面に涉る權略なかりしを以て、中野は、藩政改革に關する具體的の起草には、久米をその適任としてなさしむべく推擧したり。然れども中野は保守派の領袖とて、久米の激論に傾けるなきやを危ぶみ、よりて長森が純粹の漸進論を信じ、久米を改革案の起草者に推擧しながら、やがて長森に掛り合ひを命ずる事となし、曩日中納言公の仰出しを承けて達せられたる職制改正をよく〳〵吟味し、其旨を體認して、御政事を輕忽に紛更せざる樣に、厚く贊談を遂ぐべしと命めたり。よりて長森は其職制改正の文面を熟覽したりしが、餘りに簡略なる爲め其深意を理解するに苦しみ、幕政は疾く朝政に變りたる程に、是許り

改革に對する久米の方寸

の疎略なる處置にて改正をなさむとす、衆論囂々として不滿を言ふものあるは宜べなりと呟きしかば、久米聞いて『否とよ、此文の要を約めて「自今土地人民は一切於政府取計、日々政府御出座被聞召、御側御入用は引分差上候樣被仰出」てふ大體の公達に添へて、先以て御年寄以下の存廢を達せらるゝのみならば、重大事の要領は明かなるに近し、然るを官制と揭題して其中に混じたるを以て不得要領になり畢れるなり。幕政朝政に復すれば、私有の領土は公有となり、領主は其充給を受けて自ら賄ふとゝもに、家政の藩政より分離すべきも條理の必然にして、所謂幕府廢すれば諸大名も將棊倒しとなるべきは、識者の早く了悉したることとなるべきも、是には世俗の執著力強きため、故老輩は之を言ふを嫉み嫌ふのみならず、青年の激論亦藩の競爭より沸起しをるものとて、此事餘り明白にならむか、遂には恟擾を惹起すべく、故老が御政事の紛更と謂へるも亦之を憂恐するよりの言に外ならざるべし。彼等は家政藩政の分離を官制改正と信じ、此を以て其運命を逭れんと自ら不得要領の文を苦心したるものと察せらる。されば此達の反故にならぬ

樣に、其範圍内に於て職制を改革し、政府を庶務、軍事、民政、財務の四局に分ち、是を柱立となし、他の小局部を適宜に配屬し、是迄御家中と稱へたる結體を、地方官としての組織に改むれば足るべし。抑〻幕府の起因は、其州郡の官吏が帶劍官と成りたるに存せるを以て、朝廷が地方に兵權を委ぬる間は、其根株は猶存す。旁々如何なる蘖芽の發生するや測られざるに、漫りに廢藩を明言するは禍なれば、今は家政、藩政の分離を明かにするに止めて、職制改革を起草すべし。』と申し合せたり。

四　藩版籍奉還の協談

されば朝廷の改革は、まさに藩政改革以上の困難に撞著したり。初め大號令を速斷するに當り、政費は德川氏の領地を收めて支辨せんと豫期せしに、この豫期は全國高割の論に坐礁し、去一箇年は殆ど空手にて兵馬を過したり。由來士族は租入に養はれ、ために經濟知識は皆無にて、斗升の祿に執著し、而して之を利用結合したるが所謂藩なるを以て、その政治思想は、改革

廢藩の說に耳を假す莫し

保守のいづれを問はず、只藩力を恃んで爭ふにあり、故に此に痛痒を感ずる事には、必ず牽制力を發するを常とす。されば幕府廢すれば藩も亦將棋倒しとなるは見易き理なれど、去年來まゝ識者間に行はれたる廢藩の說には耳を假すものなかりき。然るに江戸征定後、朝廷は今年度政費の支出に關して、幕府直隷地の租入を調査せしに、其實收入は二百萬石に足らず、餘は萬石以下の小名より御家人にまで配分せられ、而も元祿以後は配分地も盡きて諸藩に誅求朘削し、今や四方の怨みを集めて、廢滅する行掛りとなりゐるを發見せり。よりてこれを推して諸藩の內容を知らむと、全國藩地の分割地圖を色彩分けにして作りたりしに、恰も細密なる更紗形附の模樣を觀るが如く、即ち藩制の永續すべからざることを眼前に知りたりき。されど、猶廢藩をいふものとてはなかりしに、玆に退引ならぬ事ぞ迫り來りたる。

判物書換の處置

由來大小名の領地は、遠く上古の開墾所有より、莊園の免許、近くは幕府の配分したる家に至るまで、盡く世襲する例にてありたれど、其證券となる將軍の判物は一代限りの效力を有し、將軍宣下あれば新に判物を與へ、若し之を得

ざれば所領の效を失ふ大法にてありたり。當時此判物書換は、今の證劵の名前書換程のものに看做されたれど、法律上是にて所領の效力を具有したりしを以て、安政に家茂將軍の授與ありしのみにて、慶喜將軍の如きはまだ之が授與をなすに及ばずして幕府は終りければ、今度は天皇の御璽にて領地の證劵を賜はるべき歟の問題となり、是に於て參與木戶、大久保等の諸士みな頭腦を痛めたり。

公は天下の重望を負うたる藩主として、其持論の如き輕々しく言ふべきにはあらざりきといへども、識者は竊に之を了解しゐたり。蓋し公は初めより長崎の任務を果さんとて、攘夷論の貫徹に力めらると雖も、其炯眼は世界の大勢を照し、よりて將來は開國して盛んに國威を宣揚すべしとて、夙に此に向つて驀進せられたりしが、一方亦大藩主の位地を以て、前薩摩侯と協心し、諸藩を一致して勤王の大義を宣べ、以て廢幕廢藩の兩驛站を經て國家の統一に達せんと豫定せられたりしにて、唯問題はその緩急にありたり。而して諸藩は、國事に藩屏の任を盡すの義務ある所より、自然の行係りにて勢

廢藩は佐嘉人の豫想せるところなり

力を競爭し、ために遂に勤王の名義に墜つるとゝもに、廢幕を遂ぐるも猶藩力を以て爭はんと欲して、却て皇政一統の業を攪亂する狀態に陷りつゝありしが、我藩のみは、長崎攘夷の責任に專らなりしを以て、其思想は初めより單純なり。初め長尾遁翁の、幕府の態度を大盜借神兵と喝破して、日本一君の論を唱へてより、枝吉神陽其義を發展し、天智天皇の國無二王、兼幷天下、可使萬民、惟天皇耳とて、封土領民を獻ぜられたる歷史は、早く其社中に講究せられ、弟の副島次郎、及び大木民平、大隈八太郎、江藤新平等も今はみな朝にありて、方に其歷史の繰り返さるべき際會は到達したり。唯逝ぬる戊午年に、神陽が、弟次郎をして京都に廢幕を建白せしめて、公に譴責せられたるは、藩内一統を破るによるものにて、我藩の特に一致を重んずるは、藩初に龍造寺一族が堅く一致して藩祖直茂公を推轂し、豐臣關白を迎へて領土を取り止めたるに由來し、今世界の大變化に際して、又英明の公が國內一致を標榜しつゝ王事を勤めらるゝに對して、益、藩の一致を鞏固にして之が推轂に力むべしといふが藩中の意思なりき。故を以て勤王の大義に於ては、藩學專修

天下の視聽公の態度に集る

の相良宗左衞門も、枝吉と一致して楠公義祭を創め、而して其席上、廢幕に繼いで廢藩となるべしてふ論は、委曲に討論せられしが、公亦陰に之を了知せられ、學識ある者もみな之をいひ、只時期如何を顧みるのみなりき。然るに倒幕の主張者たる薩長兩藩は、公を假りて私を遂ぐるの誹りを受け、取つて代はるの野心ありと疑はれたりしを以て、諸藩睨み合ひて權勢爭奪の內亂復た燃上がらんとする憂虞あり、一方には廢藩論の潛勢力を生じつゝあれば、朝廷の中流底柱たる公の態度は視線を集めたり。

かゝる處に諸藩の判物改授を機密に議するに及びければ、和漢の碩學を以て推されたる副島次郎は、侃然として兼二幷天下一可レ使二天下一惟天皇耳の歷史を提起し、大木、大隈も之を把持しければ、斯論は木戶、大久保、後藤等の耳朶に徹したるとゝもに、不統一の極致を描き示せる彼の更紗型の地圖は、木戶をして、天皇の御璽にて土地を私有せしむるならば、日本は夫れまでなりとの浩嘆を發せしめたり。是に於て木戶は、決心して藩主毛利慶親卿に慇懃に說辭を盡し、領地を朝廷に獻納ありて國家統一の業を建てらるべしと啓沃

版籍奉還四藩に議せらる

し、遂に其承諾を得たりければ、之を副島、大木、大隈、後藤、板垣等に謀りて閑叟、容堂兩侯の同意を得しめ、一方大久保は薩摩の隅州に說き、以て四藩一致の下に率先して此大事を成し遂げんと申し合せたり。副島、大木、大隈は、之を公に啓してその承諾を得るは仔細なけれど、領土を返納して藩の終りを告ぐるの時期の到著を告げなば、流石に公も病體の上に落膽せられんと痛心したり。公は此頃寒威少しく緩みたれば、郊外の處々を散策して運動の攝養を專らにし、政事には餘り氣乘りせぬもの丶如くにて、其口占の詩にも、

不管世間春色催、梅花風骨脫塵埃、如今無意和羹事、野水橋邊自在開。

とつらねられしが如く、平定後も滿朝只眼前の小功名を爭ふのみなるを以て、やゝ厭世の感あるに至られたり。蓋し主上の東京より還幸ありし後は、皇政の大經綸を畫策して國威宣揚の宏謨を圖るべきに、朝臣は纔に內亂の鎮定に其功を誇張して賞を迎ふると共に、富貴の競望に腐心し、因て偶語頻りに起り、人氣益險惡になりて再び騷亂を挑起せんとする兆あるに失望せられたる詠に窺はるゝなり。又長者町邸の獨步園卽事を題とせる詠に、

早知富貴不須論、幾度蓴鱸驚客魂、橋畔放舟春載酒、村前駐馬夕敲門、叨聯鵷鷺嘆才拙、獨玩琴書厭世喧、衰病無心著冠冕、藝鋤獨歩百弓園。

とあり。さきに元治の公武合體あるや、海内一致國威宣揚の始めを開いて經綸を圖るべきに、直に其功に居りて褒賞の榮譽を徼へ、將來を等閑に附して國事を紊亂せしめしが、今又その轍を廻りて省みるところなきを以て、かくは其詩句に、厭世退隱の情を盛られたるなり。斯頃公は病によりて出仕に不參多く、痛くその氣力は衰へたり。蓋し公の病は胃腸神經症に原因せるものにて、餘りに聰明なるが爲に憂國の度も強く、外容は健氣に見ゆれど、感情は鋭敏なれば、數百年來の領土奉還は、亦病勢を增進せしむべきものあるを以て、曩の三人は大に痛心したりしが、さりとて已むべき事ならねば、面前に出でて、副島より發言して事の次第を陳じたれば、公は蹶起して容を動かし、何に長州が領地獻納に決心したるか、是にて皇政復古は出來たるぞとて、喜色に面をかゞやかしつゝ、容堂には異議はあるまじきも、薩摩は如何と問はれたり。よりて大隈は、西鄉は久光公に快からぬ事情あれど、大久保熱

公版籍奉還の成るべきを聞いて愉悅す

心に此事を纏めんと苦心しつゝあれば必ず要領を得べしといひしに、公は點頭いて、長土肥の決心を固めたる上は、隅州獨り否み得まじ、速に事を運ぶ樣にせよ、遲々すれば面倒起るべし、是にて王政一新はなりたりといふべく、予は此事を實に心配し居たるなりとて、氣色快然、爾後著手の順序などより自己の病體に亙りて言及せられ、國家統一の前途は世界に對して多事なるべきに、唯是まで御大名育ちに慣れたる兒子等の、若輩器量に乏しきことのみ心配すと語られしが、その少しも修飾なき眞情の溢れたる態度には、いづれも皆感服せるよし、後に三人の異口同言に話すところなり。　此後も公は邸にありて病を養はれしが、或日筆を搦めて雙幅の竹を書き、

輪囷磊磈難涵養、迸出槎牙灑滿幅、腕法休嘲背古人、胸中別自有成竹。

と題せられたり。　蓋し胸中の成竹は、數百年來成形したる封建階級制を撤して國郡の舊に復する政策をいはれたるにて、以て當時の非難に酬いたるものゝ如し。　又

晴竹如愚雨竹癡、笑他骨格乏奇姿、縱橫風竹無拘束、恰似倥翁被酒時。

の詩は他を嘲りたる意にも解し得らる。斯く俄に元氣づかれたるは、版籍奉還後よりの事なり。公の明哲にして國家に忠誠なる精神は、實に人の意想し及ばぬ所なり。

四藩の版籍奉還

斯くて、大久保も苦心の末に當主の承諾を得たりしかば、四藩連名にて版籍を奉還することゝなり、正月二十三日左の表文呈出せらる。

臣某等頓首再拜謹で案ずるに　朝廷一日も失ふべからざる者は大體なり、一日も假すべからざる者は大權なり、天皇肇て國を開き基を建給ひしより、皇統一系、萬世無窮、普天率土其有に非ざるはなく、其臣に非ざるはなし、是大體とす、且與へ且奪ひ、爵祿以て下を維持し、尺土も私に有する事能はず、一民も私に攘む事能はず、是大權とす。在昔朝廷海内を統馭する一にこれにより、聖躬之を親らす、故に名實竝立て天下無事なり。中葉以降綱維一たび弛み、權を弄し柄を爭ふ者踵を　朝廷に接し、其民を私し、

其土を攘むもの天下に半し、遂に搏噬爭奪の勢成り、　朝廷守る所の體なく、秉る所の權なくして、是を制馭する事能はず、姦雄迭に乘じ、弱の肉は强の食となり、其大なる者は十數州を併せ、其小なる者猶士を養ふ數千、所謂幕府なる者の如きは土地人民擅に其私する所に頒ち、以て其勢權を扶植す、是に於て乎　朝廷徒に虛器を擁し、其視息を窺て喜戚をなすに至る、横流の極滔天囘らざるもの茲に六百有餘年、然れ共其間往々　天子の名爵を假て其土地人民を私する跡を蔽ふ、是固より君臣の大義上下の名分萬古不拔のもの有るに由なり、方今大政新に復し、萬機之を親らす、實に千歲の一機其名あつて其實なかる可らず、其實を擧るは大義を明にし名分を正すより先なるはなし。　嚮に德川氏の起る、古家舊族天下に半す、依て家を興すもの亦多し、而して其土地人民これを　朝廷に受ると否とを問はず、因襲の久しき以て今日に至る、世或は謂らく是祖先鋒鏑の經始する所と、吁何ぞ兵を擁して官庫に入り其貨を奪ひ是死を犯して獲る所のものと云に異ならんや、庫に入るものは其賊たるを知る、土地人民を攘奪する

に至つては天下これを怪まず、甚哉名義の紊亂する事、今や丕新の治を求む、宜しく大體の在る所、大權の繫る所、毫も假すべからず。 抑臣等居る所は卽ち 天子の土、臣等牧する所は卽ち 天子の民なり、安んぞ私に有すべけんや、今謹で其版籍を收めて之を上る、願くは 朝廷其宜に處し、其與ふ可きは之を與へ、其奪ふべきは之を奪ひ、凡列藩の封土更に宜しく 詔命を下しこれを改め定むべし、而して制度の典型軍旅の政より、戎服器械の制に至るまで、悉く 朝廷より出で、天下の事大小となく皆一に歸せしむべし、然後に名實相得、始て海内各國と竝立べし、是 朝廷今日の急務にして、又臣子の責なり、故に臣某等不肖譾劣を顧みず敢て鄙衷を獻ず、 天日の明幸に照臨を賜へ、臣某等誠恐誠惶頓首再拜以表。

正月

毛利宰相
島津少將
鍋島少將
山內少將

諸藩續々輩に倣ふ

朝廷は之を受けられたるも、事體重大なれば姑く何等の御沙汰なかりしに、事は忽ち漏傳し、他藩これを聞きて續々と版籍奉還を願ひ出でたり。我三支藩はもと內證配分として版籍中に含みたれど、維新後は獨立の藩に認められたれば、我々領知は版籍中に付別段に奉願せざる次第を御執奏下さる樣にとて、紀伊守、甲斐守、備中守より連名の書面を差し出しゝを以て、又之に副書して執奏せり。

二十四日車駕再び東京に行幸せらるゝ布告あり、左の如し。

昨年還幸之砌、被仰出候御沙汰之通、　伊勢大廟御參拜、東京　御再幸、來三月上旬御發輦被爲在候條被仰出候事。

是に於て、前月差し出したる版籍奉還に對して、左の通り仰せ出さる。

今度其藩々上書之趣、土地人民版籍奉還可致之旨、全忠誠之志深　叡感被思召候、尙東京御再幸の上會議を經、公論を被爲竭、何分之　御沙汰可被爲在候得共、版籍之儀は一應取調べ可差出之旨、被仰出候事。

公は近侍の田代兵助に旨を含めて佐嘉に遣はし、上表の事を少將公に告げ、

政府をして版籍の調査をなさしめらる。かの正月に中納言様の仰出しとて家政、藩政を分離するの緒を挑げおかれたりしが、是にて其時より既に公の胸中に成竹を畫かれたること忖度せられ、いと畏し。時に佐嘉には神代刑部が執政となりて藩政改革の草案を起しつゝありしを以て、此報は當局者中野以下の心胸を悸動せしめたるべしと雖も、薩長土と連名の事なれば、裏面には何等かの事情伏在するなるべく、よも領地を直に收公せられはすまじと恃みたる有様なりき。此名分大義論は、早晩廢藩の擧をなさしむべしとは時勢を曉知したる者の首肯したるところなれど、故老輩は稍知識ある者も未だ曉らず、猶藩は永續するものと信じたるが如く、存外に平穩の狀態にてありぬ。

大阪に病院を設けたるにより、荷蘭醫師ボードインは、長崎より聘せられて大阪に著したりしかば、公之を聞いて、その診察を受けんと、七日間の告暇にて二十五日より大阪邸に赴き、二月二日に歸京せらる。朝廷には、來月上旬の御東幸につき、大小侯伯へ左の通り達せらる。

當春再東京へ行幸に付、天下之大小侯伯中下大夫上士に至る迄被ㇾ爲ㇾ召、與論公議を以國是之大基礎可ㇾ被ㇾ爲ㇾ建　思召に付、大小侯伯中下大夫上士に至る迄、悉四月中旬を限東京へ參著可ㇾ致、尤道路之遠近も有ㇾ之儀に付、各其心得可ㇾ有ㇾ之御沙汰候事。

但昨春兵馬倥偬國事多端に付而者、上下之疲弊不ㇾ一方、深く大儀被ㇾ思召候得共、右會議被ㇾ爲ㇾ在候者實に天下の大事件に付、各　御趣意を奉戴し、成丈輕裝無用冗費無ㇾ之樣、厚被ㇾ　仰出候事。

二月十一日公に御東幸に隨行すべき命あり。

去年春東上あるや、公は內國一致は會議公論によるべく、今日の大變革は世界の公論に迫られたるものなるを以て、將來の國政は議事院によりて統一せらるべしと量定せられたりしが、立朝の始め發表せられたる政體は、議政官を行政官の上に置き、三條、岩倉兩卿を始め有力諸侯等は、みな上局議員となり、又出でて行政官ともなる多かりき。　而して公は春嶽、容堂等大諸侯と意見を上局に協諧せられたるを以て、重大の事には勢力ありたれども、一

侯伯諸大夫召集の理由

藩政改革遂に副島次郎の歸國を促すに至る

方下局に至りては、其後諸藩より貢士の徵集ありたりといへ、いづれも用をなさず、各藩の志士亦偏私の事多くして公議の實少しとの非難ありしかば、猶良法を講究して已まざりしに、今度版籍奉還となり、重大事件を議定すべきことも亦打ち集ひたれば、茲に前年慶喜將軍が召集したる諸侯會議を擴張して、侯伯諸大夫等の大會議を召集するに決し、一方には又諸藩より大政を議するに堪へたる人物一兩員を選拔して、公議人として差し出す樣に達せられたり。當時公論公選を高唱せられたるは、公胸中の成竹より出づるものにして、飽くまで此を以て國內の一致一統を希圖すべしといふが、公の雅量にてありたるなり。

公副島、江藤を隨へて歸國す

二月十六日去冬羽州より歸陣せる兵隊にして、猶京都守衛として留營したる者に對し、公は特に使者を遣はして之を犒ひ、滯陣の大儀を慰勞せられて皆に酒を賜はれり。かゝる處に佐嘉より福島禮助到著し、參政よりの書

當春再東京へ行幸に付、天下之大小侯伯中下大夫上士に至る迄被レ爲レ召、輿論公議を以國是之大基礎可レ被レ爲レ建　思召に付、大小侯伯中下大夫上士に至る迄、悉四月中旬を限東京へ參著可レ致、尤道路之遠近も有レ之儀に付、各其心得可レ有レ之御沙汰候事。

但昨春兵馬倥偬國事多端に付而者、上下之疲弊不二一方一、深く大儀被二思召一候得共、右會議被レ爲レ在候者實に天下の大事件に付、各　御趣意を奉戴し、成丈輕裝無用冗費無レ之樣、厚被二　仰出一候事。

二月十一日公に御東幸に隨行すべき命あり。

去年春東上あるや、公は内國一致は會議公論によるべく、今日の大變革は世界の公論に迫られたるものなるを以て、將來の國政は議事院によりて統一せらるべしと量定せられたりしが、立朝の始め發表せられたる政體は、議政官を行政官の上に置き、三條、岩倉兩卿を始め有力諸侯等は、みな上局議員となり、又出でて行政官ともなる多かりき。而して公は春嶽、容堂等大諸侯と意見を上局に協諧せられたるを以て、重大の事には勢力ありたれども、一

侯伯諸大夫召集の理由

方下局に至りては、其後諸藩より貢士の徵集ありたりといへ、いづれも用をなさず、各藩の志士亦偏私の事多くして公議の實少しとの非難ありしかば、猶良法を講究して已まざりしに、今度版籍奉還となり、重大事件を議定すべきことも亦打ち集ひたれば、茲に前年慶喜將軍が召集したる諸侯會議を擴張して、侯伯諸大夫等の大會議を召集するに決し、一方には又諸藩より大政を議するに堪へたる人物一兩員を選拔して、公議人として差し出す樣に達せられたり。當時公論公選を高唱せられたるは、公胸中の成竹より出づるものにして、飽くまで此を以て國內の一致一統を希圖すべしといふが、公の雅量にてありたるなり。

公副島、江藤を隨へて歸國す

藩政改革遂に副島次郞の歸國を促すに至る

二月十六日去冬羽州より歸陣せる兵隊にして、猶京都守衞として留營したる者に對し、公は特に使者を遣はして之を犒ひ、滯陣の大儀を慰勞せられて皆に酒を賜はれり。かゝる處に佐嘉より福島禮助到著し、參政よりの書

面を差し出せり、其文は左の如し、

今般御國政御改革に付而者、何れ可然人才御登用無之而不相叶、然る處相應之人柄有之兼候に付、不得止事副島次郎被御申請、急に歸國仕候通被御取計度旨委細福島禮助相含越候條、中納言樣へ申上、其取計可有之旨云云。

福島は佐嘉の狀態を具陳し、書生の矯激なる論は、その反動を起す虞なしとせず、尤も兵隊改革の要求は、實戰經驗より起れるものとて、多少の相忤ありと雖も之を處理するに難からざれど、亦其事は藩政の改革に關連するを以て、所詮朝政の體面を知りたる人にあらずんば、局に當り難く、是まで當局したる河州、中野のみに依然御委任あるはよろしからずとて、彼等の信用に乏しき事情を說明したり。公は之を聞き副島、大木、大隈を召して御相談ありし結果、副島歸國に決せられたりと雖も、是は予が往かでは成るまじとて、亦親ら歸國あるに決し、左の書面を差し出されたり。

鍋島少將儀國事改革に付御暇奉願歸國仕候處、右改革筋に付國情折合兼候次第申越、於私も甚心配仕儀に御座候、右に付甚以奉恐入候得共、暫時御

暇被下度奉願候。且又副島次郎者徵士之儀に付、國政之儀に而容易に奉願儀も奉恐入候得共、國情細碎相心得候事に付、出格之以御評議暫時拜借被仰付被下度奉願候。右等甚恐懼之義御座候得共國情不得止次第に付、願之通被仰付被下度、偏奉願候。

二月　　鍋島中納言

公亦歸國に決す

三條、岩倉兩輔相も、版籍處分の以前なれば、是を大に心配せられ、侯伯會議まで猶時月もあれば、速かに歸國あるべく、副島同伴の事も無論承允なりとて、二十日に左の通り達せらる。

政府御少人數の折柄に付、願之趣難被聞召屆候得共、國情不得止次第に付、暫時御暇被仰出候間、早々歸國四月中旬迄に者無遲々東京へ參著可有之。將又副島次郎儀も舊藩無餘義に付、同役御人少に者候得共、少時御暇被仰出候間、用辨早々相運候上者、東京へ參著可致候旨、被仰出候事。

公は、副島の碩學にして剛毅木訥の性格あるは、書生等を高壓するに十分なりとせられしが、更に彼の機略あるよりして、決して書生論を偏信して他面

の激昂を惹起することなきを信ぜられたりき。如此彼は朝に在つて簡要の機務を論斷するに適材なれど、藩政は士民に直接し、生活の細故に渉るが故に、能く大體を失はずして之を處理する敏活の手腕あるものにあらずんば、久しき武治の習弊を爬梳して王政一統の文治に就く始めをなし難きを以て、一時人氣の鎭靜を圖るのみならず、更に藩制の基礎を草創し得べき者を隨へ歸らんと欲せられたり。然るに前卷第九十三章第四項に述ぶるが如く、かの江藤新平は去年江戸城を收むるの初めに、鎭將府の民政會計營繕を兼ねて快刀亂絲を斷つの才力を發揮し、今は辨官に中辨となつて庶務文書に應接し、未だ驥足を伸べ得ざりしが、公は其器量手腕を深く器識せられ、よりて之を輔相に請うて連れ歸る事とせられしを以て、江藤も悅んで官を解いて隨行することゝなれり。是に於て公は二十二日に參內して御暇を乞はれ、二十三日副島、江藤及び福島を隨へて京都を發し、二十七日大阪より電流丸に乘り込み、海程二日にて二十九日伊萬里(久原)に上陸し、三月朔佐嘉城に著し、少將公と共に本丸に住せらる。

久米草案の起稿に時月を要して彈劾を受く

佐嘉なる藩政改革の起草者久米は、是迄の藩は殿樣の御家中なるため、內外の關係、禮儀形式等の面倒ありたれど、家政を拔き去つたる上は、單に政兵民財の四本柱に假屋をおつ立て、下屋廂をおろせば足る、週旬にて草案は成るべしとて取り係りしに、是まで長き藩政間に雨後の菌の如く簇生したる職掌の分合、局の名稱、內外の關係等の細故の引き分けに繁雜を極め、因て半月に及ぶも成らざりしを以て、學館の生徒は漸く喧囂、遂に大會を催して久米に政府と學館といづれかの一にその職を定めよと迫り、久米の、今數日にて政府の用はすむべく、少し忍べと諭すに耳を藉さず、酒を煽りて益、迫りたるにより、久米は然らば學館を辭すとて、歸來直に辭表を突き出したり。監察局にても亦、久米が老儒の武富を排斥しながら生徒の敎勵を怠り、日々城中に閉ぢ籠る怠職を彈劾せんとせり。然るに其比は起草案も略ぼ成りたりしを以て、久米は學館に出勤せんとせしに、學館頭人池田彌一その辭職後に出仕する不謹愼を責めたるにより、久米は草案を長森に委ねて引き籠れり。かくて幾程なく公は副島、江藤を隨へて歸城あり、三月二日政府に出座

して事の次第を聽かせられしが、其時參政よりは藩政改革調査の草案を提出したるを以て、江藤は乃ち參政に命ぜられ、よりて其草案を執るとゝもに久米には當分加勢として出仕すべく囑託し、該草案に修潤を加へ、職名などは雅俗の間を酌みて耳慣れたるを選みたりしが、又副島の考案にて施政の目的四條を定めて首に揭げ、之を製煉所に附して活版に印刷し、以て普く諸局その他關係の者に配附施行せり。

藩治規約の發表

藩治規約の一概略

藩治規約の原案は、藩政の職員を執政、參政の下に大小辨務、錄事、史生、屬吏、使卒の七等級となし、庶務、軍事、郡務、雜務四局の外に、神事局を首に置けるものにて、かくて皇政の邊幅を刷ひて政府を構成し、猶獨立を要するもの二三あり、副島、江藤逐條に議して之を定むる左の如し。

今度大政一新、府藩縣の制を以て天下一規の政體相定められ、且又藩治職制被「仰出」に因り、一藩の舊制を斟酌すること左の如し。

一　御誓文を旨とし、更に政治の目的を定む。

一　諸事　朝廷の意を奉じ藩屛の任を盡すべき事

一　武備充實の事

一　四民安堵の事

一　國中一致の事

一　公義を立る事

一　文明を進むる事

右六ヶ條を目的とし、目的に因て規則を立、條々竝行して悖らず、大小の事務を擧んを要すべし。

一　職制は別て九局とす、九局の要は之を政府に總ぶ、其庶務の已に定例ある者は各局に於て裁決すと雖も、其事體大なると、未だ定例なき者とは、亦必ず議を政府に經べし。

是最も討論せられし條項なりとす。原案は、參政分擔の事務を以て局を分ち、庶、軍、郡、雜の四にて政府を組織し、別に監察を獨立せしめ、參政五六員にて

事足らしむるを適當とすとの見配りなれど、他に獨立を要すとの疑議あるもの二三あり。其一は刑法を裁判する評定所なり。斯頃まで司法事務は只刑法あるのみにて、民事訴訟、及び警察は未だ起らず、代官の敎化禁令中に其類似の事を受理したり。故に代官は郡政に轄し、評定所は政府に轄せらるべく、且つ是まで立會評定の制にてあれば獨立に非ず、政府に屬する一局なりとの論あり。其二は會計を檢査する勘定所なり。勘定所は每歲費用の實跡によりて政務の成績を審査する職にて、白石公孫に管轄せられ、政治を監視するの意を寓したる者なれど、事實に於ては簿記の誤謬違式を檢出するに止まり、數字に疎き士には只苛細な冗務の如くに看做されたり。されど、將來之を厲行すべき事態なれば、依然之を獨立局となすべしとの有力なる議論ありたれど、遂に政府に隸し、史局にて之を兼ぬべきに決したり。其三は學校なり。公は學校敎育を重んじ、弘道館を擴張し、必要の專門科學の校を竝び建てられ、舊冬より學館にも和漢西洋の諸科を任意に講究せしむるに至りたれば、凡て之に寄せんとの議もありたれど今度までは陸海軍

學は軍事局の管轄に寄せ、醫學は全く性質を異にし、東京にも大學南校を建てられたれば、別に獨立局となすに決し、遂に九局を分つに至りたり。

一　闔藩の制度は三家及び三等官以上及び政府出仕の諸家來大寄合の舊例に從ひ會議すべし、但し規章一定の後は、大弊害あるに非ざるよりは、春秋分の日を以て會議の定日とす。

將來は、會議を起して公論に從ひて決する政體に由らざるべからずとは、公の時局變化に對する深慮にして、故老に對しても其微意を諭し、是れあながち今の創意にあらず、祖宗以來、國家の大事の、著座以上の大寄合にて議決せらるゝ法を建て置かれたるは、卽ち其旨意なりとて納得悅服せさせられたり。されば、特に其大寄合の規定を掲げたる條項とす。是時朝廷には、東京大會議を起す準備中にて、有志者の論は此に集りたれど、會議法の知識甚だ乏しく、藩は政府改造に忙殺せられ、此大會議をなすの暇なき内に、朝廷の藩制定まりて頒行せられたるを以て、遂に之を起すに及ばざりき。されば、立憲政治の步武は既に此より擧げられ、十餘年後に故老の要望にて家法條目、

を定めて、家政を議定するの端はこゝに發せり。

一　凡そ建白する者は之を政府に持出すべし。

武士の習風は、公事を私室に内議し、動もすれば沙上の偶語をなすを以て、朝廷言路潤開の意に遵ひ此條を揭げたれど、公然と建白をなす者はなかりき。

一　閤藩の身格は國老、准國老、士、卒の四級に定め、職は輕重の品を分て七等とす。

一　一等官竝に高二千五百石以上を國老とし、二等官を准國老とし、三等四等五等を士とし、六等七等を卒とす。

一　兵士は五等、兵卒は七等とす。

階級撤廢の聲は大政維新について高調せらると雖も、舊政は階級の中に組織せられ、容易に之を動かし得ざるの事情纏繞せり。是迄の藩政は、軍隊結束の必要によりて、身格の階級頗る繁く、國老に御親類(宗室)同格、連判、加判、著座(番頭)、准著座(手明鑓頭)、物頭、士(侍)、手明鑓(下士)の七級あり、手明鑓の侍となるには特に居形を改むるの命あり、下輩の手明鑓に進むと同じかりき。是に於て

其繁を痛滅せんと議し、連判以上の家を國老として待遇することゝなし、二千五百石の神代、深堀兩家までに止め、加判家は著座として、其人に應じて加判の命ある格なりしを以て、之を二等官と共に准國老と稱へたり、以下は手明鑓を併せて士となし、猶時々の詮衡によりて等級を命ずることゝなりたれば、實は國老及び士の二級を存したるなり。

一　門閥を廢せずと雖も、士庶人の才德ある者は、舊制に從ひ一等官に昇るを得ること勿論たるべし。

一　高二千五百石以上は現兵、以下は兵賦其高に應じ之を課す。

朝廷の大號令より匹夫も徵士となり、朝官に昇るを得、而も門閥を廢する得ざるは、封建の下は藩內も亦封建にて、次條に定むる現兵兵賦を差別せざるを得ぬ事情の、稍々に繼續したる故なり。　兵賦とは卽ち高割に兵費を徵收するをいふ、現兵には團を設けて軍事局に隷せしむ。

一　文武學校に於ては、身の等級に拘はらず、學校の規則に從ふべし。

一　監察の糾劾は直に藩侯に言上す、監察の糾劾當らざるものは政府之

を彈ずるを得べし。

監察は、侯の耳目を託せられし者、其見聞する所は、侯たりとも、法に依りて處すべく、亦以て嚴格の職任たり。されど知能ある者は、活動的の職に用ゐられ、ために多く方正の人任ぜらるゝを以て、法に拘はりて利害得失の是非を誤り易く、而も其因習は屬下に弊を積み、監察の無能にして吏務を妨害すとの非難多きを以て、寧ろ之を廢せんとの論もありたり。さはれ政務に彈劾の官は無かるべからざるに決したれど、糾劾の當らざるは、却て政府をして彈ずるを得しめたれば其權威の半を失ひたり。爾後小監察等は舊慣に泥み、猶拘りたる糾彈をなし、市郡令の間に諍論を引起しつゝ廢藩に接したり。

一　闔藩の刑法は、各郡邑に限らず盡く議を評定局に乞ふべし、舊制の如く立會評定して後、死刑以上は之を朝廷に奏す。

各郡邑とは市令、郡令及び國老の在所をいふ、皆教化禁令を委ねられ、其懲戒譴罰をなすを得れども、刑法にかゝる事は必ず評定局に照會したる上に處置せしむるなり。立會評定とは、是まで刑事の重なるものは、究役（糾問の職）が監

察の立會にて糾問甘結したる口供を政府に提出し、政府の相談人(參政)が吏に之を糾問し甘結したるを終審となし、之に據りて判決を下すもの、是を御立會と稱へたり、其舊制に依りたるなり。

一 小權を以て大權を犯し、私議を以て公事を妨げ、己の務を措て人の務を問を禁ず。

此末條は前の建白の條と相須ちて見んを要す。是まで藩士は、軍隊紀律の中に、平時には家族協濟を謀りたるものにして、何事も情實に牽かれ、政治思想に乏しく、法理公義を重んぜざる所より、皇政變革に對して徒に懷疑を生じ、自ら方向を誤るを以て、之を警告せられたるなり。思ふに此條は青年者には曉鐘となりたらんも、故老は能く理解し得たるにや覺束なし。市郡には市令、郡令の正副(錄事、史生、屬吏は前の如し、下同じ)を置き、郡令は上佐嘉、川副、市武、横邊田、皿山、諫早の六所に分つ故の如く、郡務局に管轄せしむ。軍事局の下には陸軍所及び器械建圖幹事、司廠を置き、海軍所を別にして大小幹事を定め、主任船將の下に事務を執らしむ。郡政局の下に檢地、隄防幹事あり、雜務局の下に

史局

修理、精煉幹事、司庫、司倉をおいて金穀の出納をなさしむ。大配分地は、軍事局にて團結を設けて管し、餘の民政は郡令に比す。政府に史局を置き、大小史を大小辨務同等となして庶務に小辨務を省く。是は元の請役所に案文方、記錄方、境目方あり、臨時に機密を議する仕組所あり、内廷に御代物方ありて、皆學館出身の才學者を任用し來れるを集合し、年行司の事をも兼ねたる局にして、幕政が朝政に豹變したるを當惑せる故老の諸問員に充てたり。因て該局を政府の樓上記錄方に設けて機密所となし、濫りに出入するを禁じ、副島、江藤は此を休息所となし、特に茶菓を供し、書齋の如くに假臥箕踞して書生の舊態に復しながら、局員と共に事務の贊談論決をなし、時に政府の議に列席するなど、總て改革の機能は此局より發動して施行せられたり。

諸役任命

鍋島河内を執政となし、參政以下の任命あり。參政は中野數馬を庶務に(神事を兼ぬ)、前山清一郎を軍事に、張玄一を郡務に、深江助右衛門を雜務に充て、藤本桓作に評定所を擔任せしむ、前山の外は皆故老なり。次級各局の大辨務は頗る其人を選まれ、庶務に相良宗左衛門、野田素平、軍事に福島禮助(陸軍)、中牟

田倉之助(海軍)、郡務に中山平四郎、雜務に加賀權作を命じ、大吏には起草委員の長森傳次郎、久米丈一郎を其儘に命じ(久米は神事と勘定所とを兼ぬ)、市令は高木文六、郡令は市武に吉村謙助、川副に原口重藏、横邊田に八並次郎助、諫早に三好助次郎を命じ、皿山は百武作十故の如し、是を働き役として、新に擧任せられたる者中に居る。 富岡九郎左衞門は、前年小城の奸物といはれたる太田藏人刃傷事件に坐して、禁獄せられたるを以て、志士に推崇せられ、即ち書生は參政に推擧したりしが、副島、江藤は郡令の適任として徵用し、上佐嘉に命じたり。小辨務は大辨務の推薦に聽いて、軍事に石丸源作、郡務に小森善平、雜務に綾部新五郎を命ぜられ、よりて彼等は局内の事務に主幹となりて之を取り扱へり。 かくて舊政府の附近に儀式を行ふ廣間の空虛したるを仕切り、之を各局となして、僅少の人員にて事務を執り、習慣的に無用の形式手數に拘束せられし從來の煩勞牽制を除きたれば、事務の運用敏速にして、熟練の老吏も、早く此の如くならば我等無益の苦勞はせざりしものをといふなど、是まで先輩が藏拙のために形式を繁くして、後輩を屈折せしめたる習弊の塵芥

は、爰に大掃除に逢ひて排去せられたり。亦愉快なりといふべし。

事務章程の不備

かくの如く藩治規約の職制に規定したる各局の事務章程には、是までの分職を略ぼ點檢して其綱要を簡單に擧げてあれど、從來紛雜に役所を設けて取扱うたる事務の配附は明了ならず、漸次に刷新する必要は第三義に附したるによりて、その施行せらるゝに及んで、庶、軍、郡、雜四柱の建設に名稱相異したるを以て、執務者は惑うて新舊の比較を表示せられんことを請求したり。されど史局は是を不可となし、各大辨務と譜談し、鍋島の家中が天皇の政府に直隷したるは、殼を脱ぐ蟬の如く、翅の硬化するを俟ち得て元の蛹形は忘れざるべからず、庶、軍、郡、雜の分轄を大體より觀るに、藩内の土地人民中に士卒の給祿を受けたるより生ずる任務は、總て軍事局に管轄せらるべきも、他は普通の人民にして、町人百姓と同じく其居住生業を市尹、郡令に支配せらるべきを以て、所謂郷に居ては郷の進退に從ふの通理に服するを要す、卽ち郡務局は土地、人民、租入の總てを管轄して民政をなすべく、元の郡方とは全く異なるべし、租稅の總ては雜務局に收入して支拂をなし、錢穀の總

諸役所整理の困難

てを此に管轄す、かくせば三局の分掌は自ら明白なるべし、而して各局に關連する總ての統轄と、各局の分掌せざる所のものとは、政府の本職にして、之を庶務局にて取り扱ふべく、庶は雜を意味し、瑣細の事なりとも各局の分掌せぬは此にて取り扱ひ、疑義は史局に質問すべしとて、此大意を以て職掌を引き分くる事となしゝに、讀書種子には推理の判斷力ありたれど、役人育ちの熟練者は、却て舊習に牽かれて惑ひ、或は數日を經て始めて了解し、或は早く會得せる新進者より辨解を與へられたるなどの笑話もありたり。

さはさりながら、舊來の各役所を新置の局に分配するには、多少の時日を要したり。其一例を擧ぐれば、是まで郷普請方、郷方、檢者方を會所の三役所と稱へ、民政の要職として藏方に屬せしめしが、就中甲は河渠道橋等を修繕し、丙は年々の地租を檢定するを以て、兩者の、土地、人民、租入を掌る要職なるは檢者にて定めて料米と現夫との兩樣に課賦し、料米は雜務收入の一夫項なれど、現夫亦租入の性質を有したりしを以て、其所屬に關して異論の紛々郡務につくべきは論なけれど、公役人夫の使用を掌る乙のみは、夫料課賦率

佐嘉の封鎖破る

を見るに至り、遂に料米を除くの外、現夫の使用は郡務に屬すべく決定したり。又正月の官制にては、里山を雜務に附したれど、今度は郡務に附したりき。蓋し是までの職掌は、時々の便宜の下に設けられしものとて、存廢常なく、而して役所の競合(せりあひ)によりて、その修理を失ふことあるのみならず、外廷と御側と互に確執したりしため、御都合と稱して押し來りたるものなれば、細目の分配を定むるには、大にその調査に勞したり。かくて夫れまでの間は、小吏はいふまでもなく、參政連も新舊の急變に當惑したるを以て、その概略を比較して示したりしに、舊制の定體なきは自らこゝに暴露せられたり。故に一方には職制の廢合によりて、舊掟を廢して新法を改定する必要を生じたりしを以て、先づ正月の官制にて、政府に屬せる年行司の掟、卽ち戸籍法を改め、旅行、婚姻、居住、及び土地賣買を開放して隨意となし、藩內の道路通行をも開放したれば、是にて佐嘉の封鎖は破れたり。

ついで又租稅の諸收入に不急のものあるを廢し、以て王政の仁恩を示さんとの論ありしかば、是までの總諸收入の條件を書き出さしめしに、其繁雜

なること數十條に及び、而も其名目(卽ち理由)の明瞭ならぬもの多かりしが、更に一々に之を質問して其辨解を得るに及び、容易に免除し難き理由を具せざるはなかりき。其中に二勺米と稱ふるものあり、一に人改料といひ、毎年の人改めに人別一人につき米二勺を抽んづるものにて、二勺米の名稱はこれによるものなれども、其人改めなるものは舊き法にて、今は只家株となりて其米を收納するものなりしかば、是こそ抹殺すべけれとて異議なく決したり。されど二勺米は、藩內總てを通計するも、約八十餘石にすぎざりしを以て、新政の仁恩は僅に人別二勺の恩露のみといひたり。加之、此人改株の所有者は藩內に三十餘戶ありて、彼等は是を給祿の如くにして家口を養ひ、家株を賣買して相續したりしを以て、今や盡く其給祿を失ひ、中には生活難に陷りたるもあり、殊に佐嘉の中町に住む一寡婦の如き、多年辛勤して貯蓄したる三十兩の金を以て、去年親戚の盡力にて人改株を買ひ入れ、今年より其給米を受けとらんと樂しみたるに、御改正にて廢止と聞き悲嘆に沈みたりしを以て、こゝに八十石の免除は恩露を結ばずして、却て生活に困難する者

を生ずる結果となり、後家を泣かすに至りては、仁政もうつかり行ふべからずと諷する者もありたりき。幕府の久しき間に、租税の士民に配附し盡されたる狀は、此にても證すべし。

佐嘉の諸學校

學校教育の改良論

學校教育は各校適宜に改良の申合をなさしめたり。是時の學校には弘道館(學館)を首とし、蘭學寮、海軍學寮、好生館、及び長崎の致遠館あり。弘道館の主とする修身學、即ち精神教育は、儒教の倫理を本として國家に服從するを目的となす、由來是を以て國の風化を統一し、從つて學說の統一を求めたれど、時代の變化は、その服從を破らしめ、君主に對する抵抗力を起さしめたると共に、西洋文明を襲來せしめて倫理を根柢より動搖せさせたり。されば學校が改革論の發源地となるは、必然の理勢なれど、佐嘉は絕倫の明主を戴いたるを以て、猶その服從心は强固にして、藩主に抗抵するを、他藩を摸擬する輕佻者と賤惡したり。故に斯輩にはさまで勢力はなかりけれど、生徒は

大に知識に飢ゑて切に改良を要求しゐたりき。蘭學寮は火術方の機關として建てられ、西洋科學の新知識を吸入し、英學の漲るにつれては、蘭式銃陣は人氣乏しかりけれど、猶陸軍學として兵隊改革の潮勢に接したり。海軍學寮は三重津に設けられたり。當時船艦には電流（八百噸百馬力）甲子（五百噸百四十馬力）皐月（八百噸八十馬力）延年（七百噸百馬力）等ありて、艦隊をなすに足り、更に追日蘭國の安港に進水したる日進（千三百五十噸七百十馬力）の堅艦も囘航し來らんとす。我藩は海軍の始唱者として、舊幕人に劣らず操縱に嫻れ、眞木安左衞門、中牟田倉之助、增田左馬之進（後に虎之助）澤野虎六郎以下將校に乏しからず、學校には松村文亮（中牟田の弟）丹羽雄九郎教導となり、蘭學より出でて英學を修め、機關造船の諸術に通じ、才能は海軍の範圍を濫るゝ力ありて、一方に囑を負ひたり。長崎の致遠館は米國牧師フルベッキを教師とし、小出千之助（光彰）亦教鞭を執りたりしに、その去年落馬して死するに及び、新進の中山嘉源太（信彬）、中野剛太郎（健明）、中島彦五郎（永元）等之を提耳したり。由來基教の牧師は、初心の普通知識を誘く機關の著書を提げて宣教に從ひしを以て、斯教に趨る者は、一二年にして横文を讀み、

長崎に病院を建つ

英語を話し、物理、地理、地誌、萬國史等の一般を知り、鎖國の底にある世人を驚かすべき知識慾を滿足せしめ得しかば、生徒の此に潮進すること盛んにして、彼等より時勢に暗きを說破せられたる生徒等は、之に煽られて學館の敎育改良を高唱せり。即ち敎育改革の唱へらるゝ原因は玆に存す。好生館は楢林蒼壽、山村良哲の兩老蘭學者にて敎導せしが、皇政となるや、醫は蓄髮して列士となりたるより、醫學興隆熱昇進したり。是より先き長崎には蘭醫ボードインを雇ひて病院を建て、我藩の相良弘安(知安)院長となり、以て永松東海、江口梅亭等の良醫を養成したりしが、今やマンスヘル代つて治療に當り、大村の長與專齋院長となり、相良は京都に往復し、國を興すには人民の健康を增進せしめて頭腦を營養せしむるを先務となすべしと、盛んに醫道の責任を論じたりしを以て、其高唱は好生館にも波動したり。されど陸海軍醫學等の科學は、物質的にして範圍に限りありしを以て、漫りに空論を盛んならしめて政治を攪亂する事はなかりき。精煉所は理化機械等あらゆる工業の試驗研究所にて、中村奇輔、田中父子等の精力により技術者を養成し、

龜川新八、藤山文一の如き良工を出したりしが、又石黒寛二の如き篤學精根の人ありて、蘭籍を潛究飜譯し、以て公の知識慾の滿足に充てたる等、其よく西洋工藝の技能を磨礪したる效驗は、一の工學校のそれに劣らざりけり。

公は福島禮助が報道を聞き、國情の不折合を甚だ心配すとて、躬ら病軀を提げ、副島、江藤を隨へて歸國ありたれど、沸論に慣れぬ佐嘉のことゝて、眞の事情はさ程にもあらず。只徵士一人歸りたるにて定まりぬべき形勢たりしなり。故を以て考ふるに、公は既に藩政改革の緖を挑げて上京あり、而も程なく版籍奉還となりたるなれば、其處分に先だち、此機會を捉へて藩制實施の模範を作り置かんと、躬ら江藤を率ゐて歸られたるにてあるべし。是時諸藩士の不穩は到る處にあり、卽ち長州は伊藤俊輔（博文）が廢藩を唱ふるを不忠と彈劾し、薩摩の隅州侯は、階級制を廢して封建を郡縣に變ずるを、天下を亂すの道と憤りしが、當時は恰も長州の大樂源太郎、久留米の小河眞文、熊本の川上玄齋などが、朝廷を破壞して局面一變を企つる始めにして、ために我學館書生の論も亦其空氣に感染せしものあり、旁々殆ど一般的に騷ぎ立

書生輩學館を議論場となさむとす

ちたりき。かくて江藤、副島の歸るや、彼等は往訪の書生に對し、藩政に當るべきは、吏務に熟練したる者にあらざれば不可なりと教誡したりしも、別に建つる所とてもなかりしに、鄰藩には割據縱横の策を講じたりし際とて、佐嘉も亦書生の元氣の興作を見るに至り、乃ち書生等は、當局者に衝動力を與ふる必要ありとて、薩長の故智を踏襲し、學館を其議論場となさしむべく、久米教諭の復職を副島に要求したり。久米は之に對し、苟も生徒に勉學論究の眞意あらば、我に優る教諭は自らありとて肯んぜず。蓋し自己にまさる教諭とは、原田敬太郎をさせるにて、彼が學館に教鞭を執れば、勉強をのみ督勵して、弘道館を議論場とはなさしめず、卽ち彼等に取りての苦手に外ならざるなり。時に去冬より生徒の飢腹に充てたる西洋普通學の譯書は、久しからずして讀み盡され、今は再び元の漢學知識を咀嚼せざるべからざるに至りしが、一方亦藩政改革始まりて繁忙なれば、副島も强ひては勸めず、遂に原田に教諭を命じ、尋で三好助次郎(諫早郡令)を教諭となし、以て共に穩當の教針を執らしむると共に、相良平作をして外生寮に當らしめ、以て童生を育成せ

しめたり。是より中年の好學者は、各信ずる書を執りて久米、原田等の宅に就いて講習したりしため、一時家塾を併せて生徒大に繁昌したりしが、やがて書生の領袖石井(竹)德久、山中等は、副島、江藤より命ぜられて、鄰藩に往いて志士の狀態の偵察に從ひたりしを以て、議論の餘は潛息したり。然るに他方には、彼等を以て、勤王を發して利を偸む徒に使嗾せらるゝ、藩の破壞者となすものを生じ、而してその朝改暮變して定體なき以上、朝廷もやがて瓦解すべしといふ議論は、保守的の人の、以て穩健の論となしたるものにて、かくて是まで學館に在りて大木と共に振起を謀りたる木原義四郎、副島謙助等は敢て出でざるに至りしも、江藤は是を、時代後れの論として意に介せざりき。然るに爾後朝廷は瓦解せざりしかば、其不平は鬱して憂國黨の結合を促すとゝもに、一方鄰藩に往いて探偵したる者の半ばは、彼に化せられて遂に征韓黨となり、かくて兩黨互に氷炭容れずして忰爭するに至りたり。

火術方の蘭式銃隊は、さきに總鐵砲介より藩の兵制として訓練せられしに、元治七月より英式に改めて施條銃(エンピール)を用ゐ、遂に後裝を用ゐるに至りき。

陸軍教習所

かくて去年東北の戰爭に、大組の舊軍制破れて、弓槍の全く廢るゝや、西洋銃隊にて、兵卒を器械的に使用するを否とする論は依然たりしも、戰場よりの歸還後、相變らず火術方の訓練あり、卽ち此を陸軍教習所となし、石田善太夫、江口十郎左衞門、田口忠藏等師範となりて、主として砲術を教へたり。凱旋の兵隊は、實戰の經驗よりして多少の改革を希望したりしが、中にも羽州にて殊功を立てたる前山は、軍事局の參政となり、福島は大辨務となり、共に兵制改革の調査をなしたりき。

田村昌宗の豪語

然るに羽州に向へる大隊長田村昌宗は、猶解隊せずして改革を監視すと稱し、火術方の緩漫なるを怒罵する七連銃隊の壯兵を勵まして、政府が改革を成し得ぬならば、武雄の鍋島上總を推して兵を擧げ、佐嘉城を乘り取つて龍造寺家を恢復し、以て佐嘉の元氣を四鄰に揚ぐべしと豪語したりしを以て、此氣燄に魅せられたる壯兵等は、友兵とゝもに快哉を叫び合へり。此の如く、當時の改革論は猛烈を極めしを以て、俗吏は神經過敏となり、常に鵜の目鷹の目の監視をなすとゝもに、監察局も亦探偵を配りたりしが、會、鍋島上總と羽州出勢に事を共にしたる田村は、歸陣の

深川亮藏の決心

後も屢〻上總を往訪音問したりければ、偵察は田村に謀叛を企つる形跡ありとなし、直に當局者に密告したりしを以て、監察より之を少將公の聞にいれたり。近侍長の深川亮藏は、これを聞くや、斯くては御家に容易ならぬ大事を引き起すべく、これを未發に制せんに若かずと決心し、指替の名刀を帶して早朝に田村を訪ひたり。兩者は共に劍法に通じ、深川は新陰流、田村は柳生流に達したりき。かくて深川は田村に向ひ、君は謀叛を企つと聞くが然るかと問ひしに、田村は、謀叛を企つとは、政府が餘り懦弱なれば、國のためには非常の事をもなさゞるべからずと言ひしなりと答へつゝ、深川の面色の唯ならざるを觀取するとゝもに、早くも室に脫きある刀の常と異なるに心附き、言を和らげて、待たれよ、君は、我言を眞に聞き受けて來りたるか、戰場より歸りたる兵士と談ずるには、氣燄を盛んにする必要あり、余が今度大隊を率ゐて戰功を遂げたるは、前山參謀、福島、原田等の協力を得たるによる、我一人の力にあらざるは素より承知する所なり、されば彼の言は單に氣燄を吐きたるに過ぎざるのみとて、打ち解けたりしかば、深川も容を改め、實は刺し

招魂社

達へんと覺悟して來れり、豪語も忌ましきに亙るべきは愼まれよとて、物分れとなりたりとぞ、後に二人相對しての話なり。

招魂社建立と公の藩政改革の態度

公は、二日以來政府に出座ありて、藩政改革の事を裁決せられ、七日には龍造寺八幡宮、松原神社に參拜せらる。是日京都には天皇御發輦ありて東京へ行幸ありし由、追々と報告し來る。かくて羽州出勢兵の京都に滯陣したるものも盡く歸還したれば、やがて其功を論じ賞を行ふの沙汰あるべしとて、戰地の現狀を報告せしめ、一方には戰費、軍需の結算納帳（是を入切納帳といふ）を促し、之を勘定所に囘附する等、多忙を極めたり。斯くて公は、上野勦滅以來、總野鎭撫、羽州戰爭及び會津征服等、處々にて戰死を遂げたる士卒のために招魂社を建設して、懇ろに奠祭を修むべしとの盛旨の下に、其建設の地所を相せしめられしを以て、伊勢屋町の日用陶器製造の窯を設けたる河曲の地を相し、竹林の區域を開撥し、此に宮宇を造營するに決し、其祭奠式は神官の者

に命じて之を調査せしめ、以て清淨嚴肅に祭祀あるべく定められたり。癸丑以來の殉難士を京都の東山に合祀するや、這般の建設始まりて、去年の戰爭に際しても、諸藩に之に倣へるものあり、此仰出しも亦その例に洩れざるべきが、頓て東京遷都となるに及んでは、朝廷にて九段坂上に招魂社を建てらるゝに至れり。今の靖國神社是なり。

廟堂を驚かしたる佐嘉の沸論が、公の歸國にて忽ち鎭定したるにつけ、公の政府に臨まれたる手采を想望して、必ず人に異なる態度あるべしとて、そを聞かまほしく思ふ者あらんも、さして異なる事はあらざりき。只父子出座ありて、參政の言上、若くは文書に裁可を與へ、時に應答、質問あるのみ、裁決流るゝが如き底の事もなければ、上下侃諤の議論もなく、只是だけは御側へ囘せとて文書を指定して起たるゝのみにて、いつも事は形式的に運びたり。されば舊に仍りて參政中野信任を受けて主に事を取り扱ひ、特に公の薫化を受けて英發になりたるにもあらず、依然さきに非難を受けし時の態度と渝りはなかりしが、唯公の歸國ありてより後は、任使の人々勵み立ちて、不思

諸役所活氣立つ

議にも、自然競ひ立つ人氣となりたり。蓋し公の性格は、人に接し、事に觸るるに及んで、先づ其美を知るに鋭敏なりしため、悪は裏面に隱れて、神妙の感化力に壓せられたるなり。副島は自ら、余は悪を悪む甚しとて、明の劉某を引いて戒めたりしが、これ博學ながら公に及ばぬ缺陷たり。かくて公の在國二十六七日の間に、副島は史局にありて嗜好の宇治茶を濃煎して喫しつつ、厚重の語調もて、弊習を掃除するに興味を生ぜし江藤と種々の改正に關して談を交へ、この談笑の中に改革は進行したり。但し此兩旬餘間に新に任使せられたる人の、各其所長について參政より主任或は調査を命ぜられたるものは、力を盡して知遇を感戴したりしが、其建白の採用せらるゝに及んで、或は失敗して譴罰を受くるあり、或は成功して褒められたるありきとぞ。これ後に至りて其人々より數〻聞くところなり。是等は、公の形式的に政府に出座ありて、平凡に事を裁決ありし間に行はれたる事なりとす。是にて當時の諸局の活氣立ちたるは首肯せらるゝにぞ。

公は東京參著を急がるゝを以て、四月の末に大辨務、市尹、郡令を召し、勉勵

によりて諸事の捗取りたるを稱し、後の事を賴むと御意ありしが、其一言は長く彼等の耳朶に存して、諸士を獻身的ならしめしよし、某々みな言ひ合へり。かくて公は東上せられしが、この諭旨こそ佐嘉に於ける公一生の別辭となりたりけれ。

第九十五章　東京行幸、朝政改正

東京に公議所開かれ、公に議定議長の命下る

公は實施せる藩政改革も既に整理の緒につきたるを以て、江藤を留めて、中野數馬等と諧談して區處條理すべく委託し、乃ち二十八日副島次郎と共に佐嘉を發せられたり。かくて筑前路を經て豐前大里に到り、四月朔電流丸に乘りて翌日兵庫に著し、肥前屋に兩宿の後、四日更に出船、六日品川より上陸して溜池邸に著せられしが、翌日の參内には、主上より御手次にて御拵への短刀を賜はれり。爾後日々出仕、議定として樞機を掌られたれど、病體氣分勝れられざるが爲めに不參の日多かりき。當時公は處々に騎乘を試み、或は散策して、以て健康を保つに勉められたり。少將公には十日を後れ、四月八日に佐嘉を發し、十八日溜池邸に著せらる。支藩の三家も會議徵集

によつて來京に決し、鍋島甲斐守先づ到著して溜池邸の公に參候せしが、爾後紀伊守、備中守も亦到著參候せり。

公行政機務の取扱を命ぜらる

朝廷には侯伯大會議を開いて國是を定め、皇政の大基礎を茲に樹立せんと、其準備に鞅掌ありしが、十四日公へ左の命あり、

鍋島中納言

當官(議定)を以て行政官機務取扱候樣被仰付候事。

四月　　行政官

行政官は三條、岩倉兩輔相にて專ら取り扱へど、皇政の大經綸を定むる際なれば、こゝに此任命ありたるなり。蓋し公の、文政、武事の實地經驗に富みて老練熟達、外國事情にも通曉せられたるを幸ひとし、岩倉輔相は京都以來屢、私邸に來訪して頻りにわりなき相談をなし、參與の木戸、大久保等も亦公に推服したりしかば、遂に此命あるに至れるなり。されど公は、病體日々の勤務に堪へざるを以て、二十八日に左の書面を差し出さる。

公行政機務取扱を辭す

私儀此度當官を以行政官機務取扱候樣被仰付、難有奉存候、然處兼而申上

置候通、近年多病之私、當官出仕も押而相勤候程之義に而、今又行政官機務取扱候樣に者何分不任所存候間、右職務御斷申上候間、出格之御仁評を以、願之通被仰付被下度偏奉願候に御座候。

四月　　鍋島中納言

是れ重要時に際しての重要職の進退なれば、裏面重要なる事情の蟠るものあらんと批評を用ゐるものあるべきも、事實は前卷第三十卷に述べたる岩倉公の談に盡されたり。即ち、大名は日々の出仕を厭ひ、殊に閑叟は病身とてその風甚しく、これが出仕は誠に氣の毒にてありたれど、衆より散地に置くを許さゞるを以て、押して任務に當ることを懇望したり、公家は攝關にても日日參朝する習慣に育ちしを以て、御儀式の外は禁中にても打ち寛ぎたれど、大名は國の君主なるを以て、日々家中を出仕せしめ、武家嚴重の格式習慣にて自ら行儀を崩す能はず、殊に閑叟が御上に對して恭敬なるは、陰にても、談皇室に亙れば容を正すほどなるにより、余はその病體を運んで出仕するを見るに忍びず、成るべく自由に攝養せらるゝ樣自らその邸に臨みて機密を

相談したれど、尚一日も職務に當らしめざるを得ず、かくて之を勞したればにや、段々衰弱の度を增されたるを以て、遂に自邸に臥して機要に參することゝなりたりといへるは、その間の事情を盡したるものなり。此行政機務の辭退よりして、來月更に議定の命ありて、兼務を都て免ぜらるゝに至られたり。

公は、諸藩の競爭によりて輾り上げたる皇政維新をして、更に海內一致國威宣揚の域に到達せしめんには、會議を公論によらしめざるべからずとせられ、乃ち世界の政體に照らすも、立法は議事院にありとて、三條、岩倉諸公を啓誘ありしが、諸公亦之に信服したりき。然りと雖も、諸藩は猶競爭心に驅られて、いよ〳〵偏私確執するもの多く、さすがの木戶、大久保等も之に困じ、會議を公論に決するの急務なることを自覺したりと雖も、朝に政治知識あるもの幾ど稀れに、たゞ黨同伐異に喧囂するのみにて其詮なし。即ちかの議政官の設けも、上局には先帝以來有力諸侯の連鎖を承けて權勢ありたれど、下局の貢士には只對策をなさしむるなどにて、更に效力もなかりければ、

公議院制度の調査を命ず

今度は之を改めて、諸藩より有力者一二員を選擧し、以て公議をなさしむることゝなしたり。公は主義の人にて、前途の光明を認むれば其方位に向つて進まれたり。しかも半途に蠅觸れ蛾打つの面動は有りがちの事とし、紆餘の徑路を辿るを厭はぬ雅量ありしを以て、この坦恢は他より熱誠に乏してふ非難を買ふことありたれど、其聰明は常に此を確信して息まず、剩へ忍耐力に甚だ强かりき。されば前月佐嘉に歸來ありて藩政の改革に臨まるるや、參政中野數馬に對して、久米が藩治規約は良く出來たり、猶巴力門(パーレメント)の制をも調査せしめよとの旨ありき。巴力門とは英國の議事院の意なり。よりて久米は對へて、米國の制は聯邦志略、西洋事情等にほゞ具體的のもの出でたれど、其は共和國の政體に外ならず、帝王國のそれは、貴族と民選との兩局にて成るとは聞けど、巴力門に關しては、英國志、英政如何などの記載甚だ疎略にて要領を得ず、餘國のは更に聞くこととなし、されば石丸虎五郎に命ぜられ、英書に就いて調査せしめらるべしといへるにより、中野は更に石丸に旨を傳へしに、石丸は、英國の事は何も歷史的にて條理の明瞭を缺く、殊に巴

公議所の開設

力門の法は歴代の變化を經たる因襲的のものにて、專門家も理解するに難きよしを陳述したりしかば、其事は止みたり。蓋し東京に到りて議政官改革の參考に資すべく、其調査を命ぜしめられしものなりと後に至りて覺りたり。

車駕の東京著御後、やがて公議所は開かれて、毎月二七の日に各藩の公議人と、各廳の四等官以上より一人選出せられたるものと會集し、以て時務の得失を議して獻替することゝなりしかば、佐嘉よりは、池田彌一、深川亮藏を公議人に出せり。然れども皆屈指の人物ながら、議政の人格あるにはあらず、而して諸藩亦重要の人物、若くは門閥家などを選出せりと雖も、ために自藩内に人物の拂底を見たりしかば、彼等を永く公議所の散地に置くを好まず、且つ公議の規制も疎漫にして、其議は權威を有せざりき。されど會議公論の主張は、延いて有司をも亦公選にて任ずる法を生むに至れり。五月三日公に左の命あり、

鍋島中納言

輔相以下の投票公選

議長兼勤被仰付候事。

五月　　　　　　行政官

上院議長の下命なり。ついで官職はよろしく投票公選によるべく、先づ大臣より之を始むべしとて、三等官以上に御前投票を行はしめ、輔相、議定、知事、參與を選擧あり。十五日公に左の命あり。

鍋島中納言

議定更に被仰付候事。

但是迄之兼勤都而被免候事。

行政官

同時に三條實美を輔相に、岩倉具視、徳大寺實則、及び公の三人を議定に擧げらる。此投票選擧は大久保利通の建議なりきといふ。

斯く國家の大臣を投票にて選擧する杜撰事の行はれたるは、當時の政治知識の暗黑なるを示すが如しと雖も、亦因由なくんば非ず。蓋し或は二三の雄藩が朝命を假りて私忿を遂ぐと憤怒するものあり、或は公を假りて私

公論公選の主張

を行ふなりと不平を鳴す者あり、現に官廳には依怙偏私の沙汰のみ行はるとて之を攻撃し、事情益、紛糾するを以て、公は會議公論を主張せられしが、遂に脱線して此に至りたりといふを妨げず。　公議人の召集も公選任官も、偏私依怙を息むるに效はなかりしが如くなれども、亦政治知識なき奔競者の間に行はれたる公論公選の唱への、白地に偏私依怙を行ふを牽制阻止したるや勿論にて、その效力は決して否定すべからず。　又當時より、政治は立法、行政、司法の三權なりといひ來れるを、後の人の、以てモンデスキューの說を主張したるものとなすは、過當なり。　さ程の學識ある者は當時になく、僅に米國牧師の著に係る支那譯書に彼國の政體を述べたるを目して、西洋政體の通法と速了したるにすぎず。　後に岩倉公の歷聘あるや、同公は佛國の博士モリス・ブロックより、政治には立法、行政の兩權あるのみ、司法權の獨立をいふは民主政治國の已むを得ざる主張にて、斯くすれば裁判官を公選にて命ずる事になるべく、よりて米國人も事實は此に苦しみつゝあり、されば日本帝國の政治の三權を說くは奇怪の言なりとの旨を聞きて呆然たりき。　さ

れば是時大臣の公選の行はれたるは、只偏私確執による權勢の爭奪沸騰を止めんが爲の會議公論の主張の、脫線して起せる現象と看過すべきなり。

函館征定し、公に北海道開拓督務の詔命あり

榎本大島等五稜廓に據る

榎本、大島、荒井等は、去年會津、庄内の平定後、軍艦を以て蝦夷地の函館、江差兩港を奪ひ、福山城を取つて函館の五稜廓に據れり。廓は、德川氏の、北門を鎭むるために築ける洋式の堅壘なるが、時に津輕の戍兵は青森に逃れ、沿邊騷擾しければ、奧羽總督を護衞して秋田にある我兵隊は、之を防衞せんがために青森に急行し、他の官軍の來るに及んで、之と交代して歸陣したり。然るに官軍は、軍艦の乏しきと嚴寒に迫りたるとを以て、暫く之を放棄退陣したりしが、今や春陽に向ふに及び、四月の初め陸軍(是時未だ陸海を別たず)黑田清隆、山田顯義等を遣はして往いて之を伐たしめ、一方中牟田倉之助(武臣)は朝陽丸に、石井貞之進(忠亮)は陽春丸に將となり、甲鐵、春日、丁卯、飛龍の諸艦等亦三日より品

川を發し、津輕の青森灣に集まりたり。かくて十七日御厩に艦隊を成して松前城下に向ひしに、賊は砲臺より發砲して防ぎしも遂に敗走し、尋で我延年艦亦來り加はり、二十四日函館港に海戰し、五月七日には賊艦回天を坐洲せしむ。かくて十一日賊艦蟠龍の進み來るや、回天を臺場の如くに用ゐて砲撃し、爰に激戰となり、朝陽は蟠龍の砲彈に右舷を貫かれ、火藥庫破裂して轟沈し、副將夏秋又之助は卽死し、船將中牟田倉之助は重傷を負ひ、英國船の救助を受けて有川に上陸するの已むなきに至りしも、賊艦蟠龍亦戰闘力を失ひ、千代田は捕獲せられ、而して陸軍亦青森の駐營兵と合して五稜廓を攻めければ、賊はこゝに力窮し、遂に十八日榎本等は黑田淸隆の軍に降虜となりて、蝦夷地は全く平定したり。

是時朝廷所有の軍艦は前記の數艦にすぎず、而して甲鐵艦は千八百噸五百馬力の佛國製にて、口裝施條の三百斤砲一門、七十斤砲二門を備へ、之に次ぐ春日艦は、千噸三百馬力、木造外輪の英國製にて、是等を有力の堅艦となしたりしかば、亦陸軍の兵士が火繩筒燧銃を執ると一般、威力なき有樣なりけ

海軍の創設を建白す

り。

されば公は之を慨せられ、是月左の建白あり。

謹で案ずるに、　皇邦御維新之際海軍御創立之儀至急至要之御國務と奉存候、方今海外各國益海軍を強盛にするの秋、　皇邦は海中に孤立するの國にして海軍の備へ無き時は、竟に彼の凌辱を免れざる儀致現然候條、此儀片時も御遲延難被成候、就而は左之廉々緊要之事件と奉存候。

一　府藩縣賦入高之五分一を分割して海軍之費用に供すべき事。

皇邦是迄海軍なし、故に備用なし、今之を創立せんには、無餘義府藩縣の歳入より分割して其費用に充ざるを得ず、西洋各國大抵歳入之五六分一、又は七八分一を以て年々海軍の用に供す、英國は近年凡四千二百萬兩內外、和蘭の小國と雖殆ど四百萬兩を費す、右者從來之備ありて尚然り、況　皇邦は御創立之事に候得ば、少くも五六百萬石は備用無之ては海軍興起致す間敷、此儀第一著と奉存候。

一　海軍局被為建度事。

一　海軍學校を建て、海軍士官となるべき者、竝下等士官となるべき者等

海軍費

夫々御教育之道被ㇾ爲ㇾ付度事。

一 水兵習練之事。

一 造船修船竝船圍ひ等に適當之勝地を選び、夫々御經營之事。

一 軍艦は　皇國にて御新造と、西洋へ御註文と、即今兩樣被ㇾ爲ㇾ用度事。

一 海軍は莫大之費用を要す、然して其所置宜敷を得ざる時は其效を奏し難し、因て一定の目算を正し御施設被ㇾ爲ㇾ在度事。

此原書は佐野伯爵家に保存せられてあり、或は彼人の取扱に亙りしのみにて、提出せられずして止みたるならんか。當時士族卒は皆藩編制の兵隊に屬し、朝廷には陸軍も未だ備はらず、海軍亦微弱なる前にいふ如し。されば侯伯會議の召集ありて國家の大事を議せらるゝに當り、この提議は必ず無かるべからざるものたり。されど府藩縣賦入高の五分一を海軍費に供して、五六百萬石の備用となす事は、府縣の收入だに二百萬石に足らざる當時に於ては、餘りに過大なりといはざるべからず（四年に於ける府藩縣總收入の計上は千百萬石に足らず、而して大中藩その六百萬石をしめたりき）。建白の文調は佐野氏の言容に似、文體は集議所の諸問案

に類す。蓋し其提議にて起草したるものか。其後官位改正ありて兵部省を置き、陸海軍は未だ剖判せざりきと雖も、藩制に於ける現收入は、其十分一を知事家祿となし、殘額の十分一(卽ち百分の九)を折半して海軍の資に納めしむ。かくして賦入の二十分一を分割して其費に充つることになりたるは、蓋し此の如き建議の企てられて、佐野等の力說せる結果によるものといふべく、而して此草案は其儘に同家に保留せられたるものゝ如し。

蝦夷境界の割定問題

蝦夷地は魯國の東察加、黑龍江領と相交り、アイヌ人の居住に任せたる草莽の地たり。公は早くより奧羽北地の末闢に懸念せられしに、癸丑年に魯國使節プーチャチン來りて境界割定を議するに及び、彼は擇捉島と樺太のアニハ灣とを限りて魯領と定めんといひしを以て、翌年幕府の筒井、川路は下田にて談判をなし、東は擇捉と得撫との間を界とし、樺太はアイヌの現居住地までを日本の領域と定めんといひしに、プーチャチンは、之に答ふるに違なく、倉皇として去れり、蓋しクリミヤ戰爭の結果、英佛艦隊の追躡を恐れしなり。加之一方には英國も亦此地を窺窬したりしかば、公は一層北門防

蝦夷開拓論

公蝦夷開拓督務を命ぜらる

禦の手薄きを憂慮し、人を派して其地を踏跋視察せしめられしに、安政の季に魯國の大使ムラヴイエフ伯來り、樺太は我黑龍江(アムール)領に屬す、尤も南端のアニハ港に住せる日本漁民に對しては、敢て其業を妨げずと言ひ出したるを以て、幕府は之と爭ふところあり、後文久に至りて我使節は魯都に到り、樺太は北緯五十度を以て日露の限界とすべしといひしも、彼國は四十七度を主張して容易に決せず、遂に雙方より全權委員を派出し、實地に就いて劃定すべきを約して歸りたり。 然るに攘夷論の騷ぎより討幕維新となりしため、其委員と立會談判を爲すを得ず、十七年を推移する間に、魯國は樺太の南端に住するアイヌをも壓迫退去せしめて、自國人をして代りて居住せしむるに力めしを以て、兩民漁利を爭うて爭論絕ゆることなし。 よりて今度彼地の征定に從つて、蝦夷開拓論は提出せられたり。

　蝦夷地開拓は公多年の懸案にて、之を議するに當りても、胸中既に成竹あることゝて、大に其策を吐露せられしかば、木戶參與は殊に之に熱誠に贊成し、廟議ために大に動きしを以て、公は奮うて躬ら其任務に當り、以て之を成

し遂ぐべしとまで言はれたり。然るに當時は侯伯會議も開かれたりし際とて、亦提案の一大項となり、遂に六月四日左の命あるに至れり。

鍋島中納言

當官を以蝦夷開拓督務被仰付候事。

六月

是について特に左の詔を賜はれり。

蝦夷開拓ハ　皇威隆替ノ關スル所、一日モ忽ニス可ラス、汝直正深ク國家ノ重ヲ荷ヒ、身ヲ以テ之ニ任センヿヲ請フ、其憂國濟民ノ至情朕嘉納ニ堪ス、獨恐ル汝高年遠ニ殊方ニ赴クヿヲ、然レトモ朕之ヲ汝ニ委ス、始テ北顧ノ憂ナカラン、仍テ督務ヲ命ス、他日　皇威ヲ北疆ニ宣ル汝カ方寸ノ間ニアルノミ、汝直正懋哉。

明治二年己巳六月四日（四の一字御宸筆）

五千方里の廣袤を有する蝦夷（九州より大なり）は、時に人口僅に五萬許りなりしが、漁業海藻の利最大なるを以て、住民の大抵は海濱に聚落をなし、內地は森林

草蕪の中にアイヌ人と熊羆との棲息するに任せたり。是に於て東京に開拓所を置き、該地理を探檢詳悉したる者を徵集して、先づ其地名を北海道と改め、渡島、後志、石狩、天鹽、北見、膽振、日高、十勝、釧路、根室、千島、樺太の十二國に分ちて其郡を定められたり。然るに公は拜命の後數日にして、病臥出仕するを得ざるに至りしを以て、主上は軫念あらせられ、十六日千種卿を勅使として御菓子を賜はり、其病を慰問せられたり。かくて公は翌日の親祭には參列せらるゝを得ざりき。

戰功を賞し藩制を定む、公議定を辭任す

召集せられたる侯伯會議は、五月以來開かれ、皇道興隆、知藩事新置、蝦夷開拓、外國交際、官位、會計等の重要事項の諮問ありしが、先づ二十一日に行政五等官以上、麝香間詰諸侯、宮、大臣の名代、重臣を大廣間に參候せしめられ、皇道興隆の御下問ありたり。其大略は、我皇道は萬國に卓越し、中世以降人心偸薄、外教これに乘じて、皇道陵夷の甚しきに至りたるものありたりといへ、天

運循環、今日の維新に及べり、然れども紀綱尚恢張せず、治教未だ浹洽ならざれば、深く御苦慮遊ばせらる、故に今度祭政一致皇道復興あらせられ、億兆の蒼生をして報本反始の義を重んぜしめらるゝとゝもに、外誘の蠱惑を却けて方向一定、治教浹洽すべき樣遊ばさるゝを以て、その施爲の方につき、各意見のあるところを忌憚なく申し出づべしといふにあり。是を劈頭の問題として、七月には敎導局を廢し、布敎師を神祇官に附け、官員相當になし、かくて集議院に氏子改の法を下問ありたり。其議題としては、府藩縣士民共に神葬祭に致し度、また異敎取調方等の見込まち〳〵に有之、至重の事ゆゑ、氏子改の法を設け、一定の規則を定度事とあり、是神葬祭の始まりたる原由なりとす。此の如く集議院の議題は、略ぼ其施行の事を指定して後に異議を問はれたるものなれば、忌憚なく申し出でよとはあれど、反撥し得たるや否やは覺束なし。公の主唱せられし會議公論も、實際に現形するに及んでは、此の如く變化して公の眞意と相距ること遠し、これより曲折の徑を辿りて立憲政治に達したるなり。

版籍奉還の聽許

六月二日戰功の賞を行はれ、少將公に高二萬石を永世下賜せらる。是日の功賞は薩摩、長州に十二萬石を賜はりたるを首とし、土佐には四萬石、以下差あり。又藩士の賞功に與かりたるものゝ内に、佐嘉には前山淸一郎(長定)の四百五十石、增田虎之助(明道)の三百石、中牟田倉之助(武臣)の百五十石以下あり。

十七日版籍奉還の願を聽許あるとゝもに、願はざる者には上命を以てすべしと勅せられ、少將公へ左の御書付を渡さる。

今度版籍奉還之義に付深く時勢を被爲察、廣く公議を被爲採、政令歸一の思召を以、言上之通被聞召候事。

六月　　行政官

此事は早く豫定せられ、諸侯會議の諸問にも上りたれば、既に表文の旨趣により、佐嘉へ左の如く達す。

先般版籍返上御建白之通、土地人民共不被遊私有思召に付、御家中者勿論諸家來共、都而政府御附屬被遊、卽今已往者御家中家來之名目被相改、更に藩中と相唱候樣被仰出。

先づ名義上より皇政一統を明示しおかれたり。

藩制の公布

是日天皇は紫宸殿に御して天神地祇を祭らせられ（今度は御誓文は遊ばされず）、畢つて、諸藩主を知藩事に命ぜられしを以て、少將公は佐賀知藩事の命を蒙らるゝと共に、支藩の紀伊守、甲斐守、備中守は、各小城、蓮池、鹿島の藩知事を拜命し、二十六日兩公に參謁して之を告げたり。斯くて行政官より藩制を定めて達せらる、左の如し。

藩　制

一　藩分爲三、物成十五萬石以上を大藩とし、五萬石以上を中藩とし、五萬石未滿を小藩とす。

一　石高は筆高を不稱、物成を以可稱事、但雜税金は石八兩立にて本石高に可結込事。

一　藩廳

知事

大參事　不過二人　　權大參事　有無其便宜に從ふ、

少參事　不レ過二五人一　　權少參事　有無其便宜に從ふ、小藩は之を不レ置、

以上掌二職員全部一、

大屬　權大屬　少屬　權少屬　史生

以上分課專務する所あるべし、譬ば會計、軍事、刑法、學校、監察之類の如し。

右官員之多寡、大中小藩に從而可レ爲二適宜一事。

一　藩高

譬ば現米十萬石　內

一萬石　知事家祿

殘九萬石、但公廨諸費常額追而可レ被二相定一候得共、當分左之通、

九千石海陸軍資、但其半を海軍之資として官に納め、半陸軍資可レ充事。

八萬千石　但公廨入費士卒祿に充べし、尤精々節減し、有餘を以軍用に可二蓄置一精々可二心懸一事。

一　官祿藩々適宜に從ふべき事。

一　功あつて祿を增し、罪あつて祿を褫れ、及び一切之死刑等は　朝裁を請べし。

一　一時の賞並流以下の刑は、收錄して年末に可差出事。

一　士族卒の外、別に級あるべからざる事。

一　正權大參事之內一人、東京集議院開院之節則ち可爲議員、但半年交代可致、尤公議人稱呼廢止之事。

一　公用人之稱呼を廢し、其事務之大小に依り、參事或は屬等にて用辨を爲さしむべき事。

一　知事朝集三年一度、年々四季に分ち、滯京三ヶ月たるべき事、但國家重大之事件により朝集は此限にあらず。

一　歲入歲出年々十月より九月迄を限り、分界を立、別紙雛形之通明細書を以年末に可差出事、但雛形は追々可被相達候事。

一　從前藩債は一藩の取高に關する事に付、其支消之法は藩債之總額により支消年限に目途を立、家祿其他公廨入費等より分賦して可償却事。

公議定を辭す

一　從來藩造の紙幣向後引替濟之目的可二相立一事。

此藩制の佐嘉に實施せられし事は後に述ぶべし。

公は病體にて數〻引き籠られ、因て重要の任務に堪へられざりしかば、月末左の書面を差し出さる。

私儀此度當官を以蝦夷開拓督務被二仰付一難レ有奉レ存候、然處多病衰耗之上、近頃又々時氣に相感じ數〻引入誠に以奉二恐入一義御座候。抑開拓之義者最重大之御義、微力之及ぶ所に無二御座一候得共、出格御沙汰之旨も被レ爲レ在候に付、乍レ不レ束一圖之御奉公申上度奉レ存候。就而者議定職之義、其儘相勤候通に而者、衰病微力之私、雙方職務何分難二相任一御座候に付、議定職之義御斷申上度奉レ存候間、前文之事情被レ爲二聞召啓一、何卒願之通被二仰付一候樣伏而奉レ冀候、以上。

六月　　鍋島中納言

主上にも、公の病體にて繁務に勤勞し難きを諒せさせ給ひ、七月三日左の通り令あり。

願之趣被聞召屆議定被免候事。

七月　　　　　　　　　　　　　　　行政官

是日從來の勤勞を思し召され、格別の典を以て御直衣を賜はりしを以て、七日公は之を著用して參賀せらる。爾後公は病を押して開拓所に出仕せられたれど、猶不參の日多かりき。

官位改正、公大納言に昇任す

丁卯の臘に於ける大號令の發動は、幕府併せて攝籙を廢すると共に、從來幕政を出納交涉したる議奏、傳奏の、近年の形勢によりて國事掛に擴張せられたるをも更に擴張し、以て議定、參與等の名稱にて朝政を取り扱はしめて、朝廷に於ける天皇大權の全國に發動する所となしたりしが、大寶の官位令は猶依然として存し、大臣、納言、各省の卿輔、諸府の督佐等を宣下任命ある等、官職は二樣に行はれたり。是迄の上下の士民の期待は、幕府廢止後の皇政の、大寶の舊に復する榮を觀るにあり。因て彼等は皇政復古を謳歌したり

論調復古維新の二派に分る

官制の改正

しに、此の如き官制等級の下に、外國の異様なる事などを附加せられたりしを以て、死生の境を冒し、尊王攘夷を唱へて奔走盡力したる者は、國家の體面を失ふ是より甚しきはなしと異口同音に稱道し、中には往々朝に立つを屑しとせずして歸藩するもあり、在朝者にも亦不服の徒多く、此大變革の世界形勢の壓迫を受けて、鎖國より開國に至りたるものなるを了解するもの甚だ少なく、自然論調は復古と維新との二に分れたりき。かくして去年發表の政體にて維新の初歩を導かれきと雖も、猶ほ不完全の組織なるを以て、人心の歸嚮統一を圖るは未だし。加之去冬東北平定より、外國公使も、朝廷を日本政府と承認して局外中立を解きしを以て、今度の大會議に外國交際にかゝる諸問ありたりと雖も、此の如き政治上の知識經驗なき人々の會議なれば、議論にさしたる是非も聞えず、その啓發の效の如き、亦何程もあらざりしならむ。かく官制改正には復古、外來の兩思潮混交して、新古兩様の官位を永存せしむべきにあらざれば、七月九日更に政體の發表ありて、再び官制を改められたり。

其官制は、是より先き中山忠能公の、神祇伯となりて、皇道の治教を浹洽し、外國教を抑斥するに力めたりし主意を其儘に繼承し、古式の如く神祇官を太政官の上に置き、太政官には左右大臣、大納言、參與を置き、辨官、內史、外史其下にあり、而して是迄の八省を民部、大藏、兵部、刑部、宮內、及び外務の六省に減じ、各省に卿、輔、丞、錄あり、其下に職寮司を分設するとゝもに、彈正臺を置きて、尹、弼、忠、志を設け、其他又大學別當、開拓使長官等別設の官あり、議政官を廢して公議所を集議院と改め、諸藩在野の意見を聞くの門を存す、ために是まで主張せられたる會議公論、投票公選は自然衰滅に赴きたり。位階は一位より九位に至り、各正從あり、入品を大初位、少初位といひ、凡そ二十階となし、公卿諸侯の稱へを停め、華族と稱して、東京府の貫屬(古への畿內に比す)となし、中下大夫以下總ての藩中を、上輩を士族、下輩を卒となして、各地方に貫籍せしめ、其給祿は諸藩にて適宜にこれを定めしめ、租米にて之を給し、悉く采地を收めたり。是にて官は現任にて職務を取り扱ふの名稱となり、舊來榮譽の官銜となして誇耀したるものゝ光彩は頓に滅したり。翌十日藩邸にて左の達し

公麝香間祇候を仰付けらる

あり。

今般官名被レ廢候に付、以來中納言樣は從二位樣、少將樣は正四位樣、右之通奉レ稱候樣被二相達一候。

因て受領名を稱せる三家も小城從五位、蓮池從五位、鹿島從五位と稱することになれり。二十日公に左の命あり。

鍋島從二位

一 開拓督務被二仰付置一候處、今度御改正に付、開拓使長官被二仰付一 宣旨下賜候事。

但開拓使長官は諸省卿可レ爲二同等一旨被二仰出一候。

七月

一 麝香間祇候被二仰付一、御用之節々參朝可レ有レ之旨 御沙汰候事。

主上の公を優遇し給ふこと甚だ厚く、八朔には御使番を以て御内々左の通り、

銘酒 一箱

生肴　一籠

右以思召爲時候御尋賜候、仍而申入候也。

八月朔　宮内大丞

頂戴せさせらる、政體の改まりたる後の新儀なり。かくて公は、九日には元の濱御殿への行幸に參候し、十六日には左の宣下を蒙らる。

公大納言に任ぜらる

任大納言

是は新官制にて宣下ありたる格別の職務たるを以て、特に光榮として邸内に祝慶の酒を賜はれり。今度の新官制にて任ぜられたる輔弼は、三條實美の右大臣、岩倉具視と公との大納言を首とす。かくて、公は武家に於ける最高の位地に立たれたり。されど公の病衰は次第に進み、起居の不自由なるを、勉めて參朝ありしことゝて、左の書を差し出さる。

私儀老年に相及び、其上近年多病相成、歩行甚以難澀仕候、依之奉恐入義に御座候得共、參　朝之節杖相用候儀被免被下候樣奉願候、以上。

八月廿八日　鍋島大納言

辨官御中

鍋島大納言

これに依つて左の如く達せらる、

依病氣願車寄迄杖被許候事。

九月　太政官

公は維新の朝に立たれしより、至尊より師父の如き御信頼を蒙られしのみならず、中山、三條、岩倉の諸公にも推服せられゐしが、大諸侯の春嶽、容堂侯等もみな其老練、徳望、至誠に和諧し、かくて朝の中心となりて内外の要務を定められたるなり。

時に會計の事項を觀るに、是年朝廷直隷地よりの收入米は二百萬石なるに拘らず、歲出は三百二十萬石を超え、雜税の金銀永（永は錢にて徴收する税なり、其一貫文を金一兩に比較し、銀一匁の價は百文に較せり）も之を補ふに足らず、之に加ふるに本年は凶作にして困難甚しきものありき。然るに去年來會計官には滿岡八郎就任したりしが、不換紙幣（即ち太政官札）を發行し、ために信用を失ひて物價の騰貴を來さしめしとゝ

大隈大藏事務を刷新す

もに、硬貨は舊幕の濫鑄を承けて價位を失ひ、外國貿易を混亂する等、その弊害極度に達したりければ、之を正しうせんと、閏四月比より新貨幣を鑄造するの議起り、西洋の器械を購入して大阪に造幣寮を設くることゝなれり。時の大藏卿は、新官制にて任命ありし越前春嶽侯にして、下僚に满岡の一派事務を取りたりしに、今度會計の議定まるや、造幣の準備をなすとゝもに開港場稅關の整理をなすことゝなり、大隈重信に之が委任ありき。然るに大隈は、政事の朝改幕變して確固たる方針なきに長歎したりしを以て、此の如き、外交に關係して永久の基礎を樹つべき事業には、其不變改の確保を得ざるべからずとて、その委任を請求して、之を領收したり。因て大隈は大藏事務に立ち入りて其整理をなし、是までの劣吏を罷免して局務を一洗したりしに、その中には越前出身の者多かりしため、彼等は春嶽侯に其專斷を告げしかば、侯は省の長官たる自己に一應の相談なきを憤怒し、大隈に之を撤回せしめんとしたれども、大隈は委任狀を執つて敢て聽かざりき。かくて雙方確執して相下らざりしかば、參議木戸は之を憂へて和解せしめんとすれ

ど、大隈固く執つて一歩をも讓らず、よりて木戸は困り果て、彼が佐賀出身なるを以て、舊主には屈すべしとて公に之を委頼したり。公之を許諾して大隈を邸に喚ばれしも、大隈は、舊主なりとも公事は私情にて曲ぐべからずと決心し、公に謁して逐一廓清の止むを得ざるを說きたりしに、公は事の次第を聞き、さもあらん、彼等は國の經濟を知らず、是まで我儘なる事をなしたるべければ、用捨なく整理して泡を吹かせよ、然し春嶽には大隈自身往いて之を話せといはれたり。大隈は我より詫を入るゝ譯なしといひしに、公聞いて、否とよ、唯彼は奥の兄とて此まゝには置かれぬなり、余に免じ往きて話せ、話せば判るなりといはれたれば、大隈は詮方なく彼邸に往きぬ。然るに春嶽侯は盛饌を具へ、待ち設けて饗したりしが、遂に此事には一言も及ばざりしかば、大隈もその儘にして歸れり。爾後大隈は春嶽侯と懇和になりて、大に事務の圓滑を得たりき。大隈侯當時を追想して、公の和諧に巧みなるは多く此類なりといへり。

第九十六章　佐賀藩制施行

佐賀に藩制を施行し、家祿を改正す

佐賀には、去る四月兩公の上京ありし後、江藤新平留まりて執政河州、參政中野等と藩の整理を進めたりしに、六月に及び、東京に於て版籍を收められ、正四位公に藩知事の命あるとゝもに、藩制を定めて知事の下に大少正權參事、屬及び史生を置き、廳掌、使部を任使することゝなし、適宜に之を選任せしめ、又租入は甲子年以後五箇年のそれを平均したる數を現收入と定め、其十分一を以て藩知事の家祿と定め、士族、卒の給祿は之に準じて適宜に定むべき等の條件を達せられ(前章三項に擧げたるが如し)、而してその報道は追々と佐賀に來りしが、知事公には、諸侯會議を畢へて七月十八日より東京を發足し、米國の郵船に搭乘して歸國ありたり。　官制は初めより豫期したる事とて、直に藩治規約の執政、參政、辨務の等級を新官名に改め、同時に江藤を權大

参事に命ぜらるゝとゝもに、猶藩制布告について、是までの官名等は自然消滅すべきなれど、更に命ぜらるゝまで、是までの通りに相勤むる樣と演達したり。又五箇年收入の平均額査定に關し、只田地の租入をいふか、或は總て租米夫料として土地人民に賦課收入する米穀一切を指すかの疑問ありたれど、租米は物成、小物成を總べ、夫料は反米、口米等を含み、而して是を昔より租課若くは正租、課賦と稱へて、合せて地主の收入となしたる習例あれば、租税の主要はこゝに判明し、是に因て總ての收入に對する五箇年平均を調査することゝなりぬ、然しこの爲めに多少時月は要したり。

給祿省減

給祿省減は藩中の生活問題に關し、亦至難の事たり。蓋し舊幕末路の行き迫りにて、巍松公の晩年には總て相續米渡りになす議さへ度々起りたりし位なりしに、公は躬ら率先非常の儉約を行ひ、ために藩中の風俗一變し、若き妻娘は唐木綿に僅かばかりの裾模樣を染め出したる紋服を著、鼈甲擬ひの黃色硝子の笄をさし、吳呂服の帶をしむるを無上の美裝となしたるほどにて、加之士の生活外に費用を要する佩刀、武器の如きも、今や銃砲に改まり

て廢れかけたれば、家族の生活費は僅々にて足る筈なれど、元來佐賀藩の士籍は多きに過ぎ、其家祿は比較的に薄少なりしを以て、今度の藩制にて、藩主の家祿の、現收入の十分一に定まりたるより推し、總ての給祿も半減乃至三分の二の低度まで減ずべき歟と、史局に於て江藤以下議を凝らしゝが、猶其現收入を調査すれば、公稱石高より凡そ地落三分を減ずる上に、獻米（初編にくはし）、組費用を引かれしを以て、少祿者に對する之が徵收は最低なりきといへ、二十石の祿にての現收入は、十二石餘にすぎざりけり。此獻米なるものは大祿に多く徵し來れる者（亦初編にくはし）にて、其部掛（徵率）の習法甚だ粗に、百石の祿を有するものは九十石のものよりは實收少なく、多寡の顚倒を生じたることも稀ならず。因て今度の減祿は、其獻米、部掛によりて高萬石、卽ち物成四千石の現收入までを一割の家祿となし、以下を等加して二十石以下には全給するに定め、其間を數十等に分ち、差分法を以て力めて平均に等加し、將來永續の家祿に多寡を顚倒するの憾みなからしむべしと議したりしに、政府も滿足したりしかば、精細の率を定めて實行すべきに決定し、大史の久米其委

員に命ぜられたり。
是に於て久米は其遞加率の等を數十に分ち、珠算に達したる宇野善兵衞に命じ、一割一分より初めて二分三分と遞加し、之を準率として、總ての給祿現收入に乘ぜしに、猶前率と後率との際に多寡の顛倒するを發見したり。因て再び準率を改正せざるべからずとて頗る當惑せしに、政府に參列したる者の中に、數理に精しき家老太田監物ありて、最初遞加率を數十等に分けたる原案を熟覽し、此に三四桁の平均を失うたる所あり、是を斯く〳〵改めなば宜しといへり。因て其如く改算せしに、盡く平均の等加を得たりしを以て、江藤は大に之に感心し、上局に始めて神妙の發言ありといひたりき。是にて家祿適宜の減省は遺憾なく定まりしが、其全數よりいへば、舊藩公稱高より七萬石を三支藩に分ちたる餘の六萬石は、國老の大配分地として各士卒の祿養に充て、以て藩を成形したるを以て、今度是を團となして兵隊編制を促しゝ以上、其省減する所は幾許もなかるべく、千石以下の士、下士無慮二千戶ある中に、其三分二は二十石以下に屬すれば、卽ち是迄の全分を家祿

に給する概計は一萬四五千石許りなり。斯くて大配分の諫早、白石、多久、武雄、川久保、久保田、深堀、神代等の諸團にも、前定の減祿標準を示し、各適宜に其家來の給祿を定めしめしに、各家は委員を出し、吏官に就いて疑義を質問せしむる等の繁忙を生じたり。大配分とはいへ、舊來割據の末にて種々の習法固著し、租課の收入より家來への分給等に至るまで、奇異なる因襲もありたれど、藩制の改革は邊僻の地まで普及したり。

九月に至り朝廷の藩制を頒布し、藩政と家政との別を明かにし、是までの習法を改めらるゝ左の如し。

今般大政維新版籍奉還之末、追々藩政令改革候得共、積習之末一時人情動搖を考へ、且　朝廷御親定之御規定奉仰次第も有之候處、此節東京に於て諸藩會議一決之上、別紙(藩制といふ)之通被仰出候。右は天下之情實御諒察之上時宜相當之御所置被相定候に付、聊苦情を不交、過は伏而就之、不及は改而及之、勉勵遵奉可致候、就ては可申達品々有之候得共、先以我等身上に付廉々左之通申付候條、何れも可得其意候。

舊習の撤除と一般の情誼

一　本丸、二ノ丸、皆式藩廳に差上候條、以來我等住居之樣心得間敷事。
一　我等一家三ノ丸致住居候條、以來丸之稱號を廢し、相當之稱呼可致事。
一　藩士面談之義、表面之禮式は於藩聽相整候儀に候得共、節季其外是迄我等へ祝儀申來儀は、當分五節句丈於住居取次之者差出置候間、手札を以可申入事。
一　我等に對し禮節以來身格相當可致事。
一　我等家事に係り吉凶共表向觸達令停止候、重き事丈は家事職之者より諸組頭立候向迄、以手紙申達之儀は可有之事。
一　於菩提所法事等相營候義は、以來家事職より可取賄事。

是にて、從來御家中として君臣の如き信念の下に遵奉したる習法は、俄に撤除せられ、朔望の登城さへ停まりたれば、一般は情誼上甚だ慊焉たらざるを感じたるを以て、藩廳に於て之を斟酌し、丸と御住居との稱呼、御祝儀等を左の如くに定めて、之を達したり。

一　御本丸、二ノ御丸之儀、御城の唱へを廢し、以來藩廳と相唱候樣。

一　三ノ御丸之儀以來御館（たち）と唱へ候樣。
一　長屋御門裏御門前を下乘と被㆓相定㆒候事。
一　初て目見之儀被㆓相廢㆒以來嫡子元服の上始て參廳之禮被㆓相整㆒儀候事。
一　御館に於て御祝儀等申上候儀、當分御帳にて被㆑爲㆑請候事。
　但同斷之節御帳は在官無官二品被㆓差出㆒候事。
右之通被㆓御申付㆒候條、不㆑洩樣懇々可㆑被㆓相達㆒候、以上。

是と共に、朝廷より元の御側に差し許されたる職制を達せらる、左の如し。

一　華族家人職員
　家令　一員　家扶　人員宜に從ふ　家從　同上
　家丁　右同

是より御側を家事と稱へ、家令を元の御年寄に、家扶を元の御側頭（是までは内辨務）に準ずると共に、家從を大少に分ち、大從を御小性頭に、少從を御小性に比し、以て職制を定めらる。而して五箇年平均の準率及び總收入の數は未だ調査を遂げざれど、凡そ二十萬餘石の概計なるを以て、御家祿を左の如く假定

し、是を東京にも申し越す。

先般知藩事被ㇾ蒙二仰達一候に付、御家祿凡二萬石位にて御減略御仕組、先以別紙之通相整候。（別紙目安は略す）

江戸の藩邸は、正四位公の歸國後豫め減略を行ひ、內辨務（元御側頭）以下の人員を減じて用度を省きしが、此報道の後、更に佐賀の家事職より左の通りの達に接す。

今度御家祿御引分に付而者、御側細大之御用途一切被二御取縮一候義勿論、非常之御貯も無ㇾ之而不二相濟一に付、乍ㇾ恐　上様始御不自由無二御厭一御節縮被ㇾ遊候に付、諸役尙又加二省略一、聊御費無ㇾ之御趣意致二貫徹一候樣、下々迄懇に可ㇾ被二相達一候、以上。

蓋し時に公は大納言にて官祿もあり、自ら別に其品位を保たせられたれど、正四位公、兩夫人はみな在國ありて改革後の節縮に當られしを以て、その現狀を知らしむべく、在邸者に此申令をなしたるなり。

斯くて現收入の額を精査して、盡く米に換算したりしに、二十一萬九千零

当時に於ける藩の現收入

三十八石四斗一升七合八勺を得たりしが、此五年平均率は、其年次に凶作打ち續きて、落米二分七釐に及びしため、平年以下の率を得たりしを以て、若し二年を繰り上ぐるか、或は七年平均とするならば、平年以上を得るに難からずとて、其少なきを慊むものもありしと共に、此の如き書出には幾分の手心をなす慣例なれば、多少の加減を爲すべき歟との議もありたり。蓋し故老は、かゝる藩制にては迚も永く大藩を結合せしめ得ずと思惟し、さのみ是に重きを置かず、史局にて眞直に此額を書き出すべしといふに異議なかりき。後これを各藩の差出額と比較するに、筑前よりは一萬五千餘石、長州よりは三萬石少なく、他藩もさして增減をなさゞりき。此外に又三支藩の小城は二萬六千二百五十三石七斗一升五合八勺、蓮池は二萬零四百三十一石一斗八升六合七勺、鹿島は一萬零百零五石零九升三合三勺と書き出せり(小藩の書出は知事家祿の關係によるか、割合に多きが如し)、總計二十七萬五千八百三十石二斗五升三合二勺なり、是を佐賀全藩に於ける最後の實收入とす。元祿の檢地に書き出したる三十六萬九千餘石を此總數にて除すれば、七半高を示す、田地の外に收穫した

る雜收入の甚だ微少なるを證するなり。

兵隊改革、卒の給米處分

藩の論功行賞

佐賀に於ては、三月以來軍事局にて兵隊改革の調査をなしゝが、其祕議に與かりし江藤は、先づ戰功を論じて賞を行ふことを決し、其功を二級に分ち、上功には米二十石を、次功には同十石を與へ、みな無落米皆白にて永代給せらるゝことゝせり。無落米皆白とは、普通は定落米二分、卽ち十石は八石なる上に、歲の豐凶により其年の落米を減ずる、五釐より一分に及ぶもあり、因て十石の祿は七石五斗以下を收納し、其四分一は赤米(低價の米)にて渡す法なれど、特に全十石を皆白米にて渡すことゝなり。かくて二三男は家を立て、卒は士族となり、戰死者は相續人を定めて之を受領したり。是蓋し藩に於ける行賞の最終なり。

兵隊改革と實戰の教訓

兵隊改革は卽ち藩の軍制改革にして、是は藩の組織に本づく階級、給祿等の士政に關係し、事體重大のものなれば、公は隱居後も猶躬ら引き受けられ、

機を見て漸次に改制する方針を取られしに、去年東北の騷亂となるや、鍋島孫六郎が先鋒大組に次いで鍋島平五郎の同じ大組出勢し、共に英國式銃隊法によりて、適宜折衷せる兵法の下に從軍したりしが、ついで火術方にて訓練したる火術組を京攝守衞に出すとゝもに、一方に二三男無息の義勇兵も出來したり。かくて奧羽出勢には前山參謀の下に田村大隊長となり、軍事方本島等と適宜の編制をなし、其後兩先鋒其他の兵は野總鎭撫の實地につ〻いて最も適切なる編伍をなし、更に孫六郎等が羽州に出張するに及んでは、亦彼地の實際に照らして改むる所あり、平野山地などの地勢上より變化すべき必要ありて、實戰の敎訓の下に漸次に改むる所ありたるも、猶ほ改正すべき不滿なる點は多々あるを免れざりき。數へ來れば、國老、著座等の門閥は庸劣なり(一)、洋式銃陣を嫺熟したる者は威望活氣乏し(二)、銃隊を主用して白兵戰の刀を廢するを欲せず(三)、平生勇氣を訓養せしめたる士卒を洋式の器械的に操縱するを好まず(四)、山岡の起伏する戰地には一齊射擊の用少なく、散兵の場合多し(五)、さりとて軍隊は階級を嚴にして紀律せずんば、威令行

改革の餘地

藩の府縣と異なる點

はれず(六)、結局和洋の不調和により、去年は咄嗟臨機の申合ひのみにて、生死の間を出入するの止むなきに至りたり。されば兵士等は、將來善良なる兵制を定むべしと憤慨しつゝ歸陣せり。是時藩の軍隊は五六大隊あり。一は奥羽に始終激戰して最も功ありたる一隊にして、二は野總より羽州に轉戰したる一隊なり、三は火術方にて訓練したる火術組にして、四は臨時に編制したるもの、五は各大組より補充に動員せられたる隊なり。其他猶兩京に守衞として駐在したるものありしも、過半は佐賀に繰り込みて漸次に解隊し、唯鳥雲、奇勝等二三大隊を佐賀と東京とに存したりき。かくて是までありし十五組の組織は、實戰に臨んで壞滅し、而して其整理には、學校の空論より困難の情由多かりき。

朝廷は藩制を定めて、全國に私有の土地人民なきと、皇政大一統の義とを明かにせられたるが、この藩の府縣と異なる點は、知事の任意に其士民を兵として陸軍に充用し得ることを許されたるにありて、彼等は依然として兵馬の權を委任せられたり。故を以て藩中みな安堵し、激論者も保守者も其

に沈默したりと雖も、その實は名を收めて實を假せるものにて、是まで數百年間養成したる士卒の弊習を洗うて、朝廷に奉還する處分なるとゝもに、又以て藩の終りをなす所のものなるも、能く此理を瞭解したるは幾人もなかりしなり。是に於て江藤は軍事局の前山、福島等が調査したる案を討議し、兵隊の編制は實戰に不利なる習法を廢除し、將來善美と思量する理想は、各大隊をして、その自信する所に從うて研究し、以て各相競うて訓練改良せしむることゝなし、大隊長其他の幹部に當る者は、其隊より公選せしむるまでには至らざれど、隊中に名望ありて衆の推す人を擧げしめ、其中より知事公選拔して命ぜらるゝ事になれり。是時實戰の經驗に敎へられて、施條銃の猛烈なる威力もて、遠距離より戰を始むるに對しては、弓矢槍などを以て當り得べからざるは皆人承認したりしも、近距離の白兵戰には、刀を拔き連れて決勝すべく、其愉快は忘れんとして忘るゝ能はざる所にして、佩刀は武士の必用たるに決したり。其他給祿、兵費、器械等の事は別項に屬す。

兵隊改革についで卒の給祿問題起れり。是れ數百年來養兵の積弊より

卒の給祿問題

出づるところ、一度は免るゝを得ざる事たり。朝廷の藩制にて士族卒給祿の處分を布令するに先立ち、軍事局より、舊來の大組、小組を廢すれば、是まで徒、船手、足輕、小道具等總ての卒へ小組頭より配當したる給米は、爾今軍事局に渡されて、一規の處分に從ふ事と致し度しと伺ひ出でしに、異議なく裁可せられたり。然るに卒に於ては、是を面々の家祿と信じ、よりて大に苦情を申し出でたれど、史局は之を議して、左の如く上申したりき。下輩は卽ち賤民にて、官に賤民の家を見認めぬは古來の大法たり、藩々にて下輩に名氏帶刀を許されたるは、名氏を稱ふることを許せるまでにて、家名を立てゝ其祿を與へたるにあらず、卒には家名なく、婚姻を認めず、彼等の家族をなさゞるべきものなるは天下の通法たり、當藩に於ける卒の給米は一紙筈(仕拂券をいふ)にて小組頭に渡し、之を年々適宜に配當したるものにて、卽ち其武職を勤むる給料たり、船手の、御船頭の受け持つ御船の大小により、十五石より三十石にも至るは、其御船の掃除その外の費に給する所にて、年々組頭にて之を任意與奪したるが如きは、最も其を明證となすに足る云々と答議せり。然るに

政府の參政等は、原法は然るならんも、因襲の久しき、卒に於ては之を家祿と認めて相續し、家株を賣買（實は土産金と稱す）し、組頭も默許し來りたる事とて、慣を擲うて買ひ取りたるものも少からず、卽ち數百年來の習慣なる以上、今更家祿と認めずとは無理なりといふ者も多かるべしと抗言せり。因て之を藩吏に精通せる、庶務の大辨務相良宗左衞門に問ひしに、相良は答へて、每年一紙笞にて組頭に渡され、每組の組代、卽ち其組の代表人が配當の差當を定め、組頭の承認を得て分配したるものにて、決して家祿の因襲とはいふを得ず、かく思ひ込みたるは全く彼等が妄信なり、斷じて聽くべからずといひたり。江藤は、卒は天下に通じて家名はなきものたるに、若し卒が卒族とならば、諸國の卒も盡く家名を立て、二三斗の祿を永給する樣になり畢らん、誤解したるの有無を問はず、事情には別に酌量仁恕の法あるべし、家祿とは認むるを得ずとて、遂に其事は否決せられたりき。卒の多數は之を領掌したれど、一部の血氣の者は是を不法の暴斷となし、頗る不穩の狀ありたり。

郡政改革、庄屋の公選

士政、民政の分離とゝもに、郡務局にては地方官の主務とする民政を改良して、最も人民に切實なる功果を擧げんと期したれど、是が實施に臨んでは、〔三〕殆ど無意義に終りたりといふを免れず。元來藩と稱したる大名の領地は、上古に伴雄伴部の、農夫を使役して開墾せる土地の所有主となりし以來、其地の收穫米の半ばを租として收入し、而して少分を官に貢獻し、餘を以て伴部、卽ち家の子郎黨を養うて自ら防衛したりし積成にて、其宿習の固著したるものたり。故に郷村の人民、卽ち農夫は、其受地をば御上納米の耕作に務むるところと遺傳的に承認し、毎年の收穫より上米を選み、俵作りして御上の藏に上納し、自家は殘餘の下米雜收穀を以てその食料とし、綿入布の子一枚にて冬を凌ぐ分限に安んじて、是も地頭の御蔭と稱へゐたり。藩に於て之に對する重要の務は、其灌漑運搬の便を與ふる郷普請と、檢見、課役との三役所にあり。よつて佐賀は田地の外に著しき物産もなく、又市町もなけれ

ば、郷村に產業を奬勵保護する必要なく、從つて政治の及ぶ所も至つて疎なりけり。

目安箱を出して投書を募る

是春藩治規約の施行ありて、新舊職制の掌る職務の分配に、諸局の吏の皆迷ひたる際、今度京都にて行はれたる目安箱を設くることゝなり、白山町の高札場に藩の掲示したるものを撤去し、只五枚高札のみを存する事とし、其側に目安箱を出し、屋根覆にして『政府へ申出でたき事は書認めて此箱に投ずべし。』と掲示し、毎朝史局より其錠を明け、引出しの投書を收めて政府に持ち出すことゝなせり。かくて職務の存廢、分配の疑惑等に無告、或は迷惑を受くるの人は、必ず何等かの不服を告ぐるならんと期待せしに、日々の函中更に投書なく、只一度神主を愚弄したる處分を書き陳ねて投じたるありたるまでなりしを以て、是を見たる政府は、藩內は泰平にて目出たしといひたれど、實は藩政の人民に痛痒を感ぜしむること疎なるにより、何もことさらに直訴するの必要なかりし習風の結果なりしなるべし。

時に朝廷にても公論公選の主張盛んにして、江藤參政亦、將來の政體は議

庄屋の投票公選

會を召集するに歸納すとの意見を持したりしかば、史局其他も此に同意し、爰に其始めを爲しおくべしとて、當秋の年度改まる以前に、村々の庄屋を投票公選にて定めんと、各郡令と協議して遂に之を決行したり。是に於て、各郡令は村中に田地を多く耕する農民を適宜に選擧人に定め、便宜の神社寺院に召集したりしに、村民は握飯を持ちて集合し、郡官の立ち會へる面前にて庄屋の投票をなしゝが、之を開票するに及んで、改名の容易に行はれたる當時のことゝて、氏もなく名も重んぜられぬ農民なれば、舊名を書きたるあり、綽號を書きたるもあり、開票者これを讀み上ぐれば、源平とは藤吉の事なりと呼はる等、頗る喧囂を極めたり。而して、選擧の結果は、朴魯謹厚にして事務に堪へざるが如きもの多く擧げられたり。其當選の一人に、或る大辨務の宅に年來出入する者あり、よりて來つて庄屋になりたる榮を大辨務に吹聽したりしに、大辨務は呆氣にとられ、彼の眞面目に、不束なれど御上の爲を一圖に心得て勤むる覺悟なりといふに對し、否とよ、村中より公擧せられたる以上、是より村のためになる相談をするが肝腎なりと言ひ聽かせたり

庄屋の意義

しに、彼はいぶかしき顏にて、御上の御威光を被りて勤むる心得なるに、村の者のためにするとは、私には勤まらぬ役目なるべしとて悄氣たりとの奇談もありたり。大臣も御前投票にて定まりたる本年のことなれば、此の如き新法をも試みられたるなりけり。實際に入りて究むれば、大小庄屋は、室町時代まで租課權を執りたりし田所に定めたる地目の臺帳、卽ち版籍を執り、法によりて年々賦課徵收をなすものにて、而して其課率は辨濟使（後の佐使）に習法を傳へたり。されど其率によりて賦課するに、少しにても之を誤算せば、他の鄕村に係累を及ぼすべきを以て、私に增減するを得ざるものにてありたり。官吏の廉貪が鄕村の肥瘠に影響するは甚しきものにて、別に草器（底）貫と稱する徵收ありて機密費となり、而して其多寡は賄賂としての效果を種々に現狀するものとして知られたり。かくて又公選庄屋の後、月に數次の村會議を起して風俗敎化等の事を申し合せしめたりき。是等が將來立憲政治に進入する步武の始めにてありぬ。

上佐嘉郡令富岡は、新に擧用せられてより利を興さんと、城下要害の樹林

鳶鴉獵獲の議

を剪伐して開墾を計らんと企てしが、未だ廢城に決したるにあらざるを以て、要害林として其採伐を許されず、因て更に鴉獵を案出せり。佐賀には、秋冬の候より、山鴉といふものの朝には北山より南海濱に向ひて群飛し、夕には北歸す、其數は實に夥多しくして、大空に黑胡麻を撒きたるが如し。富岡は、鳶鴉は田圃の妨害をなし、其肉は食料に中らぬ無益の鳥なれば、獵し盡して妨害を除き、其肉を肥料となすは一擧兩得の策なりと主張せり。然るに吏官にては、鳶鴉の如きは必ず別に天職を具したるべく、なまじひに有害となすは速斷に近しとなし、よりて猶西洋窮理書の譯せられたるを檢せしに、禽鳥の内、鴨雁には農穀の播種せられたるを喰ひ荒す害あれど、又其肉を滋養として食する益あり、而して雁の肉は鴨に劣り、鶴は更に雁に劣る、尤も鶴は益少なくして害多き傾はあれど、其姿の美は以て世界の尊ぶところにして、君主にあらずんば獵獲するを得ざる法も設けられ、多く園中に飼養して愛せらる、之に反して、鳶鴉の如きは、其肉は食料に中らず、しかも常に人に賤惡せらるといへども、腐敗物を除いて清潔になす任務を賦せられてあり、鳶鴉

なくんば、總ての生物の死屍は腐爛するも取り除かるゝことなく、ために惡臭と惡氣とは空中に混じ、病毒を釀して人間に大害を釀發すべことありたりければ、鴉獺も亦否決せられたり。各郡令は、皿山郡令の有田、伊萬里を除くの外は、總て郷村のみにて市町をなす處なく、只米麥を耕し、櫨楮を植ゑ、素麪を製する等の副業あるにすぎざれば、職制改まるに及んで活動を始めんとするも、從來爲し來りし慣例の外に他奇なく、郡務に於ても亦、仍ほ舊例を講究して少しく改良を加へ、徐々と進歩するを勉むるにすぎざりければ、新進の人は倦みて罷め去るものもありたり。

財政改革、藁紙札發行

佐賀の主要の物產は、單に米にあるを以て、雜務局は、每年田地の收穫より領內士民の飯米備荒に足る程度を量りて之を用達商人に賣り渡し、餘を大阪回米となし、其賣捌代銀を以て政府諸局の經費に充てたり。かくて是を根本となして錢穀の交換運轉をなし、他の物產陶磁器素麪蠟等を大阪賣買

大阪銀方

雜務局の刷新

に融通して利殖をなしたりしかば、爲めに藏屋敷には藏方附役出張し、大阪の豪商と交際して之を辨理したりき。之を大阪銀方と稱す。然るに、安政以來、西洋船舶の出入繁きに從うて石炭の需用増進するや、石炭產出地の肥筑兩國殊に佐賀領の藏屋敷は、漸次に米と石炭とを賣り捌くを專務とするが如くになり行き、從つて其利益を享くることも亦大なりしかば、銀方加賀權作は屬僚副田虎六、江副次兵衛等とゝもに、石炭貿易の射利に務め、漸次他の利益をも圖りて長崎、東京に氣脈を通じ、副田は遂に東京に上り、自ら商業家となりて開店するに至りたり。故に近年佐賀の雜務局の本務は、定額の充給を受けつゝ成規によりて支消するにすぎずして、主幹の働きは大阪にあるが如くになり居たり。因て是春の藩政改革には、加賀權作を喚び下して大辨務となし、其手腕を揮はしめ、綾部新五郎を小辨務として常務を取り扱はしめしに、彼は吏務に慣れたるを以て、常規により支消の簿記に當りたり。然れども加賀は活動的の人にて、財政の制度には別に建設的の知識もなかりし上、由來佐賀の財政は最も因襲に枝葉を繁くし、手數煩細にして要

領に乏しく、唯習例によりて依樣に胡蘆を畫き來りたるものなりしかば、雜務局の改良は俄に著手し難かりけり。

御金庫の處分

されど的面改革に撞著したる重要事項あり、即ち正月家政より引き分けて政府の管轄となしたる御金庫の處分これなり。是は、小物成所と御懸硯方との過去を引き繼いで猶ほ將來に及ぶ財政にして、山方、里山方と共に、總ての小物成地は將來郡務にて管轄すべく、而して其收入は知事公の親裁あるべき性質のものなれば、庶務の參政が雜務の參政と共に、元の御年寄の立場となりて機密に取り計ふべき性質のものなり。過去の貯蓄にかゝる御金庫の軍用金は、其儘に嚴封せられて、後に祖宗の遺金として、その三分の二を獻納せらるゝ結果となりたりと雖も、其外に運用せられつゝある金は如何になりたるか疑問たり。其重なる一項は、前編に數述べたる海軍の仕法金として出されたる七萬兩と、發行せられたる金札との始末なりとす。是れ素より機密なれば明知し難けれど、元治の比は海軍費一萬七千兩にも及びしに、七萬兩の利分は三千五百兩に及ばざりきといへり。其年甲子艦購入

の時は、代價八萬四千兩の三分一を現金拂とする約束にて、よりて御側より二萬兩を外廷へ取り替へて渡しゝが、其頃海軍仕法金は五萬兩を金札胴銀として大阪の鴻池へ預け、その利息を公の御手許へ納め、十一萬餘兩を兵庫の北風其他に貸し回して利殖を計りたりといふ。爾後四箇年を經過して皐月、孟春、延年艦の購入あり、即ち海軍費は益〻膨張し、戰時には軍用金をも出されしならんと雖も、仕法金の貸し回しは如何なりゐたるか明かならず。軍國の備へと稱して公親裁の下に機密に取り計はると雖も、その金は大阪、兵庫に於ける鴻池、北風等豪商の手に利殖せられつゝあれば、大阪銀方にて殖財の資となり、今度雜務局の管轄になりては、更に其融通の便宜を得たるを疑はず。猶明治四年に於ける朝廷の國債に計上せられし佐賀藩の船艦買入金の殘額を見るに、金五萬五千七百五十兩、洋銀十六萬六千四百九十六元、みな英人に仕拂ふ分とあり（蘭國製造の日進艦代價は藩より拂ひたるなり）。

雜務局の銀札は、文久の末に於て發行額二十二萬兩を算したりしが、其胴銀七萬兩は御側の存じにて、六萬兩を雜務局に保管したり、是も爾後に變化

藁紙札の發行

ありつらん。然るに爰に銀札、金札以外更に一の札を發行して其胴銀を保管するに至れる事あり。即ち是年太政官札通用の澀滯より、之を通利する爲に[illegible]紙札を發行し、以て交換したる太政官札を胴銀となしたるなり。藁紙札の發行は少しも利殖の目的によるにあらず、蓋し去年會計官に於て發行せる不換紙幣の金札が、信用を失うて通用せざるに至るや、高割を以て、强制的に諸藩に交附して通用せしめられたりしが、田舍にては未だ上國程の不信用に至らざれど、其紙幣の最低が金一兩、即ち一兩札に止まり、僻地に通用せず、佐賀に通用する紙幣は金一朱札にても猶重きが如く（銀札の最も通用廣きは一匁札なり）、上つて金一分にすぎぬ程度にあるを以て、政府にては史局に其便法を議し、江藤參政を始め協談し、藁紙にて二分、一分、二朱、一朱の四種の札を製し、太政官札と引き換へ、其太政官札を貯蓄して胴銀となすべしと決議したるが、藁紙札發行の原由なり。藁紙は當時の精煉所の發明に屬す。始め史局を記錄局の二階に設けしに、之に連なる他の數室に舊記錄の整理に就かぬ分山積せられて塵埃に塗れたりしを以て、其中の用をなさぬ反故を見切り、之

藁紙札用紙の原料

を燒き棄てゝ室內を淸掃する事となしたりしに、燒き棄つるは知慧なし、煮潰して紙に漉き返すべしてふ議出で、よりて之を精煉所に質問し、大釜にて煮沸して苛性曹達を投ずれば、淸淨なる紙の原料となすこと甚だ容易にして、又一の利益を得べしとの答を得、車馬にて記錄の反故を運びて煮潰さしめしたりしが、他の諸局も亦直に之に倣ひ、かくて精煉所にて漉き返すべき紙の原料には、不足を告げざるに至れり。よつて精煉所にては、更に之に混和すべき原料を工夫し、稻藁、麥藁の煮潰し法を發明すると共に、更に麻桑柳等の纖維質に及ぼして、物產となるべき一種の紙を漉き出さんと硏究する折柄、紙幣製造の議、決したるを以て、直に之を應用して一種の厚紙を漉き出したりしが、其混和物は精煉所に於て一定の法を定めて之を祕密に附し、而して紙面には態と麥藁の煮潰れぬ片を少々存せしめたるを以て、世には藁紙札一に麥藁札と稱へたり。是の札の流布するにつれ、處々に其紙質を硏究するものありしが、麥藁の原料に、他に知り難き質分を混じたりしことゝて、是と見紛ふ樣の紙は漉き難しといひて、更に贋造する者なく、よつて益〻信

用を得たりといふ。記錄の煮潰しも亦、其特殊原料の一となりけり。

佐賀の紙幣は、その財政の基礎强固にして大阪の信用厚きにより、從來鄰藩に歡迎せられたるところなりき。されば太政官札の過重なるに困難しゐたる鄰國は、官札を我紙幣に代へんとし、我政府の、藁紙札を製造して、初めは七萬兩を限りに二分、一分、二朱、一朱の札に割りて、無手數料にて引換をなすや、引換を願ふもの曳きもきらず、十餘日にして發行札は盡きたれど、猶交換を望むものは競ひ來りしかば、よりて十萬兩まで發行し、ついで更に二十萬兩に增額し、しかも猶ほ凄まじき勢にて要請せらるゝを以て、遂に全額四十萬兩を限り餘は斷然拒絕すべしと嚴達し、漸くにして限りなき交換の要請を止め得たりき。かくて最初の豫量高より六倍に及ぶ程の藁紙札を發行し、而して其引き換へたる太政官札を堆積して嚴重に保管すと雖も、後年に至りて莫大の負債を殘すべき危險あるを慮り、民部省に於て金二分以下の小紙幣の發行ありしを幸ひ、最初七萬兩に換へたる太政官札を民部省札と交換し、更に之を藁紙札に交換して發行高を減ぜんとて、九月太政官札を

官札との交換者殺到す

ドル銀

捌し、之を齎らさしめて人を差し遣はしたり。天保の改鑄に劣小になりつつも猶光澤ありて品位を存せし彼の文政の二分金、二朱金、一分銀、一朱銀は、其後次第に劣惡輕小になり、文久には、墨是科ドルを鑄潰して一分銀を鑄、二分金、二朱金も亦之に比すべき惡小なるものとなりたりき。されば世は之をドル銀と稱して、其一兩を墨銀一弗と較するに至り、よりて通用貨の本位を失ひて、民間にも使用を嫌はれたりしが、更に又太政官札の發行ありて、通貨の困難は極度に達し、公の財政に堅實なる信用によるとはいへ、かく麁略なる藁紙札に此の如き要求の殺到を見るに至りたり。この藁紙札の交換は、公の經濟界に於ける最後の信用にてありけり。

第三十三卷　文明知識の開拓

第九十七章　北海道開拓、京濱鐵道敷設

北海道開拓と樺太問題

東久世通禧公に代つて北海道に赴く

去る六月、特詔を賜はりて、蝦夷地開拓督務の命ありてより、公は病を力めて出仕せられたれど、健康兎角勝れざるを以て、參政岩村右近(定高、元御年寄)に其掛りを命じ、臥牀のまゝ彼に旨を授けて廳に執り次がしめられしが、ついで開拓使長官に改まるに及び、彼亦判官に任ぜられたり。かくて安政年中該地を踏蹊探檢したる島團右衛門(義勇)も開拓使判官に命ぜられて彼地に出張し、公亦彼地渡海の意ありきと雖も、健康許さゞるを以て、次官東久世通禧卿彼地に出張する事となれり。前述の如く北海道は廣袤九州よりも大にして、アイヌ土人を併せて五萬許口にすぎざる人民が、蒼々莽々たる山林と氷凍

北海道は北門の鎖鑰

の海岸とに、或は熊羆を獵して毛皮を採り、或は鮭鱒鯡を漁し、或は昆布を採るのみなりしかば、其利は無限たり。　されば或は臘虎、膃肭臍等の海獸を獵して東北の千島より甘察加に往き、或は鮭鱒を漁して樺太に居住する等、我邊民の露西亞人と利を爭ふもの多かりしに、近年露國は千島を占有するが如き姿となり、樺太の南部はアイヌの住居地なるに拘はらず、其生業を營むは隨意なりとて、事實上自國領となして移民を送り、剩へ兵營をも設けて壓迫したりしかば、常に彼我漁民の間には口爭絶えざりけり。

抑も蝦夷地を開いて北門としての鎖鑰を嚴重にするは、我藩の重寄たりし長崎西門の鎖鑰と首尾相應せしむる極めて緊急のことにして、かくして始めて神州金甌の固めを完うし得べしとは、寛政以來露國の形勢を察せる識者の間に唱へられしところなり。　されば公の師たる古賀穀堂は、奥羽の巡遊をなして建言する所あり、爾後露國との交渉は第三卷第八章に述ぶるが如き成行となりたれど、古賀侗庵は益々横文の書を潛究して俄羅斯國志の大著をなし、子の謹堂亦蘭學に汎濫するに至りき。　而して穀堂、侗庵の昆季

相携へて聰明なる公の頭腦に之を印象せしめたること甚だ深く、よりて公は夙に長崎警備に藩力を竭さるゝと共に、北門鎖鑰と南洋拓植とは常にその懷に往來するところとなりて熄まず、或は是を島津齊彬侯と謀り、或は井伊大老と謀らるゝ等、公は機會の來るを捉へんとして、胸中深く其經略を熟成せられたり。されば時運いよ〳〵皇政一統の期に到達して、內地の恐慌も早く熄み、版籍を收めて權に藩制を設くるも、やがて陸海軍を整へて、大纛の下に兵馬の權を統べらるゝ時期の到來すべきは見易き道理なるを以て、常職を解いたる士族に授產をなし、富國强兵に勉めて國威の宣揚を期するは、是れ將來に於ける皇道經綸の第一策なりとて、今度諸侯會議の一大項として、その問題を揭げられ、その結果として督務の命ありたり。この大項は二つの要目に分たる、其一は北門の鎖鑰たるべきことにて、軍艦を要港に繫ぎ、砲臺を要地に備へ、常備竝に應募の兵團、屯田兵等の設けをなすべきことと、其二は蝦夷地の開拓にて、士族農商の移住を促し、內地の沃壤を闢き、濱海の物產を興す等、富强の道を講ずることとなり。かくて兵備殖產を竝び進め

て一擧兩得の利を獲むとするにあり。

是時海軍は朝廷にて備へらるゝに定まりしが、當時の軍艦としては、只佛國製造の甲鐵艦一隻を主力とし、他には富士山、春日、乾行、丁卯の四艦と、百馬力以下の艦數隻あるに過ぎざりき。されど、緣親の肥後藩よりも遠からず長崎に囘航すべき龍驤艦を獻納すべく、又我日進艦も既に進水し、明年には廻航し來るべきを以て、旁々應急の艦隊は之を編成し得べし。又陸軍は兵部省にて訓練しつゝありて、諸藩の困しめる去年の解兵の如きも、やがては兵部に收めらるべき運命の下にあれば、公は養兵よりも士族授產の道を講ずべき時期なりとて、此機會を利用して蝦夷地への移住拓植を促し、以て土著の兵を養はんと欲せられたり。されど公の理想を實現せんには、露國の慣用したる外交政略の如く、國境に迫る處に官廳を置き、要塞を備へ、常に前に向ひて發展する形勢をなして、內部を庇蔭する經略を執らざるべからず、然るに鎖國に慣れたりし時人は、最も外交に暗く、ために國境に兵を備ふるを挑戰の如く思ひ倣したりしを以て、蝦夷地開拓には先づ其廳を宗谷あた

開拓費少額

正四位公開拓費に充つべく賞典祿を返上す

りに置きて、漁業又は昆布採取の利益を其費に充て、諸藩有志の士商を募りて漸次に國郡を闢進するを順序とすべし、樺太に向うて廳を設くるは露國に難を構ふる危險事なりと畏怯し、而も表面にそれとはいはずして、經費に於て莫大の資を投ずる力なしとて逡巡したり。

本年府縣の收入始めて豫算に上りしに、凶僅にて各項とも不足を告げ、ために開拓費に充てらるべき餘裕なく、僅少の額にすぎざりけり（其數は猶考ふべし、四年には北海道に米九千石、氷十三萬貫文、樺太に米五千石、氷十二萬貫文なり）。公は、苟も皇國重要の事業なる以上、普通の常費は大節儉を行ふとも、開拓の經費は必ず支辨せざるべからずと思惟せられたれど、衆議は然く奮發せず、却て露國の思はくを憚りて逡巡するもの少からざりき。此形勢を見て正四位公は、去年僅かの内亂を鎭めたりとて莫大の賞功にあづかられたるは、甚だ本意なく思はるゝところなれば、此賞典祿を返上して、之を開拓費に充てられんことを願ひ出でられたり。されど聽許なきを以て、重ねて願ひ出でらるゝ所ありしに、遂に九月に至りて受納あり、當年限り半高一萬石（實收二千五百石）を其用度に充て行ふべき旨達せ

公開拓に國力傾倒の急務なるを說く

られたり。此時公の位地は甚だ重く、岩倉公と共に兩大納言として三條右府と朝廷の中心となり、以て鴻業輔相に盡されしが、一方開拓使に出仕せらると雖も、朝議は猶開拓に年來の大策を立つるに至らず、因て是月更に左の書を提出せられたり。

先般開拓使長官被仰付、勿論不才多病之身分、御用相辨兼候得共、押而相勤居候處、今般大納言職被仰付、右者猶更重大之職掌にて、重々恐入奉存次第者、其砌委細申上置候通御座候。惣て者開拓之諸官屬吏追々彼地出張相成候得共、當年之義者已に季節も相後れ、殊に御手始聊之金穀を以者十分行屆候義者實無覺束奉存候。惣而開拓之義者、是非非常大擧之策無之而者決して相濟間敷、就而者常格通例之御費用筋者總而被相省、闔國之全力を北海道被相部候樣御決議相成度、左候得者卽今より數日之處、右一條に精々被遂御讃談、御成功之儀速に相整候樣被成度奉存候。其通斷然御取計無御座而者、外夷掠奪之心萬一如何之都合等可相移哉難計、於御國體甚以挂念仕義に御座候、右者先日より何ヶ度も申上候得共、難閣奉存に付、一

刻も急に御評決相成度、今又中止儀に御座候。

九月　　　鍋島大納言

此大意は、開拓の手始めなる上、其經費亦僅かなるため行き屆かず、殊に冬季に迫れる今年は手後れなりといはざるべからず、されば所詮常費を痛減して非常の大策を立て、國の全力を用ゐる決議をなさずんば、成功は期し難かるべく、旁々今より數日間に其讃談を遂ぐべし、もし然らずんば國體に係る外患を生ぜんといふにあり。是れ疑ひもなく樺太問題に係ることなり。而して文中には『先日より何ケ度も中止候』とあり、明年の有感の詩にも『余有恢復樺太之志、建言數次』とあるを以てせば、建策の一再ならざりしを知ると雖も、其建言は今日逸して傳はらず。

樺太國境問題は、嘉永癸丑の露國使節に始まれるものにて、爾來幾曲折ありて依然決せず、去年に至りては、露人更に我内亂に疲弊したるを窺うて、其南角を併すべく大泊に侵入し、アイヌの住家を燒き、漁場を掠奪し、遂に兵營を建設するなどの傍若無人なる擧動に出でたりしを以て、開拓使判官島義

樺太を脅國に委す

勇は憤慨し、大兵を以て彼を擯斥し、此機を以て彼地を恢復すべしと建言したりき。公の建言は蓋し其方略にかゝるものなるべし。

冬に至り、外務大丞丸山作樂、開拓使判官岡本監輔と共に、士民數百人を率ゐて樺太に渡り、露國官吏に對し、此は奧蝦夷と稱へて蝦夷人同種の者の住地なるに、之を逐ひ出して自ら占住するは不法なりと抗議したりしが、露吏は承伏せずして、却て我官吏を拘留し、他を逐ひ還したり。よつて開拓使次官東久世通禧卿自ら北海道に赴くと共に、朝廷にも議論の沸起を見たりといへども、大國と難を構ふるを憚れる朝臣等は、優柔斷ずる能はず、かくて遂に樺太は全く彼國の占領に委する結果となりたり。當時鎖國思想を有する者は、國交を知らずして、對外的問題には直に對國に兵を構ふるかの如く畏怯し、外交政略の、樽俎間の折衝に多年を經過すべきものにして、容易に兵端を開くべきにあらざる事を知らざりき。若し此時其折衝を存しなば、問題を有利に運ぶの方法は猶多々ありたるべし、是れ公の志なり。

北海道釧路國拓植

我藩蝦夷開拓の最初

さきに北海道の國郡を定めたる後、開墾令を發し、府藩縣社寺有力の士を募り、開拓の經畫を定めて願ひ出でたる者には應分の土地を配附するの布告ありしが(此令四年に至り廢す)、我藩の願に對しては、九月釧路國の厚岸、久摺、川上三郡の支配を仰付けられたり。我藩の釧路、十勝の地方に拓植を始めしは、十年前田中善右衛門が公の旨を含み、幕府の大老井伊直弼に蝦夷地開拓の急務を說いて、志古丹島を預けられしことにあり、前編(第四編、第二十二卷、六十六章)に記したるが如し。其後田中は、大阪、兵庫の間に滯在し、佐賀の豪商武富平作が船持にて海上貿易に膽略あるを器識し、之に勸め蝦夷地に於ける利益事業に著手せしめ、遂に此地に勢力を扶植せり。抑も亞細亞陸地の隊商行賈は、千年前の古に其跡をとゞむるのみにて、近く四五百年は、海上貿易の時運に遷れり。航海業は、陸上より想像すれば、冒險の行爲に似たれど、實は安全愉快なる事業にして、歐洲各國みな之を主要とせざるは無し。然るに日本のみ從

航海業より觀たる蝦夷肥前の距離

來鎖國の政策の下に、千石積以上の大船製造を嚴禁して、其業を企てしめず、船乘を賤業視せる結果は、航海日記すらなきを以て、海上歴史はために暗黑に、知識階級の人は全く其利害の如何を知らざりき。されど陸地物產の配附は、專ら是業によりて行はれざるべからざるを以て、勢ひ船主は巨大の利益を享受し來り、遂に嘉永癸丑に至りて大船製造の禁は解かれ、日本は島國たる本性を囘復して、海上に雄飛すべき時節に際會せり。かく全國の武士は徒に攘夷の空拳に日月を消費して、此に著眼するあるなかりし際に、田中は武富と計り、早くも之に事業を樹てんと申し合ひたり。

蝦夷と肥前とは、日本の首尾に位すと雖も、航海業より見れば、さして遠地にあらず。蓋し是まで蝦夷の物產は、羽越より山陰海を經、馬關を囘りて瀨戶海を逆航し、かくて中心商地の大阪に輸入せられて諸國に配附せられたるを以て、大阪の貿易にて蝦夷地物產の事情に曉通せる武富は、肥前は蝦夷と左程に遠隔ならず、却て大阪對蝦夷の航路よりも近きことを曉知せり。伊萬里港の陶磁器は北國船をその第一華客となしたるが、北海卽ち日本海

の航通は長崎と汛季を同じうし、冬季に入り西北（あなぜ）の信風起れば、波濤險惡なるを以て航路絶え、春季東北（きたごち）風吹くに至りて、彼船は蝦夷地の物產を積みて入港す。かくて之を陶磁器に代へて去る例なるが、その航路は馬關より直行するにあるを以て、大阪へ逆航するに比すれば非常に近便なり。さて蝦夷地の物產といへば、膃肭臍の特產は松前侯より將軍へ獻ぜらるゝところと聞けど必用品にあらず、臘虎の皮も今こそ西洋の贅澤品として有名なれど、當時內地には用ゐられず、唯熊皮は武將の敷皮、泥障（あふり）に用ゐる貴重品なるを以て、商品の鹽鮭、鹽鱒及び鰊の鱐（ひもの）と共に江戶へ輸入せられたり。江戶にて冬春に鮭鱒を需用するは、西北風の奧州海を乘るに便風なるを以て、冬季猶航路の通じたる故なりとす。西國の輸入商品は、棒鱈、數の子（鯡の鮞卵）、昆布にて、中に數の子は多子を祝うて賞翫し、正月の式章にはなくてならぬ必需品たり。さればその早物は冬季の始めに輸入せられて、終年用ゐらるゝと共に、棒鱈亦腐敗の憂なきを以て夏季に愛用せられ、刻昆布と共に調味せられて、其需用は貴賤を通じて莫大なりき。唯鹽鮭鱒は用ゐられず。西國には

昆布を消費すること夥多しく、京攝は上昆布、葉昆布を併用し、佐賀は主として靑昆布、刻昆布を需用す。東國に昆布の流行せぬは、その唐人交易品なるを以て、大阪に專賣權を所有せられたる故ならん。而して其代品には佐賀の主要產物たる米酒を以てし、鹽は中國筋の鹽濱より、伊萬里へ屑石炭を買入れに來る船舶の代品として輸入するところなりき。以上の如く、蝦夷は物產交易に極めて便利を具したるを以て、田中、武富兩人の間に計畫の讃談大に熟し、資本金に兵庫の風北に託したる海軍仕法金の融通を請ひ、早くより釧路、十勝地方に船を回して彼地方の物產を採收すると共に、內地にその居住地を占めて開墾植民の策をなしたり。かくて間もなく積載力の多量なる西洋型の風帆船をも備へ、武富が親戚緣故の者等は其利益多きを悦びて、彼地に渡航し、今は既に佐賀村をなすに至りたるを以て、今度これが支配をなすを聽許せられたるなり。

是に於て正四位公の近從野田二藏（純敏）を遣はし、森山源吾（武光、健足の人）等と共に、武富の親族善吉を案內とし、往いて彼地を探檢せしめらる。野田は學館に

野田二藏の開墾策

於ける歴史研究に非常の興味を有し、殊に人情世態に通曉するを主旨とし、下級勞働社會の人々に交はりて其生活經濟の狀態を知るに最も特長を發揮したる人なり。 かくて彼は彼地に到りて內部を跋涉し、土地の開墾について探檢せしに、森林は鬱蒼と生ひ茂り、平地は草蕪に委ねられ、而して此等の地面には上古より年々繁りては腐朽したる雜草の腐壚五六尺も堆積し、土人は其處に豆麥を蒔きつけて非常の豐收を得つゝあり。 されば眞の耕作をなすに及ばず、眞の肥料を施すを要せず、而して十餘年を過ぎて、土膏ことごとく盡さるゝに及び、彼等は未だ蒔き附けぬ平面に移るを常となせり。こゝに於て彼は、若し眞に永續的耕作に堪ふる肥腴の田圃を開墾せんとならば、まづ四五尺の腐壚を撥き、眞の泥土に近づくまで掘り下げて、眞土と腐壚とを切り交ずるを要し、かくして腐壚は始めて肥料となりて、美穀を豐收し得べし、若し又溝渠を開いて灌水の便を與ふるならば、水田として秔稻を耕作し得べく、さすれば莫大の利益を享くべし、腐壚は卽ち堆肥にして、之が泥土との混和は耕作物を肥潤すれど、是のみにては水稻を耕種すべからず、

されば之を發掘し船の下荷となし、近き奥羽地方に運搬せば、其肥料の力にて瘠地も豐收を穫べく、一擧兩得の利を生むべし、但し今の處其實行は不可能ならむ、又蝦夷地に移住せる開墾者にして、麥豆の雜穀と獸魚の肉とを常食して忍耐する勇氣あらば、其利益は是までの移住者に四倍すべし、如何となれば、彼地に輸送せらるゝ米酒は内地の倍價に沽られ、而して其地に産する豆麥は内地の半價に買はるゝを常とすればなり、卽ちかく船主は往返に倍價の利益を豫料するに拘はらず、米飯を欲する移住者は、その收穫したる豆麥を無造作に半價に賣りて飯米と代へ、以て内地に四倍する生活をなせるなり、酒は勞働人に必需なれば已むを得ざれど、是も亦諸酒を釀して精酎を製し得べし、米飯を廢するはさして難事にあらざるべく、之だに勵行し得ば、彼地に田産を所有して家を興すべきこと必せり、余は之を保證するに躊躇せずといへり。

蝦夷地沿海の漁利は實に無盡藏と謂ふべく、北洋の氷結を避けて群り來る鰊鱈は、海潮の面に潑剌として眞黑の流れをなす。是を網にて引き揚ぐ

漁場の干場の不足

るは、網すとはいへ、實は汲みて採るに同じ。鰊の孕みたる卵を數の子となし、之を鹹水に浸して乾涸したるを臘となす。季節の早き卵は粒油著し、晩きはばら／＼に離れ易く、いづれも劣品なり。季節の中を得たるを上品となす。鰊一種のみの漁獲にても莫大の利あるは勿論なれど、實は猶その十の一二を漁獲するにすぎず。漁業に於ける不足は、鹽よりも寧ろ干場なりとす。鹽は供給を增すの道自らあれど、干場は太陽の光を得ること難ければなり。蓋し彼地は北緯四十二度以上の陬地なるのみならず、是等の漁獲期は冬季の短景なる頃に相當し、剩へ晴天の連續を得ざるを以て、爲めに折角の漁獲も或は腐敗し、或は味を失ふ等、鹽藏に適せぬものは棄つるより外なきなり。されば若し好干場として太陽の光に代りて乾涸し得る設備發明せられんには、烏賊を乾製するも一箇の物產として巨利を增加すべし。さはれ土地沍寒なるを以て、海に棲む膃肭臍の類も、陸に棲む熊羆、狐狸の類も、みな防寒のために天然に輭毛を生じ、よつて是等の毛皮は內地產のそれよりも價を增し、支那人及び西洋人には高價を以て購求せらるゝ等、其

内地人アイヌに黠詐をなす

利益も鮮少にあらず。

總て漁獵に力めて是を物産となすは、アイヌ土人の働きによる、アイヌは北海道の寶なり。彼が順良朴實に働くを内地人は愚視しゐれど、彼には漁獵に屈撓せぬ膽勇ありて、決して懦弱の民にあらず。其土著久くして、樺太まで占住して海産物を製出するは、亦能力の逞しき民族と謂ふべし。中古に靺鞨挹婁部てふ強暴不潔の生蕃の、蝦夷、奥羽を荒し回りたることあるは、一時的の旋風にして、今は其形跡を存せず、爾來アイヌは日本人に支配せられ、時に露人の侵暴を受けたるのみなりき。然るに我内地人は、比較的溫順の習性ながらも、猶愚弱を欺瞞する弊習より脱する能はず、即ちアイヌの如き淳樸なる種族に對して黠詐を敢てせり。往古の朝鮮(今の北韓)人は柔順にて犯禁六七條にて治まりしに、漢の武帝平壤に樂浪郡を置くに及び、漢の官吏商賈より盜竊詐僞を敎へられて、彼等の犯禁は數十條に增したりといふが如くに、アイヌは未だ柱に畫して約束をなす程の淳樸なる風俗なるに、我内地人は之を欺いて卑劣なる詐僞をなせり。現に余はアイヌに接して納屋

（漁獲物の監視所）よりの米穀の受渡し振を問ひしに、彼は、納屋の箱（桝をいふ）は渡すときと受け取るときと異り、受け取れる米酒はともに量少しといへり。蓋し二種の桝を使うて小利を抄めゐるなり。武富善吉の言に、此の如き土人を馬鹿にしたる黠詐は、彼の好感情を失ふものにて、使用に際しては全部に涉りて大損失を來す、されば我等の納屋には正確なる習法をつけて之を戒め、よりて土人の歡心を得、事業は大に進捗するを得たりと。

蝦夷地の如き久しく放棄せられたる處に、接境の地方より無賴の徒の來つて侵掠するは、古來の常態といふも不可ならず。されば露人は奧蝦夷の樺太に、アイヌの住居漁獵を營みたるを侵奪して薩加連と名づけ、逐年次第に南進してアイヌを逐ひ出したりしが、今年は戍兵に加擔して侵暴を逞うしたる騷ぎを演出せり。然るに開拓廳の官員は、內心露國の强大なるに怯えながら、表面は、舊幕吏の朝命を請はずに兩屬地の假約をなしたるを以て、此に至れるなりとて憤慨したりと聞えしかば、此の如き勤王名分の論は內國同志間の言分なり、廳員としては、露國官吏に對して、アイヌ人保護の任務

を押し立てゝ談判せざるべからず、且つ樺太は北緯五十度を劃りて、その分界となすべき言掛りあれば、此を把持して折衝し、容易に讓歩すべからずとの論を生じ、乃ち是等の意見を具し、東京に到りて公に上申せんと欲せしに、折節公は病進みて在薩なりしを以て、之を岩村右近まで報告して佐賀に歸れり。

佐賀陸奥轉封の議

公に開拓使長官の命ありし後、我藩を陸奥に轉封する朝議ありて、公の意も之に傾かれたりとの浮說傳はり、佐賀にも紛々として竊に其是非を說くもの多く、いづれも根據ある事と言ひ做せり。蓋し其起因は、先きに會津を始め奥羽諸藩の處分ありて、仙臺は二十八萬石に減ぜられ、南部は七萬石を削られたりしが、仙臺藩の原高より差し引けば三十五萬石を收公せらるべきことゝなりて、卽ち佐賀藩と同高なるを以て、佐賀に縣知事を命じて正四位公を陸奥收公地の藩知事となさば、北海道開拓にも亦便利を與ふべしとの祕議動けりといふに存す。さはれ若し公にして健全ならんには、或は此に英斷ありつらんと雖も、病衰の上に、更に十一月より其病勢は進みたりし

を以て、此事も遂に浮說に止まりて消滅したり。但し當時公の意中には、旣に藩なし、程なく朝政の大一統となるべしてふ斷定ありしことゝて、公はまづ佐賀より始めて廢藩を行ふとゝもに、當分奧州の藩知事に轉じ、改革整理に當りて其準備をなすべく、かくして北海道の開拓を促進せば、卽ち一擧三得の利を收め得べしと思惟せられたりしが、その事は遂に行はれずして、仙臺、南部の收公地に登米、江刺、膽澤、盛岡の四縣を置かれたり。四縣の現收入と人口とは、その調査を見るに、登米は四萬三千三百石、十一萬五千八百口、江刺は一萬四千石、二十三萬七千五百口、膽澤は二萬七千石、十三萬八千百口、盛岡は三萬二千五百石、十三萬七千八百口なり。卽ち合計十萬六千八百石、六十三萬八千三百口にて、佐賀の二十一萬餘石、四十二萬五千七百口に比較すれば、收入はその半ばにすぎずして、人口は半倍の多きに及べり。されば或はその利害得失が豫料と齟齬したるによつて轉封の議も立ち消えとなりたる歟。

九月二十二日は主上の御誕辰なり。去年光仁天皇の例を復して天長節と稱し、拜賀の群臣には酺を賜はりしが、公は在國にて之に與らざりき。公は今年初めて天長節に遭はれ、束帶を著け、參內して拜賀せられたり。前月の官制にて、議政官は集議院と改められ、專ら諸藩の事情を暢通する機要の處となりしが、二十七日主上臨御ありて、公も參候せられぬ。時に公は病軀衣冠に堪へざるを以て、主上は特に優待あり、十一月二日、老體につき御前出仕に略服を許すとの仰せを賜はるに至る。略服とは袴羽織にて御前に參仕せらるゝなり。

橫須賀製鐵所巡覽、京濱鐵道創設の議

公は長崎海門の砲臺を成就し、繼いで蒸汽艦隊を備へて海軍を練習せしめんとし、間もなく造船場を起さんとして、製鐵機械を蘭國より購入せられたれど、其設備頗る宏大にして、一藩の力の應ずる能はざるものありしを以て、之を長崎奉行に獻納して、幕府の力にて起業せられんことを希望せられ

製鐵所設立の議

しに、亦遂行の機なくして因循したるを以て、慶應に至り、佛國人の手にて横須賀に製鐵造船所を設くるに至りたり。去年直大公の横濱副總裁として赴任あるに當り、佛國軍艦に乘りて彼地に到り、製鐵所の受取式を濟まされしが、今や版籍奉還の機動きて皇政一統の緒に就き、藩制を定め、各藩に許す軍費の半を納れしめて、海軍は朝廷にて統轄し、陸軍は各藩適宜に編制することゝなり、軍制も茲に改まりて、全國の力を集めて戰艦製造の船渠を設くる必要となりしを以て、十月の初め同公は、横須賀製鐵所に往いて工場を一覽したき旨を願ひ、又横濱開港以來の貿易の實況を見られざりしを以て、九日品川より乘船して彼港に渡り、翌日横濱裁判所に登廳せらるゝと共に、英佛米の商館等を回りて貿易の狀況を觀覽あり、十一日には横須賀に渡りて、製鐵所の設備製造の狀を巡覽せられ、後横濱に引き返して、翌十二日東京に歸邸せられたり。是時の公の意中には、既に藩なく、海軍を興して海外へ宣威すべき苦心を存せられたりしが、諸雄藩は猶藩力競爭を夢み、東京には大村兵部大輔の暗殺ある等、迷夢を脱する能はざる世情なりき。卽ち彼此對

我藩購入の製鐵機械

照して益〻公の卓越なる謀慮を窺ふにぞ。

我長崎に獻納せる機械は、倉庫に蓄積せられたるまゝ、數年の後まで鏽敗に任せられたり。元來彼の機械は頗る巨大なるものなりとの評判ありたれど、必ずしも然らず、實は佐野常民が金(小判)三萬兩許りにて註文したる機械に過ぎず。尤も其時の金一兩は、下田條約の下に墨銀四元(ドル)に交換し、墨銀一元は我一分銀一箇に充てたりしに、安政四年米國領事ハルリスとの談判にて、墨銀一元を我一分銀三箇に換ふべく改正したりしかば、小判はこゝに四分の三の價に下落したりき。然るに其後幕府は更に所謂ドル銀なる一分銀を濫造し、其時保金一兩を新小判(卽ちドル銀)三兩一分二朱に交換するに定めたりしを以て、其比回送し來れる我蘭國註文の製鐵機械は、爲めに代價十二萬五千兩と書き出されて原價の約四倍に及びたりき。されど實際はドル銀一分にて受取るべき換算なりしに、通貨に金銀の値段の差異あるを知らざりし佐賀の役人は、徒に其巨額なるに驚くのみにて、甚しきは、佐野は專斷にて不相應の巨大なる機械を蘭國に註文したり、切腹して謝すべしとさへ

いふ者もありしを以て、彼は遂に免職の罰を受けたり（實は他の故による事）。かくて機械は幕府も持て餘したるを以て、餘程の巨大なる機械ならんと想像せられしも、佛國人が横須賀製鐵所を起すに及んで之を檢し、弱小にして修船の用に中らずと放棄したり。されど時人は、蘭國機械なるを以てなりとて、猶更巨大の物と思做したりき。爾後數年を經たる後には、東京の赤羽根製作所に送られ、鐵板を屈曲し、孔を穿ち、鋲をしめ、管を造る等の事に用ゐられたり。されば實は原價金三萬兩許の機械にて、通貨銀の換算に驚されたる沒數理の人の幻影により、數年の間巨大に想像せられたりしなり。製鐵の鐵鑛に乏しき日本に創始せられたる當初の一奇談として傳ふべきなり。

京濱間鐵道敷設の議

是時一方には東京横濱間鐵道敷設の議起れり。是僅か七里の線路なれど、始めて鎖國より出でたる日本のことゝて、亦前の製鐵機械の如く、中々の大議たり。由來我國人は京江兩都會の外は荷車だに用ゐざりしを以て、陸上に鐵軌を敷設して汽車を疾走せしむるは突飛の事といふべく、卽ち尊王を唱ふる節義家も、藩力競爭を夢みる武士も、何等の必要を感ぜざりしを以

公の積極的生財主義

て、新に藩制の布告ありて、給祿兵制に腐心する際、かゝる問題は不急なりと排斥せらるべきは勿論なるに、大政の指導者たる大納言公には大に之に贊同せられ、此提出も、或は其內旨を承けたるには非ずやとも想はるゝ節ありき。蓋し時代を較するに、公の火繩筒鑄砲に燧式銃鐵製砲を代へんと志して、西洋の火器を接納せられたる天保年中は、西暦千八百三十年代に相當し、汽船汽車の呱々の聲を揚げたる際にてありぬ。爾來公は、消極的の勤儉の下に、二十年間貯へ來りたる備金を投じて、長崎海門に砲臺を成就せられたりしが、一方米露の使艦も汽船を使信の用に牽ゐ來りて、日本に海軍を備へしむべき機を促し、又蘭國よりも電信機を獻じたり。然るに是時我財力もやゝ餘裕を生じたりしを以て、玆に汽船を購求するとゝもに、前述の製鐵機械を註文したりしが、又精煉所には電信機製造に成功して、內使もて之を薩摩侯に贈るなどの結果を見るに至りぬ。是れ公の消極的政治が、積極的の生財主義になりしためにて、かくて公は時勢に順うて大に發展せんと志されしに、蒸氣電氣の機巧を利用するとゝもに、煉鋼の砲、甲鐵の艦を備へ、鐵道

電線の網を張りて、千八百七十年代に迫りたりし西洋に引きかへ、我日本には所謂志士なる者猶火繩銃に燧銃を交へ、紙製の彈藥丸玉を發射して、藩力競爭の血戰に喧噪しつゝありたり。さはれ天運は健行して皇政に復し、內國一致、版籍を收めて大一統の緖に就きたる以上、茲に富强を速成するの策を講ぜざるべからず、乃ち速に海に汽船を浮ぶると共に、陸には汽車電信を敷設して、積極的の經綸を行ふべしとは、當時の公の胸中に畫かれたりし成竹ならずんば非ず。

初め公の朝に立つや、有志の徵士に接して、草莽に非常の人物あらんとの豫期は空想となりし程にて、他面よりは却て佐賀藩を學校敎育の第一と推し、岩倉公はその諸公子を佐賀に遊學せしむるに至りたり。かく草莽に人なきを歎ぜられし公は、乃ち自藩より出でたる二三の人物を器識せられ、副島種臣の博識は朝堂に在つて謀臣たるに適し、大木喬任の思慮は權變に達す、亦ともに重きを寄すべきも、當今世界の大變化を制する手腕には竝に遺憾ありとせられしが、大隈重信の長崎より來り、基督敎について英國公使と

當時の梁山伯

の談判を遂げ、正四位公を輔けて横濱稅務を整理し、大藏の財政を整へたる手腕を見、こゝに始めて、最も意を傾けて事を謀られたるが如し。當時大隈は寺島宗則（薩摩の徵士）伊藤博文（山口の徵士）等と東京の開市場築地に邸宅を構へたりしに、井上馨（同上）は長崎より來り、天下を洒掃するに何ぞ一室を事とせん底の氣象を鼓張して、大隈の長屋に居住しゐたり。井上、伊藤はもと長藩の激烈なる攘夷論者にて、外人刺殺群の一人なりしが、英國に遊學して其富强に感服するに及び、彼等は功名心熾にして氣早き性格のことゝて、皇政維新に乘じて鎖國の陋習を去るには、西洋の物質的文明を以て之を破壞するに若くなしと主張し、常に築地の邸宅に集會して盛んに之が論究に耽りたると共に、一度意見を定めて提出したる事は、その障礙物を排除して必ず遂せしめずんば止まずと豪語したりしを以て、世に梁山伯の稱ありたり。是より先き横濱貿易の興るに從ひ、江戶往來に品川までの船渡しを設けしに、外國人は築地開市場との通信に電線を架し、米國の會社亦横濱長崎間に數千噸の汽船を定期に往復せしむる郵船設備をなせり。こは中々の大船を用ゐ

而してその船は設備の便安を極めたりしのみならず、是まで下關兵庫間の航行に四日を要したりし我軍艦の窮屈さに反し、僅か一晝夜餘にて之を乘り切るべきを以て、こゝに日本交通設備の貧弱は痛切に感ぜられて、毎々話頭に上るに至り、よりて端なく京濱間に官用電信の設けられたるを動機となし、梁山伯の贊談の結果、大隈は伊藤と共に英國公使に交渉をなし、東京神戸間に鐵道を敷設し汽車を往復せしめ、よりて船渡しを廢せんとの建白を提出したり。

大隈等東海道線の布設を建白す

卒諸團の給祿處分と江藤新平上京

公の東上後は、江藤新平佐賀に留まり、執政鍋島河内、參政中野數馬等と藩治改革を整へたるが、陸海軍費及び給祿の處分に關しては、東京大會議の決定を俟ちしに、今度藩制定まり、正四位公は藩知事となりて歸國ありければ、直に江藤は權大參事に任ぜられて其處分に取りかゝり、卒の給祿より延いて宗室、國老の家來に及ぼしたり。是より先き軍事局の關係にて、藩治規約

に兵團を設け、諸家の班次によりて、白石(鍋島河内)、川久保(神代刑部)、久保田(村田龍吉)、村田(鍋島安藝)、諫早(諫早一學)、武雄(鍋島上總)、多久(多久長門)、須古(鍋島伊豆)、神崎(鍋島五郎平)、神代(鍋島清吉郎)、深堀(鍋島孫六郎)の十一團となし、各團より代表人を出さしめしを以て、白石より淵井彈助、久保田より石井兵藏、川久保より松瀨作兵衛、村田より關平之允、諫早より早田市右衞門、武雄より原田八郎、多久より深江魁介、須古より蒲原忠藏、神崎より松尾牧太、神代より帆足代五郎、深堀より樋口作右衞門出でたり。よりて當分之を軍事局の小辨務となすとゝもに、彼等をして、各團の兵を編伍し、併せて配分地の現收入より家祿、兵費等を調査し、藩制及び本藩の定めたる差分法に準じて、適宜に處分を定めしむることゝなしたり。

此諸團即ち宗室、國老の家來にも、士卒の別ありて、上輩下輩を分ちたれど、從來本藩よりの待遇は、宗室中に其祖の附人となしたる本藩の士のみを侍を以て遇し、餘の士は一等二等を下して徒士に準じたるもありたりき。されど、今度孰れも上輩の士はその家祿を認め、下輩の卒は之を認めざることに定めしを以て、恰も他藩に於ける小藩の士の、微祿にして大藩の士と並び

卒の家祿に關する處置

難きものも、其上輩たる資格に於ては彼此同じきが如く、其郷に在りては軒軽自ら判然として紛るゝことなきに至りしかば、處分は容易に運びたり。元來本藩に於て卒の家祿を認めざるは、天下の大法に遵由し、士民の別を正しうしたる所にして、卒に於ても亦之を承允したれど、事實は、因襲の久しき、家祿の如く成り來り居り、旁々彼等はこの情由を嘆訴したりき。然れどもその家祿と謂ふを得ざるは、現に毎年一紙等にて、某組足輕百五石若干と書して組頭へ渡さるゝや、組代(組の總代)之が配當の差を定め、組頭の允可を得て各人に支給する古來の例にて之を證明し得べし、されば卒の總ての階級に於ける古老等も、其家祿に非ざるを自認したり。されど之を子孫に讓りて相續せしめ、若くは價を收めて讓り渡す等、家株となして賣買するは、繼續したる給與には必ずある事にて、かの舊幕の御家人とは元非伊、酒井等の諸大名を通じての名稱なるに、後には目見以下を御家人株といひて、土産金を定め、之を讓渡して、賣買と稱したるに異ならず。かゝる習例なりければ、當局者の中には是を家祿と認めぬを苛酷なりといふものもあり、殊に卒の壯年者

は之を江藤、相良等の主張による暴斷となして彼等を憎嫉し、九月初めには、某町に（世に城門といふ）『木六竹八、葦九月、江藤相良は今が切り時。』との落首を貼附して、暗流の危險なるを表したり。されど士民の別を混同して下輩の家名を認むることは、古來朝廷の定められたる大法を破るを以て、一藩の適宜處分として取り計ふべき事にあらず、名分一たび破れんか、諸閥に係累して啻に宗室、國老家の士卒のみならず、小家の卒にも影響する所あるべきを以て、一二斗の給米の名は日傭士方の賤民の間にも之を存するに至るべし。是等又、者の處分も、從來上輩の侍たる以上、其家祿を認むることに定めたり。故に卒の家を認むることは、朝廷の令なりとも抗議して爭はざるを得ぬ、名分の重大なるものにてあるなり。

藩政改革に臨める江藤の態度

十月江藤に上京の朝命ありしかば、彼は十八日晝汐に佐賀の麓外津（りんけ）より諫早に渡航し、長崎の米國郵船にて東京に赴けり。彼の佐賀にあるや、藩政改革に從事する七箇月の間、常に史局に政務を執り、傍ら相良、長森、石丸、吉村、久米、福島等の學友と、經綸の事を談じて之を實際に試み、頗る快意に月日を

『あいばッてん』論の横行

迸りぬ。但其間に不愉快の感を免れざりしは、學館にて嘉永以來論定せられし『由來猛政の後を救ふは易けれど、寛政の弊は收拾し難し。』てふ事を實際に經驗したるに在るべし。江藤は玆に意見を立てゝ曰く、政治は法の限界を周圍に固く植立し、其範圍内に在つて德義人情を修飾娛樂するに任す、唯苟も法の限界を踰えたる所行は、縱し善心に出づとも決して假借すべからずと。然るに是迄の我藩は、道德政治の中に家族的結合を以て成形したるを以て、情誼を重んじて法理を撓むる習慣を染め附け、弘化頃迄の風尚に養育せられたる人々は、政事を議するにも情理を混同したりしかば、佐賀方言『あいばってん』(ぢやけれどもの義)論のみ横行して、寛政の收拾し難き弊に陷りたりき。因て江藤は條理と情實とを分離し、まづ條理のみを辨じて是非を質し、後情實をも遺憾なく陳述せしめて自らも其餘を問ひ、かくて彼理を失はず此情を傷らざる程度の處分を議したるを以て、列席の人は幾ど論ずべき餘地なくして沈默したりしが、しかも猶習慣の『あいばってん』に牽かれて所謂因循苟且に陷るを免れざりしは、彼の最も不愉快に感じたりし事なるべし。

俗吏自全の道

されど被治者も亦情誼に『あまえ』たる習慣に染めり。其例をいへば、是春新に辨務になりたる某の許に、年來懇意なる者の手土産などを恭しく持參して、非望に近き事を請託せるありしに、某はその迚も望み得られぬ理由を言辭を盡して懇切に諭し、無用の費を損せざる樣とて其手土産を返しゝに、其人大に怨憤し、己れ榮達すれば舊誼を忘るゝかとて絶交するに至りしが、某はこゝに始めて俗吏たるの訣を曉り、爾後かゝる請託者に會せし時は强て之を快諾し、我成し得る限りは盡力せんと手土産を受けたりしを以て、依賴者も他日事成らずとも、貴殿の盡力を得ても成らぬ事は詮なしとて之をあきらむるもの多かりき。されば是を俗吏自全の道となしたりし情實は、都鄙を通じての弊竇にして、殊に僻遠の郷里にては此の如き愚昧なる習慣は多かりき。かく卒は給祿處分によりて江藤、相良を怨みたりしが、相良の、藩の故實を峻烈に論ずる性格なるに引きかへ、江藤は、主唱者にもあらざるとともに、只其事理の餘りに明白のものなるを以て一言に喝破したるまでなりしなり。さはれ俗吏輩に對して、情實は甚だ氣の毒なれど、天下の法は藩

の適宜にて取り計ひ難く、他日猶朝廷の根本より開くところあるべしなど
と諭しなば、却て悦びたらんか。

神奈川の鐵道敷地埋立、公の不豫、

江藤の遭難

江藤法の威嚴を說く

江藤は、佐賀を去るに臨んで、史局に刑律の修定方を囑し、久米に向ひて、刑法の目的は社交の妨害者を禁絶するに在り、而して法の條件は略ぼ定まれるを以て、藩治規約を作るよりその制定は易かるべし、但し處刑寬猛の權衡を審定するに注意を要す、舜が眚災肆赦怙終賊刑といひたるは、其大聖たる所以にして、情實の憫むべきは赦すとゝもに、怙終者は賊刑して、餘を懲すとの義に外ならず、蓋し斯くして恩威は始めて行はるべく、徒に感情に流れて法の威嚴を緩漫にするは、益〻無用の繩れを滋生するものといはざるべからずといへり。其語氣よりして、暗に故老等の首鼠に對する憤慨は察知せられたりき。かくて久米も亦江藤に對し、藁紙札の發行高の餘り濫多に上りし

を述べて、前月民部省へ引換に上せたる七萬兩の截斷せらるゝを慮りて、之を使用することゝなりたれど、舊吏の理財に暗きにはあきるゝ程とて、彼札を濫費せられては他日藩の醜辱を遺すに至るやも知るべからず、されば上京の後は成るべく纒めて有益の事業に之を用ゐらるべしと相談したり。江藤は著京の後、十一月八日元の中辨に復職せり。

京濱間鐵道敷設の議決す

是より先き、東京橫濱間鐵道敷設の朝議は紛々決せず。蓋し從來鐵鑛に貧なる我邦とて、通貨に用ゐる程の鐵を、瓦石の如くに路上に敷く底の好奇の業は、いかで世人を驚かしめざらん、これ異議囂々として喧擾を極めし所以なり。されど三條、岩倉兩公の信頼したりし公は、米國郵船に連絡する品川渡船とても、餘り薄弱ならむは外國人の輕侮を受くべし、されば今西洋に專ら行はるゝ鐵道を此間に敷設するは、費用を惜みて否むべきものに非ずとし、冷靜に啓誘せらるゝところありしを以て、やがて非難の聲熄みて、十一月十一日いよ〳〵之を敷設するに一決したり。さて其測量の豫定經畫としては、東京新橋を起點とし、芝浦を過ぎ、高輪海岸に千間の轍路を築き立て、

我藩高島嘉右衛門の名義にて横濱の埋立をなす

品川に到り、八ッ山御殿山に百間の切通しを造り、六郷川に三百四十餘間（水面は六十三間強）の橋を架するとゝもに、神奈川横濱間に三萬坪の海面を埋め立つる見積りなり。而して最後の埋立地は、山勢扇を開けるが如き東海道必由の衝なりしを以て、外國人乃至洋行して彼地鐵道驛站の繁庶を目撃したりし者は、皆本鐵道落成の曉には、貿易の盛んなるに從つて此埋立地には煙戸櫛比し、海岸には帆檣の林をなすべしと豫想し、資力ある者等は、自ら其埋立を願うて之を所有地とせむか、後日の利益莫大なりといひたり。時に大隈、伊藤は鐵道敷設案の主任を委任せられたりしを以て、此埋立は有志者に請け負はするに局議を定めたりしに、上京後も猶藩事の主任となりたりし江藤は、大隈等兩人の間に奔走して、かの民部省札引換の七萬兩を利用して、その埋立を佐賀にて請け負はんと謀り、鍋島家の名にては不可なるを以て、藩邸出入の商人高島嘉右衛門の、曾て大言をなして舊幕の牢獄に繫がれ、朝政となるに及んで放免せられて名を得たりしを物色し、乃ちその名前人たるべく依賴せしに、彼は大に喜び、奮うて此大工事を成し、以て國家併せて鍋島家

公大納言の辭職を奏請す

に報效すべしとて、其名を以て埋立方を願ひ出でて許可を得たりき。是に於て山を拔き海を埋むる土功に取り係りたりしに、當時の事とて、高島屋の壯擧は、横濱は無論江戸の耳目までをも聳動せしめたり。

かゝる將來發展の望みある文明的の土功は、公の精神を慰藉したりしこと多大なるべしと雖も、病衰の軀を寒暖變化の候に感冒せられたりし事とて、公は頻りに咳嗽を發して已まず、九日よりは出仕を停めて温養せらるといへども、慢性の病症とて遲緩猶豫し、咯痰に血線を混ずるとゝもに、胸肋に微痛あるに至りしを以て、遂に臥牀に就きて、晦日左の如く辭職を願ひ出でられたり。

私儀先般大納言職被仰付、不才多病御用相辨兼候次第者其節委細申上候得共、御懇達之旨有之、押而相勤罷在候處、先月末比より外邪相煩候末、痰嗽劇發、胸痛甚敷、咳血之症引移、病症柄急快全治仕間敷奉存候。惣而者容易辭職等奉願候儀恐入奉存候得共、當時萬機多繁之折柄、重任要路一日に而も差明候通に而者不本意之義御座候得者、右大納言職被差免被下候樣

奉願義に御座候。尤病氣に而者職分柄百日程御猶豫被仰付置旨候得共、前文申上候通、當折柄之義、實以不相濟候樣奉存、且者病症柄聊之家事に而も挂念仕候通に而者、何分養生不行屆旨醫師より申聞、殊更重大之職掌、別而心配仕義に御座候に付、甚以自由之至、重々恐入奉存候得共、格段之御慈評を以、右歎願之筋被聞召啓、其通被仰付候樣伏而奉冀候。

十一月　　鍋島大納言

これに對して、緩々と療養を加ふべき旨懇達あり。文中に於ける『職分柄百日程は御猶豫下さるゝ旨なれども、病症柄聊の家事にても挂念する樣にては養生行き屆かずと醫師申し聞け候』との陳述は、劇務ある人の面會を謝絶して、暫し病を靜養する意に外ならず。さはれ、今や版籍奉還皇政一統の斷行を見るに至れりと雖も、人心猶藩力競爭に執著し、朝廷破壞の陰謀多くして、其危殆は火山の噴口に坐するに等しき時なりしを以て、かゝる當局の憂慮すべき際に當り、恬然靜養のために閑地に就かむとするは、餘りに暢氣の沙汰なりとて、之を誹議するものありたるべしと雖も、滿朝の望を負ひ、兩大

公姑く休養して再起の秋を待つ

納言の一人として朝に立ちたる公に於ては、大變革の際にかゝる偶語のあるは必有の事とせられ、公正に斷行ありし大一統の名分は、かゝる偶語の妨げ得べきものにあらずと確信せられたるものゝ如し。斯頃の詩に、

面骨崢嶸鬢如銀、只餘膽氣僅輪囷、滿朝俊傑如林立、獨缺富春垂釣人。

只餘膽氣僅輪囷の一句にて其度量を見るべし。慶應年間には畢竟嚴光無伎倆、强摸巢許一流人と作られしが、此大策を建つるに及んで、爾後は林の如き俊傑功名富貴を遂げて朝に立つべく、吾は富春に垂釣して之を見んと詠ぜられたるなり、其態度亦甚だ高しといふべし。元來反動の中を進行する變革は、一直線なるを得ずして、必ず曲折の線を畫くべしと雖も、たゞ順天者昌、逆天者滅は、是れ自然の定數たり。況や方今の大變革は、世界文明の進運に催されたるものなるをや。されば順風に向けて波を凌がば彼岸に達すべく、之に逆らはゞ必ず覆滅すべきこと見易き理たり。但其風極めて大に、其波極めて高くして、前途猶遠かりしため、暫く靜養して健康を復せんと欲せられたるのみ。郊外散歩の詩に、

不管世間春色催、梅花風骨脱塵埃、如今無意和羹事、野水橋邊自在開。

と。恬然順風の操舟を諸俊傑に任せて權勢を高踏す、是をかの癸亥の攘夷論激昂當時に於ける、山中未遂平生志、猶向人間放暗香と氣燄を吐かれし詠に較し見ば、大に興味あるべし。卽ち彼時には皇政を復する進路にありしため退隱を許さゞりきと雖も、今や皇政一統ゝ緒に就いて、前途有望なるを以て、姑く休養して再起せんとの一意なり。彼は健康の時とて英氣あれど、此は病後の詠とて、その頽衰を示すのみなどと誤るべからず。

主上は公の病を聞し食され、十二月二日所勞尋問として御使番を以て御杉重を賜はれり。佐賀にも病狀の報を聞いて、正四位公、大夫人を始め痛く心遣はれ、其見舞として十九日より御側使者を差し越さる。二十日江藤新平は藩邸に伺候し、夜十一時從者二人を從へ、駕籠にて門を出でて琴平神社の側に到りしに、闇に乘じて數人の兇手現はれ、刀を拔きて駕籠を刺し、江藤の右肩と腋下とを傷けぬ、江藤は駕籠より跳り出で脇指を拔いて進みしに賊は直に散走せり。乃ち江藤は流血淋漓として藩邸に入り、綳帶を施し應

急の治療を受けしが、甚しき重傷にてはなかりき。やがて兇手は捕縛せられたりしが、いづれも彼等は佐賀の卒にて、十餘人脱走上京し、江藤を附け覘ひて之に及びたりと白狀せり、公の命にて其六人は生害に處せらる。前月佐賀に不穩の落首はありたりと雖も、卒の給祿處分については江藤、相良を斬殺する程に怨む理由なかりしを以て、全く意外の兇行として、皆人を驚かすとゝもに、江藤亦爲めに意外の名譽を得、藩政改革に頗る果斷の處分を行ひし如く世に稱譽せられたり。實は佐賀人の恩に狃れ理義を撓むる習慣の然らしめたるに過ぎず、されば朝廷も是に懲りたるにや、後に遂に卒を士に混ずるに至れり。

皇政の綱維既に敷かれ、變革の波濤を凌ぐに朝廷自ら其人あるに至りしを以て、公は神經の疲勞を避けて、恬淡に專ら靜養せられたり。卽ち侍醫松隈元南主治醫となる外、痰血の後は大典醫伊東方成(玄朴の子)も亦診察して、醫藥治療攝養の方に盡すところありたれば、月末に及んで病勢大に寬和したりき。其頃の詩に

當時に於ける公の吟詠

終日不出戸、衰軀最怯寒、爐邊惟擁被、無意倚闌干。

と。又牀傍に飾りたる水仙を咏じて左の詠あり。

一種奇葩堪擅場、看來梅竹是尋常、傲霜仙骨偏欺玉、脫俗淸標別有春、此品寧容塵底沒、託根或亦水中藏、空窻半夜月明處、孤立凄然凝淡粧。

東京は公誕生の地なりと雖も、病憊の後とて痛く寒を防いで溫養せられぬ。かくて公は、去年は猶健にして京都の寒を凌ぎつゝ忘年會ありしことなどを想起し、除夜の作に、

天涯病客奈衰頽、獨坐書燈相對閑、憶得去年除夜節、紅燈綠酒宴圓山。

とつらね、或は佐賀の郷情を想起して、

故園萬里渺天涯、獨對臘梅傾酒巵、誰識燈前空守歲、有人屈指數反期。

などと、家事を挂念せられしが、又歲暮の病懷に、

天涯歲晏沍寒頻、蓬髩鬅鬙帶旅塵、囊有惡詩無可奈、身爲華族恥言貧、病來藥鼎惟親友、夢後屋梁思故人、偏喜東君先有脚、南窻已放一枝春。

とあり。その純然たる病懷の作にして、從來の歲暮の作に比し英氣の衰耗

せられたるが如き感あるは、蓋し公の修養に勇なる所を示されしものにて、醫の戒むるにまかせて無用の煩悶をなさず、以て病に打ち勝つ心理の鍛錬に工夫を用ゐられし結果と見んを要す。

公自適す

第九十八章　東京佐賀の文明開誘

公優遊病を養ふ、大木喬任の東京救荒

明治三年庚午、公年五十七歳なり。正月元日には病を力めて參內、新年を賀せらる。其後所勞によりて又不參屆を差し出されたり。蓋し大名は習慣上出勤を勞苦とするを以て、特に隨意自養を許されたるにて、重要事には岩倉大納言馬車にて藩邸に來りて詢謀し、公亦彼邸に到りて議商せらるゝ等、總ての機務は岩倉卿其衝に當り、公を指導者となすとゝもに、三條公の諸協を得たりき（是春機要の事多かりしに關しては次項薩長の內容を記せる條參考すべし）。かく皇政一統の大經綸を紓べらるゝとゝもに、平日は煩務を避け、閒暇に運動して胃腸の衞養を勉め、或は馬を走らせ、或は船を浮べ、處々の勝地を遊覽して、觸目の事を口占あり、雅致風韻を以て自ら慰藉するの外に他念なきが如き襟懷は、左に抄出する詩にて想得すべし。十二日の初卯に龜井戸に遊びての詠、

臘雪已消芳草菲、滿街繭玉拂春衣、一笑都人競祈福、白頭綠鬢插符歸。

初卯詣の往來を賦したる實景なり。又梅屋敷を巡りては、

曳筇偶欲探詩材、水北水南春已催、不問先知看梅客、袖中帶得異香來。

と吟じ、遊客が聲妓を携へ來るを見ては、高青邱が月明林下美人來の句を脫化して、

風飄紅袖翠鬟堆、好向梅邊共擧盃、清品何須問肥瘠、美人林下美人來。

と。藝妓の嬌態を清品に見立てたるは、歡娯の脫俗なるを窺はる。此の如く世を脫したる詩人の如く花下を逍遙せられたるは、亦病衰を表するに似たるものありと雖も、臥龍梅を見ては、

病來廢飮少娯歡、偶向梅莊試蹣跚、老龍獨臥僅存骨、猶放孤芳傲歲寒。

とて平生の氣象を寫し出されたり。斯頃は病も稍輕快を覺え、正月二十六日越前春嶽侯（時に大學別當）の藩邸に來りて、公と閑談に時を移したりしに次で、公亦彼邸を訪はれ、又大監秋月種樹及び伊達宗城侯、中川久昭侯等と教育に係る事にて毎々往來せられたり（次項にいふ）。二月十八日には開拓使次官東久世

通禧卿北海道より歸京し、來り訪うて該地の事情に併せて開拓の事を談ぜる等、公は邸にありて、病を養ひながらも重要の政務は與かり聽き、華族顯官の往來亦繁かりき。

月末より花候になりしを以て、公は聯騎又は遊船にて、上野及び墨陀堤の花下を逍遙し、全く詩人的境遇の下に、身の貴きを忘れて遊觀に病を養はれたり。其口占の詩一二を擧ぐれば、

長堤藉レ草輭於レ氈、醉折二花枝一簪二髩邊一、歸來笑挿二瓶中一看、光景依然小墨川。

惆悵春光無二幾何一、曳レ筇又向二墨堤一過、猶欣花力勝二風力一、路上不レ如二枝上多一。

と。後首諷詠すれば、時事に比興したるの感をなすにぞ。去年の東京行幸は、花時既に過ぎたる四月なりしを以て、京都の女官、貴夫人は、今年始めて墨堤の櫻花を遊覽し、こゝに墨堤は名におふ嵐峽の櫻の光景を移して、東の花洛たる光景を描き出したり。其實景を賦して、

墨陀渡口偶尋レ芳、風送二花香一接二粉香一、行聽村婆笑相話、今年始此見二宮粧一。

と。以て一の小品歷史に充つべし。公は、內藤新宿より數里の西に在りて、

往昔玉川上水の成りたる後、其水道に沿うて一里許りの長きに栽ゑたりし小金井の老櫻の、上野、墨陀の花過ぎたる後猶ほ盛んなる由を聞かれ、三月十四日聯騎始めて此に遊行を試みられたり。其時口占ありし詩數首の中、其三を左に錄す。

醉歌日日探芳葩、墨水忍岡頗厭譁、脫却都城軟塵氣、走車十里賞殘花。

小金橋畔萬株櫻、極目無涯沿岸平、一道溪流淨於鏡、直涵花影入東京。

春光十里送香來、雪浪如山積作堆、金井橋邊花萬樹、恨人不向墨陀栽。

かゝる事どもにて是春は暮れたり。

當局政權の人民保護にあるを識る

江戸は去年より東京となり、侯伯集會して舊都府に復する端をなしたりしが、前年の瓦解にて諸藩士は散じ、市民は皆生活の業を失うて悲慘の境に陷りたり。されば當局は、皇政最初の仁恩を布かんとし、其救濟に困しみて、玆に關東征伐の客氣頓に挫け、一方前度の東幸以來、政權の人民保護に本づくべきものなるを識り、更に兵馬の弭む比は、秋登の季節に際したりしを以て、初度の會計豫算よりして、經濟の軍事より重きことを經驗したり。されば

大木府知事となりて東京凶荒の救濟に當る

ど一般の人氣は、血を喋みたる後のことなれば、たゞ激昂するのみにて、却て政事の怠緩を憤りたりき。即ち一時侯伯會議などにて、江戸は以前の光景に復すべく望みを懸けられたりしが、秋來の霖雨は禾稼を損じ、兵亂の後には必ず飢饉ありとの豫言を實現したりしを以て、猶凶年に米の津留をなす自由ある諸藩は回米を見合せ、ために米價騰貴して、府下住民の食料は缺乏を告げたり。しかも朝廷には軍國縱横の兵略を說き、死生の境に馳騁する豪傑は多かれど、此の如く兵亂の後を承けたる凶饑を濟ふに堪へたる人材は甚だ乏し。時に我藩より出でたる大木喬任は、久しく學館の學職として內生を敎勵し、兵略權變に通じて時代の變化を觀察するに長じ、思慮周密にして民政經濟を講じ、農事の如きは佐藤氏の著書までも實驗せし程にて、一時は代官の助役となりたることもありしかば、朝廷に人なきを憂へられし公は、大木を推薦し、東京府知事の勅任を蒙りて、凶荒を救濟する任務に當らしめられたり。

是時東京は、陽には衰弊後の凶荒を救濟する困難に撞著しつゝありたり

大木の救急策

と雖も陰には天下の人心未だ政府を信ぜずして、其顛覆改造を冀ふ在官者は、地方と氣脈を通じて陰謀を企つる等、危機は處々に潜伏して幕末の京都に異ならざりしに、政府には警察の設備未だ完からずして、之が豫防嚴緝には力を用ゐる容易ならざるものあり。されば大木は北島秀朝、西岡逾明等を正權大參事に擧げ、一方には警察の手をつけ、一方には救荒の政をなす等、其事多端にして周匝なりき。就中最も世に知られたる事は、米價調節の工夫なり。即ち比年歐洲に蠶病流行し、佛伊兩國の蠶業はために凋衰したりしを以て、其商人は我横濱に來り、生絲と蠶卵紙とを沽ひ入れて歸國し、蠶業に併せて絹織業を盛んにしたるにより、我生絲、蠶卵紙は益〻非常の高價に賣らるゝに至りしが、一方我綠茶も亦米國よりの購求高年一年と増加して、其輸出は殆ど無限なる勢となり、因て貿易の利を知りし東國の民は、益〻蠶桑茶園の業に勉め、利益を享くる豐多なりしを以て、東京府は其交換品に香港其他より外國米を輸入し、以て囘米の不足を補ひたりき。是即ち南京米と稱せられたるものにて、廉價を以て小民に賣り與へられたるにより、凶年の

静岡縣下茶園の濫觴

乞丐の處置

割に米價騰貴せずして、市民は安堵するを得たり。又瓦解以來の江戸は、戸口俄に減少して廢邸宅多く、去年藩制を布かれてよりは上り屋敷劇增して、到る處頽廢の家屋と草茫々と生ひ繁れる空曠の邸地とありて物淒く、從つて物騷の人氣を喚起したりしが、一方には給祿を失ひ、又は削減せられたる失業の士多かりしを以て、市の内外を論ぜず、あらゆる空地を開撥して桑茶を植うべく奬勵すると共に、篤志者には極く廉價を以て土地を拂ひ下げたり。されど都地に育ちて徒食したりし士族とて、耕鋤に慣れずして、他の勞力を要せぬ業に趨りしかば、其授產の功驗は少かりけり。さはれ諸藩の邸地の、桑、茶園に化して到る處に廣漠たりしは、亦記憶しおくべきところにして、他日江戸士族の遷りたる靜岡縣の茶園が、全國のそれに魁たるに至りしは、蓋し此に濫觴すと謂うて可なるべし。

當時府下到る處に群をなしたりし乞丐に對しては、便宜の地にある上り邸地四五箇所に救育所を設け、荒破(あれはて)たる長屋を利用して、その男女幼童を收容し、貫籍を檢査して本籍の地に送り還すか、乃至職業に離れたる者をして

桑茶園の勞働、或は荒地の開墾に當らしむべき經營をなしゝに、是年赤痢、熱疫流行するに及んで、胃腸の不健なる者多き彼等は忽ち感染し、救育所に斃死する者相繼ぎて、日々夥しき死屍を火葬に附したりしかば、一時乞丐によりて長屋は充滿したりしも、病勢衰へ漸々空室の多きを見るに至りたり。後に大木人に語りて曰く、余が東京に尹たるや、俄には救濟の策あらざりしを以て、只貧民を廢邸の中に入れて食を與へたるのみなりしに、『貧乏者の子澤山』の諺に漏れず、夫婦にして七八人の兒を引きつるゝもの陸續として集まり來り、その惡臭汚穢に堪へ難く、此の如きものに對する授産は空想に止まるべきかと思惟したりき、されば忽ち流行疫の襲來に會して、彼等の枕を竝べて斃死したるは、全く意外なり、而して若し其時まで救育所を設けざりしならば、日々死屍は府下の道路に横りて、餓莩道に滿つなどの誹謗を受けつらん、彼等は救育所内の餓莩となりたるを以て、余を神明の宰の如く稱道したるなりと。　此時深川の商人肥前屋(西村)七右衞門は、乞食を使用して下總の小金原に開墾を企てたれど、乞食の多くは怠惰の習慣あるものとて、成功

佐賀三ノ丸に於ける家中の年賀の廢止

に達するに難くして、數年の後には廢業したり。

藩制施行後の鄰國の不穩と藩の內容

佐賀にては、既に本丸の城を藩廳に渡し、正四位公には三ノ丸に住居あり、本年元旦の年賀より家中の謁見を廢せられ、三ノ丸に年賀帳を出して賀を受けられたり。是まで殿樣御不例の時には、御帳にて年賀を受けらるゝ例にてその時は本丸に目附等威儀を正して列座し、數人の御帳附ありて其名を記したり(實は名簿に貼附したる紙を剝取る)。其他の年賀は、宗室、國老の家中までは、その家の玄關に禮帳を出し、殊に宗室、國老家には數人の奏者列座し、帳附恭しく其名を記して送迎を爲したり。以下の家々は賀客自ら禮帳に記名したりき。然るに三ノ丸には、家事職員を省減して簡易の仕組となされ、是までの侍の如く、玄關に只禮帳を差し出して自ら記名するに供せられたれば、諸人は物足らぬ心地にて悄然と出で去りたりき。されど猶五箇日間は年禮の屠蘇酒に醉ふ人も多く、去年の改革にて多少家祿の省減を受けたりきといへ、城下

にはさして怨嗟の聲も聞えず、何時に渝らぬ年始にてありたりけり。されど仔細に一般の形勢を觀察するに、少數の有力者が朝廷の名を藉りて權勢を弄し、勤王の美名の下に其私を爲すものと推するもの、必ずしも東北諸藩一部の士のみにあらず、寧ろ多數の人士には、現政府は遠からず崩解すべしと思惟するもの多く、爲に新年の景氣も平常に比して多少寂寞の感なき能はざりき。我佐賀とても、内面に立ち入れば亦同様の感なき能はず、一部保守的の人々には、彼徒は我公を抑留し、其重望によりて天下の人心を繫かんことを策するものなりと呟くものも少からざりき。

朝廷破壞の聲

勤王主唱の桀驁の士を多く出したる强藩ほど不平の聲大にして、政府破壞の反動力を生じたり。既に去年正月肥後の徴士參與横井平四郎は、西洋說を唱ふとて古勤王黨に暗殺せられしが、九月に及び、更に長州の徴士兵部大輔大村益次郎(永敏)は、保守派の大樂源太郎等の使嗾せる十津川親兵に暗殺せられ、鄰藩の久留米、柳川、小倉等はために動搖するに至りたり。其原由は、薩長二藩にも亦朝政に不服の者多かりしに存し、その影響を受けたりし佐

賀の輕佻なる徒は、戊辰に後れを取りたる事とて、今度の再擧には必ず優先權を取らんとあせりたり。長州には、本年正月解兵後に、參議木戸孝允機要を含みて歸藩し、廳員に諭す所ありしに、大樂源太郎、富永有鄰等は奇兵隊、健武隊の解兵を集合して、俄に藩廳を圍み、木戸は重圍を脱して長府に奔り、直に兵を集めて暴徒を擊破せしかば、彼等は久留米に奔り、小河眞文、古松簡二等と共に再擧を謀り、其影響は佐賀にも及んで動搖ありたり。薩摩亦西郷隆盛大參事となり、藩政を執り兵隊を鎭めしに、部下の中村半次郎(後に桐野利秋)、篠原國幹等は剽悍の激論を主張して、隅州侯父子と合はず、兵士等も亦藩主を敬せざるに至り、一方隅州は朝廷の門閥階級を壞り、藩を廢して郡縣となさんとするは決して治平の道にあらずとの論を固執し、二月末大久保利通歸りて上京を勸めたれども聽かず、よりて彼は空しく還京したり。是れ公の病を養うて出仕せず、唯より〱岩倉大納言と往來して機密を謀られし際の出來事にして、かく觀じ來らむか、公の花を觀て遊ばるゝも、その境遇は尋常詩人とは絕對に異なるを想望するにぞ。

舊弊頑固の論

右は畢竟大變革の苦痛に堪へざる煩燥にして、各人硬軟各異なれど、當時これを舊弊と稱へ、知識の變化に鈍きを嗤うては頑固とも稱へたり。此舊弊頑固の論は早く佐賀に波動し、去年正月の學館書生論となりて公の歸國を促したりしが、遂に其ために生ぜる藩政改革の略ぼ整はりたる九月の比には、鄰藩は方に前述の危險狀態に陷りたるなりき。此傾向は啻に鄰藩にのみ盛んなりしにあらず、諸藩朝廷を通じて然りきといふも不可なき程にて、大久保利通は是を床下の烈火に譬へたれど、實は政海の波瀾なり。洋海の狂風は波瀾を捲いて船を覆せども、楫師は順風に操どるを道となす、方今大變革の風潮は世界の大勢によることを識れば、其指針の方向は一定すべく、之に逆ふものは必ず破るべしとは、公の確信せられる所たり。

公皇政一統に針路を定めて逆波を排す

又大久保の、東京遷幸後の實地狀態を見聞するに、英公使は要路の人を愚弄し、草莽の士は政府を蔑視し、內外の侮慢至らざる所なし云々といへるは、卽ち舊弊頑固の逆波たるを證するなり。公は、西洋の機巧進歩して、一發の砲彈に百金を擲つ時代となりたる以上、區々たる藩力は何事をも爲し得るものに非ざ

るを實驗し、よりて所詮全國一致して兵力資力を盛んにせずんば、獨立して列國と强を爭ふに足らずと洞破せられて、何等の逆波に頓著せず、皇政一統に針路を定めらるゝと共に、まづ自己の家政、藩政の分離より端を發し、版籍奉還の機を捉へて大一統の名分を定め、全國に藩制を布いて兵制改良を圖り、其波瀾の動搖を觀て舊弊頑固を開くの方を考へられたり。かくて時に花下に吟行して物情を鎭められたりしが、木戸、大久保等が歸國奔走したるは實に其際にして、不動聲色而措天下於富嶽之安てふ遠謀深慮は、公の當時に於ける意衷に懷抱せられたりしものなり。

藩内の傾向

皇政復古の主動者と稱する薩長にして、猶此の如く封建に執著するを免れざりし以上、二重鎖國の中に、結晶したりし佐賀藩の、その內面に執著心ありたるべきは、想像すべき餘地あれど、既に本城を藩廳に渡して敢て動搖せざるを以てせば、亦決して不服なりと見做すを得ず。佐賀は、その藩情の、自ら他と異なること、每々述べたる如く、從來鎖封して長崎防禦にのみ專らなりしを以て、中央政府に對する藩交の競爭に疎くして、却て外國の情態にの

み曉通したり。加之『葉隱』(書名)は藩主に服從して行動すべしと教へ、而して恰も非常の英主たる公を戴きたりしことゝて、各人各自の材能知識を磨いて公に報效することを勵みしため、時政變化に對して、自己の主義を立てゝ奔走するものを生ぜざりけり。癸丑甲寅以來、尊王攘夷のために活動したるものと雖も、亦公の意中を承けて行動したるまでにて、旁々一人の脫藩者もなかりき。さればいよ／＼皇政となるに及び、朝廷に徵用せられて、脫藩士浪人等と共に榮官に居る者は、同藩の多數よりして、藩に背き自己の行動をなして功利を競ふの徒なりと賤しめられたるが、朝廷の態度の、益々藩に不利益なる事のみ多きと共に、諸藩に怨聲の增長するを風聞するに至りて、輕佻なる功利の徒の集まれる政府は永續すべからず、遠からず破壞すべしてふ論を生じ、一般の世俗のみならず、學館出身にして、多少知識ある巨擘も然く信じたり。されぱかゝる舊弊に囚はれたる者のみなるに乘じ、さきには大英主の公を戴きながら、事機に後れて薩長に屈したり、今の薩長政府は破壞すべきを以て、吾人は次に起る政府の首に立たざるべからずと煽動する

者もありしため、藩中に自然甲乙兩派の暗流を生じたりしが、藩の氣習は、遺傳的に諸藩と行動を共にするに疎く、自守的傾向瀰漫したりしを以て、唯薩長の內情を窺ふのみにて敢て活氣なく、或は封建論を把持せられたりし公の舊說を正として、島津隅州と同意見なりとて其實現を主張し、或は薩長の激徒と步趨を合せて第二の朝廷に優先權を占めんと犇めくものありきと雖も、一般多數の傾向は、藩主に服從して行動するの敎訓に順ひ、專ら公の意中に在りて報效に力めむとなしたりき。故に一方より觀れば、廢藩の、公の皇政一統を謀らるゝ大本領なる事を忖度し得たる者少なく、彼等は大勢に壓迫せらながら、鄰藩の動搖につれて幾分の不穩を免れざる狀態にありしが、遂に其潛啖は熄まずして、他日の佐賀暴動を惹起せしむるに至りたり。

松浦郡の炭礦に竪抗を開掘す

戊辰に佛國博覽會の閉場あるや、我藩出品について派出せられたる佐野榮壽左衛門(常民)は、蘭國に赴き、公の命を受けたる日進艦の製造を囑託して、石

石丸久米に炭坑の利を說く

丸虎五郎(安世)等と共に歸朝したりしが、佐野は其まゝ在京して海軍の事を斡旋したりき。一方石丸は元の如く長崎に留まり、佐賀に往來して西洋の事情を通じ、去年よりは軍事局大辨務の命を受けて藩の海軍改革を整へ、冬初より再び長崎の寓居に還りしが、當時長崎には米國郵船の東京の消息を齎して入港するもの絕えざりしを以て、彼は其近狀を詳悉するの便を得たり。即ち彼は、東京に集まる朝野の志士なる者の、猶鎖國の習慣に溺れ、蕞爾たる日本中に沒頭して時務を曉々するを聞いて、日月の出でたるに爝火を息めざるものと嗤笑し、苟も當今世界の大勢を曉知すれば、我肥前半島西北の一角松浦郡にても、自ら有爲の力を展ぶるに足るなりと慨嘆しゐたり。折節年末に、佐賀の大屬久米邦武は、長崎病院へ眼病治療に來りしかば、石丸之に面晤して、文明の曙光は來れり、闇夜の燈を勞するを止めよ、去年高島炭礦の坑口を開いたる英國鑛山器械師モリスは、近頃英商グラバと慊らずして、竊に獨立營業の口を求めんとす、我松浦郡山代鄉の炭層は、其地上にあるものは既に掘り盡されんとすれど、未だ竪坑を掘り本仕掛にて發掘するに至ら

ず、今やモリスを利用して之を試みる機會は到來したり、石炭の利益は佐賀人の熟知する所なり、是を資として有田の陶磁器を改良し、彼の襤褸の如き岬角に道路の交通を便にせば、海船陸車にて松浦郡の物産を運搬し、一方の富を起すに足るべし、予は速に歸りて此事を藩の當路者に勸誘せよと勸めしに、久米亦大に之に賛同し、其席に居合せし小城藩の江越禮太も之を聞いて、山城郷には我小城の領地あり、余も亦藩に勸めて開掘せしむべしといひ、(江越は中村彦四郎(梧竹)とて書畫を以て名ある人なり)因て二人は歳暮、年始の爲と稱して歸郷したり。

斯くて久米は中野(兵次)參事に對し、英國技師を雇うて山代郷炭層の地下にあるものを掘り試みんと說きしに、偶ゝ高楊忠吉郎座にありて、彼の地下には炭層なかるべしとて之を打ち消したり。 久米之を聞いて、無しともいひ有りともいふ、其人の意向によりて見を異にし、ために炭利を謀るものは皆惑へども、いづれも確證なし、是れ生巧者の通癖なり、此の如き利孔にかゝる迷惑は、政府に於て早く之が解決をなす法を設くべき要あり、されば今英國技師を雇ひ、地下に錐を穿たしめて數十丈の下まで之を檢せしむべく、かくし

炭礦發掘に決す

て遂に炭層なくば、將來起業者は絶念して浪費を失ふを免るべし、又若しあらむには相應の利孔を得るものといふべく、とまれこれ政府の當然務むべき事にあらずやとて論破せり。されど中野は、本年は改革の際にて費用に乏しといひしを以て、久米は、曩に藁紙札にて交換したる三十餘萬圓に及べる莫大の太政官札を、其まゝ貯蓄し置くは將來の危險甚だし、宜しく大砲地金其他銅鐵乃至廢れたる武器などを代品に充て、太政官札の幾分を有利の業に投資すべしといひ、遂に政府の議を決し、よりて有田郡令百武作十に其事を含めて、炭礦に著手せしむる事となれり。一方の小城藩にては、江越禮太の報道を聞いて、同じく炭礦採掘の議を決したりしを以て、參事川崎增吉は長崎に赴きて石丸に賴み、其紹介にてモリスに交渉し、かくて雙方の間に石炭採掘の條約を交換するに至りければ、正月の末モリスは高島渡海用に製造したる小蒸汽船に搭じ、石丸と共に平戸海峽を經て久原灣に到れり。久米、江越は小城の山代郡令梅崎源太郎等と之を迎へ、モリスを導いて山代郷の山谿を按檢せしめしに、楠久附近の平地に於て、地下數丈の處に二尺餘

有田市民モリスを土場に延く

の炭層の泥を挾みて露出せるを認め、よりて第一著手としてまづ此二層を合せ採掘し、其收めたる利益を以て、更に錐を立てゝ下層に炭層の有無を檢して掘り入るゝことゝなし、而して炭層は伊萬里、有田兩郷に跨りたれば、是度は巡檢をなさゞりけり。

有田の市民は、モリスが久原に來る由を聞いて之を迎へ、久富氏の宅に延きて土場(つちば)を視しめたり。『土場』は、磁器の原料白泥を撥掘する坑口にて、泉山(いづみ)にあり、慶長の初めに發見せられてより、爾來三百年の間、有田、伊萬里兩郷に製造する精粗の磁器にその土を盡く資用せられたれど、猶泉山の下に露出せる其泥層の一小角をのみ掘られたるに過ぎず、卽ち淺き坑口にして、英國鑛山師の技術を要する程のことなかりき。されど、不規則に掘り始めしことゝて、今は十餘間を掘り入るのみなるに、滴水小池をなし、而して其中に細徑を存して、滑泥の上を運搬するなど、極めて不規則なるものありしかば、モリスは、今に於て規則立ちたる採掘法を定めずんば、後年深く掘り進むに及んで困難を生ずべしと戒め、因て爾後は少しく撥掘の法に改良を加ふるに

至れり。時に有田郡令百武作十は、材幹ありと雖も自ら用ゐること強く、又無學にて知識慾少く、俗吏習氣の甚しき人なりしかば、政府より具體的に石炭採掘の命なきを以て、本藩の威嚴を矜持し、小城藩より喚びたる鑛山師には面會せず、石丸、久米にも會晤せざりしが、後其命を受くるに及んで石丸に依賴し、其紹介にてモリスに囑託し、以て炭礦檢査に取り掛りたりき。藩政改革の後と雖も、佐賀地方に於ける官吏の習風の依然たるは此の如し。

發掘に着手す

炭礦採掘には、佐賀と小城とは別行動を取りたり。卽ち佐賀は、獨立にて、伊萬里鄕の御舟藏附近の地底にモリスに囑して錐を立てしめ、以て炭層の有無を實驗すると共に、有らば坑口を開きて採掘すべく、百武郡令專ら其取計に當りしが、小城は微力とて、モリスと共同採掘の約をなし、直に楠久に坑口を開きたり。かくて梅崎郡令より久原に在る一區の家宅を石丸の宿所に提供したりしが、其勸めに從うて該宅を英語學校とし生徒を收容する事となりたるを以て、江越を塾長とせしに、小城よりは中野宗宏、初子兄弟、多久よりは志田林三郎等、十數名の生徒入塾せり。久原灣は伊萬里港口牧島の

石炭の需要未だ微々たり

外に控へ、前には七ッ島を點綴し、兩岸遠近の山巒は翠瀾を疊みて小灣海を圍み、山水明媚にして畫圖も及ばざる勝景の地なり。ついで長崎より巨智部忠承も來り學びしが、後に至りて中野、志田と共に博士の稱號を授けられたり。因て石丸は、我久原塾より四博士を出せりと誇りたりき。かくて該炭礦は、廢藩の後、契約不備によりて繼續せられざるに至りしが、是時石炭は、船艦の必需ありて長崎、神戸、横濱に運ばれて盛況を呈したりきと雖も、內地陸上には汽機の利用未だ起らず、有田にてモリスより內國に用ゐる石炭の概計を問はれて、茫然答へに當惑したる程とて、其需用の微々たりしは推想するに難からざるものあり、因て豫量の如くには利益擧がらざりき。是れ後の朝日炭礦にして(村井の所有となれり)、高島に次で開いたる堅坑なりとす。

有田磁器の本窯錦發明

有田は前巻(三十一巻)に記する如く、製造貿易並にやゝ自由を得、よりて長崎輸出益〻盛大なるに至りしかば、更に改良の必要を生じ、深海、深川、百田等領袖と

京の陶工道八有田に到る

なりて鋭意に其方法を謀れり。百武郡令は、嘗て京都留守居となりしため、清水の陶工道八を識りたりければ、之を喚び迎へて、茶器文具等の風雅なる巧致の傳授を囑託せしに、有田の工商には、彼何ぞ石焼(いしやき)の術を知らんとて輕蔑するものありしかば、百武は窯焼の青年に對し、彼の教を受くべく、聽かざるものは責罰すべしと嚴令したり。凡そ窯業には磁器、陶器、土器の三別あり。埴土にて器を造り素焼にしたる坏の外面に、灰水を和したる埴土を釉として塗り、之を小窯に入れ、弱き火度にて焙すれば、外面に玻質(ガラス)を被覆したる器を成す、これ土器にして、世のあらゆる土瓶、甕の如きは皆是に屬し、窯窯の最粗なるものなり。陶器は、埴土の純白若くは純色なるを得て、同じ方法にて焙成したるものをいふ。其土質の硬軟によりて火度の强弱を差すれど、概して土器よりは高度を要し、その質の純色なるよりして、灰も亦純良なるを選むべき要あり、從つて其窯の構造も大に、之が熔化も難くして、頗る技術の鍛錬を要したりき。有田にては是を『土焼(つちやき)』と稱す、輭土を弱き火度にて熔成したるものにて、普通の陶器は皆この土焼なり。磁器を有田にては

純粹の磁器は有田產のみ

『石燒』といふ、泉山より掘りたる白石を碎いて造る故なり。然し石とはいへど、硬固したる泥にて、其質は淨沙樊土の和成（化學の所謂硅酸樊土）に外ならず。されば陶土の石灰苦土などを混成したるとは異り、其熔化は難くして、幾ど白熱の度に至るを要するを以て、窯も夫れ相應に耐火の剛泥を用ゐて巨大に造られたりしが、熱火を送るに久しき時間を要するを以て、器の熔錬せらるゝに從うて器形を歪め、色素を毀ち、光澤を傷るなど、其間にまゝ變化を生じ易く、窰窯術の熟練を極むるに非ずんば、玲瓏たる玉の如き器を成すを得ず。

日本にては、我有田以外に純なる磁器を產するところ少し。美濃の多治見は、磁土に近き石を產すれど、多量の硅沙を混ずるを以て、洞明質にして脆く、碎破し易し、其他名古屋燒にまゝ磁に近きものある外、會津燒なども硬質なれど、純なる磁質にあらず。常人は、陶磁の別を辨ぜず、土燒と石燒との難易を知らざる故に、上國の陶器の雅致美巧あるよりして、有田の產を田舍の野鄙なる器の如くに誇るもの多し。されば右にいふ如く、百武が有田に其技術を敎へしめんとしたりし道八を、有田人の輕蔑して石燒の術を知らずと

年木庵の苦心

なしたるは大に理由あることにして、百武の更に嚴峻なる命令を下すに至り、有田の子弟は益々憤懣したり。

有田窯燒の名家深海氏の當代平左衞門は、年木庵と號し、名工にして大膽なる製造者なりしが、海外輸出について改良發明する所あらんと工夫を凝らし、數々燒け損ずるにも屈せずして研究したりき。されはその功果あらはれて其成器に價値を生じ、年木庵の銘あるものは特に貴價を拂はれつゝありしが、恰もその數層の巨窯に密封熔成したる器の冷固せるを、封を開きて窯揚げするに方り、道八を導きて之を見しめしに、道八は、巨大の器の變形して少し歪みたるを打ち毀し、極眞燒（坏を外套とし釉泥にて密封して燒きたるもの）と稱して、其套坏中より玲瓏たる磁器を出し、時には五六尺の大花瓶をも取り出せる有樣を見て、其規模の壯大なるに喫驚せり。深海は歸りて澄之助、竹治の二子に向ひ、今日道八が度膽を拔きたれば、爾等は溫順に彼に敎を受けよ、京燒の工技には、土燒の器にも、口を附くる篦の使樣や、水金を施す法等、許多の工夫あり、成るべく其祕術を取れ、懇ろに尋ねなば、彼必ず悦んで敎へんと戒めたりし

深海氏ワグネルを延く

かば、二子は命の如くに往いて問ひ、爲めに巧技を會得したる所少からざりきといふ。

英人モリスを迎へたる席上、深海兄弟、辻勝藏等の窯燒の青年技術者集まりて、陶磁器製造の談話を交換したりしに、石丸、久米は、理化學の初歩たる空氣の質だに知らざる彼等の、火熱を利用して白泥を熔化し、よく美器を製し得るを怪しみ、西洋の化學者を紹介するの必要を感ぜり。長崎にて久富氏の商店に僑寓し、有田と常に繁く交通したりし石丸は、その英語を便りて來る外人の訪問を受くること多かりしが、獨逸の化學家ワグネルが、有田の磁器製造を觀て研究せんと志し、其紹介を求めたるにより、彼は渡りに舟と悅び、久富をしてワグネルを有田に誘引せしめたり。よりて深海氏はワグネルを延き、製磁の狀を委しく熟覽せしめ、之を其家に留めて款待するとゝもに、澄之助兄弟をして彼と贊談せしめしかば、兩者は互に有益の友となり、種種に研究をなして大に得る所ありき。即ち白泥に灰を和し釉となして塗るは、雌類の硅沙を熔化する作用による、故に總て灰石灰の類は利用するを

柞灰代用品の發見

得べしてふ從來の釉の說明に對して、有田の釉には白泥に柞灰を和す、是は日向國の山中にて柞樹の皮を灰になしたるものにして、其樹の古きに隨うて上等の灰を獲、この經驗によれば、普通の木灰にては代用し難からんとの疑問を生ぜり。かくて玻瓈は、すべて灰水の作用にて、硅沙の末が火熱を得て洞明の質に熔化すれど、磁器は白泥の不可熔なる硬質と之を熔成する熱度の高きとにより、釉泥の調和に差異あるべしとて、ワグネルは深海と共に種々の雑類を和合して試驗を爲しゝに、理想の如くなるを得ざりしを以て、其作用に天然の微妙なる性分あるを知り、古き柞樹皮の灰が釉に玲瓏たる光澤を發するの理は、問題となして保留せられたり。此試驗により、他面には、石灰、木灰を調合して柞灰に代ふるの便法を發明し、或る程度までの陶磁には、石灰其他の雑類を適宜に加味するのみにて、必ずしも柞灰のみに偏倚せざる活用を識り得たり。

是まで陶磁に用ゐる青藍の顏料としては、支那よりゴスといふ石を輸入し、其粉末を主用したり。此ゴスは、品種數等ありて頗る高價のものなりし

磁器ゴス時代とコバルト時代とに分る

に、ワグネルは一見して、是はコバルトといふ金屬原素を含みたる石なり、獨逸には此礦石より精製したるコバルトあり、之を用ゐなば、分量を差して適宜に濃淡を定め得べく、實に自由なるものなりと教へたり。然るに其コバルトはゴスと比較にならぬ程の低價なる物なりければ、此事傳はるや、利に趨くの勢は水の下きに就くが如く、商人は長崎よりコバルトを買ひ入れて附近の窯燒に賣り與へたり。されど職工等は適度を知らず、ゴスを用ゐ來りし從來の習慣にまかせて濫塗しければ、磁面藍黑色なる物を市店に充牣するに至り、明治四五年を分界として磁器はゴス時代コバルト時代と分たるゝに至りたり。深海父子はコバルトを用ゐる分量を試驗し、單用しては適度を保つも、其藍色黑味を帶びて韻致の乏しきを以て、ゴスを含めて石粉を參加するなど、種々巧技を研究して、遂に舊に優る色彩を發せしむる微妙の發明をなしたり。此の如き事どもにて、初め理化學の一般を教へしめんと迎へられたるワグネルは、製造の實際について意外に深奥なる術致を究むるの緒を得、益々興味を深くしたりしが、深海兄弟亦始めて陶磁製造の理由

施彩の工夫

を曉知するを得て、大に技巧を進めたり。されど術より入りて理を聽きたることとなれば、やゝもすれば理化學の通則を忘れ、空氣とガスとを混じ、水の熱に膨張するを空氣の作用と誤るなど、自らも笑へること少からざりきと雖も、製磁の技術に至りては窰窯術の深奧を摩したりしを以て、理化學以上に妙技あるを悟りたり。ワグネル亦大に益を得、每々來り寓して研究し、其研究の結果は、各地方の陶磁に貢獻したる所少からざりき。

初め深海氏の、磁器製造の技術を研磨するに從ひ、本窯と赤繪との分業に困厄せしこと、第三十一卷（九十一章）に略述したるが如し。近年貿易の進むに從うて、外國の嗜好は赤繪物に集まり、本窯の藍彩白磁を希望するもの少なきに至りしかば、彼は自家の意匠を凝らして製成したる器の、赤繪のために俗了せらるゝを恨み、分業法の撤解を願望すると共に、密に篩琳彩（赤繪の錦手）の技術を傳習し、又本窯にても施彩の法あらんと研究して、文久年間遂に酸化銅にて棕梠色を發することを經驗し、その製作は靑藍彩と竝び用ゐられて大に世に歡迎せられたり。尤も最初その分量及び使用の度を究めざる間は、

其顔料は熔化に從ひ裏面に沁み流れて器面を傷り、ために莫大の損失を受けたれど、漸次節度を得るに及んで、年木庵燒の名聲は隆々たり。此研究を助けたる子の澄之助は、更に他の顔料あるべしと、種々の端緒について考へたりしが、折節來れるワグネルに之を問ひたりしに、ワグネルは事もなげに、歐洲にて主用する玻瓈の顔料は、鐵を青藍色に、銅を深青色に、マンガンを玫瑰色に、クロミヤムを黄色に、コバルトを青藍色に、而して兩種を合せて綠色に夫々用ゐ、銅は化合によりて棕梠色を發し、黄金は艶なる薔薇紅色を發すと說けり。澄之助は大に悦んで、之を實驗に試みしに、鐵とマンガンとは玻瓈を熔かす熱の程度までは色彩を保つて美麗なれど、磁器を熔成する高熱には壞れて却て汙斑となるを知りたりしが、銅の棕梠色を發するは、偶然自家の研出の理由を了解せしめ、因て益々巧技を發展して應用自由なるを得たり。かくして黄色顔料も亦クロミヤムなることを始めて知り、乃ち之を試驗するに及んで、熔化の熱度に耐へて鮮美の色を發すると共に、藍色料のコバルトを加へたるは綠色を發するを明にせり。是に於て、本窯にても釉の

本窯錦

裏面に畫く赤、黃青の三顏料を具足するを得たれば、之を變化せさせて種々の施彩を成し、是を『本窯錦』と稱したりき。これ泰西の聲價を得る初めなりけり。

國家興隆の祥瑞

公の、勤儉貯蓄より富强の政策に發展して、安政の末より殖產貿易に鋭意せられたりしは、外國との私貿易の始めを促されしものにて、其比諸藩は攘夷論に迫られ、始めて儉約に努めて武器を購求し、よりて國產は益、凋枯したり。是時我肥前の石炭と陶磁とは、東國の絲茶と共に貿易の主要品たりと雖も、全國消極的の政策を採りたりし事とて、其の振起ははか〴〵しからざりき。されば明治の維新と共に、石炭には高島、松浦に竪坑を開き、磁器には本窯錦の發明あるに至りたるは、公の啓發に負ふ所多く、その鋭意勤勉せられたる結果に外ならず。泰西文明の進步につれ、武器軍需に巨費を投ぜざるべからざる時代に進入し、ために平時の殖產工業は富强の根本なるを曉知するもの未だ世に少かりし當時に於て、西肥の僻隅に斯かる高尙の發明ありたるは、國家興隆の祥瑞といふも過譽にあらざるべし。

漢洋各大學開設と西洋遊學生發遣

時代の大變化は、海外より凄まじき勢を以て襲來し、我日本の鎖國を擊破したりしを以て、是まで弓馬槍劍のみを講じたりし武士は、知識の缺乏と道德の不消化とのために、恰も狂犬の如くに只搏噬を恣にせんと焦ち、近十餘年間、たゞに内亂にのみ沒頭したりしが、形勢變還、茲に皇政維新の時運は到來したり。此間諸侯中の英明なる君主は相繼いで物故し、公は雞群の一鶴として大一統の業を贊襄して中央集權を圖られたりしに、在廷の所謂功臣なるものには政治の常識あるもの幾人もなく、猶藩力を以て權勢を競爭せんと欲する低級の政治知識にして、眼前に外國文明の壓迫あるを曉らざるもの多かりしを以て、公は此の如き儕輩には目に其ものを視せずんば、其想像力を喚起せしむる能はずとて、西洋の物質的文明を以て之を開誘せんと考量せられたり。されど一方又國家の建設として士民の知德を養成するには、迂遠には似たれど、學校の教育を勵まし、以て知識を誘導し、以て德義を

修養せしむる底の、時代に適應せる完美の法制を設けざるべからずと思惟せられたり。故に去年官制發表の後、越前春嶽侯の推されて大學別當に任ぜらるゝや、公とわりなき間柄とて、何事をも公と相談し、別けて是年正月の末には自ら公を訪ひ、公亦其邸を訪はれたりき。蓋し其學則を定むるについての申合せにてありきといふ。

越前春嶽侯大學別當に任ぜらる

抑も學校教育については、維新の初め和漢兩文學校を京都に興されたりしが、從來の勤王論の主唱者には國學者多く、而も本居、平田の流れを汲んで、儒佛を外國の教と排斥したりしを以て、和漢と聯稱するを嫌ひ、和學は大和の學にはあらずして皇國の道を說くものなりとて、之を皇學と改稱し、是を以て大學となし、漢學を廢して專ら國典を主として講ずることになしたりき。かくて事實には此改廢は行はれざりきと雖も、其勢は神祇官を太政官の上に置くの古式に復せしむるに至り、神佛兩部を引き分け、兩部神道の神社より佛寺を毀ちて財產を收むるなどの大騷ぎを引き起したり。されど斯く時代に逆戾したる褊狹の事は行はるべきにあらず、卽ち江戶開城の後

維新當時の學校教育

法理文三大科分立の漸

は、鎮將府に於て昌平黌と開成所とを其まゝ漢學西洋學を敎習する處となし、又軍務官の病院を下谷の藤堂邸に設けて醫學校となしたりしが、醫學者は、興國の要は先づ國民の健康を保ちて腦力を旺盛ならしむるに在りと主張して、他の西洋科學を敎ふる開成校と對立せしめたり。かくて去年七月政綱の官制の發表より、越前春嶽侯は大學別當に、秋月種樹侯は同大監に任ぜられ、昌平校は大學と改稱し、德敎の根本學校として、國學(其時迄は皇學)と漢學とを授くる元の如く(卽ち公の弘道館を舊に仍りて根本學校とせられたるに同じ)かくして平正の建設に復したりき。而して西洋の科學は甚だ廣汎なりと雖も、先づ現在によりて開成校を其講究所となしゝが、十二月には大學校を大學と改むると共に、開成校を大學南校と稱し、政治、經濟、理化、歷史、地誌、哲理などを講ぜしめて、法理文の三大科を立つるの漸をなせり。醫學のみは獨立して病院を兼ね、大學東校と稱したり。南校は我蘭學寮致遠館に比すれば稍〻備はり、敎授にも漢學の素養ある有力の人多く、東校は我好生館に比すべかりき。此他は、我には海軍學寮の如きありたりしも、兵部省には未

學體學制宣布

だ海軍陸軍の學を設くる程度に至らず、よりて舊武士は習慣に溺れて藩力競爭の中に腕を扼しゐたり。

右は秋月大監と謀りたりし春嶽侯の施設にして、正月比數〻往來して公と多少の賛談を經し結果に外ならず。岩倉大納言は自ら無學なりとて、斯かる事に其意見を主張するを好まざりしが、前にも述べたる如く、佐賀の學校敎育を信じて兒子を佐賀、長崎に遊學せしむる程なれば、春嶽侯と公との緣親の間柄なるを幸ひ、能く諸議あるべしとて之を慫慂せり。かくて是春學則を頒布して學體學制の二大綱を宣べ、學體には、孝悌倫理の敎と、治國平天下の道と、格物窮理日新の學とを究竅し、內外相兼ねて天地の公道に本づき、知識を世界に求むるの聖旨に副はんを要したり。即ち儒敎の倫理を以て治體の根基となし、子史百家の言より、西洋の窮理日新の學までを併せ講じて、世界の知識を求めしむるにあり。是れ蓋し公の立朝の初めより主張せられし結果、開國の規模を定むる聖詔となりたる朝政の大綱と同一のものなり。次に學制は、輦轂の下に大學を設け、府藩縣に中小學を置くことに定

教授に人なくして大學振はず

まる。　此中學、小學は支那古の庠序學校の階級制に依りたるものにて、當初は具體的のものにてはあらざりしに、其實施を議するに及んで、驟て西洋の小學、中學の別を參酌するの必要を生じ、乃ち議論紛起したり。　是時までは舊來の道德政治を主となし、學制に德育知育を剖判せず、其上、士民の別は猶嚴に、學校教育の目的は官に用をなす才德の士を養成するに在りて、生產作業に勞働する平民の育成に及ばざりしかば、國學を皇道となすもの、西洋書を蕃書と斥くるもの、又は技巧の講究を學校にてなすべからずとするものなどの、褊屈なる說は破れて、齊しく大學の名を與へられたりといへ、猶儒學は體、他の知學は用なりとて、舊昌平の聖堂を大學となすと共に、舊幕時代に、林大學頭以下の儒者が、此にて全國の教育を統理したる如く、大學別當以下此に出仕して教鞭を執りたりき。　されど大學教授に其人乏しく、從來の漢學者にして西洋にも略通したる有力の人は少からざれど、或は幕臣とて斥けられ、或は自ら朝に仕へて教育者たるを好まず、或は出でて仕ふるを欲せず、且つ材能ある者は藩の實務に當りて其用をなしたりしを以て、三流四流

公の學校教育

の學者にて教鐸を執らざるべからざるに至り、こゝに漢學は時代の變化に通ずる能はずして、大學はために振はず、而も西洋學の高壓力はます〳〵加はりしを以て、南校各科の學者は面々に其主張を異にし、よりて議論を紛起せしめたりけり。

公の、攘夷の任務を果さむため、三十餘年前に西洋火術を接納ありし以來、軍制改革の必要は藩の組織に動搖を生ぜしめ、海軍造艦費のために殖產貿易を努むるに及んで、更に政治經濟の不備を感じ、封建を廢して全國の力を合せずんば、世界に對して富强を爭ふに足らざるを知りたり。かくて今は是までの諸侯會議を議會政體に變革するとゝもに、士民皆兵の必要に迫らるゝ等、世界變化の時代的高壓力は、東洋の舊文物を破壞せずんば止まざる勢となりたりしが、公は此年間よく之に應接し、初め物理學の初步を蘭學より誘き、精煉所にては化學の應用を試驗して之を火術(卽ち陸軍)の機關となし、ついで海軍校を起すまで、専ら長崎攘夷方面の軍事に新知識を求めらるゝとともに、醫學のために好生館を設けられたり。かくて英學を開いて政治經

濟を併せ講ずるに及び、西洋の機巧の急轉直下の進步を見て、新知識の要求は多方面に廣まりたりしが、一藩の力にて收め得る功果は幾許もあらず、乃ち全國一致を翹望する頗る切なるものありたりしに、時恰も皇政維新となりたりしを以て、全國より網羅したる在朝の人才中には、時代に應ずる新知識を具へたるもの有るべしとの期待を生じたりき。されど政綱御誓文を草し、議政局を創むるに及んでは、東西洋の知識を調和融合する程の人は一もなく、前途猶暗澹たるものありしを以て、是に於て學校教育の問題に對して、世界の知識を求むる速成の法を設けざるべからざるを痛感するに至れり。因て前年米人フルベッキを聘して致遠館を建てたるに倣ひ、別當春嶽侯と協談し、大學南校には外國教師を雇うて教鐸を執らしめ、一方には青年書生を選み、種々の便宜の下に資力を與へて、米英佛諸國へ遊學せしむる等、廣く世界の文明知識を開拓するの途を開かれたりき。

第九十九章　皇政一統の業を定めて致仕す

公の熱海入浴、氷川社宣命使辭退

年來高唱せられたりし尊王攘夷論は、幕府の衰退と政權の更迭とを促し加ふるに、海外より到來せる時代變化の高壓亦之に加はり、鎖國の中に小割據するを許さゞるに至りしかば、一旦幕府を廢せんか、藩も鎖國も共に廢せられて皇政一統となるべく、然る後國威始めて宣揚すべしとは、初めより政治の常識にて判じ得られたるところなりき。されど事實となるに及んでは、この豫期を有せし朝野の人心も亦惑ひ、內習慣の執著に牽かるゝ苦痛に堪へざるとゝもに、外國の强壓に恐怖を生ずる等、中情の怯きより悶懣して狂態を演出したる姿あり。然るに純粹公正なる公は、不動の見地に立ち、大綱を提げ、皇政一統の業を始めて世界に對する大變革を行はるゝや、一時の

公熱海に入湯す

人心の不折合は寧ろ當然の事にして、徐々と缺乏したる知識を啓かしむるに及んでは、倶に始めを慮る能はざりしものも、やがて其成を樂しむべしてふ、政治家の自信を確保し、去年大會議畢りて政綱頒布ありし後は、折節の發病を靜養しながらも、機に投じて世界文明の接納に努められたり。かくて是春も暮るゝころには病も輕癒し、四月十三日の曉に强烈の地震ありければとて、天氣伺候のために駕を命じて參朝ある等、やゝ健康の恢復の兆あらせられき。

公は近年、綿衣を葛衣に更ふる初夏の候には、柄崎溫泉に數週間の入浴をなすを習慣とせられたりしに、戊辰の春には大變革により參洛あり、去年亦藩制改革にて歸國ありたれど、上京を急ぎて只途次に一夕の入浴を取られしのみなるを以て、朝廷大體の經綸も略ぼ其緒に就きたれば、醫師等の勸めによりて、伊豆の熱海溫泉に初夏の入浴をせんと、左の願書を差し出さる。

私儀近年多病之上、舊冬外邪相煩候末、咯血之症劇發、急快難計奉存候に付、辭職之儀委細奉願候得共、御懇達之旨も有之、難有緩々療養相加候得共、其

後腸胃不和、痙攣甚敷、難澀仕候に付、此上湯療仕候者相應致し可申旨に付、豆州熱海へ相越入湯仕度奉存候、依之日數二七日御暇被免被下候樣、此段奉願候、以上。

四月　　鍋島大納言

辨官御中

願の通り聞し食されしを以て、十五日品川より乘船、横濱に到りて翌日まで逗留し、更に汽船にて十七日熱海に著し、かくて一碧樓に僑居せられたり。熱海の溫泉は下田開港より外國人に知られ、文久二年英國公使アルコックの全國旅行の末に船にて來遊せしより、その名漸く世に喧傳せらるゝに至りたり。されど斯頃までは一の僻郷にて、海濱には蜑戸簇がり、山崖には熱湯を噴出し、三面の山嶽に裹まれたる灣海のことゝて、唯前面に伊豆噴火の島を眺むる勝景あるのみ。是時公の詩に、

蜑戸結成村、魚蝦唯獨沃、海濱無墾田、菜價貴於玉。

漁家は大抵耕圃を知らず、菜蔬は他より運輸したるなり。

明治以前に於ける砂糖の價

泉沸百雷震、濤衝層雪飜、偶來幽邃地、却厭耳根喧。

地域閑寂、よりて噴湯の響と波濤の音との耳にたちたりしを詠ぜられたるもの、其地の近年絃歌の喧騒なるに至りしに比して、その變遷の跡を想像すべきにこそ。

厨味多鹽難著箸、市酤如蜜厭濡唇、休言地僻無儔侶、聘得隣園虞美人。偶就隣家買虞美人花故云

公は平生儉約を主とせらるれど、胃腸療養の入湯なれば、食餌營養には膳部を從へて厨味の選みに怠りなからしめられたり。されば前半は隨行者の言を聞いてものせられたる句にして、僻地の景況彷彿たり。我邦はもと砂糖を產せざりしを以て、之を支那貿易に資して其價甚だ貴く、家常砂糖を口にするを奢侈として專ら飴を用ゐたりしに、私貿易開くるに及んで、慶應年間より其價低下し、明治の初めには、さ程の奢侈とは看做さぬ樣になりたりき。されど僻村にては厨味に糖を用ゐるなどは思ひもよらず、故に調味の多鹹は田舍料理の常態にして、此時代の變遷を知りて此句を玩味すれば、今

昔の感切に、趣味の津々たるを覺ゆるなり。又風景の詠あり。

荒村地僻脫二人寰一、客舍寥寥鎭日閒、晚來浴後無二些事一、臥聽簷頭雨後山。

熱海風光勝二畫圖一、市酤況是助二歡娛一、微醺笑向二主人一問、一碧海山分半無。

一碧は逆旅の樓名なり、熱海の海山が中興輔翼の大納言を迎へたる光榮は、他日その盛大の繁華をなすに多大の力ありたるべし。かく公は詠懷などに閑日月を送りて、潮風の中に山水の淸氣を吐納する一週間、二十五日より汽船に乘りて、歸京の途に就かれ、橫濱に又一日を留めて、二十七日に歸邸ありたり。翌日細川護久侯の濱町邸に招待せられしが、ついで我邸亦彼侯を招請し、其歸藩には鮫洲まで見送らる。

向島に別莊を購求す

此頃又公の運動乘囘りの小憩所乃至雅集などの用に充てむために、向島寺島村なる某氏の別莊を購求せり。其庭園は大なる池を湛へ、周圍に花卉を植ゑて逍遙に宜し。公は五月二日始めて其別莊に入り、遊二水東別墅一の題にて二首の詩を詠ぜらる。

水畔買二荒圃一、穿レ渠澆二竹根一、路通三匝社、門對百花園、不レ速客時至、欲レ棲鴉日喧、滿

堂無二俗物一、只有二一琴樽一、爲レ厭二軟紅氣一、營二廬寺島村一、坐圍花姉妹、門護竹兒孫、沽酒僅排レ悶、世情何足レ論、水東多二別墅一、不レ及此林園。

奇勝隊の操練

爾後聯騎、又は遊船にて侍婢を從へて市内を遊覽し、時には侯伯其他の雅友を會し、以て都塵の外に病を養はれたり。是月五日端午の節に參朝拜賀し、其後三條右府邸の招宴に赴かれしが、十八日亦參朝して、其夕兩國の中村樓に於て藤堂高猷侯と雅會を開かる。かくて翌十九日には深川の越中島に莅み、今度御所警衛として佐賀より出張したる奇勝隊の操練を演覽ありしが、是れ去年藩制頒布の後、舊來藩の組織より成る軍制の虎口甲冑に拘はりしを全く棄て、英國式により編制したる大隊にて、兵器は最新の施條後裝銃を執り、鋼製の野戰砲を曳き、彈藥は銅管に雷粉を仕掛けたる圓錐彈を配布し、散兵には七連發銃をも執りたるあり、池田彌一大隊長となり、之を將ゐて操練を上覽せり。畢つて池田以下に謁見を賜はり、家扶を以て懇々の御意あり、總隊の士卒は酒を頂戴せり。前月來上京ありたりし蓮池の尙丸公子

は、二十二日公より元服を加へられて參朝し、從五位に叙せられ、直柔と名乘る。其後公は感冒にかゝりて、乾咳甚しく、消化機は怠慢して酸敗液と瓦斯とを釀し、咳嗽益〻加はり、嘔吐下痢をも兼發したれば、醫師は竊に容體の不良を加ふるに痛心したり。

佐賀には、藩政改革に取りかゝりてより既に一年有半を經過したりしが、漸く版籍を收めて藩制を頒布したりし結果、舊藩主を知事に奉じ、其選みたる參事掾等にて自治し、兵馬の權は猶之を有したり。而してこれ又藩の縣に異なる點なれど、其費は制限せられて、其半額を海軍費として朝納せしめられき。換言すれば、舊來兵馬を養うたる慣例だけ因襲するを許されたるにて、新規の海軍は藩力に應ぜざるを以て、大政府の統一に歸したるなり。此大意に遵由して兵制を改良し、藩主以下藩士の家祿を省減したりしが、その生活を保續せしむるは最も難事なりき。かくて其處分略ぼ定まり、士民やゝ安堵に就きたるを以て、是月の末鍋島河内、中野內匠（數馬改め）は其報告かたがた東京に上りて公に伺候したり。是時に當り、朝廷は既に藩職を朝官と

氷川社祭典と公への宣命使の命

なし、舊政を改革して一統の皇基を定むるに務められたれば、大參事以下の重職は、大藩の位次に拘はらず優待せられたり。初め我佐賀より徴士となりて朝要に當りたる者は副島種臣、大木喬任、大隈重信の三人にして、公は之を延いて藩の機要を謀られしが、去年藩政改革に江藤胤雄(新平)をして當らしめたるより、藩の事は江藤を主任者として細大の事を謀られ、公の開拓使長官となるや、時に、家令の職に在りし岩村定高を判官として其機務を取扱はしめ、其後山口尚芳(繁藏武雄の士)辨官に任ぜられしを以て、此人をして朝廷と藩との間を斡旋せしめられたり。此の如く、此數人は主として藩の事務に携はりしを以て、六月六日公は河內、內匠と共に之を召され、內座に於て酒饌を賜はりしが、暫く內匠を留め、集議院の議員となりて藩の事情を疏通せしめ、時には河內と共に岩倉大納言に謁して事情を陳ぜしむべく圖られたり。

武藏國足立郡大宮に鎭座ある氷川明神は、往古天夷鳥命の武藏國造の時に出雲國氷川の神(素戔烏尊)を齋きたる大社たり。江戸の東京となるや、當社はかの山城に於ける鴨の別雷神社の如く鎭守たるべきを以て、改めて官幣社

公宣命使を辭す

として祭らるゝことゝなり、當六月其祭典を擧行せむとて、公に宣命使を命ぜられたり。されど公は前月來の不豫の末とて、迚も盛儀に堪ふべき容體にあらざれば、左の辭表を差し出さる。

私儀今度氷川社御祭式に付　宣命使蒙レ仰難レ有奉レ畏候、然處兼而眩暈之氣有レ之、近頃之時候故歟、折々差起、甚難澀罷在候、尤末日數も御座候に付、精々療養可二相加一奉レ存候得共、只今之容體に而者、暑中遠路之勤何分にも無二覺束一、重き勤柄差掛り御斷等申上候而者、甚以奉二恐入一候義に付、右　宣命使之儀遂二御斷一度奉レ願候、以上。

六月八日　　　　鍋島大納言

辨事御中

斯くて願は聞き屆けらるゝに至りしが、其後感冒輕快し、十八日には參朝あり、二十二日には日進艦の獻艦式をも行はるゝに至りぬ。事は次に詳述す。二十三日佐賀に於て駒姬夫人安產あり、女子出生、朗佐惠姬と名付けらる。是れ公の長孫女にて、後の前田利嗣公夫人なり。

公兵政改革の意見、日進艦獻納

公の封建を廢して皇政一統の業を始むるに著手せられたるは、戊辰の冬東北戡定の後、上京に臨みて藩の官制を改めしめられたるを權輿とす。而して此時までは、其理想の如きも、直大公及び肺腑の宗親鍋島河内へは、敎訓的に少し漏らされたることあるべしと雖も、兎に角一藩の命脈にかゝる事とて、藩の機要を託する中野內匠等にも緘默せられたるや勿論なるべく、かの副島、大木、大隈の三徵士は、版籍奉還の勸告時に方り、始めて之を聞いて、その先覺に敬服したり。爾後薩長土の三藩に猶疑惑の形跡あり、我藩士の多くは只名分だけの事と思惟したりしに、藩政改革の實を擧げて、東京の諸侯會議にて藩制を定むるや、軍費の半を陸軍に充てゝ、當分競爭的に編伍訓練をなすに放任したる大膽なる政略は、公家の三條、岩倉兩卿の裁定し得る事にあらず、必ずや公の謀謨によりて決したるものなること疑ひなし。此令は諸藩士の疑惑を安心せしめ、佐賀にても皆人兵權の依然知事公にあるを

悦びて、藩は萬歳なりと祝したり。されど政治の常識より判ずるも、陸兵ありて海軍なき偏佑の藩が、如何で永續するを得ん、必ず外侮を受けて遠からず軍制一統の運命に遭ふべきは、聰明を須ひずして料知し得る所なり。公は此命に先だち藩の組織を解いて、いよ〳〵英式の銃隊を編成し、兵數を省減するとゝもに、總て現代に適當する精良の器械と、高價の彈藥とを與へ、かくて專ら其訓練を勉めしめられたりしが、これ將來の兵は器械の戰爭なるを豫知して、その模範を示されたるものと知られたり。

洋式火器の發明續々

由來攘夷論者には、遠く印度の覆滅に鑒みて自ら悲觀するもの多く、水戸烈公にても自暴の氣味あるを免れざりしに、公と薩摩先侯とは樂觀的にて、彼の利器を我の武士に與へて、全國諸侯を一致せしめば、海外に雄視するに足るとせられ、而して井伊侯も亦同論なりき。然るに西洋利器の進歩は急轉直下し、施條銃砲、圓錐彈等の發明續々ありて、萬延には北京陷りて清帝の熱河蒙塵となる等、たゞに印度のみならず、禍機は焦眉に迫り來りつゝありたりしが、更に文久の末には英艦は該砲を以て鹿兒島を攻擊し、薩摩人の度

本島藤太夫の狂歌

膽を抜いて之を震怖せしめたり。時に公は早くアームストロング施條砲を英商グラバより購求せられしが、そは鍊鋼を以て鍛製せられたるものにして、十餘年熟錬したる我反射爐の鑄砲は、こゝに全く顏色を失ひたり。是より種々の施條銃の輸入あるとゝもに、彈丸も總て圓錐形(即ち椎實玉)に變じ、やがては之を銅管に仕込み、硝藥雷粉を装置して後装發射するに至る等、北米の南北戰爭或は普墺戰爭に用ゐられたる種々の猛烈輕便なる銃は輸入せられて應接に遑あらず、かくて舊式滑腔の前込銃に紙袋の彈藥を填めて發射するは廢れ、銃彈にも高價を拂ふことゝなりて、普通人は銃の使用方を絶念するに及べり。慶應の末にてありき、是まで公に信用せられて火術の發達を誘くにつとめたりし本島藤太夫は、西洋各國に前込銃は廢れたりと聞いて、『後れじと急ぐ小筒の先込は早やあと込となりにける哉。』の狂歌をつらねたり。急速なる洋式軍用銃の發明進歩に對する恐慌を推想すべし。是まで我藩の識者は、公の西洋の文明機巧を採りて國威を宣揚せんと力められしを見て、洋癖或は大名の好奇と疑ひ、幕府の封建と共に廢せらるべき

運命より推して、其後來を危む外、其頃公に『胸中一部經綸策、王者多年取法來』の詩あるを誦しては、只詩人の大言壯語をなすものと評したりしが、何ぞ知らん、是詩こそ、公の世界の形勢を觀じ、勢力を分てる封建の萬國に對峙するに足らざるを思惟ありて、王政一統の下に富强を圖らむとせられたりし經綸長策の詠ならめとは。

元來皇政の復古は大道を濶歩して實現せらるべきに、まして方今世界氣運の大變革を促すものあるをや、これ實に順風の舟なり。されば苟も國威宣揚の熱誠ある以上、區々たる封土の執著を去り、朝權の下に全國一致し、精鋭なる銃砲船艦等の利器を備へ、國の權威を保持せんこと、決して難事にあらずとは、早く公の胸中に確立したりし大策なり。然るに時人は尚覺醒する所なく、遠くは印度の覆滅、近くは北京、鹿兒島の敗衂に鑑みて、時代の既に器械戰爭に進入して、懼るべきもののあるに想到すべきに、猶舊式の銃砲刀槍を執つて、竹槍席旗的の騷ぎをなすに腐心し、超然たる公の憫諒を買へり。我アームストロング砲の上野を粉碎し、會津城を破壞したるは、衆具瞻の前

佐賀戰死者の僅少は武器の精銳によ る

に演ぜられて、當今の戰爭の、兵の勇怯よりも器械の銳鈍によるものなるを敎訓したり。戊辰の戰に、我藩の、五千百餘人の兵を出しつゝ、戰死者僅に七十五人、負傷者百十三人に過ぎざりしは、決して敵兵の怯懦なるによるにあらず、對手は比較的富强の聞えある庄內勢にて、奧越酣戰の虛に乘じ、南部と結んで孤立の秋田總督府に攻め來りたる程なれど、我兵には施條銃と銅管仕込の彈藥とありしため、此結果を得たりしなり。蓋し遠距離よりの發射ながら、我砲の猛威は、滑腔にして紙袋なる彈藥の支へ得べき所にあらず、されば彼等が此危險を冒して多數の死傷を出しつゝも、猶ほ惡戰苦鬪をつゞけ、よく我兵數十名を斃したるは、感賞するに價すといふべし。是れ器械戰爭の功果なり。戊辰に於ける薩摩の出兵は七千三百人にして、その中より五百十四人の戰死者、七百四十三人の負傷者を出せりと。若し我藩との戰なりとせば、この莫大なる死傷は敗戰たるを示すものといふべく、是たゞ器械の精良ならざるによるなり。公は此經驗の敎訓により、全國統一の下に富强の道を講ずるとゝもに、將來の軍備としては、陸軍にも海軍にも、最も進

歩したる武器を、高價を拂うも購入すべく、然らざる限りは器械戰爭に對して、國威を宣揚する勝算なしとの意見を確立せられたり。されば今度の藩制に陸軍を各藩の適宜に任せたる如きも、言ふまでもなく、徒に藩力競爭に執著して、未だ器械戰爭の怖るべきを曉知せざる諸藩士に對する、當分權宜の定めにして、かくして皇政一統の大變革を自然に運び、やがて軍制統一の曉に達せしめむとするものに外ならざるなり。

海軍に關する當時の知識

海軍知識に至つては、全く武士の思想に沒了したり。十八年前鎖國の桎梏たりし大船製造の禁を解きて、幕府の長崎の海軍傳習に產聲を擧ぐるや、我藩薩藩も同じく、其技術に嫻習せる士を養成して、艦隊を繫ぎたりと雖も、國威と爲すに堪ふべき軍艦としては、幕府の堅艦を除きては覺束なきもののみなりしを以て、公はこゝに封建の廢せられざるべからざるを曉られたり。爾後薩摩の艦隊は英艦の鹵獲に逢ひ、幕府の堅艦亦箱館の戰に擊破せられて、殘す所數艦にすぎざりしが、我艦隊も年齒漸く老いて、日本の海軍は僅に表皮を存するのみなりき。かくて其術に練達したる舊幕の士は、多く

排斥、或は拘禁せられ、維新の功臣と稱する武人は、海軍の知識なくして、之を言ふとも充耳に感ぜず打ち過ぎたり。是際に當り、我藩に於て最初より彼術の練習を積みたる者の第一流は、中牟田倉之助(武臣)、眞木安左衛門(長義)、澤野虎六郎(種鐵)、增田左馬之進(明道)等の諸艦長にして、いづれも戊辰の役に方りて東西に奔命し、就中增田及び第二流の石井貝之進(忠亮)、石井富之助(靄吉)等は、朝廷の幕府より收めたる軍艦に乘り組みたるに因り、賞典祿を賜はりて兵部省に徵用せられたり。かくの如く、朝廷は我藩の海軍知識に倚賴せられたりきと雖も、我海軍亦必要の人を廢し難きを以て、彼等をして盡力せしむるに任せおきしに、增田は兵部大丞に任ぜられ、石井靄吉と共に其事務を取り扱ふことゝなりしも、未だ海軍の基礎は確立するに至らざりけり。

佐賀には、海軍の朝廷にて設備せらるべきものなるを早く察知したりしを以て、去年の藩制改革にも、其下心にて準備を運びたり。當時の軍艦としては電流丸(排水八百噸)、皐月丸(同)、延年丸(七百噸)及び陸中の鮫ヶ浦に坐洲せる孟春丸の四隻あるのみ。然るに戊辰(西暦千八百六十八年)和蘭國に囑託し、ドルトレフ港

日進艦獻納

に於て製造せられ、翌年四月進水したる日進丸（千三百五十噸）は、本年二月長崎に回航し來りたれば、之を受け取りて、眞木長義を船長に、岡喜智（鹿之助）を副長となし、士官吉田辰實（六次郎）以下十四人を乘り組ませたり。是艦は速力十二節の木造蒸汽船にて、七吋のアームストロング前装砲一門、十六拇の蘭式前装四輪砲六門を備へ、價格四十萬ギルデンなりしが、五月之を朝廷に獻納すべく決して、東京灣に回航し、六月二日に獻艦式を行ひたり。是より先き熊本藩は英國に囑して、蘇格蘭に於て製造せしめたる龍驤艦を獻納す。是艦はアームストロング・シャントコン砲十門を備へ、木際に鋼鐵を張り、堅牢にして威力强く、佛國製の甲鐵艦と共に我海軍の權威なり。

朝廷最初の海軍

之に亞する威力を具せる諸艦には、日進艦、富士艦、春日艦、乾行艦、第一、第二の丁卯艦等あり、此等を以て朝廷最始の海軍は編制せられたり。我電流、皐月の兩艦は、猶三重津に繋がれたりしが、是秋の警備の末より追々獻納し、藩用としては唯延年艦を留むるのみなりき。

皇政一統の政策と西洋視察員派遣

明治維新は開闢以來の大變革たり。德川氏の封建は、畢竟上古の伴雄、縣主が、土蜘、佐伯等と各地に小割據を爭うたる結果に外ならず。かくて鎖國の桎梏を加へられて康安を偸みたりし日本の、俄に世界文明の知識機巧に接觸しては、小池の魚の大海に出でたる如く、周章狼狽するより外はなかりしが、この間有志の士は起りて、幕府を倒し、以て朝權を復し得たりき。されど代つて樹てらるべき確信の政策なく、内には擾亂を續發し、外には覬覦の侮を開くも、手を拱して爲す所を知らざる有樣なりしが、公は立朝匆々先づ開國の規模を定め、遂に版籍奉還を促して國家統一の業を始められたり。その大變革をなすに、事なき所を行くが如き偉功は、之を神妙と贊するの外に其辭なく、實に忠亮なる公卿、諸侯、志士の和衷協同による所たらずんばあらず。かくて全國一致の強みは、萬國の畏敬するところとなりたりしが、當時輔相には、三條右大臣について公と岩倉公とあり。共に兩大納言として

兵制に對する公の大膽なる權略

局に當られしが、公は武臣より推されたりし事とて、兵馬の權を收むるに際しては、殊に其名望威德は世人の倚賴をつなぐに十分なりき。而も此際に於ける其態度を見れば、病軀勤務に堪へざるを以て、杖に扶けられて參朝おるを許され、平常は散策遊步に攝養を專らにせらるゝ等、寧ろ曠職の誹をも招くべきものなりき。此の如く戊辰の後半、歸國、病を養はれし後、歲末より上京し、內、藩政を改革して一統の治に入る地をなすと共に、外、版籍を收めて藩制を頒つ大變革の順序を進めながら、己れ之に與からざるが如き風ありしは、亦其態度中に巨人の丰神を想望するにぞ。

版籍を收むるは、換言すれば藩の滅亡なり。廢幕の條理よりして、藩の兵權を收むべきは、極めて見易き論なるとゝもに、その必ず諸藩士を失望せしむべきことも、亦見易き事情たり。されば藩制を定めらるゝに方りては、陸軍を諸藩に委ねて、海軍のみ朝廷に統べ、以て事なく此大變革を運ばれたりき。公の大膽なる權略は此に見出さるゝにぞ。蓋し當時の功臣、有志者は武士及び武士氣習の浪人とて、大抵政治に沒知識なると共に、軍事にも未だ

海軍の何物たるを辨ぜず、刀槍と雷銃とを執りたりし昔日の接戰を夢み、戰には死を必すべしてふ敎訓を念じて、官にも藩にも後輩を鼓舞しつゝありしを以て、武器の機巧をいふ者は、臆病となして嫌惡せられたり。されば此の桀驁の徒は、自己の不能なる事に撞著すれば必ず忿怒し、大久保利通をして反省力なき厄介者といはしめたり。されど人の美を取るに吝ならざる公は、其獻身的なるを愛するとゝもに、その頑固なるを憫み、彼等にしてその念ずる所の死の、やがて滅なるに心附かば、戰に必勝の道を講じて、精鋭の兵器を選み、現行の施條後裝銃の距離速力威力に非常の差あるを知つて、彈藥に高價を拂ふに至るべく、かくして彼等は陸軍の兵力と資力と相須つべきものなるを明にして、容易に兵を動かさゞる程度に進むべしと高を括られしを以て、當分は兵を藩の適宜改良に任せて、その反抗心を挑起せられざりき。この深遠の思慮よりして、他面の穩便なる藩は、現時に適當なる武器の改革に努めて、陸軍統一の地をなし、かくて空前の大變革も、事なき所を行くが如き觀をなし得たり(此間雲井龍雄或は愛宕、外山の叛謀あり、裏面の暗流の危險なるを知るべし)。

公西洋遊學を勸奬す

公は世界知識を開誘せんと、大學の書生に西洋遊學を勸奬し、ついで功臣を西洋視察に派遣せんとせられしに、知識に鈍き文盲椎魯の武人とて、洋語を知らず横文を讀まず、地球普通の地理にだに暗きもの多かりしかば、逡巡畏避して洋行を臆し、唯長州の奇兵隊長たりし山縣恭助(有朋)、薩摩の西郷隆盛が弟西郷新吾のみ、度胸ありて領掌し、陸海軍の視察として米國に渡航したり。之に次で諸藩にも、要務に與かると共に將來重望ある人物一兩人をして、政治事業の狀況を視察せしむるため洋行せしむべき布令あり、よつて我藩の大隊長池田彌一、海軍教諭松村文亮を渡航せしめ、官省諸藩亦選拔生を續々と渡航せしめたりき。此視察連は、我國のそれと絕對に異なりたる泰西の風俗に接するも、文明と稱する彼の異風に屈從するを欲せず、各自善良と信じたりし我態度を改むるを嫌ひ、過誤失錯續發し、蠻行の誹謗を受けたることも少からざりき。此時山縣の、陸軍につきて視察報告したりしものは、他日陸軍建設の基礎となりたりなどいふものあり、亦少しく過賞に失すべきも、兎に角その見聞の世界知識の開拓に盡したる功益は、決して少から

西郷從道兄隆盛の洋行せざりしを歎ず

ざりき。　西郷從道、後、兄隆盛の戮殺せられたる時、予は數〻兄に西洋行を勸めたれど決行する能はざりき、彼にして若し洋行したるならんには、此の如き禍敗には陷らざりけんに、甚だ遺憾なりといひたりと。　此言、學識優れざる從道の、榮名を全うし得たるは、洋行の知識によれる事を、證せるなり。　初め公は、諸雄藩の、權勢爭奪を事とし、皇權を復せる功に誇る固陋を見、各藩に果して王佐の才ありやと疑はれ、立朝後、大久保、木戸に逢ふに及んで、其熱誠に感じ、共に謀るべしとは爲されたりと雖も、版籍奉還、皇政一統の業なるに至りては、薩長兩藩の內狀は掩はんとして掩ふ能はず、長藩は木戸の周慮にて事なきを得たりしも、薩摩は暗雲低迷、大久保の如き、辛うじて藩主の上表に連署を得たりしのみにて、隅州と西郷との確執を調和する能はず、卽ち金石相擊ちて火を發せずんば止まざる情勢あり。　公は彼等の世界の大勢に逆行せるよりして、何をか成し得べきと敢て心を動かされずと雖も、爾後大隈等と機密を謀らるゝ每に、薩摩は安心できず、必ず何事か引き起すべしとて憂慮ありしが、身を終へられし後に至りて果して然りき。

肥前十藩となる

公の大納言辭職

七月、公は健康やゝ復し、七夕中元には參内拜賀せられたり。佐賀の藩制改革は、既に諸團の處分を略ぼ畢へ、其の結果元七藩（佐賀、唐津、平戸、五島、大村、島原）一縣（長崎）なりし肥前國は、今度小城、蓮池、鹿島の三藩を分離して十藩となり、佐賀管内の大配分十一團は自治を許さるゝと共に、各兵士を訓練することゝなりしかば、其下に在る士民はやゝ自由を得たるを悅び、康安の光景を現出したり。こゝに於て正四位公は參朝を企て、十七日電流丸に乘りて佐賀を發せられしが、二十七日横濱より東京に向はるゝ途次、公は馬車にて之を蒲田に迎へ、同乘して藩邸に著せられたり。かくて翌二十八日には鍋島河内その僑舍に秋月種樹侯、藤堂歸雲等を招きて雅集をなし、公父子も臨まれたりき。

公の、西洋遊學視察を勸奬し、洋學の素養なき武人にも洋行を命ぜられたるは、時に取りての政略とのみ推量すべからず、純粹なる雅量よりして、是を大有益事と思惟ありし結果に外ならざるなり。蓋し公自身早く外國航海

華頂宮米國留學

の志を抱かれしは、既に安政戊午、觀光丸にて薩摩に潛航して、島津齊彬侯との面晤を遂げられたりしに知らるべく、而して其時の愉快は公の雄心を鼓動せしめ、翌年井伊大老と面晤あるや、來年の歸國には汽船にて大阪より長崎へ直航すべしと談ぜられ、大老亦大に之を賛稱して、爾後は當地迄も直航せられよと挨拶したりし程なり。されば其年公隱居の内決ありし如きも、世子の自分家督の歳と同齡になられたるに因るといへ、一面長崎防禦を世子に讓りて、自らは他日外國航海に上らむための準備をも寓せられたるなり。故に間もなく公武合體の議起りて國事周旋に忙はしく、ために疾病に健康を傷けらるゝに至りたれど、猶洋行の意志のまゝ其話尾に發露したりしを以てせば、皇政維新の劈頭、開國の詔を煥發せられて、主上親ら萬里の波濤を開拓して、國威を宣布あるべき叡慮を宣べられたるは、必ず公の啓沃に出でたるべし。かくて今や大一統の業も骨柱を既に構へたれば、玆に知識を世界に求めんとて、諸臣を遊學視察に派遣すると共に、皇親にも外國航海の有益なるを勸奬せられたりしを以て、七月二十三日華頂宮博經親王は米

國留學の命を受け、慶應の初めに於ける薩藩の西洋遊學生八人の一たりし松村淳藏を隨行として、渡米、海軍を學び給ふことゝなれり。公は健康勝れざりきと雖も、年來內に鬱勃たる航海の雄心は熄むべからず、折に觸れては昂起し、公の焦慮を甚しからしめしことなるべし。

八月十二日皇政一統の業も綱維既に布き、知識亦世界に求められて文明を攝取するに運びたれば、公は、茲に意を決して大納言の職を辭して骸骨を請はんと、左の書を差し出さる。

公大納言職の辭任を再請す

私儀去年八月大納言職被仰付候處、不才多病何分相任兼候旨者、其節委細申上候得共、押而相勤候樣御懇達相成候に付、乍不束相勤罷在候處、同十一月咳血之症相煩、猶病氣柄何分急快無覺束奉存候に付、辭職之儀奉願候處、緩々加養生候樣蒙御達、難有仕合奉存候。其後精々療養相加、熱海入湯之儀をも奉願、種々加養仕候得共、年來之病症柄、殊に昨冬大患故歟、氣力甚相薄らぎ、其上殘署に相障り、猶又氣體思和敷無之、胸腸痙攣、咳嗽甚敷、時々嘔吐等も有之、地行之上猶更衰弱仕候樣相覺申候。總而當時別而機務御多

大納言職辭任聽許

端之折柄、殊更重任要路長々缺勤曠濶罷過候通に而者、誠以恐縮之至、於心底不相濟、重々案痛仕儀御座候、依之當職務被差免被下度奉願候間、右情狀幾重にも被聞召啓、猶此節者何卒願之通被仰付被下候樣、伏而奉冀候。

庚午八月　　鍋島大納言

辨官御中

十五日には德大寺實則卿を訪はれ、十六日には岩倉大納言公父子を紀州の濱屋敷に招じて燕會の懇話ありしが、談は、皇親の知識を啓沃する事に併せて、自己の病狀に及びたり。翌十七日公に御用狀到來し、よりて正四位公名代として參朝あり、左の御書付を受けらる。

依願免本官　　鍋島大納言

（別紙）

依病再三辭職之儀、乍御遺憾被聞召候、今後在職同樣之心得を以、國事御諮詢之節々出仕可致事。

但麝香間祇候之事。

庚午八月　　太政官

かくて辭職は聞き屆けられたりと雖も、是只名義のみの罷職にして、別紙の示す如く、國事諮詢の節々に出仕して、大變革を贊相あるには替ることなかりけり。是時有感の題にて、

雙鬢如蓬雪滿頭、君恩喬嶽奈難酬、虞廷禮樂空勞志、北海經綸幾運籌、（余有恢復樺太之志、建言數次、故云、）只恐菲才妨賢路、不如決意買漁舟、子房多病厭人事、進退由來異鄴侯。

漢高に於ける張高を以て自ら居ると共に、韓彭英等が權勢を爭ひ榮譽を競ふ類には恬然として倣はず、國家の大事には出でて諮詢に對へて難を避けず、以て先帝以來の信任に報いられたり。

公の封土を奉還するに決心の潔きは、弊屣を棄つるが如きものありと雖も、猶この譬は人情の自然を說くに切ならず、公の性格は決してしかく單純なるものにあらざるなり。初め情を忍んで版籍奉還の事を言ひたりし副

正四位公藩を獻納して洋行せんとす

島、大木、大隈は、公の既に豫定せられたるよしを聞いて、竦然と起敬したりしが、其議畢るに及んで、公は將來兒子輩は如何に成り行くにかと談ぜられ、三人の、其は朝廷より屹度御處置あるべき由を慇懃に述べたりしに對して、否とよ、今は知能競爭の時代に移り、他力を恃みて富貴を遂げんは危殆なりとて、爾後も其事に種々心配せられたりき。是を主上に皇族の海外遠航を勸められたるに思ひ合すれば、世界に知識を求めて國を興し、家を興さむと盡されたりし公の意思の、周密懇到なるを感ぜずんばあらず。又大納言を辭せられし這次の致仕を、前年の隱居に思ひ合すれば、外國航海の雄心の復び動きたるべきを想像せらるゝなり。斯頃の事なりき、西洋行を思ひ立たれし正四位公は、或日副島種臣の宅に到りて其意を語られ、副島の藩知事を如何にせらるゝかと問ひしに對して、藩は獻納する積りなりと答へられしを以て、副島は之を岩倉公に執次ぎたりしに、岩公聞いて、其は誠に善し、されど他藩との均勢もあれば、他の強藩の獻ずる日に共に獻ずる樣せられたしと注意し、因て事は停みたりといふ（本人は是を明治二年己巳正月と記憶すとあれど誤りなり、直大公は元年十二月より藩政

改革の爲歸國し、二年四月侯伯會議に東京に上り、九月藩知事となりて歸國し、本年七月に上京せられたれば、此談は本年上京中の事なるべし）。正四位公は華頂宮に米國留學の命ありたる比上京せられ、公と西洋巡歷の相談ありたれど、藩知事の關係よりして、姑く祕して時期を俟たれたりき。

海軍擴張難、公の衰弱

世人艦船の別を知らず

日本は俄に鎖國より出でたりとはいへ、初編に記する如く、泰國公時代より東北露境の氣壓は長崎と相應じて一高一低をなし、知識階級を衝動して、世界文明との接觸を促したりしを以て、玆に反抗力を生じて、攘夷對開國論は尊王對佐幕論と變り、よりて明治の變革に際しては、尊攘論者が朝廷の表面に立つに至りしを以て、世界知識は一時缺乏頓挫したり。されど公は機を捉へて開國の規模を定め、洋行を奬勵あると共に、新思潮を誘導せられしを以て、朝野翕然として、文明開化を唱ふるに至れり。尤も舊思想は變化の鈍き武人に執著して、陸軍の改良の如き、幾分の澀滯を免れざりき。一方海軍は、大船の解禁以後年猶淺きと、海上の運動は陸上のそれより耳目遠きも

兵部省に海軍知識あるものなし

のあるとを以て、一般の知識は戰艦、運漕艦の別はさらなり、軍艦、商船の相違だに之を辨せず、汽船は卽ち軍艦なりと思惟し、よりて戊辰の亂には官賊共に海軍は暗闘の狀あるを免れざりき。　されど外國の中立解けて箱館の賊艦を撃破するに及び、こゝに朝廷は海軍建設の期に入り、我藩より出でたる增田、石井等は、功勞者として兵部省の事務を取り扱ひ、六月の獻艦後は、我海軍所にて其術を練習したる人物も亦、軍艦と共に、その才能を用ゐらるゝに至りたり。

佐野常民は海軍術傳習の始めより、生徒總心遣となり、海軍所及び學校、造船を興すに盡力し、戊辰年には佛國より和蘭國に往きて、日進艦製造を囑託し、歸朝後、公の意を承けて海軍の航海、造艦等、廓張に入說奔走したりしが、當時その知識に乏しき兵部省には、齊竽濫吹を免れず、自ら海軍術に練達したる士少く、しかも建設的自信なき增田明道等と相謀りたりしことゝて、何事もはか〴〵しからざりけり。　卽ち造船を興さむとて、前年三重津にて凌風丸の製造に當りし田中近江、福谷啓吉、兵動忠平、丹羽雄九郎、橋本和助等を呼

び寄せて、横須賀製鐵所に其工技を盡さしめんとせしに、佛人の手より受取りたる該所は、名義上は官設となりゐたりと雖も、工事の實權は佛人にあり、未熟なる兵部の官員之が監理に當れるのみなりしかば、其内容の不整頓なる、迚も工事を理解したる者の操業すべき所にあらず、よりて彼等は逡巡したり。

丹羽雄九郎の造船術

丹羽雄九郎は天才匠心に富み、造船に心を碎きて、從來日本に習用したる船舶の、舳の排水によきに反して、艫の構を設けたる部分の甚だ惡しきを見、之を船乘に質して、暴風波による破壞は常に艫よりすることを慥め、よりて其改良の法を工夫し得たり。因て、造船業は先づ日本形より始むると共に、余が工夫の如くに改良變造せば、その速力を增し破損を減ずると共に、運漕を利する所必ず甚大にして、囑託者の利益多かるべく、此成功を見たる後、龍骨式の西洋型風帆船を製造して、遂に蒸汽船に及ぼすべし、是れ自然の順序なりとて、橋本和助等と協談し、佐賀に歸りて中野少參事、加賀雜務局大辨務に說き、山代鄕久原に造船場を設けんと經畫したれど、藩政改革に忙しくして、未だ新事業を興すに遑あらざりしを以て、丹羽は留められて海軍

佐野常民海軍擴張に當る

學校の教導となり、其事は行はれずして止みたり。

兵部省には前原一誠、大村永敏に代りて兵部大輔となり、本年三月には佐野常民少丞に任ぜらる、蓋し海軍擴張のため、公の薦めに出づといふ。佐野は增田明道、石井靄吉等が、人意に滿たずして誹謗紛出するを見、凡骨其任に堪へずして、佐賀の名譽を傷くるものとなし、堅實にして學術に練達したる中牟田倉之助、眞木長義等を擧用するにあらずんば不可なりと決意せり。かゝりける處に、八月に至り、歐洲に於ける普漏西亞、佛朗西兩國の國交破れ、普國は全獨逸の軍を擧げて佛國と開戰したる報道到りしを以て、朝廷は局外中立を宣告あると共に、兵部省は軍艦を各開港に派遣して警備するに忙しかりしかば、佐野は自ら辭職して勉强精達の人を推選すべしと眞木に相談したりしに、眞木は、意衷は諒すと雖も、今はその時期にあらず、耐忍して諸艦歸航の後を待つべしとて止めたり。爾後我獻艦の日進丸は箱館に向けられ、次で我藩に命じて電流丸を長崎の警備に向けしめられしが、十月佐野は他事によりて免職となり、かくて海軍擴張の事は、そのまゝ延遷して行は

れざりけり。

致仕を遂げられし公は、二十一日に父子連名にて三條、岩倉、徳大寺三卿及び伊達侯を招請して饗宴あり。又前月、秋月大學大監邸の招きに應じて、越前春嶽侯等と文墨の雅集ありたりしが、二十四日には春嶽侯の邸に雅筵を開かれ、公は正四位公と鍋島河内等とを隨へて之に會せらる。其他我寺島の別莊にも小集を催さるゝ等、是等の雅集などに閑日月を銷されたり。其比致仕後代東似諸友の題にて左の詩あり。

日日秋江釣暮煙、孤舟簑笠病坡仙、莫勞松下問童子、家在蘆花淺水邊。

公衰容漸く加はる

斯頃より全身著しく衰弱を兆し、長座に堪へずとて集會の席にも臨まれず、詩は此作を最終となす。九月九日には力めて參内し、重陽節を拜賀せられたり。かくて從來公の攝養運動には騎馬の乘り回りを常とせしに、漸く氣體に障りて疲勞すとて馬車を用ゐらるゝに至り、父子同車にて處々を遊行あり、時には又市中を遊歩し、隨處に在る用聞商の家等に立ち寄られ、神氣を爽にし、氣血の循環を利し、併せて消化機を養はれたり。十一日正四位公邸

現今の鍋島本邸の由來

を發して歸藩の途に上られたり。其後十五日馬にて神田あたりまで乘り回られたるを、公騎馬の終りとす。治療には大典醫伊東玄伯時々來り診して、主治の侍醫と藥餌療養の方に注意を與へたりしが、前年來度々診察し、去春も大阪にて診せる蘭醫ボードイン、今度大阪より出京したりしを以て、之を邸に招いて診察せしめ、伊東大典醫亦立會ひたりしに、ボードインは公の容姿の衰ふるを視て大に恐怖し、是より頻繁に來診し、伊東と相談して治療方を研究するに怠りなかりしかど、その效は著しからざりき。かくて公は二十二日の天長節には、猶參內拜賀を遂げられしが、爾後は家扶を以て所勞を届けられ、參朝は是が終となれり。

是より先き、朝廷は公の病體便安のため、諸藩の上り邸中より住居を擇ましめらる。岩倉大納言は甚だ配慮し、攝養に適する所を擇まるべしとて、高爽にして海風の疏暢する地を物色し、清淨森蔚なる永田馬場なる越後村上藩內藤氏邸は、裏面溜池を隔てゝ佐賀藩邸に近き便もありしを以て、倔强の好地として公に賜はるに至り、よりて其東南隅の海を見晴らす處に、清楚の

殿屋を經始せられたり。是今の鍋島家本邸なり。

佐賀の郡政、雜務改革

幕府廢れて朝政に復するや、地方の軍隊組織を解いて、經常政治に改めざるべからず。就中改革の重なるは兵隊編制、家祿處分にして、之を除けば郡令諸團にて郷村の自治を保護し、之を郡務、雜務に統治するにあり。されど今は唯士政を改革するのみにして、民政はその整理に止め、收入支出を平正にするを以て滿足し、未だ消極的施設のみにして、製作貿易を興し、富强を圖るに及ばざりき。かくて去年の江藤滯在時より、史局に於ては、藩治規約についで、從來の收入支出の法を調査して其考據に資せんとて、藩治備考を作ることゝなし、久米を主任として、庶務大辨務相良宗左衛門、郡務大辨務中山平四郎と、事務の餘暇に之を調査記錄することゝせり。

藩治備考の作製

先づ田地の收入法より始め、田地の物成を二分の定落とし、更に年々の作毛豐凶を檢見して當落（即ち當年の落米）を定む。即ち春秋二度藩內作毛の豐凶を

檢見すべき部域を指定し、この檢定の比較平均によりて春落と秋落とを定め、是を準據として當落を定むるなり。されば物成一石の地は、定落を減じて八斗となる上に、五六厘より一分以上に及ぶ當落を課せらるゝを以て、輸租は七斗四五升より凶年には六斗以下に減ず、是を落米譯解とす。次に役米を徵す、役米は人口に課する公役の料米なり、因て料米ともいふ。其法、物成一石の百分一を『一口』と稱し、料米一升を課賦す、即ち課役の率なり。其課賦は、首に五口の段米、四口の口米を徵す、略して四口五段といひ、古來重き料米たり。次に鄉普請料、道橋普請料、竹木石買料等より晴、雨、風、蝗の祭料まで總て二十餘口を徵す、年により小差あり、殘る七十餘口を折半して其半を棄て、其半を更に二分し、其一分は料米を徵し、一分は現夫を課する法たり。即ち一石の地より四十四五口(米四斗四五升)の米と現夫十八人半とを課する概算となり、是に租七斗內外を合すれば、一町の田地より徵收する米は十一二石に及びて、五公五民の負擔より稍重き割合に達するなり。

さて夫料の項目を按じて、其首項に置きし四口五段の重き料米は、元何用

に充てられたるものかを究めしに、相良は說明して、段米は守護料、口米は地頭料（一に代官給）と言ひ傳ふといへり。因て舊史を考へ合するに、源頼朝の幕府を開く初め、諸國置守護、莊園置地頭、段別課兵糧米五升とある兵糧米は、即ち守護料となるものなれば、四升の口米は莊園の大地頭料にて、其代官の給せられたるものなること疑ひなし。故に鎌倉より室町時代までは、重き上納として嚴重に之を取り立てたるなり。是に由て之を觀れば、百分の口(くち)を率として夫料を課する法は、幕府以前なる莊園の時代より定められたるところにして、毎國の田所(たどころ)にて之を總管し、之を根據として、庄屋、名主等に命令して徴收せしめたるもの、即ち恆例課役に屬するものたり。唯地方の武士は、其給與を受け取つて使用するのみにして計算を知らず、財利をいふを却て汚辱としたりしため、因襲的に無意識に行はれて德川時代に及びたるものにて、檢者など其原由を理解する能はず、只祕密となして率由し來りたるも、一に是によることを發見し得たり。因て料米徴收は古代の課役にして、天下の道法なれば、藩の適宜に改むべきものにあらずとしてさし置くことゝ

なせり。此外又村々に草器抽（さうけぬき）なるものあり、是は草器（さうけ）（笊）を庄屋の戸口（とぐち）に出し、以て村民より醵錢を抽き立つる意義にて、村役場の私に徵する費用なりしが、其多寡に制限なく、役人巡村の食費も贈遺音物も是より仕拂はれしを以て、代官所、庄屋等の奢儉廉貪の影響するところ甚しく、村民の苦樂一に此抽錢にかゝるものありしかば、若し農民の負擔を輕くせんとならば、先づ草器抽の制限より始むべしといふに決したり。

此の如く田地の收入は古來あらゆる階級に漁り盡され、庶民此にその生活を託して、既に滲漏なかりしを以て、幕政の朝政に復したりとて、之が改正にはその餘地なし。勿論其根本に推及すれば、版籍は版圖戶籍、卽ち土地人民を指せるを以て、是までの領地領民は、官にその所領權ある如しと雖も、果して土地人民は官有なりや私有なりや、嚴正なる論にては未だ遽に判斷し難く、從つて領主が土地の收穫を支配し、人民の勞力を使役する習例も、永存すべきや否や疑問たりき。天保の季年に行ひたる加地子猶豫は、その年限延期に延期を重ね、今年再度の延期も滿期となりたればとて、地主より復舊

を願ひ出でたりと雖も、借地人は依然繼續を願ふ等、既に三十年を經過し、地主も借地人も多く其人を換へたりしことゝて、事情ますます紛糾せり。加地子も元は定まる地子に加徴したるものにて、其是非を論究すれば、土地の官有私有に推理して定めざるべからず、因てやがて之を官に訴へ、朝裁を請ふことゝなりたり。

久米の財政取調

支出の調査は、去年度は舊に仍りて行はれしが、雜務局大辨務加賀は制度的の人ならざるを以て、今年度に入るに先だち、七月久米權大屬に雜務局を兼ねて財政取調に當るべく命ぜられたり。久米は、從來の目安（會計豫算）の改良進歩を失うて、條項を立つるに繁簡の要を失ひ、よりて之に准じて製せられたる帳簿の紛雜綱紀なきを難じ、かゝらむには主者と雖も其大計を知るに困しむべく、常に納帳後、更に、その決算を作るには數年を費し、勘定所檢査の小形式に拘はりて大要領を沒するは、こゝに原因せずんばあらずとて、權大參事中野內匠、雜務局少參事深江助右衞門に、祕密の議三箇條を提出せり。即ち第一條、本年度より目安を定むるには、各局より經費豫算を書き出さし

め、史局の祕密所に各局大屬と議商之を決定して政府の議定を請ふべく、第二條、各局にて受け込みたる額面より、毎月支出したる分と餘金とを、簡易なる月計を製りて報告せしめ、九月年度終りには、その決算を作りて一箇月以内に出さしむべく、第三條、在來の金庫貯蓄金は總て家事職に引き渡さるべしといふにあり。かくて前二條は採用せられたりしが、後一條は軍用として貯蓄せられたる金なれば、藩知事公の私有せらるべきものにあらずとて、峻烈に否決せられたり。是に於て前二條は各局に達せられしが、新規の豫算にて十月に及び漸く纏まれり。斯くて十月中より月計を作る雛形を草し、庶務より各局各郡令に達せるを以て、その時久米は、是も新規の事なれば、最初は一二箇月の猶豫を要するにはあらざるか、殊に舊事務を引き繼ぎたる郡令などには、猶更その要あらんと注意したりしに、庶務にては夫には及ぶまじといひ、庶務より問ひ合せられし郡令亦皆心易しといひたりしが、さて十月末に至りては、各郡令よりは一も提出するものなく、久米之を促せば、當月は新規の事にて查べ行き屆かず、當閏月中には必ず出づべしといへり。

久米官吏の財計に迂疎なるに呆る

されば之を聞いたる久米は、夫れも覺束なし、主者一兩人を嚴罰するにあらずんば、郡令の月計は恐くは出づまじといひしが、果して閏月にも亦出すを得ず、蓋し郡令等は、是まで臨時徴收を受け込みて蓄積したる救急料等の米錢支拂の調査甚だ困難なるを始めて知りたる樣なりき。是にて久米は、官吏の財計に迂疎なるの甚しき、年度の替りに際して前年度の決算を了へずんば、其繰越高の今年度に計上し得られざるをだに知らず、何事も前例を因襲するの外、數字の知識なきにあきれたり。

直大公の西洋歴遊志願、公病重る

皇族の留學頻々

主上には、公のます〳〵羸衰して參朝に堪へざるを聞し食し、深く軫念させ給ひ、十月十四日宮内省より所勞尋問の御使を遣はさるゝと共に、御菓子を賜はりたり。然るに前月の末、正四位公の佐賀に歸城ありし後、朝廷には皇族の西洋各國遊學の議動き、是月鍋島河内は歸りて、東伏見宮嘉彰親王に英國留學の命あり、ついで伏見滿宮能久親王にも普國留學の命あるべく、

諸侯亦藩情の動搖の挂念なき限りは、藩知事の大少參事を攝行して航渡するを聽許せらるゝ內意なれば、早く其手續ありて然るべしとて、岩倉公よりの傳言を正四位公に告げしを以て、權大參事中野內匠、家令張玄一に洋行の內意を漏らされたり。こゝに於て舊思想の彼等は當惑したらんと雖も、皇族すら遠航せらるゝ時宜なれば、亦敢て之を止むるを得ざりしに、東京より追々公の容體のます〳〵不良なるを報道し來りしため、閏十月初旬家扶侍醫御見舞として出發、十六日東京の邸に參著せり。かゝる事にて洋行の事は疑惑の內に日を銷したりき。されど、元來公の訓示に出でたる事とて、容易に動かし難く、よつて其手續を運びて、先づ案內者たるべき石丸安世（虎五郎）を長崎より喚び寄せられたり。

西洋巡遊に關する公の思慮

　此西洋巡遊に關する公の深遠なる思慮は、宗親の鍋島河內にのみは具體的に訓示せられたりしならむと雖も、其他は、朝にて共に機密を謀りたる副島、大木、大隈、江藤にも、藩にも心腹を寄せたる中野內匠にも、僅にその一面を漏らされたるのみにて、後日その跡を綜合して稍〻眞意を抽象し得るにぞ。去

年版籍奉還を決せらるゝや、前述の如く副島、大木、大隈に對して、是より封土を離れたる兒子等の成行を案ずと打ち明けられたりしが、この言公の洋行に對する意見を語るものに非ざるか。蓋し版籍處分の後、子孫に相應家祿の給與あるべき事は曉知せられたりと雖も、時勢は文明の進むに從うて知能の競爭となり、優勝劣敗は機械の進歩の如く急劇なるべきに、只祖先の遺せる封土の一分たる給祿を恃むのみにては、家聲を永續せしめんと欲すとも得べからず、されば世界の知識を開拓し置くは、之に應ずべき最善の計なりとて、洋行の議を定められたるなり。是より先き、公は初政に田租を節約して攘夷防備に資せんとせられしに、田租は士民の生活に分配し盡されて餘裕なかりしを以て、小物成地に殖產興業を勉め、遂に製造貿易を盛んにするにあらずんば、富强の望み難きを經驗し、よりて廣く世界の知識を開拓して、富强の策を樹立せんと確信せられ、こゝに頻りに西洋遊學視察の途を開くと共に、先づ之を皇族に勸め奉り、從つて正四位公にも勸められたりしにて、亦深遠なる考慮より出でたるものといはざるべからず。

正四位公洋行の隨員

故老正四位公の洋行を公の病體を傷る不孝事となす

さて正四位公は一介の書生となりて、西洋巡遊あるべく決したるを以て、隨員には學友として幼少より學問相手たりし一人を伴ふことゝし、英學に達したる石丸虎五郎(安世)と、學館出身の近侍久米丈一郎(邦武)とを、嚮導顧問に附け添へ、以て聞見を盡く筆記せしむべしと指定せられたり。是亦公の考慮に出でたるものにて、前年隱居内決の後、親ら臨みて唐鑑會讀をなし、宗親、國老等の間に世子の學友を選まれしが、其後、吾學齢期には只一の古賀穀堂に問うて闕究益友を求めたりしが、今碩學は林の如くなるに、兒輩自ら師友を求むることをなさぬは憤悱に乏しといひ、又萬延以來歐米遣使に度々隨行したる者の、其見聞を世に公布するなきを憾み、佛國博覽會に大隈、久米二人を選みて渡航せしめんとせられ、福澤諭吉が發行せる西洋事情を見て世界知識を得られたる事などあれば、今度の巡遊は大に泰西の文治、武備、製産、貿易の現狀を世に紹介し、以て日本富强の本を啓誘せんとの考慮に出でたるなり。されど故老輩には此に想到し得るもの幾人もなく、皆洋行を冒險好奇の事となしたりしを以て、正四位公の洋行は、公の病體を傷る不孝事とな

すものありき。由來貴人には湯藥に侍するの親愛薄く、就中大名は是まで人質的に家族を江戸に住ませ、隔年に離居し來りしことゝて、當家の如き、親子同居の隔年百日間に過ぎざる遺傳的習慣の下にあるものは、殊に家族團欒の歡情鈍きものあり、現に戊辰以來父子同處せられし月日は五六月に過ぎず、今とても各地に參商となりゐらるゝ狀態なるを以て、離居はさしたる影響を與へず、否寧ろ佐賀東京間の平凡なる消息にて、時折對顏あるよりも、洋行途次より異聞見の音信に面晤せらるゝ樂みは、大に病を慰藉するところあるべし。故を以て公の病狀に拘はらず、洋行の事は河内、内匠の間にその手續を運びたり。

久米石丸洋行の順序を議す

十一月の初め、石丸安世は佐賀に歸りしが、河内は彼に對し、知事公極密に西洋巡遊を思ひ立たれしについては、子に其案内を賴まるゝとゝもに、別に久米丈一郎を同伴せらるべきにより、兩人相談してよく其順序を運ぶべしとて委細を内命せり。よりて石丸は其邸を罷るや直に久米を訪ひ、青天に霹靂の聲を聞く、但し壁に耳ありとて、乃ち之を誘ひ出して深川商店（佛國博覽會よ

洋行見聞錄發行の意あり

り歸りたる西洋雜貨商）に至り、奥座敷に圖書、器什を指點して運ばせたる後、戸を鎖して他の出入を嚴禁したり。かくて兩人對座するや、石丸口を開いて、知事公洋行を存じ立てるについては、その同行は子と余との二人にて、總ての事を委任す、何事も二人相談して定むべく、隨員としては百武安太郎一人を附けらるべしと、今新に命を承け來りたりといひたりしかば、久米亦夢の如き心地して、さらば如何なる方面より航渡すべきと、地球圖などを按檢し、其夜更くるまで喜悦の裡に相談し、猶逗留兩日をこゝに送り、先づ太平洋を横斷し、米國を巡歷して英國へ渡るべし、卽ち英語國より歐洲大陸に向はむと豫程を定めたり。久米は熟考して、是まで堂々數百人の同勢に擁護せられて旅行したる國主を我等二人に託せられ、以て萬里の波濤を越ゆべき命を受くるは、深甚の恐懼なり、されば其聞見を廣め新知識を啓沃して、之に報ゆべきは勿論、その聞見を筆記して大納言公に報告するところなかるべからず、蓋し大納言公の意旨を忖度するに、是を印刷して世に廣布あるべき意圖を有せらるゝを以て、聞見の重なる事は、力めて其要を調査して具體的ならしむ

る必要あり、因て讀み且つ譯す等、筆述に精力と時間とを消磨せずんば、大納言公の滿足を買ふとゝもに、天下の知識を拓く任務を果すべからず、因て知事公の健康起居を管せしむべく、別に信用ある隨行一員を請求したしといひしかば、石丸大に之を然りとし、因て深川亮藏(恒端)を推し、彼は攘夷論者とて西洋行を好まざるべしと雖も、知事公の身を委託するに於ては敢て否み得じとて、之を提議したりしに、河內等も大に然りとし、深川を說諭し、遂に隨行を承諾せしむるに至りければ、石丸は東京に上りて其實行の順序を運ぶべき命を受けたり。

永田町新邸に移徙す

東京には、公の病況遷延して羸瘦日に增し、藥方、滋養、運動等の治療方は遺す所なしと雖も、毫も效驗を示さず、閏十月の末よりは蘭醫ボードインも歸國し、伊東大典醫亦共に歐洲再遊の途に上りければ、佛國の良醫其他を招かるゝと共に、御所よりも配慮ありて、診察療養に手を盡されたり。是より先き、溜池邸は保養に宜しからずとて、岩倉卿の注意により、永田町元村上邸の高塏にして海風に面する處に、公の靜養の住居を新築ありしが、その一部落

成するに及んで、十一月朔こゝに移徙せられ、五日には主上より所勞御尋として堀河侍從を遣はされ、御杉折を賜はれり。十八日佐賀より石丸安世到著し、正四位公の親翰を呈したりしが、書中『此節西洋遊歴を存立候處、如何被思召候哉、第一近來御不例之御都合にては出立致して宜しかるべき哉、旁々御内々伺越す。』との趣に對し、公よりは『西洋遊歴は御同意に思召さる。』との旨ありて、直に家扶千住大之助をして其筋へ願書を差出さるべしと仰出され、石丸へは古川與一より旨を含め、此事は在朝の大隈重信專ら公の意を承けて取り扱ひゐれば、彼人と相談して順序を運ぶべしと通じたりしを以て、石丸は滯京數日にして佐賀に歸還復命せり。二十四日太政官より華族に對して、東京住居被仰付との布告あり。時に公の容體は、ボードイン歸國後、米國醫ヨクワスを招きて診察せしめたりしが、是日獨逸醫に請うて診察せしめ、司馬了海之が通辯に當り、爾後彼醫は毎々來診せり。晦日公には上野邊を馬車にて乘り回られ、淺草の鷲宮(大鳥社といふ)邊にて引き返されしが、近郊乘り回りは此を最後とし、以後は永き運動には堪へられざるに至れり。

佐賀には、十二月の初め石丸安世東京より歸著し、公の返翰を正四位公に呈し、朝廷へ西洋遊歷の願出ありたる事を復命す。彼は又、東京の近況は益〻西洋の文明に傾き、西洋語學流行し、官員まで横文を記憶せんと志すもの益〻多し、市中には人力車の發明ありて俄に流行し、元のホイ駕籠は廢れんとすなどと說けり。是より正四位公は久米邦武を三ノ丸に召し、親しく西洋行の路程地理などの質問ありしを以て、久米は、太平洋を二十餘日航海し、米國西部の桑方斯哥より、新に架成したる鐵道によりて、東部繁庶の域までも巡遊すべく、米國は東部十七ステートの聯合より起りたる國なりとて、其歷史のあらましなどをも說きたりしに、正四位公は樂みを以て之を聽かれぬ。斯くとは知らず、幼少より保姆したる老女、中老などは、久米を二位公より附せられたる侍讀と聞き、喜んで之を接遇するとゝもに、公の啓誘方につきて懇囑したり。

洋行の用意捗る

然るに東京には其後公の容體漸次不良を加へ、食慾減退とゝもに、面部兩脚甲に微き浮腫を生じ、下痢亦依然として止まらざりしを以て、家扶は侍醫

公面部兩脚甲に浮腫を生ず

長が呈出したる容體書を添へ、七日佐賀の家扶まで之を報道し來れり。公には猶近傍の市街を馬車にて乘り回りありたれど、九日芝口まで回られたりし後は外出を止め、只氣體を見合せて折節邸内の庭園を遊歩せらるゝのみ。二十二日に本殿の造營成りて移徙せられ、内外の役々に酒饌を賜はる。二十六日鳥雲隊は長野縣鎭撫として出張するにより、公に伺候し、庭園に於て謁見を賜はり、家扶より御意の旨を傳達せられたり。公は斯頃より晝夜たゞ嗜眠の狀態にて、疲勞極度に達す（薨後醫師の診斷書に據る）、よりて諸社に祈禱すると共に、近親華族の溫問旁午たるに至れり。是月十八日公の叔母觀姬伊豫の宇和島にて逝去す、伊達春山侯の夫人にて、宗城侯の母なり、年七十三歲。

佐賀には公容體の益〻重る報道に接して益〻痛心を重ねたりしが、一方には西洋遊歷の順序を運び、石丸は下旬より長崎に赴き、郵船、旅館等の手配りをなす。かくて隨員中竊に申合せをなし、此行發表せられなば、必ず挽留論を生じて喧騷を極むべし、幸に歲末に際す、故に除夜之を國老等に告げ、元旦の年賀を濟まし、翌朝社參の末に三重津より直航すべしとて、之を近侍長山目

一郞、犬塚文十郞と謀りしに、犬塚は坐を正し色を變へて、父公御容體の差し重らせらるゝ以上、御洋行は御止まりあるべしといひければ、皆默したり。久米之を聞いて、其は長崎より直に御洋行ある事と誤られたるにあらざるか、東京に往き彼地の都合宜しくば、横濱より御航海あるべし、父公御容體の益重らせらるゝは恐懼に堪へざるところ、されば猶更御發途を急がせらるべし、洋行なればこそ御上京もできるなれ、各方にも亦御見送として御供あり、併せて東京に御見舞を申し上げられては如何といひければ、皆成程と膝を打ち、山口も隨行するに決し、庶弟の鍋島守五郞(文武)も御見舞のために同道することゝなりたり。

第三十四卷　公の薨去

第百章　公薨じ東京麻布に埋葬す

正四位公の上京

公病衰のため年賀に參朝する能はず

明治四年辛未、公年五十八歲なり。正月朔、公は所勞とて年賀に參朝する能はざる屆書を出されしが、邸內の儀式にも正寢に臨むを得ず、よりて奧の間に於て之を行はれ、臥牀に於て家扶千住大之助、片山傳七に謁を賜はり、以下侍臣の年賀は皆名簿を以て受けられたり。去年佐賀へは醫師の診斷を報道ありたりと雖も、爾後、追々と輕からざる容體に進むを以て、是日更に家從を遣はし、以て正四位公始め、大夫人、夫人、慈貞院等に親しく之を報道せしめ、藩邸よりも亦少屬を遣はして佐賀藩廳に報知したりしかば、愁雲の佐賀を蔽ふこと漸く濃厚になれり（輕からずとは御差重りに猶間あるをいふ）。五日宇和島侯邸より、

正四位公洋行の途に上りまづ佐賀を發す

國許に於て觀姫（みよ）大夫人逝去ありし訃を告げ來る、公は叔母の忌（三日）を受けさせらる。

佐賀には正月元日の年賀例の如し。由來武家の習法は、君侯の起居動作を藩中に祕し、時期に達せずんば之を公表せず、側勤の者と雖も、之を嚴に祕すべく起請文にて誓ふが法なり。故に公の病狀の漏聞したるは甚だ後のことにて、東京より輕からずとの近侍の使を出せるも元日なりしかば、正月元日の年賀は例の如く畢り、城下の士民みな屠蘇の祝酒を擧げ、門々の松竹の注連飾も春を壽げり。翌二日には早朝より正四位公社參として山口一郎（近侍長）、深川亮藏、久米丈一郎、百武安太郎、深江文吉郎、藤崎弘一等を從へ、七騎にて八幡社、松原社に參拜し、直に三重津をさして馳せ往かれしが、その西洋遊歷のために東京に上られたるものなりしは、後に至つて皆人に知れたりき。

斯くて三重津には汽船延年丸を艤して待ちたりしが、宗室鍋島四郎（河內改）、國老鍋島孫六郎（深堀領主）はその洋行の首途なるを知りたりしことゝて、此に來

一行嶮峻の擠攀に困ず

りて見送り、鍋島守五郎亦隨行して東京の公に伺候すべく到りしを以て、共に船室に集まりて正四位公に謁したり。かくて朝潮の退期に迫りければ、隨員は四郎、孫六郎に勸めて、知事公の輕行にて海外萬里の途に赴き給ふことなれば、兩君も亦從者を還し、單行にて此儘長崎まで見送り給ふべし、長崎には西洋料理店をホテルに擬し、英語乃至就食の式を演習する設備をなしたれば、郵船の出づるまで其中に交はらるべく、然らむには別後も船中、道中はかくして御旅行あるならんと、想像し得らるべしといひければ、二人大に悦び、從者には兩三日中に長崎へ迎ひに來れと命じ、相共に其儘乘船して解纜したりしに、島原の鼻を回るころより、西北の風起りて波高くなり、野母岬を回れば逆風やゝ危險なるに至りしを以て、船を高來郡網場村の洲先に著くるの已むを得ざるに至れり。然るに網場の洲濱は日見峠の麓とて、是より一行は步行して峠の磴路を越えざるべからず、時は既に二時に近く、曇天にて風もさして强からざる旅行向の好天氣なれど、正四位公は大國の主なれば言ふも更なり、四郎、孫六郎、守五郎の三人亦常には馬、駕籠に乘じ、同勢數

十人に擁せられて、坦途をのみ道中したりしことゝて、長崎街道に名高き日見峠の、自然の平石を疊みたる羊腸の嶮坂は、その徒歩の攀擠を惱ましめしこと、幾許なるを知らず。されど此處は、千皺の海面に溫泉嶽の削り立てる如き翠鬟を涵し、天草の聯嶼を星布したる絶景の勝域にして、一曲の路を辿れば一曲又乍ち當面に回り來り、層一層と登るにつれて快美愈加はりしを以て、輿中より窺ひたるとは別樣の勝致なり、是まで往返を重ねたれど、此の如き絶景ありとは知らざりきなど、休み休みして賞覽し、足の疲勞を覺えず、却て徒歩旅行の趣味は格別なりと打喜び、やがて頂上の茶店に憩ひ、老婦のすゝむる澀茶に喉を濡しては、亦甘露よりも旨かりし風情なりけり。

斯くて峠を下れば海景は閉ぢ、これよりは谿谷の泉聲を聞きつゝ下りたりしが、登りよりは歩みも大に捗り、やがて長崎の蒼瓦粉壁の波を湧かすを望むに至り、かくて櫻馬場より市街を歩し、中央の高地なる築町の松島屋といふ西洋料理店に入りたりしに、短景既に黄昏となれり。同店には三四の室を取り掃ひてあり、仍て一行十二人の座を定めしが、此は旅館にあらざる

一行長崎の旗亭に洋式食事の法を學ぶ

を以て、衾茵を用意せるまでにて使令の婢に乏しく、乃ち正四位公の外は自身に寢牀を設くるも亦一興となしたりき。かくて翌朝より西洋式の食卓に食刀、肉匙等にて朝晝晩の洋食を喫し、石丸は食卓の法式を教へ、併せて食事に必用なる英語を授けたりしに、皆々四五部の通辯書を取り出して之を學ぶなど、いづれも書生境遇の無禮講にて、從來の形式を脱し自由の境を娯みたり。翌四日英商グラバ來りて共に就食し、食卓に臨むの作法及び心得などを教へしに、四郎始め一同の新に授かりたる英語にて之と話し試みるもをかしかりき。五日にはグラバ商會に赴きて茶菓の款待を受け、かくて一行は愈〻是夜、米國の郵船に乘り込みしを以て、四郎、孫六郎は船中にて別を告げ、從者の來迎によりて旅館に歸れり。

六日朝發船、翌七日は風浪高かりしが、夜に入りて神戸に著し、一行は上陸肥前屋に投宿す。かくて九日再び船に上り、十日の夕刻横濱に著して、辨天町の高島屋に投宿せり。時に鐵道工事、方に般に、埋立地も要部は既に成れるも、猶餘多の人夫を入れて埋立を急ぎをり、横濱驛站まで假の鐵道を布き、

正四位公汽車に試乘す

土を運ぶ車を機關車にて運轉しつゝありたりしかば、高島嘉右衛門は正四位公一行を其車に乘せ、神奈川まで往復したり。是れ同公の汽車に乘られたる最初なりとす。

東京には公ます〳〵重體となられ、正四位公横濱著の電信通ずるや、翌十一日の未明より家扶片山傳七を遣はし、馬車を以て正四位公を迎へらる。然るに折節雨降り出でて、道路の泥濘は車輪を澀滯せしめしを以て、路を急ぎて進み行く程に、蒲田邊にて一馬驚れ、よつて馬を替ふるなどにて遲延し、遂に夜八時に及んで漸く永田町邸に著せられ、隨員亦人力車にて相繼いで著したり。かくて公は、正四位公の西洋遊歷の爲めに、深川亮藏、石丸虎五郎、久米丈一郎の三人を隨へて邸に著せられたる由を聞かれ、それで予は安心したりと仰せられたりとなり。やがて正四位公は病牀に就いて父公に對顏あり、これより湯藥に侍せられたれど、老公の御疲勞はかはる樣もなかりき。

公僅に流動食を攝す

公の薨去

初め元朝、公は病床に衣服を改めて三始の儀を行ひ給ひしが、其後輕からぬ容體となられて、八日の比より蓐上に困臥せられ、小腹劇痛を發して緊滿し、瀉下注ぐが如くして、晝夜度なきこと數日に亙り、其際亦嘔吐せらるゝことも四五次あり、疲困の狀殊に甚しかりき。かくて營養を侑むるも受けられず、徒に消耗に日を重ねられしを以て、補給續かず、十日以後は牛乳の幾勺雞卵の幾分の功驗を爭うて經過を候ふにすぎざりけり。かくて正四位公と對顏ありし後は、自ら復起たざるを知られたりしが、一日近臣を顧みて、今は思ひ殘すことなけれど、只一事の心にかゝりて止まざるものあり、畏き御上にかゝるもの故に、更衣の折をと思ひつゝ過しつるに、今は此重體となりて如何ともし難しと仰せられたり。然るに此事岩倉大納言に聞え、よりて岩公は、何苦しかるべき、重病の事なれば其儘にて是非とも申し上げらるべしと申し送りしに、依然此體にては恐れ多しとて口を緘せらる、古川與一ま

公病蓐にありて玉體の上を軫念す

ありて、さらば御禮服を御衾の上に載せ申すべし、御病中を御斷りありて仰せられよとて上下を執つて置くに及び、公は始めて疲れたる手をつかへ、恐れ多けれど、主上には未だ種痘を遊ばされず、先帝の御事も恐れ入れば、何とぞ早く遊ばされたしとて、其儘に困臥せられたり。よりて古川之を岩倉卿に通ぜしに、彼卿聞いて、實に此事は我も思はざるにあらず、唯多忙に取り紛れて殆ど忘れたり（實は宮中に之を好まぬ事情ありしによると云）、早速之を濟ませらるゝ樣取り計ふべきにより、安心せらるゝ樣に申すべし、死に近づくも猶かく玉體の御上を思はるゝかとて熱涙を拭へり。程なく主上の種痘を行はせられたるは、此言が舊弊の容喙を屏息せしめたるによるとなんいふ。十七日所勞御尋として、宮内省より使を以て交肴一折を頂戴せしめられしを以て、正四位公は參朝して御禮を仰せ上げられたり。

公薨去す

年内より來診せる獨逸醫師は、是日亦來診したりと雖も、詮すべき靈法なくして容體は危篤に進み、十八日午前二時比より脈搏應ぜず、少時煩悶を覺え給へる後、漸々呼吸微かになり、六時に至りて遂に薨去せられたり。是に

於て家從を佐賀に遣はし、大夫人、夫人、慈貞院、祁姫並に藩廳に御差重りより御大切までの順序を含めて之を報道せしむると共に、辨官へは左の通り屆け出でらる。

私親從二位儀、所勞之末養生不相叶、今十八日曉卯刻死去仕候、此段御屆仕候以上。

辛未正月十八日　　佐賀藩知事　鍋島直大

辨官御中

かくて一門、親戚及び親交の華族等へ訃告を發したりしが、邸の内外より危篤の報を聞いて馳せ參るもの旁午せり。

神式によりて藩葬となすべく決す

徵士副島種臣、大木民平、大隈重信、江藤新平の四人は、正四位公の前に會し、陪侍せる深川、久米二人とゝもに、執匙醫師松隈元南を召して、是までの容體を聽き、參加の家令張玄一、家扶山口一郎と殯葬の事を議したりしが、去る二年の大會議にて決定したる神葬祭は、國體に關する皇道なれば、之に依らるべきこと無論なりとて、是に內定し、藩葬たるべきに決す。　かくて江藤は元

歸葬を否とする議

權大參事たりしを以て、その事に主任すべく決したりしが、葬地は麻布別邸(賢崇寺の境內)なるべきか、或は佐賀に歸葬あるべきかの議に關して、是まで歷代を高傳寺に葬り、近く巍松公の御柩も陸路佐賀に御歸葬ありたれば、亦其例に依られたしと家職は希望したれど、公は版籍奉還の首唱者なるのみならず、既に藩制も布かれて、去冬には華族の東京住居の布令あり、殊に麻布邸には墓塋もある以上、遠く舊城下に歸葬するが如きは、甚だ然るべからずてふ議論に、副島始め一致せり。即ち往昔の坂上田村麻呂は、征夷大將軍より後に大納言に任じ、朝政を輔弼したる大功臣とて、薨ずる後は介冑を著けしめて東山に葬り、後まで將軍塚と稱して京都の鎭護となりしが、公亦長崎方面の武將にて、大政改革を輔翼せられて大納言となり、爾後も東京の鴻業を肇めらるゝに盡力せられたれば、英靈長く南山に鎭まりて皇城を護らるべきが御本意なるべく、嗣君として其志を成さるゝが眞の孝道なりとの歸結は、確として動かすべからず。されど是まで御側に事へたる人々を始め、邸內諸藩士に於ては、其の佐賀に知事公を戴いて永住すべき以上、客地の東京に公

神葬に關する是非の論

を埋葬して空しく歸るは情に於て忍ぶ能はざる所たり、されば數百年の恩顧を懷へる佐賀の藩中には、枉げても、歷代の例の如く御歸葬ありたしてふ、甚だ熱誠なる情願もあるべく、旁々何れとも容易に決するに至らず、先づ斂葬に關して、正四位公より『神葬式にて相整候樣』と仰せ出されたり。

神葬は今度皇道復興のため、國學者の間に主張せられたるものにて、千古の廢典を擧げて儒佛基の外道を逬くるの主意に本づく新儀に外ならず、而して去年敎部省に其式案を定めて、印刷公布したれど、簡素古朴の新儀として人意に愜はず、猶改修の餘地ありなどと稱せらるゝと共に、省亦該式に對する自信に乏しかりき。佛葬祭は千餘年の間上下を問はず行はれしが、慣習につれて流弊積り、よりて知識階級は之に厭嫌を感じて改良を望みたり。されど又弘化丁未、先夫人の喪に其毛髮を佐賀に護り下り、學者を集めて儒葬祭を行はれし時（第三編第十四卷第四十二章）にも議論紛出、公自ら莅みて裁決ありしにより纔に纏まりたりし程にて、これ支那習俗の我邦人に愜はざるものあるによれるに外ならず。されば今度の神葬祭の、彼の繁縟に反して簡潔なる

葬式主員の決定遷延す

より、以て是を適宜なりとしたれど、一面宗教の概念に乏しくして、且つ餘りに輕略なりしため、堂々たる貴人には其喪を成さぬ嫌ひありき。即ち由來何事も先例に縋り來りたる藩政の末とて、佛葬祭は凶禮上の例規よく備はり、總て法要は寺僧執行し、事務は國老奉行し、調度は主掌者の手に調へられ、殯斂は御側にてなす等、更に不用意を見ざりしが、神葬祭は教部省にて定めし政令に屬し、未だ寺僧に代るべきものもなかりしを以て、從つて奉行を定めて葬事を處置する必要を生ぜず、只新式の定めたる職制の下に、一時の司掌者を定めて之を辨ずるに止まりしかば、大諸侯の葬儀には甚だ汎然たるを免れず。されば草創の新儀にもあり、旁々家職の者は惑うて其主任に當るを回避し、外様亦御側の事に干與するを得ざりしかば、葬式主員の決定は徒に遷延したり。時に公に其幼年時代より影從したる古川與一（松根）は、永年の經驗熟練を積みたる天下の大先生なれば、此葬式の主辨者たり得べきは十目の視る所なりしが、藩廳には亦、公の左右に久しく信近せられたりし野田祭四郎（容頌）大屬となりてあり、而して今度正四位公の隨へて上京ありし深

川亮藏（恒端）、久米丈一郎（邦武）の兩名亦竝に親しく左右に侍し、深川は近侍長として學識材幹に富み、久米は先公の近侍ともなりたる和漢の博學なりしを以て、江藤の裁斷にて、速に此四人を葬式の委員に命ぜられて調査に從はしむべしと推薦し、よりて直に其命あると共に、扶從以下に葬式掛合を命ぜられ、本邸に在りて其事務を辨ぜり。

是に於て副島種臣は深川、久米に注意を與へ、神葬の行はるゝ一年に及ばず、即ち猶草創に屬して未だ貴顯を葬りしことなし、先月廣澤兵助（廣臣）を葬りたるありと雖も、彼は參議ながら元は藩士なり、しかも妾と共に殺害せられたる二屍を殮めて、倉皇の中に埋葬したりしものとて、篤く儀式を整ふるに及ばざりしは勿論なり、されば今度の公の葬式こそ、大宮大國主の威儀とて、神葬祭の模範となるべきを以て、其意を體して篤く儀式を査定ありたしといへり。敎部省にても亦此葬儀を重んじ、藩の便宜を量りて佐賀の神職にて出仕したる博學才藝ある西川淡路、岡速海二人を遣はしたるにより、家職は二人に葬式掛合を命ぜり。斯くて葬式委員は申し合せ、古川を其長、久米

久米白素清淨を貴ふべしとなす

を其副に推して、司禮として葬祭總ての式を查定執行する主任となし、野田、深川の二人は、事務調度の總てを主辨する任務に當るべく定まりたり。江藤は久米に向ひ、敎部省は國學者の集合とて、風痺を病むが如く、絕えて變通の知識なく、其懸命の考とて氣然たる思想に歸す、されば其儀式も、大諸侯を葬むるに堪ふるや否や覺束なし、是まで御歷代は宏費を擲ちて其葬儀を行はれしことなれば、公の儀式も堂々たる威儀を整へざるべからず、よつて十分に國學者の固陋と俗論の拘忌とを排し、大都の耳目を壓服する淸肅なる葬儀を行ふべしと謀れり。久米は之に答へて、敎部省の草定したる式案は道具なり、『葬禮の道具』は、儒者は之を明器といひ、粗惡なるを神明と言ひ倣したれば、其形式によりて、只白素を尙びて淸淨に造るより外はなかるべしと思料す、日本の古代に於ける神道の葬祭は如何なりしか一向に心得ず、亦杜撰には定め難ければ、風痺を病まぬ國學者、考古學者兩三人を顧問に賴み、諸議して查定すべし、猶大諸侯の威儀に就いては、喪具の外は指揮を仰ぐべしといひ、江藤も之を許諾して參朝し、辨官出仕の横山由淸、蜷川式胤をして來

らしむ。即ち葬式を査定する顧問を囑託せるなり。この二人共に國典併せて徵古の學に精しく、頗る人事に通ずる識見あり、裨益するところ多かりき。

精進鳴物停止を邸中に諭告す

東京の習俗、喪事に逢へば集合酒食を縱にす、神葬祭には魚鳥を供するを以て、益〻是風を煽る者あり。即ち邸中の下部にも、神葬にて神職等の翱翔するを聞き、やゝ謹愼を緩うし、彼等を侮蔑するの情ありき。されば葬式委員の定まるに及び、先づ之を撿束せんとて、邸中すべて精進すると共に、鳴物停止たるべしと諭告し、神葬祭とて、一般の戒愼すべきは、佛葬に異なる事なしと諭しければ、諸人安心して、咸、哀悼の意を表したり。

古川松根の殉死

永田町の新邸は、去年公養病に移徙を急がれし爲め、一部の造營ありしのみなれば、正四位公の西洋遊歷の途次、輕裝にて著せらるゝに會しては、其居間にだに乏しく、纔に一室を繰り合せて住まはせられたる位なりき。され

棺種の査定

ば公の大故となりて、俄に來弔するもの、出入旁午するに及んでは、狹隘にて混雜甚し。因て葬式方は廨舍の一室を明けて設けんとせしに、古川松根は野田に向ひ、余の舍宅は近く崖下にありて、御殿の往來に便なり、新造にて座敷も廣く風も通暢す、顧問の人を迎接すとも、余の夫妻は居間と寢間とあれば足る、我舍宅を葬式方に用ゐらるべしといひて、野田が辭するをも聽かず、此際の用捨は無用なりとて、直に此に引き移せり。

午後横山、蜷川の二人來るや、古川は久米と共に應接し、大體教部省の葬式案に據る事とし、逐條に猶調査を加へ、斂殯より始めて埋葬に及ぼすべしと、その順序を定めたり。時に古川は、其中にも棺の製造を堅牢にしたければ、自然時間の餘裕を與へざるべからず、先づ棺種を査定せんとて、棺に座棺、臥棺の兩樣ある中、臥棺を採用するに決せり。されど是にも亦方形、楔形の二樣あり、楔形は首部を高くし脚部に向うて殺げたるものにて、空隙少なく取扱にも便なりしが、やはり正しく方形に製造するに決せり。次に其材は古へは柀を主用したれど、後世は松脂を塗る經驗もありしを以て、松の脂多き

棺槨を具ふるに決す

板を選みて之に充つることに定めたり。かくて其寸法に關し、古川は窮屈ならぬやうに餘裕を存したしと望み、自ら筆を取りて切紙に棺の略圖を畫き、公の身丈は凡そ是許りなりとて、その長さを定め、手の所在を說いて其幅をも定め、厚さ亦是許りなりとて一々に註記せり。つぎに棺内の塡物については、醫師松隈元南、澀谷良次の理學說を參酌し、外面よりの溫素を遮斷する輕鬆の物を擇みて、尊骸に襯する處は眞綿にて褁み、其外を石灰木屑等にて充塡し、外部には炭末を塡むべく定む。次で棺槨を具ふることを議したりしが、こは省の式案にはなきところなるとゝもに、從來の習法にも棺ありて槨なく、古代にも其徵證乏し。されど、本朝古代の貴豪は、石槨を造りて其中に棺を藏めたるやの疑ひあり。よりて此問題に關して、橫山、蜷川は古墳の石棺を實檢したりしに、其大さを料るに、棺にして槨にあらず、思ふに生時に豫め造りたる所謂壽塚なるべく、到底其中に棺を容れたりとは思はれず。こゝに於て屍體を取り扱へる上古の習風には、後世の人情に違へる陋俗も多く、旁々模範となし難きものあれど、厚きに從うて棺槨を具ふるは、決して

御魂遷しの式以下諸式の査定

不可なることなしとて之に決し、棺に少し餘裕を存したる大さに、同じ松板にて槨を造り、之を殯殿に備へ置きて、斂畢りて棺を此に容れて殯することと定め、よりて古川亦之を圖するとゝもに、寸法を定めて註記せしが、後自ら臥牀に就いて親しく度りて寸法を確定し、密に久米に示して、此く定めて檜物師に製造を申付くるなりといへり。其用意の懇到周密なる、流石は大先生なりと感服せしめたりき。尤も餘りに餘裕を存し、其上二寸に及ぶ厚板にて造りたる棺槨の二重になりたることゝて、之を舁き擧ぐるに多大の力を要したりしが（程なく先代を喪せる岩倉公は之を模範に採りてその宏費に迷惑せりといへり）、とまれ棺槨の效力にて、埋葬まで五旬の長き間、殯殿に在して安全なりしは、亦是を豫知しゐたるが如き感をなすにぞ。

それより御魂遷しの式以下を逐條に査定したりしが、横山、蜷川との應答は專ら久米になさしめ、古川は一々切紙に略圖を寫して註記し、大先生の平生に似ず、自ら書記の勞を執れるが如く筆を控へて贊談にも餘り容喙する事なかりしは、疲勞哀傷の爲めなるかと思惟せられたり。かくて査定を進

行せしめて、以下の諸儀を決せり。　即ち斂棺には、先づ御遺骸を、濡れたる淨布もて拂拭し奉り、束帶を著けまゐらせ、寢牀に淨布を布いて臥させ奉る後、靈璽を面前に置いて御魂遷しの式を行ふ。　其式は、喪主親ら誄辭を讀みて拍手禮拜し、畢つて靈璽を机上に奉安するものにて、其誄辭は、式案にある如く簡短にて然るべく、かゝる文に詩的の辭を飾るの必要なし、但し靈璽の持ち運び等に介添の者一人を定むべし。　靈璽は、圖の如く（式案にあり、古川之を寫せり）檜材を以て造る、是は將來祠堂に安置せられて祭典を行はるゝ神主なるを以て、應分に良材を擇みて淨美に造らるべく、而して之を冒する匣蓋を具し、常には之を覆ふことゝし、祭時には撤去開眼すべし。　璽には喪主親ら左の如く書せらるべき要あり。

從二位藤原朝臣直正卿之靈

御魂遷しの後は、神靈これに遷り給へるにより、喪主其前に白絹の玉串を奉り、賢木を立て竝に其臺を造りおく（古川これを圖す）。　此他生花を供し得べしや否やの問題に對して、喪中には白花を供して可なりといふものありしが、蜷川

墓誌

亦、古代の土器の中には、花瓶を埋藏したるものも墓壙より發見せらる、上に三孔を穿てるよりせば、三枝花とは是をいふにや、但し未だ確説はなし、其他埴輪は、いふまでもなく土師部の烙成したるものなれど、其廢れしこと久しきを以て、今新しく復興するの必要なし、石人、石馬は厚葬の遺物なれば猶更の事なりといへり。墓誌は棺上土を掩ふ尺許の所に埋藏せらるべし、是は耐久の要あるを以て、陶磁にて製するか、若くは銅牌に深く鐫字して作るべく、黄金を嵌すれば猶良し、其誌文としては姓名年月日齡を鐫り置くに止めて可なり。時に蜷川は注意して、墓誌は、千歳の後に發掘に逢ふも、その何人の柩なるかを知らしむる爲めのものなれば、明治の大納言は以前の大臣に比する貴榮とて、必ず公の大納言の顯職は、これを記し置かれたしといひ、よりて

故從二位大納言藤原朝臣直正卿之柩

明治四年辛未正月十八日薨五十八歳

と鐫字するに定めたり。

勅使參向

是日園池侍從を勅使として永田町邸に參向せしめられ、正四位公へ左の弔辭を下さる。

聞召候、

依之　勅使被差立。

尋で古川與一は、明朝御棺成るべきを以て、午時に斂棺を行はるべしと、具さに査定の斂棺式を正四位公に稟白したりしに、公は與一に其斂棺併せて介添役を命ぜられたり。

明る二十日の午時比、古川は本邸より久米を呼びて靈璽に書く文字を問ひ、從二位藤原朝臣直正卿之靈と久米の答ふるを筆を執つて書かんとせしに、手顫へて字をなさず、涙溢れて紙を濡しければ、『宜し、記憶せり。』とて、正四位公の處に向ひ去れり。久米は之を見て、大先生平生の能筆に未だ無きことゝて怪しみはしたれど、公の遺骸に束帶を著けしばかりのことゝて、悲痛の感情によるなるべしとて罷りしが、公は古川の介添にて御魂遷しをも濟まされ、御棺を正寢の槨に藏めて殯せられたり。旣にして本邸より葬式方

古川與一葬式方の移徙を促す

に歸りし野田は深川、久米に向ひ、今古川は『數日我座敷を塞がれて甚だ困る、急に葬式方を移されたし。』といへり、始めより知れきつたる事とて、今更かゝる言を聞くべしとは思はざりしが、大先生の困らるゝは相違なきに似たり、されば數日取込みたりし多くの雜具を、疾く初め指定したる廨舍に運ばしむべし、大先生の氣儘にも亦困るなどと語り、遽にその引越しをなさしめたり。かくて三人は、一塵を留めずして之を返さんと、自ら箒を取つて各室を掃ひたりしに、その畢るに先だちて古川は歸り來り、三人を勞して居間の茶風呂邊に團座せしめ、自ら麥酒二壜を取り出して、螺旋の栓拔きを突き込み、これを捩ればキルクは自然に拔け上がる、誠に便利なる器械なりとて、他の一壜の栓をも拔き、コップ四箇に麥酒を瀉ぎ分けて共に喫しながら、少々談話を交へたりしに、日は既に暮れかゝりければ三人は辭して歸りたりき。

古川告別の酒を汲む

是れ三人に對する告別の酒なりきとは、明日に至つて知られたり。

二十一日は邸內の男女へ殯殿の拜禮を仰せ付けらる。午前九時比、古川は久米を舍宅に呼び、書齋に於て銅牌出來たりとて之を示し、此面に書く文

古川與一殉死す

字は如何に定まりしかと問ひて、故從二位大納言藤原朝臣鍋島直正卿之柩と正面に書し、右側に明治四年辛未正月十八日薨五十八歳と少し小字に書すべしてふ久米の答を聞きつゝ、自ら筆執りて紙に書寫し、此通りなるかとて念を押せり。　かくて机に向き直り、硯の水を足して墨を磨すること良久しかりしが、軈て、端坐して筆を濡し、銅牌に向つて之を正楷に書き出せり。古川は、その筆蹟勁健遒美にして、平素這般の文字を書するにも、筆蹟位地の入神なる名譽の人なりしが、殊に此牌の文字は、精神を込めて書きしにより、實に端麗を極めたり。　古川は書き畢へて眼を凝らし、牌面を熟視して、善し之を鐫らせて黄金を嵌するかと念を推し、久米の然り、鐫りは深きを好むといへる答に首肯したる後、用事は是だけなりとて、久米を返したり。　其時家内に人なく、細君は納戸に於て更衣中なりき。　かくて午餐の畢る比、其妻香田氏は殯殿の拜禮を畢へて歸りしに、古川は座敷に赤毛布を敷きて端坐し、短刀にて吭を切つて、絶息し居たり。　かくと見たる香田氏は、驚き慌てゝ下女を走らせて本邸に報じければ、醫師松隈、澀谷走り來りて之を檢するに、名

刀にて深く吭を切斷したれば、蘇生すべくもあらず。よりて葬式方其他へ之を報じ、邸內より集ひ來れるものは、屍體を屛風にて隱さんと言ひしを以て、細君は、恰も好し、新製の二枚屛風ありとて、取り出して之を立てしに、白紙を張りたるまゝのものなり。細君は之を見て、是は去年の暮に作られたる屛風にて、その時自身眺めつゝ、畫や模樣を書いたるよりは、白紙のまゝなるがさつぱりして宜しと言はれたるが、扨は其時より此用にもとて態と作られりしか、一向に心附かざりきと言ひき。葬式方の三人も之を聞き、初めは自宅に葬事を議し、殯斂の事には仔細に注意し、斂棺畢るに及んで宅を明けしめて告別の酒を飮み、本日墓誌を書き畢へて本意を遂げたるなり、これ早くより豫定せる行動にて、其用意の周到なる感服の至なりとて、互に語り合ひて感慨に打たれたりき。蓋し本人は、久米を歸したる後、細君に下女を附けて本邸に往かしめ、銅牌の餘墨にて在鄉の嫡子源太郎への遺書を細かに書き認め、其終りに、

君ひとりのこしまつりて故里へ歸る心のあらはこそあらめ

今はとて急くや終の旅衣たちおくるべき我身ならねは
なる二首の歌を書してありけり。當年五十九歳なり。
是日殯殿の拜禮を畢へて、家令張玄一、家扶山口一郎等も皆邸に在り。より
て彼等は先公の家扶千住大之助、片山傳七等と共に相議したりしが、いづれ
も其忠誠は感服の至りなれど、殉死は德川幕府之を嚴禁して、天下の大罪と
なしたる以上、之を顧みずして褒賞などありては、朝廷の聞えも如何ならん
と憂慮し、よりて江藤中辨に謀りしに、江藤は、是れ實に佐賀藩の美事にて、先
公の盛德光輝を一層に發揚するものたり、決して用捨せらるゝには及ばず
といひしかば、之を公に啓し、かくて左の發表あるに至れり。
古川與一遂ニ自殺、右者別而御幼年之砌より御相手勤、以來數十ヶ年別而蒙ニ
御厚恩ニ罷在候末、形之通遂ニ殉死ニ候に付、達ニ御聽ニ候處、左之通被ニ仰出ニ。
(別紙)
故從二位樣薨去後今ニ自殺、右者全殉死と相見、一體御法度之旨も有レ之、御沙
汰にも可レ被レ及哉に候得共、年來御厚恩之末、右之次第に付、格段之譯を以、猶

厚吟味申上候樣被思召。

殉死の處置

是に於て猶詮議を盡し、その結果藩初興國公（賢崇寺殿）に殉死したる江副金兵衛の例に依り、左の如く吟味して伺出でたり。

故古川與一致自殺候段、格別情實有之候に付而者、以前殉死之人御弔被下候見合を以、贈正二位樣御玉垣外へ、葬埋被仰付方に者有之間敷哉、此段奉伺候。

但格別之思召を以、爲葬料金百兩忰源太郎へ被下之。

其後十人扶持を永世下さる。與一は十八扶持にて次男より召し出され、家名を立てたるに、一倍の祿となりたるなり（此祿は廢藩の後も鍋島家より給與することになれり）。殉死の人を弔ひ下さるの文意は、晦しと雖も、前にいふ江副金兵衛を指せるに外ならず。

江副金兵衛の純忠

江副は興國公の厚恩を蒙り、その葬後には追腹を切るべきもののなりしに、御跡を弔ふとて出で去りしまゝ行方知らず成りたりしかば、諸人みな腹を切るが痛さに出奔したるなりとて、爪彈きして謗りたりしに、光陰は過ぎて一周年に及びし時、墨染の衣を著け、いと窶れたる旅僧、箱を背にして

高傳寺なる法會の準備をなす處に來りたり。かくて箱を本堂に卸し、其中より取り出でて恭しく安置したるは、衣冠正しき貴人の木像なりしが、驚て怪しみて見つゝありたる僧徒に向ひ、以後は此像に回向を御頼み申すといひたりしに、僧に其顏を見知れるありて『主は江副金兵衞さんではないか。』とて、寮に引き入れて饗應し、その出家せし由來を問ひたりしかば、彼は、興國公追弔のため、高野山に到りて出家を遂げ、この像を刻みて回向しゐたりしが、一周年御忌に近づきたるにより、負ひ奉りて歸り來れるなりとて、委しく物語るところありき。かくて僧徒は、用多ければ失禮す、遠慮なく此に休息せられよとて、茶菓を出し、食事なども心附けて立ち去りしが、良久くしてその寮に到りしに、金兵衞は自殺して緒切れゐたり。僧徒は驚き慌てたるも、甲斐なきを以て、寺より之を屆け出でしに、泰盛公を始め、冷腹は切り難きものとて、其純忠を嘆賞せられ、よりて塋域に靈屋を造りて、さきの木像を安置せらるゝと共に、其背に金兵衞を埋葬せしめて、小き僧の圓塔を建てられたり。後に墓參するもの、金兵衞道心の墓とて、その歷史を語り傳へ、爲めに佐

賀に隱れなき美談となるに至れり。古川の埋葬は、その例によられたるなり。

公への贈位と佐賀の歸葬請願

二十三日少辨五辻安仲勅使として、永田町の邸に就いて、先公に對する贈位の宣下を達す、左の如し。

天皇御璽

故從二位藤原直正

宣力封疆夙竭方面之職。盡心皇室、丕贊維新之功。國家柱石、臣庶儀型。忽聞淪逝良切傷悼。因贈正二位、彰其功。宣。

天皇御璽

明治四年辛未正月廿三日

(位記)

天皇御璽

故從二位藤原朝臣直正

贈正二位

從一位右大臣藤原朝臣實美宣
從三位大辨藤原朝臣俊政奉行
明治四年辛未正月廿三日
天皇
御璽

佐賀歸葬の議

正四位公謹みて之を領受せられ、贈位奉告式を行うて殯殿に告げらる。斂殯を畢ふると共に、贈位宣下の光榮を得たれば、今は時日を定めて埋葬を行ふのみなるに、依然葬地は決定せず、葬式方の司藏深川は手を閣して之を待ち、短景は荏苒として移行けり。蓋し薨去の當時訃を聞いて集まれる副島、大木、大隈、江藤等の、雙方の令扶と共に正四位公の前にて議を盡したる結果、麻布邸埋葬のことに決したりとは雖も、令扶等は、兎角佐賀の『あいばって ん』に纏綿せられて、佐賀への歸葬を『ねだる』の意あり。尤も其時野田祭四郎のみは、竊に他を顧みて、封土を還して東京貫屬たる上は、之を破毀して迄も遠く舊領地へ歸葬するは成立せぬことなりとてあきらめたりしが、邸内の多くは、尚あきらめ得ずして因循したり。されば神葬式の査定に際し、毛髮

分葬の是非

を佐賀に分葬し得るや否やを問ひ來り、よりて横山、蛯川の賛談にかけたりし結果、一身を分葬する理あるべからず、但身首その處を異にしたる者には首塚と軀體塚との兩墓を存するありて、首塚を本墓と認め來れり、されどこれ忌はしき例なり、又茶毘に附したる納骨處を本墓となす、此外茶毘處に灰塚をも修めて墓となすもの、或は分骨して墓を造るもの、又土葬に爪齒などにて墓を造りたるものあれど、皆逆修の墓に屬す、分葬して兩墓を造るの法は絶えて有るべからずと決するに及び、邸内の空氣は復歸葬に逆戻りして決定せず。即ち葬式方にては深川亮藏司藏を擔任し、麻布邸を臨檢して、東部の竹藪を開撥し、寺域と隔離して神葬の地域となし、東の通街より門を開くと共に、崖に曲折の大路を作りて登る經畫をなし、而して兩三旬の日子を大夫人始め會葬者の佐賀より集まるに與ふることゝし、其日數中に該土功を成就すべく著手を急ぎたりきと雖も、因循決せざりけり。

是時正四位公の滯京は、洋行途次の寄寓の姿なりしため、先公薨去後の事務は先公の家職之を辨じ、佐賀の介扶は御病氣伺に來り合せたる事とて、任

麻布埋葬に決す

務を有せず、溜池の藩邸は家政の分離後、交渉の便宜に先公信近の野田を出して大廚となし置かれたれど、彼は既に御側の資格を失ひ、深川、石丸、久米亦正四位公洋行の隨員にして職務を有せず。されば公には、百武等三人の近侍その給仕に當れるのみにて、既に藩の職務を參事に委ね、家政を令扶に委ねて、單身先公の家に喪主となられたりし事とて、機關に離れたる軸車の如く、運轉の機能を失はれたり。由來先代の喪に際しては、其御附と嗣君の御附との間に、疎隔齟齬を生じ易く、從つて違亂を生ぜる例も少からず。殊に今度は朝政大改革より、藩の改革まで行はれたる草創の際とて、皆人度を失ひ、感情と舊例とに牽かれて、爲めに葬地の事をも延遷するに至れり。よりて深川、久米は百武を以て公の裁決を促さしめ、二十四日に、

御遺骸於㆓麻布御邸内㆒御埋葬御整被㆑成旨被㆓仰出㆒。

但御先代樣より之末に而、御歸葬之義精々御吟味相成候處、當時朝廷御觸達之御都合有㆑之、無㆓餘儀㆒本文之通被㆓相決㆒。

と、家扶を通じて仰せ出さるゝに至れり。歸葬を精々吟味とは、諸徵士の間

を回りて懇請せる家扶等の説諭或は論破せられたる事實をいふに過ぎず。御先代樣より末とは、當家十一代の内、江戸に逝去ありて、ために麻布に葬り、賢崇寺を建てられし興國公を除き、餘の九代の佐賀にて逝去ありし事と、只先代巍松公の江戸に逝去ありて歸葬せられたりし事とをいふ（第二編第十巻第三十二章に出づ）。朝廷御觸達とは、東京貫屬の布令をいふ。蓋し舊幕府も亦江戸住居を嚴行し、代々の夫人は皆麻布邸に之を葬りて、高傳寺には其毛髪を祈葬するに過ぎざりき。かく是等の例を考へむか、佐賀歸葬は、然く執著する程の歴史なきのみならず、他藩と異り、麻布邸内に賢崇寺を建立して墓塋をも有せることゝて、亦固陋の擧たるを免れざるなり。

一旬祭

是日淮家扶秀島源吾を佐賀に遣はし、薨去の次第を發表して、兩度勅使參向ありて、贈位宣下ありし事等を報道せしめ、二十七日は殯殿に魚鳥山野海圃の菜を供して一旬の祭を行はる。爾後毎旬之を行ひて五旬即ち葬日に至れり。薨去の報に接すると共に、麻布邸埋葬の内定なる由を聞きたる佐賀藩廳に於ては、權大參事中野兵次（内匠改め）を始め僉之を不可とし、宗室鍋島四

郎其他の國老と相談し、先代巍松公の如く、尊骸は佐賀へ御歸葬ありたしと議決したりしかば、四郎、兵次等數人急ぎ上京し、二月初旬到著、直に正四位公に謁して之を申請せり。然るに同公は、當地にて御臨終なれば麻布の塋域に奉葬するが至當なり、藩中の一統が御歸葬を渇望する情願は尤の事なれど、先君の遺志もあらせらるゝことなれば、能く事理を考量して願立がましきことは差し控へよと仰せられしを以て、二人は猶各徴士に相談すると共に、豫て岩倉大納言にも懇命を承けたれば、往いて其情願を述べたり。蓋し初め葬地の査定あるや、朝廷よりは、東京貫屬の布令に泥みて、强ひて藩士の情を撓むるには及ばず、隨意に定めて然るべしとの注意ありたるより、彼等は藩中の情願といへば、初議を飜へして歸葬するを得べしと量度し、よりて斯くは斡旋馳走せるに外ならず。されど時態に至重の關係を含み、容易に變改すべからざる事情ありしを以て、二人の奔走は遂に徒勞に畢りたり。

巨人は重要の關係を有す。公は明治の鴻業を負うて朝に立ち、岩倉大納言と陰陽相和して皇政一統の業を肇められ、今や其半途にして薨ぜられた

廢藩斷行の機密

りと雖も、去十二月には、岩倉卿の、木戸、大久保の參議と鹿兒島に往いて還りたる事あり、其やがて廢藩を斷行する機密なりしは、後に至りて知られたりしが、該機密は公存生の時より謀議の熟したる者なり。即ち去々年公は長藩と申合せて版籍奉還を斷行せられ、爾來國家統一の業を順次に運ばれたりと雖も、薩藩に對しては、常にその決心を疑はれ、決して心を緩むべからずと戒めて薨ぜられたりしなり。薩藩の擧動は前卷第九十八章に略述するが如く、隅州は封建階級制を墨守して俗論派に翹望せられ、西鄉は急劇改革を行うて破壞論者に推崇せらるゝ、その朝政改造の志ありと稱せらるゝは、兩派同一なれど、互に氷炭相容れざると共に、亦齊しく國家統一、海外宣威の大業を害するものなり。如何となれば、俗論と劇論とは只寛猛の異なる迄にて、世界の大勢に盲なる無經綸の徒を動搖せしむる事は、同じければなり。然るに國家統一に對する公の策は、全國の版圖を收めて統治に入れ、全國の富力强力を養うて世界に對するにありて、其が一般に影響する所を皮肉に言へば、岩倉卿が廢藩の前月江藤中辨に與へたる密書に『宇內の形勢一變し、所詮

公の東京の上となられし苦衷

從前の姿にては皇威海外に竝立せざるにより、四藩奉還して力を一にし、日本全國の人力に食むを怠らず、大祿を世々にし自ら足れりとするは、人才敎育にも害ありて益なし云云。』といへる是なり。即ち更に簡短露骨に換言すれば、廢藩の時、越前藩雇の外國敎師が『官僚主義は顚覆したり、日本の病患は働かざる役人と、懶惰なる遊食者との多きこと是なり、今度シンドバートは海の老人を振り離せり、新日本萬歲。』といへるものに充當す。此新日本萬歲を呼ばしむべき機密を含める岩倉卿、即ち公の分身とも見做さるべきものゝ、風濤を冒して僻遠の薩摩に往來せる際に方り、厭はしき江戸太平の末に行はれたる例を尋ねて、公の遺骸を舊藩地に歸葬し、減少せられたる祿にて働かざる役人と、懶惰なる遊食者との情願を慰藉せんとす、思へば無遠慮なる次第ならずや。

數百年來結び附いたる情誼を振り離して、領地を朝廷に返上せらるゝと共に、自ら亦東京の士となられたりし公の苦衷は、此に呶々するも際限なけれど、其國家の爲めなるは即ち藩中のためなりと思惟せられたりし事情を、

茲に少しく數字の上にて言ひ添へん。前年版籍を收めし後の全日本の現收入は、府藩縣を合せて米一千零八十萬石には及ばざりき。而して農民の收入六分とするも、尚一千六百二十萬石に過ぎざりしかば、是を三千二百萬口の飯米に充つれば、一年九斗に及ばず、而して一千零八十萬石より、華族の祿に百萬石、士族、神官、僧侶の祿に六百五六十萬石を割きて、華族四百家、士族四十三萬戸及び神官、僧侶の餘多を養ひしかば、政費と陸軍費とに充てらるるは餘す所の收入三百萬石に過ぎざるなり。此の如く、最早水田の米は喰ひ盡されて上下貧困に陷り、國威を海外に宣ぶるなどは思ひも寄らず、蓋し三千萬口を有したる大國の、此の如き貧弱に迫れるは、政治の發達を阻止したるによるなり。されば統一せられたる國家の下に、三千萬の士民は、總て活動して自力に生活すると共に、其餘力を集合して、盛んに富國强兵の道を講ずべく、然らずんば外國の侮りを受けて、滅亡すべき運命は眼前に現はるべしとは、是まで多年の實際經驗よりして建てられたる公の經綸大策なりき。故を以て公の薨去は、國家の柱石を失ひたるに似たりといへ、岩倉卿は

歸葬の情願却下と舊藩重役への懇諭

尙其遺志を遂げんとて苦心慘憺たりしなり。されば遺骸を一旦奉還せられたる舊藩に歸葬し、舊士領民の情を慰めむといふは、細故なるに似て、實は重大の關係を有するものといふべく、ために全國は其耳目を驚かして、鍋島の、大納言として首めに版籍を奉還したるは名義のみ、實は舊領を永久に持ち傳ふる本意あるなりと號すべく、只さへ動搖せんとする諸藩士の俗論劇論は、ために油をさゝれて益々煽起するに至るべし。此の如く國家に重大の關係あるべきを以て、岩倉卿は機密運動の際とて、然く明言はせざりきと雖も、當事體に差し響き、小事も大事たるに至るべく、旁々歸葬は決して宜しからずと諭し、よりて、四郎、兵次の兩人も納得して思ひ止まりたり。

二月十五日いよ〳〵佐賀歸葬の情願を斥け、正四位公より舊藩の重役へ左の通り仰せ出さる。

贈正二位樣被遊薨去候に付而者、一般哀痛思慕之餘、責而御尊骸樣御願下ケ、於藩御葬式相整度、千萬致渴望候趣、承之内々令感心候。然處當御事體何分其通參り兼、既華族者東京住居之御布告にも相成居候得者、於爰許御

葬埋、條理當然之儀に而、押而於其許御葬埋等相願候義者、朝廷御趣意にも不相叶、乍不束知事之職掌をも被仰付置、何分御趣意相戻候儀難致、依之案痛苦慮、不得止之至情を抑へ、前段之通決著、於爰許御葬埋相整儀に候間、何れも殘情可有之候得共、我等遵奉之微志、篤と承知可有之事。

かく岩倉卿は、公と同心一體となり、殊に國家の大經綸に於ては師兄の如くに公を信頼したりしかば、公薨去の後は、亦正四位公を猶子の如くに眷愛し、公の遺志を遂げむと、頓て全權大使として洋行する時、同行英國留學をなさしめたり。

公を麻布別邸の塋域に葬る

墓域開撥

東京埋葬に定まりて、深川亮藏の麻布別邸の葬地開撥に取り掛りたる頃、佐賀歸葬の情願動きたりしが、葬式方に於ては迚も成立せざる事として、猶土功をつゞけ、一時感情を傷る嫌ありとて中止したりきとは雖も、其願の頓挫したるを見ては、復只墓地を開き置くのみと稱して土功を始めたり。江

式外の諸設け

藤中辨は固より歸葬に頓著せず、唯敎部省の葬式案には滿足せずして、久米と共に之を盛大にせんと謀れり。久米は、形式虛儀は强ひて增加する要なく、公は生前の鹵簿だに無用として質實簡素を主とせられたれば、葬具を盛にするを須ひざるべし、但尊骸につく物には勉めて堅牢耐久の方を講じ、人の見ざる埋藏の物に資力を用ゐるべし、かの古川は、生存中、棺槨の故事を討究して、古代は棺槨なしと說きたりと雖も、式外として棺槨を具ふべしとて之を決せり。是より委員は式案になきを式外となし、從來の佛葬の風習よりしてなさるゝ種々の要求の中、體面を破らざるもの、例へば供花、獻燈等の如きは許容すべしと相談せしに、江藤は大に之を然りとし、乃ち式外に大石を刳りて槨を造り、其中に棺槨を藏めんと企て起したり。久米は之に贊同したりしが、之に應ずる大石は遍く東京の石屋を搜索したれども無かりしを以て、厚き切石の三枚にて槨の輪廓の餘裕を存する程の大石材を以て、埝石蓋及び周圍をかこひ、墓壙に大石匣を造り、其中に瘞藏し、埴土石灰を練り(當時叩き工といふセメントの一種なり)、之を鎖固するに決定したり。司藏の深川は土功を督

して塋域を開き、東の崖に曲折の大路を作り、東街(今は塞がる)に門を開いて神葬地へ往來せしむると共に、籬垣を以て賢崇寺域と隔離し、小門にて便路を通じたり。かくて墓壙を鑿るに及び、石匣の巨材を新大路より運び入れて之を壙內に裝置し、併せて新大路を搬送して築固の實驗をなすに利用し、三月初旬に至りて墓壙漸くに成りき。

葬送の式日決す

本邸の葬式掛に於ては、歸葬の情願達せずして、麻布埋葬に決したりしかば、其日家扶田中清輔に其次第を含めて佐賀に歸らしめたり。然るに横濱長崎間每週發郵船の便宜よくして、歸葬願のために情を傷めて上京するを得られざりし大夫人、慈貞院、祁姬兩公女は、二十三日佐賀を發輿して長崎に赴き、郵船に搭乘して三月朔横濱に著し、翌日永田町邸に入らせらる。一方殯殿には二十日祭、三十日祭、四十日祭を過し、漸く葬日を定むるを得て、七日に葬儀を舉行するに決したりしを以て、二日より三日間、元佐賀藩士の官省に出仕したる者、及び兵隊書生に對し、殯殿の御棺前にて拜禮すべく仰せ付けらる。かくて久しく延滯したりし葬儀の準備も既に整はりしに、賢崇寺

住職の拜禮を願ひ出づるに及び、その許否について問題起り、僧尼の葬式場に入るを許さぬ敎部省の意向に累はされたり。

初め神葬式の草創なるため、特に委員を命ずると共に、辨官よりは顧問の學者を囑託し、葬式を査定總轄する別局をも建てたりしが、本邸にも亦扶從以下の家職御葬式掛合を命ぜられて斂葬一切の事を主辨し、敎部省より遣はしゝ西川、岡の二人にも、葬事掛合を囑託して時々參仕せしめたり。葬式方は省の式案を修正する意なるを以て、彼等を加へざりしに、大體原案に依る事となし、少々潤色したるは、司禮の久米が本邸に往いて、二人にも談じ、且つ大納言にもなられたる大國主の葬式は、東京人の具瞻するところなると共に、外國人も會葬し、新聞紙亦世界に報道すべきを以て、之を利用して皇道の卓越なるを知らしめ、佛敎の墮落、基督敎の淺薄なるを自覺せしめて、神道を世界に弘めざるべからずなどとて、其褊狹の固執を和らげしかば、二人も悅んで省に人乏しきを慨するなど、こゝに事は相忤ふなくして進行したり。されど家職の人々は、舊例を追るの外に能力なく、葬式方の定めたる式以外

の細目雜事を佛葬の習慣に依りて爲さんと欲し、二人が元社人なるより、寺僧同樣に看做して質問したりしを以て、彼等は宗敎的の篤志なかりきと雖も、官令を驕して佛敎の習法を排斥し、かくて自然感情を激しゐたり。されば賢崇寺住職の拜禮願についても、家職は異議なきことゝして待遇を問ひしに、二人は、僧は神葬式場に入るを得ずとて之を拒み、遂に家扶千住大之助自ら面會說得するも固執して聽かず、よりて家職の者は、社人輩の跋扈を憤ると雖も、之を如何ともすべからずして、其處置に困りたり。

賢崇住職の拜禮問題

斯くとは知らず本邸に到りし久米は、家職の人より賢崇寺は拜禮するを得ぬかと問はれしを以て、入つて西川、岡を見、普通の歸依僧ならば程よく拜禮を斷りて可なれど、賢崇寺は佐賀藩士の出家なるに止まらず、邸內建立該寺の住職にして、今度若し佛葬ならば、其導師となりて引導を濟まして隱居すべき先例の下にあるものなれば、神葬なるため其榮に與かるを得ざるさへあるに、此上更に拜禮をも許さゞるは、殘酷薄恩ならずや、藩士は二三男にも拜禮を仰せ付けらる、是よりするも之を拒む理由なしといひしに、二人は

久米僧俗ともに拜禮せしむべしと力說す

僧は神前に出づるを得ずといひ、否僧として禮拜するに非ず、藩士の一人として拜するなりといへる久米の反駁に對し、猶僧尼の名ある者は不可なりと固執せり。久米聞いて、其は怪しからず、僧尼の名ある者は拜禮を得ぬならば、先公の長女におはす慈貞院樣も尼なれば、終身父君の靈を拜するを得ざるかといひ、二人の御親子は格別なりといふに對して、親子は格別ならば兄弟も格別ならん、御親戚にも此の如き方あるべく、元御附の尼となりたるもあり、醫師、茶道等の剃髮して十德を著する者亦皆僧なり、而も一々その緣姻と業體とを問うて拜禮者を式場に入らしむる面倒は迚も行はるべき事ならず、畢竟無理の事は取り計ひ難し、押して拜禮を許さゞるべからずといひしに、二人は語塞がれり。久米は言をついで、思ふに是は御兩人が神葬を淸肅にせん爲に主張せらるゝ論にて、省議に於て討究を經たる決定にあらざるべし、是まで御師等の伊勢參宮の剃髮者に紙製の髻を賣り裃を貸し、之を著けて拜禮せしめたりし習慣は、醫師、茶道輩の嗤笑したる所なり、神が果して僧尼を嫌はれむには、是れ神を欺く所爲たり、今は定めて廢せられたる

當時の神葬式は滋潤に乏し

べし、今度の葬式に會する者には、舊藩士は勿論、僧侶外國人も多かるべく、而して是等外人は各自國用の禮服を著用すべく、中には玉串を捧ぐるを拒みて基教十字の念誦をなすもあらん、現に宣教師フルベッキは正しく基教の僧なり、かく異俗の會葬者あるに對し、其參列を拒むを得ざる以上、賢崇寺にのみ拜禮を拒む片手落の事は斷然取り計ふを得ず、又僧に袴を著けよなどとは言語道斷の事なりとて、遂に二人を承服せしめたり。斂葬は男女哀痛裡に行はるゝ最も感情的の儀式にして、靈魂禍福説より形成せられたる最も宗教的のものなるを要するを以て、形式に流れて久しく因襲し來れる佛葬には、厭嫌せらるゝ宿弊多かりき。されば、今度復活せられし古風簡素の神葬は、よく佛式の垢染を去つて純淨なる感をなさしむべきに似たりと雖も、實際には依然甚だ無意味なるを免れざるものあり、殊に其細目の如き、舊來の習法に代へて男女の感情を慰安する所なかるべからざるに、只官令の下に强行せるものとて、其宗教的滋潤は著しく薄かりき。加之此頃猶神佛混淆を排斥する熱熾んに、官には舊習打破にのみ力めて、神道を以て男女の

宗教心を誘導する溫情なかりしを以て、種々の細故に拂戾を生じ、因て頗る迷惑なる事も少からざりき。茲に擧げたるは其稍ゝ大なる一例なり。

七日は陰りて陽光を漏らさず、風は穩かなれどやゝ寒くして、誠に幽愁なる空なりけり。午後出棺と定まる。是に先だち主上は伏原侍從を勅使として、瓶子酒鮮鯛魚雉子鳥梨子果野菜を棺前に下されしが、其他諸華族家よりの賻奠亦夥多し。正午殯殿に祭式を擧行し、喪主以下の拜禮畢りて棺を擧げて新製の輿に移さんとするや、棺槨を具へたる厚材の棺とて、巨大十餘人の輿丁の扛擧し得る所にあらず、よりて輿を舁する人數を增さゞるべからずとて、俄に其手配りをなすなど、爲に時刻は延遲したり。靈輿の行列は簡易なりき。前行賢木(さかき)を持つのみにて、隨士は喪服烏頭にて前後左右を圍み、銘旌と墓誌を入れたる石匣とを棺前に捧ぐ。墓冢に植うる賢木は根拔にして、墓標と共に後に持たしめたり。喪主は黑袍の衣冠に喪服に著け、藁屣を穿きて徒行して隨はれき。儀衞兵は烏雲、奇勝の二大隊にて、其前後を護し、海兵亦之に隨ひ、威風堂々として麻布に向うて進行す。麻布邸の葬地

には、墓壙を深く掘りて大石槨を築き固め、其上より式場まで屋根板を覆うて假屋を建て、周圍に木柵を匝らし、北に墓門を開く（今の塋域は即ち是なり）。會葬者は邸内の舍宅並に賢崇寺を其控所となし、華族、官員、藩士、及び外國人雲集して之を待てり。かくて靈輿は新に設けたる東門より崖の大路をしづ〳〵と登りて墓壙の前に安置せらる、乃ち其前に於て葬式の祭供をなし、會葬賓客は各玉串を捧げて散ぜり（賢崇寺住職は墓門の前に法衣を著け拂子念珠を持ちて立禮をなす）。式畢る比、微雨到りて日暮る、乃ち柩を墓壙に窆下し、土を盛る尺許にて銅牌を石槨のきしに置き、石蓋を覆うて鎖固す。埋葬畢る比は松明を燃して照らしたり。

埋葬畢る

佐賀春日山に分葬し、松原神社に祠る

佐賀は薩摩、土佐と同じく二重鎖國の藩なるに、時代開國に移るも他の如き狂懆狠狽者を出さゞるは、長崎に攘夷の任務を負うたるよりして、自然外國の大勢に通じたるに由る。然も一方鎖封の結習の他より甚しく頑固なるが如きは、長崎任務の爲めに中央政府の義務を除かれし結果にて、即ち權

毛髪の分葬決す

勢の競爭に冷淡なりしに由らずんばあらず。而して先公の、此結習の士を愛養して、先帝西顧の念を安んじ奉り、時勢と共に變通して益、海外宣威の力を養ひ、よつて朝政を輔翼して國家統一の基を肇められたるは、卽ち封疆より力を宣べ、以て世界競爭の舞臺に立たれたりしものにて、卽ち今や、老公は、佐賀一藩の君主にあらず、實に國家の柱石たり、これその歸葬を許さゞる理由なり。然れども愛養せられたる結習頑固の藩士は、公を東京の士となすは情誼に於て忍ぶ能はず、歷代の墓の佐賀に存する以上、公の歸葬を迎へざるは堪へ難きところなりしかば、乃ち責めて毛髪なりとも護り下りて葬らんとの情願の湧起を見るに至りたり。由來斂葬の事は最も感情的にて、哀痛の極、喪心するものあるに至る。因て正四位公は鍋島四郎、中野兵次、及び國老等に東京埋葬を諭さるゝ同日『御毛髪は藩の春日山邊に於て葬埋相整らる』る旨を仰せ出されたり。

かくと聞ける葬式方の委員は、前に神葬には分葬の墓なきを査定して斂棺を行はれたりしことゝて、毛髪をいつ剃りたるかと怪しみしが、野田祭四

毛髮分葬疑問

郎は、公誕生の胞帶以下元服の前髮、前爪、落齒までは皆匣に納めて保存してあり、而して是は斂棺の中に納むるか、又は匣に容れて墓壙に同埋すべきものたり、蓋し之を護り下るならむと判じたり。元來毛髮を葬るは佛式にて、遺骸を斂する後、導師の僧の其髮を剃りて佛弟子となすを通式とす、即ち香剃にして、舊幕府は是を利用して佛僧に屍體臨檢の權を託し、以て邪教を奉ずるものを監視したり。かくて後には只剃刀を持ちて念誦する形式と成り行きたれど、尚遺骸を斂すれば必ず香剃の毛髮はあるものとして、毛髮を剪りて分葬することは行はれたりき。此の如く剃髮は佛葬に行はるゝところにして神葬になきことなれば、毛髮を護り下りて分葬する理由なく、よりて此疑問は當時盛んに議せられたる所なりき。されば之を記載してここに其惑を解きおくにぞ。

埋葬畢りて、靈璽を殯殿に奉置したりしが、爾後百日祭より一年祭を行ふの間に、邸內に祠を建て、此にて齋き祭ることゝなれり。かくて先公に勤仕せる家職の中、家扶千住大之助は葬後に隱居を願ひ出でて聽許せられ、より

て麻布の御墓側に住して（元賢崇寺の隱居）之を守りしが、片山傳七、家從堤辰十郎、田代兵助、本島喜八郎、及び老女、中老四人當分邸内に留まりて祭供等を勤むべく命を受け、其餘は佐賀に歸らしめられたり。　時に本邸は大夫人以下住まはせられて狹隘なるを以て、正四位公は古川與一が舍宅に徙られ、而して猶政務を離れて、深川、久米侍讀の下に勉學を專らにせらる。　洋行延期となりし石丸は、外國人との交際を生じて外宿せしに、適、宿疾復發して下谷の病院に入りしを以て、久米は毎夕往いて米國史を對譯するとゝもに、傍ら各種の質問を試み、之を公に傳へたり。　然るにその病痊ゆるに及び、先公が交通機關の餘り不備なるを慨き、京濱間に電信を設けられたるに、其實權外人の手に執らるゝ不都合を生じたるを以て、石丸は電信頭を命ぜられて刷新をなす事となり、已むを得ず公の隨行を罷むるに至れり。　かくて朝政は益、理論的となると共に、西洋の知識器械の採用は文明開化を誘きたりしにより、新舊知識の不調和は改革の不折合を甚しからしめ、官吏は多く度を失ふとゝもに、正四位公の襲封以來、學館出身より擢んでられて輔佐に任じたりし家

毛髪の柩下藩す

令張、侍長山口亦みな退隱を希ひ、佐賀家事職にも上京公を佐くべき勇氣ある者なく、先公の喪は梁柱摧けたる感あらしめたり。

二十二日、毛髪の柩は下藩と決して永田町邸を發し横濱に赴く。時に正四位公は混穢にて參朝するを得られず、よりて今暫く滯京せらるべしとて、鍋島四郎にそを護り下るべく命ぜられしかば、准家扶秀島源吾、家從以下其柩に隨ひ、二十四日米國郵船に搭じて横濱を發し、二十九日長崎に著す。此時、佐賀より延年丸を遣はして之を移し、四月朔三重津に著したり。佐賀には久しき渴望の餘とて、元御年寄、御側頭以下の退職退隱したる者、若くは久しく恩顧を受けたる故老等は、いづれも三重津に奉迎し、且は隨從せんとて、思ひ〱に願ひ出でたれども『御歸葬之儀不被爲叶に付、御毛髪三御丸御著棺之節、御式臺前罷出候樣』と達して其願を却下したり。毛髪歸葬の內々に行はるべきものなる意によるにや。翌二日御柩は三ノ丸に入らせらる。乃ち藩廳、家職及び恩顧の人々に拜禮を仰せ付けられ、諸員參列裡に祭式を行はる。是より先き准家扶秀島源吾は東京にて御葬祭式方を命ぜられて下

りしかば、佐賀に於ては其局を三ノ丸に設け、家事職、藩廳官、碩學者に命じて祭儀の修潤を議せしむ。蓋し東京にて行はれたる式の餘り簡易なりしため、儀式をなさずとの謗りありしに因るなり。されど情感と宗教とに關することの文飾には、神儒佛三道各習慣を異にしたるを以て、主尚の是非紛出し、前年文肅夫人當時の喧騷を再演したりしが、原田喬雲（元年寄、小四郎の號）の裁決により、多少の改修を加へて行はるゝに決せり。卽ち墓標なる藤原朝臣の下に鍋島の字を加ふるとゝもに、右に元肥前國主累任至從二位大納言と書き加へたるなど其眼目なり。

前月より其地を相定して開撥に取り掛りし春日山の墓壙は、頗る土功を費して遂に成りたりしを以て、七日葬式を行はるゝに決す。公の二子小城藩知事新從五位直虎侯は、自ら喪主となりて其式に當らんと願はれたるを以て、之を東京に請ひ、四郎を罷めて新從五位に之を勤めしめたり。かくて墓側に番宅を建て、村島百兵衞（元茶道頭）を住せしめて之を守らしめ、翌春春日山にも祠堂を建て、以て藩內士民の追慕の情を慰めたりしが、尋で佐賀士民は

祠殿建立

戸長於保彌平を總代とし、縣廳を經て教部省に願ひ出で、遂に官許を得て松原社側に公を祠る社殿を建てたりき。其後八年一月縣令北島秀朝より左の通り上申す。

（上略）佐賀の故主贈正二位鍋島直正、幼にして祖封を襲ぎ、疲弊の後を承け、夙に報國濟世の志を抱き、自ら振て舊習を改革し、各藩に先つて人を海外に遣はし、博く歐米各國の事情を探り、兵制を革め、洋學を興し、大に人材を教育し、以て皇國開化の基を佐く、戊辰の役、朝命を欽承し、速に兵を發して數々强賊を夷げ、能く藩屛の任を盡す、續いて天下の大勢を洞見、首唱して封土を奉還し、諸藩の率先たり、或は北海開拓の命を奉じ、或は內閣樞機の任を忝し、匪躬蹇勉斃れて後罷む、今日大政維新の美を成す所以のもの、蓋直正與つて力あり、是に由て之を觀れば、直正の如き、所謂世に大功德ある者は、神として之を祀るの比に非ずや、因て朝廷往々故藩主の勳勞ある者は崇して縣社と爲すの例に倣ひ、前の縣官曾て奏請して鍋島氏の祖先及び直正を祀る處の松原社を以て、特に許して更に縣社と爲さむ。（下略）

かくて四月教部省の允許を得るに及び、三社並に縣社たるに至れり。

公の國家に對する勳功は、右の表文に概括せらる、佐賀士民の之を崇めて縣社となすは當然のことなり。然れども洪鐘は其撞木の力如何によりて音響を差す、該表文は公の勳功を盡せるものと謂ふを得ざるなり。爰に其表文に就いて之を言はんに『公幼にして襲封し、疲弊を承けて報國濟世に志し舊習を改革し』といへるは、蓋し一般的讃辭といふべく、公の偉業たるや、世界に對する志業の初歩を擧げられたるに始れるにて、然く平凡のものにあらず、見よ先代の疲弊は、露國の形勢による長崎方面の軍費を糜すると共に、英佛交戰による失禦の譴責をも招くに至り、而も一方幕府の驕奢に煽られて、破產の困窮に迫りしにあらずや。されば公の、邊海の波浪の益、險惡なるを排すると共に、其破產をも救濟して邊圍を固うせんと志されたるは、到底當時に於ける尋常藩主輩の夢想だに及ばざるところなりと謂はざるべからず、卽ち之を救はむとして、他の策なきまゝ自ら粗食惡衣をなすに甘んじ、租入を節約して困窮を救ひ、領民には不飢不寒の王道を施して餘財を蓄へ

しめ、かくて銃砲の改良に力めて邊防を固うせんと勉められたるは、到底舊習改革の語の盡し得べき功績にあらず。公初十年の勤苦を目覩せる領民の、之を感泣奉戴して措かざるは宜なりといふべし。されど租稻の利は已に士民に喰ひ詰められて餘なく、幕府亦外國の近く支那に迫り來れるに覺醒するも拱手無策なりしを以て、公は、山海原野の利を興して財源を求むると共に、石炭を掘り、鐵材を捜集して銃砲製造の準備をなし、遂に自力にて長崎海門の砲臺を築成せられたり。是れ中十年の勤勞にして、その志業の既に封内を溢れ出でたりしは、領民の欣々其榮を誇りたる所なり。かくて陸堡は成れども未だ海軍なく、而も時代は汽船の發明ありし始めに當りしを以て、幕府に勸めて海軍を始むるとゝもに、造艦費の、一藩の能く支ふるところにあらざるを以て、蓄へたる資財の利殖を計られ、日本古來の農業主義は破れて世界と經濟的競爭をなすに至るべきに著目し、因て外國私貿易の初めを利用して、海外の事情を探らんと圖られたり。是れ表文に『各藩に率先し人を海外に遣はし皇國開化の基を佐く』といへるものにして、卽ち後十年

の勳功といふべく、かくて皇國全體に率先せられし公は、最早封建鎖國の君主にあらず。其後封を讓りて閑叟と稱せらるゝや、諸藩の權勢競爭起りて先帝の宸襟を惱まし奉りたるを以て、内旨を承けて内國一致を圖り、外侮を禦ぎて幕府の還政を誘導し、一旦朝政に復するに及んでは病を力めて參洛し、以て開國の大綱を定められしかば、諸侯雲集の中より、特に中納言を經て大納言に任ぜられたり。即ち公は維新の梁柱となりて、版籍を收めて大一統の基を据ゑ、代議政治を始めて各國との文明的競進に堪ふべき規模を定められたる世界的大政治家たり。豈匪躬蹇蹇勉斃而後止などといふべき蹇蹇たる一王臣に止まらむや。大一統の皇業は公によりて樹立せり、豈與つて力あるのみならんや。而して是れ公隱居後十年の勳功にして、その偉大の勳功は佐賀一藩はおろか、全日本を光被すべきものなり。さはれ其雲雨を捲き起されたる龍池は佐賀にあり、されば終身愛養して爪牙とせられし士民の、公を松原社に齋祀するは、亦英靈の欣受し給ふところならずんばあらず。尊骸は葬られて東京の南山にあり、永く憲政の神として國家を守護

勅使參向公の墓前に憲法發布皇室典範御治定を申告す

せらるべし。かくて明治二十二年二月十一日勅使掌典千種有任を麻布の墓前に遣はして、幣物紅白絹各一端神饌酒二瓶、海川魚、海野菜果五臺を供して祭らるゝとゝもに、憲法發布、竝に皇室典範の御治定を申告せられて『今度皇室典範を治定め、憲法を發布らし給ふ時と成ぬるは、專汝命の大功績の顯はれ來りしものぞと、宇牟賀美思食す故、此狀を告給ふ。』と宣べられたりしが、

從一位追陞

更に明治三十三年三月公三十年祭の行はるゝや、朝廷より位階追陞の御沙汰あり、

贈正二位鍋島直正

特旨ヲ以テ位階追陞セラル

明治三十三年三月六日

宮内省

（別紙）

贈正二位鍋島直正

贈從一位

宣命使參向

天皇
御璽

明治三十三年三月六日

宮内大臣從二位勳一等子爵田中光顯奉

この御沙汰とゝもに、

今般贈正二位鍋島直正へ贈位ニ付明七日午前十時宣命使トシテ掌典子爵竹屋光昭墓所へ參向候條此段相達候也

明治三十三年三月六日

宮内大臣子爵田中光顯

てふ申達ありて、宣命使の參向あることゝなれり。よりて當日早旦墓前を布設して高案一脚を置きしに、程なく宣命使參向ありて墓前に進み、隨員の位記策命文を執つて使に附するや、乃ちまづ二拜して位記を案上に奠し、策命を宣ぶる左の如し。

天皇乃大命爾坐世贈正二位鍋島直正乃墓前爾宣給波久止宣留汝命夙久與利

世乃押遷利往久形勢乎遠久謀利深久慮比弖人々止共爾各自志領禮留地乎
大朝廷爾還志中世與利亂禮來志國體乎古爾復左牟事乎勤志美給比志爾依利今志
如此御盛乃　大御代爾成整倍留波專汝命等乃正志久明伎眞心止奈毋思保志食須
故今年三十年乃祭爾値利其我大伎功績乎萬世爾傳倍旌表左牟止爲弖特爾
從一位乎贈利給比位記乎賜布是乎以弖掌典兼雅樂部長從三位勳六等子
爵竹屋光昭乎差使弖如此乃狀乎宣給波久止宣留

明治三十三年、三月七日

聖恩の厚き、泉下に於ける公の感泣想ふべきなり。

あゝ代議政治の建設後、八年にして清國を屈し、又十年にして露國を破り、遂に韓國を併せて、皇業隆々國威を海外に宣揚して已まざるは、公の威德によるものにして、瞻仰深く感謝するところなかるべからず。

鍋島直正公傳第六編終

大正九年八月十日印刷
大正九年八月十五日發行

（非賣品）

編纂兼發行者　東京市牛込區早稻田鶴卷町二百八十六番地
中野禮四郎

發行所　侯爵鍋島家編纂所

印刷者　東京市牛込區榎町七番地
本間十三郎

印刷所　東京市牛込區榎町七番地
日清印刷株式會社